断を行うべきことを規定しております。この健康診断の実施義務者は、事業場、学校、児童福祉施設等集団生活をなすものについては、それ〴〵その集団の責任者、それ以外の一般住民のうち、結核の蔓延している地区に居住する者については、市町村長でありまず。しこうして、この集団のうち、労働基準法、学校教育法等によつて健康診断の義務を課せられているものについては、これとの調整をはかるとともに、結核対策の実体的な一元化をなし得るよう規定しております。

なお、都道府県知事及び保健所を設置する市の市長に対して、結核に感染しやすい職業の者、患者と同居する者等特に感染のおそれの多い対象について、定期外の健康診断を随時実施する権限を与え、もつて患者発見の完璧を期しております。

第二に、生後三十歳までの全国民、及び集団生活を営む者に対して、毎年定期に結核の予防接種を行うべきことを規定しております。すなわち、定期の健康診断を行つた場合、ツベルクリン反応が陰性または疑陽性であつた者に対しては同時に予防接種を行い、また健康診断の対象者以外の一般国民に対しては、市町村長が予防接種を行うことにしております。また感染のおそれの多い対象に対して、定期外に予防接種がなされることも健康診断の場合と同様であります。なお、結核の予防接種の制度は、すでに現行の予防接種法で規定せられているものでありますが、これをさらに実施に便ならしめるため、健康診断と関連を持たせて本法案中に規定せんとするものであります。

第三に、現在、現行結核予防法及び伝染病届出規則によつてなされる医師の届出の結果が、結核対策上十分に活用されていない弊を改め、居住地の保健所において患者を登録し、必要に応じて家庭訪問指導を行わせることとしております。

第四に、医療費負担の制度について申し上げます。すでに御承知のごとく、結核の治療は相当長期にわたり、従つて多大の経費を要する上に、初期においてはさしたる自覚症状がないために、とかく早期に治療することを怠り、その災禍を増大せしめるうらみがあるのであります。この対象として、結核の医療に最も著効のあるとされている医療数種を選んで、その適応症の患者に対しては、公費をもつて医療費の半額を負担することとし、結核の適正医療の普及をはかるとともに、患者の負担軽減を行おうとするものであります。医療の種類として、さしあたり、胸部外科手術、人工気胸、ストレプトマイシン及びパスの投与を考えております。

第五に、結核治療対策の根幹をなす結核病床については、国の設置するもの以外についても補助を与えて積極的に増床を行うため、厚生大臣が地方公共団体に対して結核療養所の新床及び拡充を勧告し、これに対しては国庫から二分の一の補助をすることとし、また営利を目的としない法人に対しても補助し得るように規定いたしたのであります。

本法案は以上の五点を骨子とするものでありまして、その他に、現行結核予防法と同じく、医師の患家に対する指示義務、都道府県知事の行う予防措置の指示、結核を伝染させるおそれのある患者の従業禁止、入所命令の規定、これらの患者に対する医療費の公費負担等の規定を設け、また結核対策全般に関する厚生大臣の諮問機関として、結核予防審議会を置くことといたしております。しうしてこの法律の施行について、地方公共団体の支出する費用については、一定率の国庫補助を出すよう規定しております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことを希望いたします。

次に、ただいま上程されました予防接種法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を説明いたします。

予防接種法が昭和二十三年六月に制定されましてから今日に至るまで、伝染病予防対策上重要な一環としてその機能を果して来たのでありますが、ただ現行法のもとにおきましては、定期の予防接種は必ず市町村長の行うものを受けなければならないこととなつているのであります。これは当時新しい制度として、予防接種を確実に行うため、すべて市町村長の行うものだけに限定し、体系を複雑にしない建前で規定されたものであります。しかし予防接種の普及に伴いまして、市町村長のみにとどまらず、一般医師の接種をも法律上有効なものと認める改正を行い、国民の便宜をはかる必要があると考えられますので、この際予防接種法を改正し、従来の市町村長の行う接種のほか、新たに一般医師の予防接種を認め、その事実を証する証明書等の授受手続を規定しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことを希望いたします。

二、衆議院厚生委員長報告（三月二十四日）

○松永佛骨君　ただいま議題となりました結核予防法案外三法案の、厚生委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

まず結核予防法案について申し上げます。

結核はわが国の国民病といわれるほどに蔓延し、昭和二十四年における人口一万に対する結核死亡は一六・九で、デンマーク、アメリカ等に比べて五倍以上であります。その害は、各個人のみならず社会全般に及んでおり、ひいて国民経済にまで悪影響を与えておることは周知の事実であります。この結核予防をはかるための現行結核予防法は三十年以前に制定されたものであり、もつぱら伝染の防止に重点が置かれておりますので、現代医学の長所を行政の面に十二分に活用するとともに、社会保障制度の一環として患者の医療費の負担を軽減し、もつて結核の予防と患者に対する適正医療の普及をはかり、わが国の結核撲滅を行わんとするのが、本法案提出の理由であります。

次に本法案のおもなる内容を申し上げますれば、第一は、最も結核にかかりやすい状態にある一定範囲の国民に対して健康診断並びに予防接種を行うべきことを規定したことであります。

第二は、保健所長は医師の届出によつて結核患者を登録し、必要に応じて家庭訪問指導を行わせることとしたことであります。

第三は、結核の医療に最も著効のあるとされておる医療数種を選

んで、その適応性の患者に対しては公費をもつて医療費の半額を負担することとし、結核の適正医療の普及をはかるとともに、患者の負担軽減を行おうとすることであります。医療の種類は、さしあたり胸部外科手術、人工気胸、ストレプトマイシン及びパスの投与等であります。

第四は、厚生大臣が地方公共団体に対して結核療養所の新設及び拡充を勧告することができることとし、これに対して国庫から二分の一の補助をすることができるよう規定したことであります。

その他、結核を伝染させるおそれのある患者の従業禁止、入所命令の規定、これらの患者に対する医療費の公費負担等の規定を設け、かつこの法律の施行に伴い地方公共団体の支出する費用については一定率の国庫補助を出すよう規定しておるのであります。

本法案は、去る十六日、本委員会に付託され、十七日、政府委員より提案理由の説明を聴取した後、ただちに質疑に入り、以来ほとんど連日委員会を開催し、熱心なる質疑応答が繰返されたのであります。これらの詳細については速記録によつて御承知を賜わりたいと存じます。

かくて、二十三日質疑を終り、討論に入りましたところ、自由党を代表して丸山委員より、本法案は第七国会において満場一致で可決された結核対策に関する決議の趣旨に沿つて立案されたものであり、国、地方公共団体の負担する費用が増額され、結核対策の予算として一生面を画するものである、ただうらむらくは結核病床と保健所の定員等が十分でないが、一般予算との関係もあるので、運用を将来に期待して本法案に賛成する旨の意見が開陳せられ、国民民主党を代表して金子委員より、健康診断その他結核対策全体を保健所のみで行わないよう結核病床を拡充すること、宗教団体等の民間団体の経営する後保護施設を助成すること、農民も組織労働者や公務員のごとく、治療のみでなく生活も保障される社会保障制度を実現することの希望意見を付して賛成の意を表せられ、次いで日本会党を代表して提委員よりは、社会保障制度審議会の勧告をすみやかに実施に移すこと、後保護を法制化することの希望意見を述べて賛成の意を表せられ、さらに日本共産党を代表して井之口委員より、懲罰規定が多い、後保護の規定がない、国庫負担額が少い等の理由をあげて本法案に全面的に反対する旨の意見が述べられたのであります。

次いで討論を終結し、採決をいたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決せられた次第であります。

次に、予防接種法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、昭和二十三年に制定されたのでありますが、本制度の一層円滑なる運営を期するために次の改正をなさんとするものであります。従来の市町村長が行う予防接種のほか、新たに一般医師の予防接種を認め、その事実を証する証明書等の授受手続を規定したのであります。次は、疾病その他やむを得ない事故の定期予防接種を受けられなかつた者に対して、事故消滅後に予防接種を受けるべき義務を課すること等が、本改正案の提案理由であります。

本改正案は、去る十六日、本委員会に付託せられ、翌十七日政府より提案理由の説明を聴取した後、ただちに審議に入り、熱心なる質疑応答が行われたのであります。次いで質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は全員一致をもつて政府原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

船員保険制度に関しましては、今日まで数次の改正が行われておるのでありますが、本年度よりは養老年金の支給が開始されますので、最近の経済情勢にかんがみ養老年金額の増額をはかり、他の年金給付たる寡婦年金、鰥夫年金、遺児年金等との均衡をはかろうとするのが、本改正法案提案の理由であります。詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。

本法案は、去る二十二日、本委員会に付託せられ、提案者丸山委員より提案理由の説明を聴取した後、ただちに審議に入り、次いで質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は全員一致原案通り可決すべきものと決した次第でございます。

次に、精神衛生法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案の提案理由並びに内容について申し上げますれば、第一は、精神衛生審議会に、正式委員のほか、必要がある場合臨時委員を設けることができること。第二は、市町村長が保護義務者になつた場合の医療保護に要する費用は、その全額を都道府県の負担とし、特別の取扱いをするようになつておりますが、私人が保護義務者である場合と何ら区別すべき理由もないのでありますから、この費用負担の条項を削除することといたしたのであります。第三は、検察官の通報義務に関する規定につき誤解を生じないよう、その表現を改めたことであります。

本改正案は、去る十六日、本委員会に付託、翌十七日、提案者参議院議員中山壽彦君よりその提案理由の説明を聴取した後審議に入り、熱心なる質疑応答が行われたのであります。次いで質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は全員一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院厚生委員長報告（三月三十一日）

○河崎ナツ君　只今議題となりました結核予防法案の厚生委員会におきまする審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

先ず政府の提案理由につきまして説明申上げます。結核は我が国におきましては国民病と言われるほどに蔓延しております。即ち患者総数は全国約百五十万人と推定せられ、十世帯に一人の患者がいることになると言われております。又死亡率は昭和二十四年では人口一万に対しまして一六・九名で、諸外国のそれの数倍となつております。この結核によりますところの直接間接の国民経済に与える損失は極めて大きく、推定一千億円に上ると言われているのでございます。この結核の予防を図るために、すでに大正八年に現行結核

予防法が制定され今日に及んでいるのでありますが、この法律は何分にも三十年も以前に制定されたのでありまして、その後、医学の進歩がもたらしました新らしい予防、治療の方法、例えばBCG接種、ツベルクリン反応検査、エックス線検査によりますところの早期発見予防、胸部外科手術、人工気胸術、ストレプトマイシンその他の新薬の使用によりますところの早期治療につきましては規定されておりませんので、現行法のこの欠点を改め、現代医学の長所を十分に行政面に取り入れると共に、社会保障制度の一環として患者の医療費負担を軽減し、以て我が国の結核を撲滅しようとする点でございます。

次にこの法案の内容を要約して申上げますと、

第一に、最も結核にかかりやすい状態にある一定範囲の国民に対しまして、毎年定期の健康診断を行うべきことを規定しております。この健康診断の実施義務者を、事業場、学校、児童収容施設等集団生活をなす者についてはそれ〳〵その責任者と、結核の蔓延しておる地域に居住する一般住民については市町村長といたしております。なお都道府県知事及び保健所を設置する市の市長に対しまして、結核にかかりやすい職業の者、患者と同居する者など、特に感染の虞れの多い対象につきましては、定期外の健康診断を随時実施する権限を与えて、患者発見に万全を期しておる点でございます。

第二には、第一のところで申上げました集団生活をなす者につきまして定期の健康診断を行なつた者は、ツベルクリン反応が陰性又は疑陽性であつた者に対して予防接種を行うべきことを規定しております。又健康診断の対象者以外の一般国民に対しましては、定期に市町村長が予防接種を行うべきことといたしております。なお、都道府県知事に感染の虞れの多い対象者については定期外の予防接種を行なう権限を与えております。

第三に、現行法によって行われておりますところの医師の届出の結果が結核対策上十分に活用されていないので、居住地の保健所において患者を登録して、必要に応じて患者の家庭を訪問して指導を行わせることといたしております。

第四に、結核撲滅の実際的効果を期待いたしまして、適正な医療の普及を図ると共に、結核の治療に著しい効果の認められておる胸部外科手術、人工気胸術、ストレプトマイシン及びパスの投与などの医療につきましては、公費を以て医療費の半額を負担することといたしました点でございます。

第五に、結核対策の根幹である結核病床を積極的に増加させるために、厚生大臣は地方公共団体に対しまして結核療養所の新設及び拡充を勧告し、これに要する費用に対しましては国庫は二分の一の補助をすることとし、又営利を目的としない法人に対しましても補助し得るようにいたした点でございます。

その他に医師の患者に対する指示義務、都道府県知事の行う予防措置の指示、結核を伝染させる虞れのある患者の従業禁止、入所命令の規定、これらの患者に対する医療費の公費負担の規定、又結核対策全般に関する厚生大臣の諮問機関として結核予防審議会を設置することといたしております。なおこの法律の施行について地方公

共団体の支出する費用につきましては、一定率の国庫補助を出すよう規定しておる点であります。以上が提案理由とその内容の概略でございます。

厚生委員会におきましては、つとに結結対策の重要なることを痛感いたしまして、第一国会以来、鋭意研究を続けて参りまして、第七国会におきましては結核対策確立に関する小委員会を設けまして調査研究の結果、結核予防対策確立に関する方策を報告いたしますと共に、本会議におきましては結核予防対策確立に関する決議を上る一方、本会議におきましても引続きまして結核予防に関する小委員会を設け程、全会一致可決されたのでございました。爾来、第九国会及び今国会におきましても引続きまして結核予防に関する小委員会を設けて調査研究を続け、その間、現地について実情を把握するため、院議に諮り、二月二十五日より中国及び九州地方に委員を派遣いたしまして視察を行い、或いは三月二十八日には参考人として学界の権威者、結核専門医家、臨床家の出頭を求めて、結核対策についての意見を聞くなど、慎重を期して参つたのでありますが、本法案が提出されますや、その重要性に鑑み、特にこれを小委員会に付託いたしたのであります。小委員会におきましては慎重審議の結果、

一、本法案の適用範囲が広汎であり、且つ責任の所在も国及び地方公共団体、保健所、学校、工場、事業場などに分れており、又関連する幾多の法令があるので、それらの緊密な連絡及び調整と円滑な運用を必要とすること、並びに関係諸機関、諸団体との協力関係の確立を図るほか、本法案の趣旨の普及徹底を図ること。

二、保健所の人的物的強化拡充を図り、十分な機能の発揮に努め、本法実施の万全を期すること。

三、健康診断、予防接種に要する費用は将来全額国庫負担とすること。

四、在宅患者にもストレプトマイシンによる療法、パラアミノサルチル酸による療法など適正な医療を受けさせるようにすること。

五、従業禁止又は命令入所を命ぜられた患者に対しては、国は本人及びその家族の生活を保障する措置を講ずること。

六、健康診断、予防接種及び結核療養所設置に要する費用について地方公共団体に対する国庫補助率を増大すること。

七、保養所、養護施設、後保護施設について根本対策を考究すること。

以上の結論を得まして、次の事項を政府に対して要望することを決定いたしました旨、小委員長から報告がございました。

その要旨は、一、健康診断、予防接種の実施を徹底させるためには、医師その他医療機関の全幅的協力を得られるよう考慮すること。二、健康診断、予防接種に要する医薬品その他資材の確保に遺憾のないようにすること。三、健康診断、予防接種に要する費用は全額国庫負担とするよう予算措置を講ずること。四、ツベルクリン反応検査、エックス線検査、予防接種等、実施技術者に対して専門的再教育訓練の徹底を図ること。五、従業禁止、命令入所を命ぜられた患者に対する医療の保護は十分でなければならぬと共に、その家族の生活の保障についても万全を期するよう考慮すること。六、結核患者が適正なる医療を受ける費用に対して公費負担の枠を拡大

すると共に、国庫の補助率を高くすること、特に在宅患者も適正な
る医療を受けられるよう考慮すること。七、在宅患者、同居家族に
対しては、医師、保健婦の訪問指導を徹底せしめること。八、保健
所、療養所の医師、保健婦、看護婦、エックス線技術者、病理細菌
技術者、栄養士の待遇を改善し、定員の確保に努めると共に、専門
技術の研修を徹底し、それ〴〵の機能を十分発揮せしめるよう考慮
すること。九、後医療、後保護施設について根本方策を考慮するこ
と。十、結核発病防止のため保養所、養護学校、養護学級について
根本的方策を考慮すること。十一、結核の感染予防のため乳児院、
託児所、保有所について考慮すること。十二、結核の予防、治療に
関する国の研究を振興すると共に、民間における研究に対しても積
極的に助成を行うこと。十三、従業禁止、入所命令をなす場合の基
準を明示して、都道府県の取扱が区々にならぬようとくと考慮する
こと。十四、結核診査協議会が治療担当部門の運営を阻害しないよ
う特に考慮すること。

以上、本委員会におきましては小委員長の報告を全面的に承認い
たしました。

なお、本法案の審議に入る前に山下委員より、厚生大臣は政府の
結核予防対策に対して如何なる態度で臨んでおられるか、所信を求
めたのに対して、厚生大臣より、来年度以降実施を計画している結
核対策は、第七国会において衆参両院一致の決議の線に沿ったもの
で、全国民の要望に応えた民主的な立法及び施策であると確信す
る。又大綱においては社会保障制度の勧告にも合致するものと考え

ているが、国家財政に制約される関係上十分なものとは言えないの
で、国民の真摯な批判は十分取入れるにやぶさかでないというよう
な意味の答弁がありました。なお、本案に対して各委員より重要な
る質疑応答が重ねられたのでありますが、この間の詳細は速記録に
よつてこれを御承知願いたいと存ずるのであります。

かくて三月三十日の委員会におきまして質疑を打切り、討論に入
りましたところ、自由党を代表して中山委員より、本法案は結核の
予防治療に対処する極めて重要なる法案であり、全国民の期待する
ものである。結核予防に関する小委員長報告の要望事項を速かに実
現するよう努力し、又本案は関係機関が広範囲であるから、よくそ
の方面と連絡を密にし、本法の運営に万全を期するよう強く政府に
要望して本法案に賛成するとの意見の開陳がありました。次に国民
民主党を代表して有馬委員より、本法案に窺われる不備と、政府の結
核対策の現実上今後改善さるべき点を指摘されました。即ち一、政
府の結核対策に必要なる経費の算出が実際に即しないものが多い。
二、保健所の整備の状態が今日のごとき有様では、到底政府の対策
を実行できないものと思われる。三、診査協議会の運営は実行上懸
念がある。むしろ保健所長に任せたほうがよいと思われる。四、BC
Gについては、政府は近代医学の進歩と一段の接触を図り、その
実効を顕著ならしめなければ所期の予防効果が挙らない。五、結核
予防に関する費用の増加と研究委託は、ひとり結核予防会のみなら
ず、広く公私の研究機関にも行い、研究を助成すべきである。以上
の諸点を指摘いたしまして、小委員会の要望事項の実行を政府が固

く約束することを条件として本案に賛成するとの意見の開陳がなされました。次に山下委員より社会党を代表して本案に賛成の意見の開陳がありました。理由といたしまして、本法案の実施によつて結核対策が国政の重要施策として国家の責任において遂行すべきことが明らかにされたことは、憲法第二十五条の精神、社会主義政策に合致するものと認められるからであるが、なお次の点を指摘して、政府に対し本法運営上考慮することを強く要望されたのでございます。一、本案のごとき専門的立法は、将来、学問的科学的な詳細を規定した法の体裁でなければならぬと考えられること。二、BCGについては、先般参考人の意見もあり、政府は本法案実施上十分考慮すること。三、在宅患者については何ら見るべき対策がないので実施上万全を期すること。四、本法案のうち結核対策の重点がいずこにあるか不明瞭である、従つて本案の成果について責任の所在が判然とするよう計画がなされなければならぬこと。五、医療扶助についての各法との関係が明瞭でない。政府の方針が一貫していないこと。六、結核対策に要する厖大な予算が必ずしも実態に即しない濫費に流れぬよう篤と注意すること。以上であります。次に緑風会を代表して藤森委員より、本法案は結核対策の万全を期したものとは言えないが、現行結核予防法よりは躍進したものであり、将来改善を加えることを予想せられるので、国民にとつては喜ばしい。その意味において本法案に賛成するものであるとの意見の開陳がありました。最後に第一クラブを代表して松原委員より、本法案に結核小委員長報告の要望事項を添えて賛成する。特に在宅患者と住宅の

関係において組織的施策が必要であり、保健所の医師、保健婦について待遇を改善するよう考慮せられたいとの意見の開陳がありました。

以上で討論を終り、採決に入りましたところ、全会一致を以て本案は政府原案通り可決すべきものときめられたのでございます。

以上御報告申上げます。(拍手)

◎公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(昭和二六、三、三一、法九七)

一、提案理由(三月二十八日)

○増田国務大臣　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案について、提案の趣旨と内容の概要を御説明申し上げます。

わが国は地勢及び気象等の関係から、古来有数の災害国でありますが、ことに戦時中の国土の荒廃等に基因いたしまして、終戦後災害が連年相次いで起り、その被害は驚くべき巨額に達しております。しかして公共土木施設の災害はその大半を占めておりますが、その復旧費は地方公共団体の負担に属しまする関係上、一面において地方の財政に過重な負担を課することとなり、地方財政を破綻に瀕せしめるおそれがありますのみならず、他面においてこれがため迅速にして適切な復旧事業の遂行を不可能ならしめ、災害を累増せしめる大きな原因となつておるのであります。御承知のごとく一昨

年シャウプ使節団の勧告の次第もありまして、昭和二十五年度は公共土木施設の災害復旧事業は、合理的な恒久的負担制度を確立するまでの暫行措置として、とりあえず全額国庫負担の特例を設けることになりました。その後地方行政調査委員会議において、シャウプ勧告を基礎にして恒久的制度の調査審議に力をいたされておりましたが、昨年十月、国会及び政府に対しまして、これに関する勧告を提出されたのであります。政府におきましても、かねて窮迫した地方財政の現状と、激甚な災害の頻発とにかんがみまして、地方の財政能力に即して災害のすみやかな復旧をはかり得ますように、復旧費の国と地方との間における負担関係を合理的に調整することの緊要なるを痛感いたしまして、関係各省において、審議検討を重ねていたのでありますが、さらに勧告を受けましたので、その趣旨を尊重しながら、現在の国家財政の実情を勘案いたしまして、慎重検討を加えました結果、成案を得ましたので、ここに法律案として御審議を願うことにいたした次第であります。

以下法案の大要を申し上げますと、第一に本制度の対象とする災害復旧事業は、地方公共団体またはその機関の維持管理に属する河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港のうち、政令で定める公共土木施設の災害にかかるものでありまして、災害にかかつた施設を原形に復旧することを原則といたしますが、これが不可能な場合におきましては、当該施設が従前の効用を復旧するための施設をすることとし、かつ原形に復旧することが著しく困難、または不適当な場合には、これにかわるべき必要な施設をすることも、すなわちいわゆる超過事業をあわせて行うことができるものとし、また一箇所の工事費は、二十五年度の特例通り十五万円以上とすることといたしました。

次に国庫負担率は、各地方公共団体の一箇年の災害復旧事業費の総額を当該年度の普通税の標準税収入見込み額と比べまして、その二分の一までは三分の二、その二倍までは四分の三、それ以上は全額と、逐次に負担率を増加して、個々の地方公共団体の財政力に適応して算定することといたしました。もつとも超過事業費については、一般の改良事業費に対する負担率と同率とするものであります。北海道につきましては、同地が現在なお開発途上にあり、従来災害復旧事業費については、八割補助をしておりました事情を勘案いたしまして、当分の間、暫定的に特例を設けることとし、五分の四に満たない場合には、五分の四とすることといたしました。なお昭和二十五年以前の災害による復旧事業費で、主務大臣の決定を受けたが、国庫負担金の未交付のものにつきましては、昭和二十五年度の標準税収入を基礎として、各年の災害復旧事業費の総額ごとに前述の同様の方法により負担率を定めまして、その残事業費の負担率とするものであります。地方行政調査委員会議は、この法律に規定した事業のほか、災害復旧事業費の支出年度の限定、予算計上方法及び特別会計の新設等に関しても、勧告いたしておるのでありますが、国家財政の現状からいたしまして、時期尚早と認めまして、今回は採用いたさないこととといたしました。

以上申し述べましたように、この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するように、国の負担率を定めまして、災害のすみやかな復旧をはかり、もつて公共の福祉を確保せんとするものでありまして、何とぞ十分御審議あらんことをお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告（三月二十九日）

○田中角榮君　ただいま議題となりました公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

まず、本法案を政府が提出するに至りましたおもなる理由を申し上げます。昭和二十五年度は、一昨年シャウプ氏の勧告の次第もありまして、公共土木施設の災害復旧事業は、合理的なる恒久的負担制度を確立するまでの暫定措置といたしまして、とりあえず全額国庫負担の特例を設け、実施して参つたのであります。その間、地方行政調査委員会議において、シャウプ勧告を基礎として恒久的制度を調査審議の結果、昨年十月、国会及び政府に対して、これに関する勧告が提出せられたのであります。政府はこの勧告を尊重いたし、地方の財政能力に即して災害のすみやかなる復旧をはかり得る復旧費の、国家財政の実情を勘案しつつ、国と地方との間における負担関係を合理的に調整したのが本法案であります。

次に本法案の大要について申し上げますと、第一に、災害復旧は施設の原形に復することを原則とし、それが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を発揮するための施設をすることと、かつ原形に復旧することが著しく困難または不適当な場合には、これにかわるべき必要な施設をすることも、すなわちいわゆる超過事業をあわせ行うことができるものとし、また一箇所の工事費は、二十五年度の特例通り十五万円以上としております。

第二、国庫の負担率は、各地方公共団体の一箇年の災害復旧事業費の総額を当該年度のその団体の普通税の標準税収入見込額と比べて、その二分の一までは三分の二、その二倍までは四分の三、それ以上は全額をそれぞれ国庫が負担するというスライド方法により、個々の地方公共団体の財政力に適応して算定することとしております。なお昭和二十五年以前の災害、すなわち過年度災害による復旧事業で、主務大臣が決定した国庫負担金の未交付分については、昭和二十五年度の標準税収入を基礎として、各年の災害復旧事業費の総額ごとに負担率を決定し、残事業費の負担をせんとするものであります。

次に本委員会におけるおもなる質疑応答を申し上げますと、第一に、本法案第二条に規定する原形復旧に関する解釈の問題であります。これについては、原形復旧を原則とするが、次のような場合も原形と考え、これを復旧することも考慮に入れる旨の当局よりの答弁がありました。すなわち一、原形の判定が不可能な場合、すなわち水制の形状、橋梁、護岸等の基礎根入れの深さ等が流失によつて判定ができない場合には、その施設の従前の効用を発揮するまでの施設を原形とみなす。二、原形の判定はできるが、原形のみの復旧

ではその効用を発揮し得ないものは、その効用を発揮するまでの施設を原形とみなす。三、文字通りの原形に復旧することが技術的に不可能な場合、すなわち基礎地盤の変化により根入れが変化してしまつたような場合、あるいはのり面崩壊の場合の、のり勾配の緩和等の場合、従前の効用を発揮する施設を原形とみなす等の、きわめて注目すべき答弁がありました。

第二に、昭和二十六年度成立予算においては、災害復旧費の国庫負担率は三分の二として計上してあるが、本法案は、三分の二から全額の間を、その地方の税収と関連してスライドさせるようにしたため国庫の負担額は増大する結果となるが、その超過分について予算的措置を考えているかとの質問に対しまして、建設大臣は、極力事業量の減少しないように考慮するとともに、財政関係者に大臣として予算的措置をするよう要望しているとの答弁があつたのであります。

第三は、内地は国庫の負担率は三分の二から逓増しているのに、北海道のみ五分の四から逓増しているのは不都合ではないか。すなわち全国一律であるべきではないかとの質問に対して、昭和二十四年以前まで適用されていた府県土木費国庫負担に関する法律においては、内地は三分の二、北海道は五分の四の国庫負担になつておつたので、本法案においても、それ〴〵従前の三分の二、五分の四からスライドするとの答弁があつたのであります。

次いで討論に入り、自由党を代表して淺利三朗君より、災害頻発に対処し、地方の標準税収入額に応じたスライド制を設けた本法案は妥当である、但し、附則第三項における北海道に対する「当分の間」の特別措置は、できるだけすみやかな機会に全国一律の補助ですることができるよう善処してほしいとの希望意見を付し、賛成の討論があつたのであります。国民民主党を代表して村瀬宣親君、日本社会党を代表して佐々木更三君、日本共産党を代表して池田峯雄君、農民協同党を代表して寺崎覺君よりそれ〴〵、地方財政の現状にかんがみ、全額国庫負担法撤廃は時期尚早である旨の反対討論がありました。次いで採決の結果、多数をもつて可決されたのであります。

以上、簡単に御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院建設委員長報告（三月三十一日）

○小林英三君　只今議題となりました公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案につきまして、建設委員会の審議の経過及び結果を御報告申上げます。

本法案は、公共土木事業施設の災害復旧につきまして、地方公共団体の財政力に適応するよう国庫の負担を定めまして、災害の速かなる復旧を図ることを目的とするものでございます。

政府の提案理由の説明によりますると、我が国連年の災害は莫大なる額に上り、その復旧の負担によつて地方財政は破綻に瀕する虞れがあるのみならず、これがために迅速適切な復旧事業の遂行を不可能ならしめ、更に災害を累増せしめる原因となつております。この問題に関しましては、先にシャウプ使節団の勧告の次第もあり、昭和二十五年度公共土木施設の災害復旧事業に限りまして暫定措置として全額国庫負担の特例が設けられておつたのでありますが、その後、本問題に関する地方行政調査委員会議の調査審議の結果が先に国会及び政府に提出されまして、政府はこの勧告を尊重しながら、国家財政の実情を勘案検討した結果、本法案を提出した旨の説明があつたのでございます。

法案の内容中、主なる点を申上げますると、一、公共土木施設の復旧事業費の国庫負担は、地方団体の標準税収入を基準といたしまして、三分の二以上全額まで逓次スライドすることといたしたものでございます。その二は、一カ所の工事費は二十五年度の特例通り十五万円以上といたしまして、昭和二十五年以前の災害につきましても、国庫負担金未交付のものにつきましては、昭和二十五年度標準税収入を基準といたしまして本制度を準用することとし、又北海道につきましては従前八割の補助をいたしておつたのでございますが、そういう事情もございまして、特に当分の間最低五分の四といたしておるのであります。

建設委員会といたしましては、熱心なる質疑応答を繰返したのでございまするが、その質疑の主要なるものを申述べまするると、この国庫負担制度と対応して、平素の維持修繕に力を用うることは防災の根本であるから、この点に関する措置如何、将来更に十分なる研究を望む。なお、そのほかの質問といたしましては、国庫負担の対象は一カ所の工事費十五万円以上であるために、これ以下のものはこの限度に達するまで放置される虞れがあるが、この限度を引下げることを研究したらどうか。又一カ所の工事として取扱われる範囲はどうか。こういう質問もございました。又来年度予算は一応従前の三分の二負担の見込を以て計上してあるが、本年度より負担割合が改められた結果その予算措置はどうするか。こういう質問もございました。又全額国庫負担から本制度に改めるときは、地方団体は負担に堪え得るか。又これに関する措置如何。こういう質問もございました。それから北海道に対して従前通り特例を認めた理由はどうであるか。又一カ所の工事費十五万円以上の限度について二十五年度特例以前のごとく府県と市町村との間に差異を設けることが均衡上適当ではないか等の質問があり、これらの質問に対しては政府又極めて親切なる答弁があつたのでありますが、これらの詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を打切り、討論を終結し、採決の結果、全会一致、原案の通りこれを可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律（昭和二六、三、三一、法九八）

一、提案理由（三月十九日）

○政府委員（岡崎勝男君）　外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案につきまして御説明をいたします。

外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律

外国為替管理委員会は昭和二十四年二月二日総司令部覚書第一九六八号に基く同年三月十六日政令第五十三号によつて設立せられましたが、その後同じく昭和二十四年の十二月一日法律第二二九号の「外国為替管理委員会設置法」が制定せられまして、同法に基いて外国為替及び外国貿易取引の手続に関する事務を掌理し、又外国為替特別会計を運営して参つたのであります。この設置法制定以来一年四カ月を経過いたしましたが、この間に同委員会設置の目的を達成する上において次のような点が必要であると認められるに至つたのであります。

第一に、現在外国為替及び外国貿易管理の事務は、外国為替管理委員会のほかに、大蔵省、通商産業省、経済安定本部等の間に分散して処理されておりまするが、これらの取引の手続についてはできるだけ調整を図つて官庁相互間の連絡を円滑ならしめる必要があること。

第二に、この調整の機能を円滑に遂行するために、外国為替管理委員会は常時前掲の各行政官庁及びその他の関係機関との間に協議を交換する必要があること。

第三に、現行設置法では外国為替管理委員会は外国為替銀行に対し一定の制限及び条件の範囲内でのみ監督を行うことになつておりますが、関係法令の規定に従い外国為替銀行に対する監督の範囲を拡大し、且つ、外国為替銀行以外の関係金融機関に対しても監督を行う必要があること。

これらの必要性に鑑みまして、本法案は現行設置法を次のごとく改正いたそうとするものであります。

第一に、現行設置法第三条中新たに第一号を設けまして、外国為替管理委員会の所掌事務の一として外国為替の取引及びこれに関連する外国貿易の取引の手続について、必要な調整を行うことを追加いたしました。

第二に現行設置法第四条の第八号から第十号までの外国為替管理委員会の権限に関する規定の一部を改正いたしまして、同委員会が前に掲げました第二、第三の必要性として述べました点を完全に履行できるようにいたしました。

以上が提案理由の大要でありますが、何とぞ慎重御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

二、参議院経済安定委員長報告（三月三十一日）

○佐々木良作君　只今議題となりました外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案並びに外資に関する法律の一部を改正する法律案の両案の経済安定委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

先ず外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

この改正法案は、外国為替管理委員会の所掌事務及び権限を現状に即して明確にすると共に、所要の規定について整備を図ろうとするものであります。

即ち第一点は、現在外国為替及び外国貿易に関する事務は、外国為替管理委員会のほかに大蔵省、通産省、経済安定本部等に分散されております。これらの取引の手続について、外国為替管理委員会が主となつて調整を図り、官庁相互間の事務を円滑ならしめるため、第三条の同委員会の所掌事務に一号を追加して、この点を明らかにしようとするものであります。

第二点は、この調整機能を円滑ならしめるため、第四条の同委員会の権限の第八号を書き改め、他の関係行政機関との間に協議を交換することを明らかにするものであります。

第三点は、現行法では、同じく第四条の第十号において、同委員会は外国為替銀行に対し一定の制限及び条件の範囲内で監督を行うことになつております。併し関係法令の規定によりますと、この範囲を拡大し、且つ外国為替銀行以外の関係金融機関、例えば両替商のごときものでありますが、これに対しても監督を行う必要があります。そこで、この第四条第十号をこの趣旨に副うて改正しようとするものであります。

以上三点は、いずれも現にその趣旨のことを実際に外国為替管理委員会におきまして行なつており、これを条文の上におきまして明確ならしめる措置であります。なお、先日、本院を通過成立いたしました外国為替資金特別会計法により、外国為替特別会計が廃止されて外国為替資金特別会計が設けられたのでありますが、この点の字句の改正が附け加わつております。以上が本法案の大綱であります。

これに対しまして、本法案の内容及びこれと関連しまして最近の外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律

貿易、為替事情、外貨収支等の状況、それからユーザンスによる通貨増発の問題、外国為替管理委員会の機能、権限等、為替管理政策について種々質疑応答が行われましたが、その詳細は速記録に譲ることにいたします。時間の関係を以ちまして途中で質疑が打切られまして、討論に入りましたところ、藤野委員より希望意見を付して賛成、野田委員より賛成、兼岩委員より反対の意見を述べられ、採決の結果、多数を以て可決すべきものと決定した次第であります。

次に外資に関する法律の一部を改正する法律案につきまして簡単に御報告を申上げます。

政府の提案理由及び内容の説明によりますと、この改正法案は、外国投資家の投資を容易にして外資導入の促進を図るため、外国投資の株式取得に関する制限を緩和しようとしておるのであります。即ち現行法におきましては、制定当時における事情から、外国資本の投下について認可又は届出の制度をとり、日本経済の自立発展及び国際収支の改善に寄与するものに限つて投下を認めることとしておるのであります。殊に外国投資家による既存の株式の取得については、その取得が投資計画の一部であり、且つその対価が外貨又は外貨と同等の価値のあるものによつて行われる場合に限り、認められることになつております。これを本改正法律案によりまして、次のように三、四の改正をしようとするものであります。即ちその第一は、新株については配当金の海外送金を保証する必要のないときにおいては外資委員会に届出れば足りることにいたしておりますし、第二番目には、旧株につきましては依然認可制であります

けれども、その取得が外貨又は外貨と同等の価値のあるものを対価として行われる場合には、投資計画の一部でない場合でも認可し得ることと改めたのであります。なお、このほかに三番目といたしまして、外国投資家が本邦において所有する財産が強制的に収用又は買収されました場合における補償金の海外送金を明確にし、次に、外資に関する法律施行前に外国人の財産取得に関する政令の規定に基いて取得した株式についても、妥当と認められますものには、爾後配当金の海外送金を保証する途を開くために所要の改正を行おうとするものであります。

以上が本法案の内容であります。

これに対しまして各委員から熱心な質疑が行われましたが、その二三を簡単に御紹介いたしますと、第一に、資産再評価によつて発行する株式が外国投資家に割当てられた場合は、新株として取り扱うべきか、旧株として取扱うべきかという質疑に対しまして、これは旧株と同様として扱つて認可を与えることになるという答弁がありました。それから二番目に、外資法施行前に取得した株式の再審査前の配当金は外貨と同等と認められない虞れがあるが、そのため、この配当金を以てすでに購入している株式については、配当金の送金保証がないわけであります。これは少し片手落ちではないかという質問に対しましては、法律の解釈運用によつて片手落ちのないようにしたいという答弁がありました。そのほか最近の安い株価の状況では、重要産業の株式を不当に買占められる心配がありはしないか。或いはこの改正は、外資法の目的であるところの経済の再建、国際収支の改善に寄与しない虞れはないだろうかというような点。又この改正に対して財界の意見がどのように盛り込まれているかというような点につきまして質疑が行われましたが、詳細は速記録に譲りまして省略することをお許し願います。

かくて質疑は打切られまして、討論を省略いたしまして採択に入りましたところ、従来本法案に対して反対的な質疑を行なつておられましたところの共産党の兼岩君が退席されておりましたので、そのほか全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終ります。（拍手）

三、衆議院内閣委員長報告（三月三十一日）

○青木正君　ただいま議題となりました外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案について、審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、外国為替の取引及びこれに関連する外国貿易の手続について、外国為替管理委員会が関係官庁相互間の連絡調整に当るとともに、関係諸法令の規定に従つて、右委員会の外国為替銀行に対する監督の範囲を拡大し、かつその他の関係金融機関をも監督せしめようとするものであります。

本案は、予備審査のため、三月十六日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、三月三十一日参議院の送付を受け、あらためて付託されたのでありますが、同日討論を省略、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎公庫の予算及び決算に関する法律

（昭和二六、三、三一、法九九）

一、提案理由（三月十五日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました公庫の予算及び決算に関する法律案外一法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

国民金融公庫及び住宅金融公庫の予算及び決算に関しましては、従来公団の予算及び決算の暫定措置に関する法律が適用されていたのでありますが、これら公庫の業務の特殊性にかんがみまして、今回この法律を制定して業務の円滑な運営に資し、かつ予算の執行を適正ならしめようとするものであります。

次に本法の内容の要点を御説明申し上げますと、次の四点でございます。

その第一点は、公庫の予算につきましては、原則といたしましてこれを収益及び費用の収支予算といたそうとするものであります。すなわち貸付金の利子その他資産の運用にかかる収入及び付属雑収入をもつてその収入とし、国民金融公庫にあつては、借入金、恩給債券の利子、事務取扱費、業務委託費、固定資産の取得に要する経費及び付属諸費を、住宅金融公庫にあつては、借入金の利子、事務取扱費、業務委託費、固定資産の取得に要する経費及び付属諸費をその支出といたしております。右の外予算の形式及び内容につきましては、これを予算総則及び収入支出予算とし、収入支出予算は、収入の性質及び支出の目的に従つて款及び項に区分することとしたほか、その他の細目は大蔵大臣が主務大臣と諮つて定めることといたしたのであります。

第二点は、追加予算、予算の修正及び暫定予算の規定を設けるとともに、移用、流用、繰越し及び予備費に関する規定を設けようとする点であります。

第三点は、大蔵大臣は公庫の予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、収支の実績もしくは見込みについて報告を求め、または予算の執行状況について、実地監査を行うことができるようにいたそうとする点であります。

第四点は、公庫の決算は翌年度の七月三十一日までに完結することとし、決算報告書は予算の区分に従い、毎事業年度作成の上大蔵大臣の承認を経た財務諸表を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することといたそうとするものであります。

次に農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

農業共済再保険特別会計におきましては、気象上の悪条件に基く異常災害の発生に伴いまして、再保険金の支払いが増加し、これがため支払い財源に不足が生じ、毎年一般会計からこの不足財源を補塡するため繰入れを行つて来たのでありますが、今後も同様の事態が発生する可能性が考えられますので、このたびこの会計に新たに

再保険金支払基金勘定を設け、農作物共済及び蚕繭共済に関する異常災害の発生に伴つて生ずることのある農業勘定における再保険金の支払い財源の不足に充てるための財源を、一般会計からこの再保険金支払基金勘定に一括して繰入れておき、農業勘定において再保険金の支払い財源に不足が生じた場合には、再保険金支払基金勘定からその不足を補塡することができることといたそうとするものでございます。

なお再保険金支払基金勘定に属する現金は、この会計の農業勘定及び家畜勘定において、一時支払い上現金に不足が生じたときは、これを繰りかえ使用することができることとし、農業勘定及び家畜勘定における支払いの円滑化にも資することといたそうとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

(農林漁業資金融通特別会計法の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(農林漁業資金融通特別会計法の委員長報告と一括して掲載)

◎資金運用部資金法

(昭和二六、三、三一、法一〇〇)

一、提案理由(三月十四日)

○西川政府委員　ただいま議題となりました資金運用部資金法案外四法案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回、政府におきましては、国の会計に属する積立金及び余裕金等の政府資金及び政府に準ずるものの資金の統合管理の実を上げるため、預金部預金法を廃止いたしまして、新たに資金運用部資金法を制定し、その統合した資金を確実かつ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与せしめることといたしたいと存じまして、この法律案を提供した次第であります。

この法律案の要旨を申し述べますと、次の通りであります。

一、郵便貯金及び郵便振替貯金のうち、常時の払いもどし資金以外のものは、資金運用部に預託すべきものとすること。

一、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の契約者貸付金を除いた政府の特別会計の歳入歳出の決算上の剰余から生じた積立金は、すべて資金運用部に預託すべきものとすること。

一、国庫余裕金は資金運用部に預託し得るものとし、米国対日援助見返資金特別会計以外の政府の特別会計の余裕金は、資金運用部への預託の方法による以外に運用してはならないものとすること。

但し国債整理基金特別会計における国債の保有を除くこと。

一、資金運用部は、他の法律または政令によつて、資金運用部に預託される資金をも受入れるものとすること。

一、資金運用部預託金は、定期預託金のみとすること。

一、預託金の条件は三月以上とし、それ〴〵の約定期間に応じて、利率は四階段に分け、最低年三分五厘から最高年五分五厘まで五厘刻みとし、法定すること。

一、資金運用部資金の運用の対象は、国、地方公共団体、国または地方公共団体に準ずる法人及び金融債に限定することとし、特に金融債に対する運用については、資金運用部資金総額の三分の一、一つの金融機関の発行する金融債の五割、一つの金融機関の一回に発行する金融債の六割を越えてはならないこととすること。

一、資金運用部資金運用審議会を設置し、その組織及び権限について規定すること。

一、各特別会計の積立金で、現に預金部預金以外の方法で運用されているものについては、この法律施行の際、資金運用部にその資産を引継ぎ、その資金は、資金運用部に預託されるものとすること。但し、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金のうち、預金部預金及び契約者貸付金となつているもの以外の運用資産は、それが償還される都度資金運用部預託金に受入れることとし、当分の間は同特別会計の積立金に属する運用資産として保有せしめること。

一、債券収入金預金は、四月一日に全部日本勧業銀行に払いもどし、同銀行に管理させること。

一、簡易生命保険及び郵便年金の支払いは、政府が保証する旨法制化すること。

以上でございます。

次に資金運用部特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。今回政府におきましては、政府資金の統合管理の目的をもちまして、別途今国会に資金運用部資金法を提出いたし、御審議を願つているのでありますが、この資金運用部資金法を実施いたすことになりました場合に、資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して、その経理の状況を明確にいたしますため、資金運用部特別会計を設けて経理することが適当と考えられますので、この法律案を提出した次第であります。

その内容の要点を御説明申し上げますと、第一点は、この会計は大蔵大臣が管理することといたしまして、その歳入歳出につきましては資金運用部資金の運用利殖金、一般会計からの繰入金及び付属雑収入をもつてその歳入とし、資金運用部預託金の利子、資金運用部資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費、繰越損失の補塡金、繰替使用金の償還金及び付属諸費をもつて、その歳出とすることといたそうとする点であります。

第二点は、資金運用部資金の運用資産の保全をはかりますために、運用資産に価額の減損を生じた場合には、この会計の決算上生じた剰余をもつて償却し、それをもつて償却できないときは、積立金をもつて償却し、なお償却できないときは、これを翌年度に繰越

資金運用部資金法

しまして整理し、一般会計から予算の定めるところにより、必要な金額を繰入れて補塡することといたそうとする点であります。

第三点は、この会計の決算上剰余を生じた場合に、原則としてはその二分の一を積み立て、残余を一般会計へ繰入れることといたしますが、当分の間は積立てを行わずに、剰余の全額を一般会計へ繰入れることといたそうとする点であります。

第四点は、決算上不足を生じた場合には、積立金から補足することとし、なお不足する金額は一般会計から補足することといたしまして、第二点とあわせ資金運用部資金の運用資産の保全に資せしめようとするものであります。

第五点は、この会計において支払い上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰りかえ使用することができるようにいたそうとする点であります。

第六点は、その他予算及び決算の作成及び提出に関する手続等、特別会計に必要な規定を設けることといたそうとする点であります。

次に資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回政府におきましては、別途今国会に資金運用部資金法を提出いたしまして御審議を願つているのでありますが、この資金運用部資金法を実施いたすことになりました場合には、各特別会計法その他の関係法律の規定を整理する必要がありますので、この法律案を提出した次第であります。

すなわち各特別会計法、公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律、災害救助法、国民金融公庫法、総理府設置法、大蔵省設置法、住宅金融公庫法及び日本輸出銀行法の一部を改正して、「大蔵省預金部」とあるのは「資金運用部」に改める等所要の整理を行おうとするものであります。

次に企業再建整備法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

企業再建整備法に基く特別経理会社の再建整備計画の認可は、現在までにほとんど終了したのでありますが、認可後における経済事情の変化等によりまして、資本の増加、第二会社株式の処分、資産の処分等が予定通り行えぬため、いまだ整備計画の実行が完了していないものが少くない状態であります。従つてこの際特別経理会社の解除の条件を緩和し、整備計画のすみやかな実行完了を期するとともに、商法の一部改正法施行に伴う規定の整備を行うため、この法律案を提案いたした次第でございます。

次にこの法律案のおもなる内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は資本の増加に関する点でございます。すなわち、これまで整備計画において企業の資本構成の是正、旧債務の返済等のために、増資を計画しながら、その実行の困難から特別経理会社として残つているものが相当ありますので、今回商法の改正によりまして授権資本制度が採用されることになりますのに伴い、授権資本の増加をもつて整備計画の増資と認めることとしようとするものであります。

第二は第二会社株式の処分に関する点でございます。特別経理会社の保有する第二会社の株式は、証券市場の状況等によりその急速な処分が困難なものが相当生じている実情にありますので、これらの会社については、整備計画中の他の事項の実行が完了しますれば、第二会社株式の処分が終つていないでも、特別経理会社から解除することとしようとするものであります。しかしながら特別経理会社が解除になりました後でも、第二会社株式を処分することは従来通りとするとともに、長期間にわたつて旧会社が第二会社を独占的に支配することを防止するため、その第二会社の株式について有する議決権の行使につきましては、主務大臣の監督を受けることとしております。

第三は資産の処分に関する点でございます。整備計画に定めた特別経理会社の旧勘定の資産、その他今後の事業運営について不必要な資産の処分は、相当困難となつているものが少くありませんので、解散した特別経理会社につきましては、特別管理人の全員の同意があれば、資産の処分が未済でありましても、整備計画中他の事項の実行が完了すれば、整備計画の実行は完了いたしたものとして、特別経理会社から解除しようとするものであります。

なお、この他、商法の改正に伴いまして関係条文の整備を行う必要がありますので、これらの点について改正を行うことといたしております。

次に保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

資金運用部資金法

今回、これらの法律案の目的は、近時の保税倉庫及び保税工場の運用の状況にかんがみまして、これらの正規の利用を助長し、わが国貿易の発展に資せしめるため、保税倉庫法及び保税工場法の一部に所要の改正をいたそうとするものであります。

改正の主要な点は、次の三点であります。

まず第一の点は、現行法によりますと私設保税倉庫の庫主は、その保管貨物の輸入税について一切の責任を負うことになつておりますのを、災害によつて滅失した貨物または税関長の承認を経て滅却せられた貨物については、責任を免除することとするとともに、庫主が供託する保管貨物の輸入税の担保の種類を従来の金銭または国債証券のほか、税関長の確実と認める社債にまで拡張することといたしました。

第二の点は、従来、勅令に規定されておりました保税倉庫及び保税工場の特許手数料の徴収に関する根拠を、財政法の規定の趣旨にかんがみ、法律に規定するとともに、加工貿易振興のため特に必要があるときは、特許手数料を低減または免除できることとして、加工貿易の助長に資することといたしました。

第三の点は、以上のような保税倉庫及び保税工場の正規の営業を助長することといたしました反面、制定以来改正を見ずに今日に至つたため、著しく他の法規に比べて均衡を失している罰則の規定を整備して、これらの制度に伴う違反行為の取締りの確実をはかることといたしました。

以上が、この五法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月三十日）

○夏堀源三郎君　ただいま議題となりました資金運用部資金法案外四法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

資金運用部資金法案は、預金部預金法にかわるものでありまして、その内容の要点は、国の会計に属する積立金及び余裕金等の政府資金並びに政府に準ずるものの資金を統合管理し、これを確実かつ有利な方法で運用することにより公共の利益の増進に寄与せしめることを目的といたしまして、第一に、資金運用部への預託金は、常時の払いもどし資金以外の郵便貯金及び郵便振替貯金並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の契約者貸付金を除いた政府の特別会計の歳入歳出の決算上の剰余から生じた積立金、その他国庫余裕金等といたし、第二に、預託金は定期預託金のみといたしまして、その預託条件を法定することといたし、第三に、資金運用の対象は、国、地方公共団体、これらに準ずる法人及び金融債に限定することとし、特に金融債に対する運用につきましては、資金総額の三分の一、同一金融機関の発行する金融債の五割、同一金融機関の一回に発行する金融債の六割を越えてはならないことといたし、第四に、資金の運用を適正にするため資金運用部資金運用審議会を設置することといたし、第五に、簡易生命保険及び郵便年金の支払いは政府が保証する旨法制化する等、所要の規定を設けておるのであります。

次に郵便貯金特別会計法案におきましては、資金運用部資金法の制定に伴いまして、資金運用部資金の大宗でありますところの郵便貯金の事業につきまして、その健全な経営をはかるとともに、その経理を明確にいたしますため、新たに特別会計を設置いたそうとするものでありますが、郵便貯金事業の業務は、従来通り郵政事業特別会計において行うこととといたしておるのであります。

次に会計法の一部を改正する法律案におきましては、資金運用部資金法が施行になりますと、従来大蔵省預金部に預け入れておりました供託金等、国が保管する現金は、国庫の保管金として取扱い、資金運用部に預託しないことになりますので、その利子の支払いにつきましては、国が日本銀行に取扱わせることといたす等、所要の規定を設けているのであります。

次に資金運用部特別会計法案におきましては、資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して、その経理の状況を明確にいたしますため、資金運用部特別会計を設けることといたしまして、右特別会計に必要な規定を設けようとするものであります。

次に資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案におきましては、資金運用部資金法の制定に伴いまして、各特別会計法その他の関係法律の規定を整理いたそうとする純技術的なものであります。

以上の五法律案は、いずれも関連するものでありまして、もつぱら資金運用部資金法案を中心として活発な質疑が重ねられたのであります。特に三月十四日には郵政委員会と連合審査を行う等、慎重審議を尽したのでありますが、この詳細に関しては速記録に譲ることにいたします。

ただ、連合審査会における質疑応答の大要を要約して、ここに御報告申し上げたいと存じます。連合審査会における質疑の重点は、主として簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用を資金運用部に統合することに集中されたのであります。すなわち、右積立金は、右事業創始以来三十年間、主管大臣たる郵政大臣が管理して、公共の利益の増進のために運用して参つたのであります。かつ右積立金の運用は、元来事業経営と不可分一体をなし、従つて資金の地方還元、加入者の福利増進を第一義として、事業経営主体たる郵政省がこれに当るべきことは当然の帰結であり、しかもこの趣旨は、第五国会において衆参両院において決議され、右決議に基き、関係方面に対してこれが実現方の懇請に関し閣議決定があり、さらに昨年七月、右積立金を郵政省が直接運用するものとして予算を編成することの閣議決定を見たいきさつがあり、なお二十六万の従業員と、全国の加入者からの熱烈なる陳情があるにもかかわらず、これを資金運用部において統合管理しようとする理由はどこにあるか。また、この法案は暫定的なものか、それとも恒久的なものか、またこの法律の実施が従業員の志気を阻喪せしめ、事業成績に悪影響を及ぼすことはないか、ドツジ書簡の拘束力いかん、この質疑に対しまして

は、大蔵大臣より、簡易保険及び郵便年金事業の性質、過去のいきさつ等より、この積立金の郵政省における独立運用に十分に努力して来たが、その後関係方面と予算折衝の過程において、これらは郵便貯金とともに大衆の信託預金であるから、資金運用部の設置を条件とし、従来の国債、地方債のほかに金融債の引受を認められた、わが国の現状は、資本蓄積が貧弱だから、資金量の関係から、これらの資金を合同運用することが国家の資金計画から見て必要であるのみでなく効果的であると考える、これら預託された資金に対しては、今までよりも高い利子を支払うようになつており、その運用については、内閣総理大臣を会長とし、大蔵及び郵政両大臣を副会長とする審議会を設け、財政、金融及び保険の立場から適正な運用をすることになつているので、大蔵省のために行うものではない、郵政省における独立運用は、戦争中、郵便貯金その他と一緒に運用する方が資金の効果的使用ができるという考えのもとに停止され、しかして終戦後、昭和二十一年一月に総司令部の指令が出て、さらに今日まで停止されており、この法案は、これを制度化しただけであるから、従業員の志気や事業成績にあまり影響するようなことはない、またこの法案は、建前は恒久的な立場をとつており、現在の情勢下では適当と考えるが、将来の問題は将来の事態が発生した場合に考えるべきものである、なおドツジ書簡は、ドツジ氏の意向をはつきりさせたものにすぎず、国会を拘束するものではなく、また金融債を引受けるかどうかは、ドツジ書簡の出る前に決定されたものである、という旨の答弁がありました。

次いで本三十日、以上の五法律案を一括して討論採決に入りましたところ、宮幡委員は自由党を代表して賛成の旨、田中織之進委員は社会党を代表して、内藤委員は民主党を代表して、また竹村委員は共産党を代表してそれ〴〵反対の旨討論されました。

次いで一括採決の結果、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものである決しました。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

○小串清一君　只今上程せられました資金運用部資金法案、資金運用部特別会計法案、郵便貯金特別会計法案、会計法の一部を改正する法律案の本委員会における審査の結果について御報告を申し上げます。（「落ちついてやつてくれ」と呼ぶ者あり）

これら法案の提案の理由並びにその内容、その他質疑応答は、委員諸君が非常な熱心を以て微に入り細に亘つてお調べになりましたが、これらはすべて速記録によつて御了承を願いたいと存じます。（拍手）

討論採決の結果、一部反対の意見もありましたが、多数を以て原案通りに可決すべきものと決定いたした次第であります。以上御報告申上げます。

なお、この案の決議の後に杉山委員より、かような決議に対する意見として発表がありましたから、このことをちよつと読んで御報告申して置きます。「資金運用部資金法による簡易保険及び郵便年金積立金の統合運用は、現下の経済事情に鑑み非常臨時の措置として止むを得ないものと認めるが、能う限り近い将来において、郵政省にその運用権を移管し、両事業経営の正常化と資金の地方還元とに支障なからしめる必要がある。」という意見が（「元気がないぞ」と呼ぶ者あり）発議されまして、各委員諸君からこれについて多数の賛成があつたことを附加えて報告いたして置きます。

以上簡単でありますけれども御報告いたします。（「ひどいよ」「非民主的だ」と呼ぶ者あり、拍手）

◎資金運用部特別会計法

（昭和二六、三、三一、法一〇一）

一、提案理由（三月十四日）

（資金運用部資金法の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月三十日）

（資金運用部資金法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（資金運用部資金法の委員長報告と一括して掲載）

◎資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

（昭和二六、三、三一、法一〇二）

一、提案理由（三月十四日）

（資金運用部資金法の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月三十日）

（資金運用部資金法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（資金運用部資金法の委員長報告と一括して掲載）

◎会計法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法一〇四）

一、提案理由（三月五日）

（国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月三十日）

（資金運用部資金法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（資金運用部資金法の委員長報告と一括して掲載）

◎郵便貯金特別会計法

（昭和二六、三、三一、法一〇三）

一、提案理由（三月五日）

（国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律　郵便貯金特別会計法　会計法の一部を改正する法律

◎農林漁業資金融通法

（昭和二六、三、三一、法一〇五）

一、提案理由（三月二日）

○島村政府委員　農林漁業資金融通法案の提案理由につきまして簡単に御説明申し上げます。

最近における国際情勢の推移を見まするに、食糧の自給態勢を確立し、国民生活の安定をはかるために緊急の施策を講ずる必要があると考える次第であります。しこうして農林漁業の生産力の増進を現在以上にはかりますためには、土地改良、造林、漁港修築等の固定的生産設備の改修に対し、公共事業費による助成をはかりますほかに、これらの目的に対しまして別途長期かつ低利の資金を融通する制度を確立する必要があります。かかる意味におきまして、今回政府におきましては一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計から六十億の資金を得まして、これを農林漁業者に融通することを適当と考えますので、この法律案を提出した次第であります。

その内容の概要を御説明申し上げますと、農業、林業、漁業もしくは塩業を営む者またはこれらの者の組織する法人に対し毎年度予算の範囲内におきまして、土地改良、造林、林道の開発、漁港の修築、塩田の改良、共同利用施設等に必要な資金を貸し付けることができることとしております。そしてその貸付金の利率は、融資の対象となる事業ごとに最高及び最低の率を定め、その範囲内で具体的に政令で定めることになつておりますが、いずれも事業の採算制により極力低利となるよう考慮した次第であります。なお一方貸付の資金として、資金運用部からの借入れも予定いたしておりますので、その借入金の返済及び委託金融機関の手数料等も含めて、貸出利率を決定しなければならないわけであります。償還期限は最高二十年で、業種別に主務大臣が定めることとなつております。またこの貸付の業務は、農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関に委託することになつておりますが、政府の基本政策に沿つて所期の効果を十分にあげ得るよう指導いたすつもりであります。その他貸付の条件といたしまして割賦償還の方法によるとともに、担保をとることを原則といたしておりますが、災害その他特別の事情がある場合には、貸付の条件を緩和することができることとして、借受人の立場も十分考えている次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院農林委員長報告（三月二十八日）

○千賀康治君　ただいま議題と相なりました、内閣提出、農林漁業資金融通法案につきまして、農林委員会におきまする審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

食糧の自給態勢を強化し、国民生活の安定をはかりますことは、現下におきまするわが国農林漁業の重要課題であります。このため、従前から公共事業費を国家予算に計上いたし、土地改良、造林、漁港修理等の固定施設に対し補助をいたしまして、その基礎的生産力の確立に努めて参つたのでありますが、生産力をさらに一段と高揚し、経営の合理的高度化を促進いたしますためには、これらの補助金のみでは不十分でありますので、このたび新たに一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計から六十億円の資金を得まして、農業漁業者に対し長期かつ低利の資金融通の方途を講じようとして、ここに本法案を提出されたのであります。

次にその概要を申し上げますと、一、政府は農林漁業者に対しまして、毎年度予算の範囲内で、土地改良、造林、林道の開発、漁港の修築、塩田の改良、共同利用施設等に必要な資金を貸し付けることができる、二、その貸付金の利率は、現在貸付予定の六十億円のほかに、資金運用部からの借入れを予定し、かつ融資対象となる事業ごとに最高及び最低の率を定め、またそれらの事業が採算がとれますよう、できる限り低利としましたこと、三、償還期限は最高二十年とし、業種別に主務大臣が定めることといたしましたこと、四、貸付の実務につきましては、農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関に委託するようにしたこと、五、貸付の条件といたしましては、割賦償還の方法をとり、かつ原則として担保をとることとしたのでありますが、災害その他特別の事情ある場合は貸付条件を緩和することができるようにしたこと等であろうと存じます。

本法案は、三月一日付託となり、翌二日、政府より提案理由の説明を聴取いたしました。爾後、昨二十七日に至る間、十数回に及ぶ委員会において本法案を議題といたし、各委員から熱心な質疑あるいは意見の開陳がなされたのであります。詳細は速記録に譲りたいと思いますが、特に自由党小笠原、八木両委員からは、本法案には貸付対象事業として畜産業及び養蚕業が明記されていないが、これは政府が畜産業並びに養蚕業の重要性に対する認識を欠くのではないかとの発言がございました。また政府委員との質疑を通じまして、貸付利率は平均六分一厘程度でありまして、見返り資金よりの貸付利子七分五厘に比して低利となつていること等が明らかにされたのであります。

質疑を終了後、自由党河野委員より、資金貸付対象に畜産業及び養蚕業を加えるという修正案が、また同じく川西委員から、資金貸付対象に牧野を加えること及び漁港に対する貸付金の償還期限一年を三年とすること等を内容とする修正案が提出されたのであります。この両修正案並びに政府原案を一括議題として討論採決に付しましたが、討論の通告がありませんので、これを省略いたしまして、ただちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて両修正案並びに修正部分を除いた原案に対し可決すべきものと議決いたしたのでございます。

以上御報告いたします。（拍手）

三、参議院農林委員長報告（三月三十日）

○羽生三七君　只今議題となりました農林漁業資金融通法案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

この法律案の趣旨は、政府において、一般会計及び米国対日援助

見返資金特別会計からの繰入金並びに資金運用部からの借入金によつて得た資金を、農林漁業の生産力の維持増進を図るため農林漁業者に対し長期且つ低利を以て貸付けんとするものでありまして、政府原案の内容の主な点は、第一は貸付の対象でありまして、これは農業、林業、漁業、又は塩業を営む者、又はこれらの者の組織する法人に対して、田及び畑並びに園地及び牧野を含めた農地の改良造成及び復旧、造林、林道の開発及び復旧、塩田の改良造成及び復旧、農林漁業者の共同利用施設の造成復旧及び取得等に必要な資金を貸付けることになつておるのであります。第二は貸付の条件でありまして、これは融資の対象となる事業の種類によつて区々でありますが、利率は年最高一割五厘から最低四分の範囲内で政令で具体的に定めることになつており、償還期限は最長二十年から最短十年、据置期間は一年乃至五年の範囲内で主務大臣である農林大臣及び大蔵大臣がこれを定め、又貸付金の償還は割賦償還の方法によることになつております。なお貸付を行う場合は、原則として担保を提供させなければならないことになつており、担保としては物的及び人的両方面から考慮されております。第三は、貸付の業務でありまして、貸付の決定は主務大臣が行うのでありますが、申込の受理、審査、貸付、回収等の業務は農林中央金庫その他主務大臣が指定する市中銀行等の金融機関に委託して行うことになつておりまして、而してその場合、受託者の受託業務に関する準則を省令で定めなければならないことになつております。

かような政府原案に対して、衆議院において、貸付の対象について畜産業及び養蚕業を追加し、農地とあるを農地又は牧野に改め、漁港の修築又は復旧に必要な貸付資金の据置期間を三カ年に延長し、林道及び塩田関係の資金の利率を引下げ、塩田関係資金の償還期限及び据置期間を延長し、農林中央金庫の業務規定に資金の貸付に基く国の権利につき債務の保証をすることができることとする修正を加えて、本院に送付せられたのであります。

農林委員会におきましては、水産委員会と連合委員会を設けて審査を行い、先ず政府当局に対する質疑に入つたのでありまして、その二三についてこれが要領を御紹介いたしますと、政府は昭和二十七年度において一般会計から二十億円、米国対日援助見返資金特別会計から四十億円の繰入金を予定し、これら七十億円の資本と同額の資金を資金運用部からの借入金に期待しているのでありまして、これが速かなる決定に対して更に努力を続けたいと述べられ、又貸付金の種類のうち、農林漁業者の共同利用に供する施設としては、小水力発電施設、北海道における魚田施設、農業倉庫、製氷冷凍施設、酪農協同処理施設、稚蚕共同飼育施設、塩せんごう施設等を予定はしているが、併しいろ〳〵な経緯によつて、現段階においては小水力を発電施設及び北道道魚田開発以外の共同施設に対する融資は不可能である。併し今後において資金の増加と待つて、これら施設に対しても融資ができるよう努力したいと答えられ、又業務を委託すべき金融機関として都道府県信用農業協同組合連合会を指定することについては、信連は農林中央金庫系統機関の一環として補助的機関とみなすとの意向であり、又今後、資金源として米国対日援助見返資金特別会計からの繰入が困難になつた場合は、その分は一般会計から繰入れることに考えていると述べられ、農林漁業の育成発達を期するためには、これら産業の現況においては先ず以て補助政策がとられなければならないのであるが、今回融資施設が施行せられることとなれば、金融政策に藉口して補助政策が軽視抑制せられるような結果を来たすことがないかとの質問に対し、事業分量を増大し、その実施を促進するためには、補助政策と共に金融政策が必要であるとの答弁があり、又水産業に対する融資の拡充改善について強い主張がありました。

特に衆議院の修正によつて林道及び塩田関係の資金の利率が引下げられる結果は、資金源に重大な影響を及ぼすことになるのでありまして、この点について慎重な関心が払われたのであります。即ち政府今回の計画は、差当り前に述べましたように、一般会計からの繰入金二十億円、米国対日援助見返資金特別会計からの繰入金四十億円、計六十億円を資本とし、これは無論無利子でありまして、このほか、この六十億円と同額の資金を資金運用部から年利六分を以て借入れることとなし、これら合計百二十億円をあらかじめ定めた資金計画に従つて融通し、本特別会計の収支を合せているのであります。ところが衆議院の修正のように、一部分でも利率が引下げられることになれば、本特別会計の収支上利子を伴う資金運用部からの借入金を減らさなければならないことになるのでありまして、農林当局の推算によれば、初年度六十億円の予定は四十五億円ぐらいに減らさなければならないであろうとのことであります。而もこの六十億円が農林漁業者からの需給の盛んな共同施設関係のものに引当てられてあるのでありまして、かかる性質の資金が減額せられることは重大と言わなければならないのであります。勿論どの項目についても貸出利率が引下げられることは誰しも望ましいことでありまして、衆議院の修正はその趣旨において異論はないのでありますが、併し利率引下げの結果、資金運用部からの借入金が減ることは、さらでだに資金が不十分であるところでありますから直ちに承服しがたいのでありまして、この点に対し政府の所信が質されたところ、政府においてもこれを認め、適当な対策の工夫実施に努力したい旨の答弁があり、その他いろ〳〵な事項について質疑が行われたのでありますが、これが詳細は会議録に譲ることをお許し頂きたいのであります。

かくして質疑を打切り、討論に入り、赤澤委員から農林漁業資金の旺盛な需要に対処して今後ます〳〵資金を造成し、差当つては衆議院の修正によつて起る資金運用部借入金の減額防止に対し政府の努力を要望して賛成せられ、池田委員から、融資手続を簡素迅速にし、且つ手数料を適正にして資金コストの低減を要望して賛成せられ、江田委員は、国における利子補給の途を開き、且つ融資が一部有力者に片寄ることなく、広く需要に応ぜられるよう政府の善処方を要望して賛成せられ、三浦委員は森林資源培養のため伐木調整に必要な融資の実現を要望してこれ又賛成せられ、かくして討論を打切り、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決せられました。右御報告申上げます。

次に只今議題となりました農薬取締法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本改正法律案は、現行農薬取締法施行後の経験と事情の変化とに鑑み、現行法に大要次のような改正を加えんとするものでありまして、その第一は、低品位農薬の出現を防止すると共に、優良農薬を選択使用するの便益に資するため、新たに農薬の公定規格制度を設けること。第二は、農薬の有効成分又は効果について虚偽の宣伝をなし或いは誤解を生ずる虞れのある名称の使用を禁止すること。第三は、従来農薬の登録、防除業者の監督及び登録農薬の取締等に関して、議決機関として設けられていた農業資材審議会を改めて、公定規格の設定、変更及び廃止並びに農薬の検査方法の決定及び変更に関する事項についての諸問機関とすること。その他二三行政措置に関する規定の整備を図らんとするものでありまして、委員会におきましては、政府当局との間に農薬の需給の現況及び今後の見通し並びにこれが確保及び廉価供給対策、農薬検査機関の拡充、農業資材審議会の性格改変の可否等について質疑が交され、詳細に逐条審議が行われたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ることといたしたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入り、特に発言もなく、採決に入り、全会一致を以て原案通り可決せられました。

右御報告いたします。

◎農林漁業資金融通特別会計法

（昭和二六、三、三一、法一〇六）

一、提案理由（三月二日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました農林漁業資金融通特別会計法案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回政府におきましては、農林漁業の生産力の維持増進をはかるため、農林漁業者に対し、長期かつ低利の資金を融通する目的をもちまして、別途今国会に農林漁業資金融通法案を提出いたしまして、御審議を願つておるのでありますが、この農林漁業資金融通法を実施いたしますことになりました場合には、一般会計と区分をして、その経理の状況を明確にいたしますために、新たに農林漁業資金融通特別会計を設けて経理することが適当と考えられますので、この法律案を提出いたした次第であります。

その内容の概略を御説明申し上げますと、この会計におきましては、一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とし、その歳入歳出は、貸付金の償還金及び利子、一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からの繰入金、資金運用部からの借入金並びに付属雑収入をもつて歳入とし、貸付金、資金運用部からの借入金の償還金及び利子、事務取扱費その他の諸費をもつて、その歳出とすることとしております。またこの会計において、借入金の利子及び事務取扱費その他の諸費の支出済み額の毎会計年度末における合計額が、当該年度末における貸付金の利子及び付属雑収入の収納済み額の合計額を越えないよう、この会計の経理の健全性を維持するため経費支出の制限をいたしておりまして、これにより政府の行います農林漁業資金の貸付に関する経理の全体を明らかにしあわせてこの会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続等、特別会計に必要な事項を規定いたした次第であります。

次に関税定率法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

今回、この法律を改正しようといたします目的は、国内的には、戦後の経済事情に対処して関税率を合理化するとともに、国際的には、わが国が「関税及び貿易に関する一般協定」すなわちGATT、及び「国際貿易機関」すなわちITO等の国際協定に、いつでも参加できる態勢を整えておくためであります。

改正の主要な点は次の四点であります。

まず第一の点は、戦後わが国の通貨の価値が著しく下落したことに伴いまして、従量税率はほとんどその意味を失つた反面、従価百パーセントの高率な奢侈品関税が依然として存在しているなど、きわめて不合理な体系になつておりますので、これを是正いたしまして、従価税率に統一することにいたしました。第二の点は、GATT並びにITOに表明されております関税障壁引下げの国際的動向に即応し、内外の産業及び貿易事情を考慮して、従価税率を最高五割から最低五分までの間において、妥当と認められる税率といたしました。第三の点は、わが国が天与の資源に恵まれず、人口が過剰である点を考慮して、重要産業の維持育成による雇用の増加をはかるとともに、輸出、加工貿易を保護振興するため、輸入原材料は無税または低率の課税とすることといたしました。第四の点は、わが国の農業の特殊性を考慮いたしまして、これを保護するため、輸入主要食糧に対して適当な関税率を設けましたが、一面、国民生活安定の絶対的要請をも考え、海外の市価が高騰する場合は、国内における凶作等の場合と同様に、関税を減免することができることといたしました。その他、課税価格の決定につきまして詳細な規定を設け、内外の輸入業者等に関税額算定の基準を明らかならしめ、また不当廉売品の関税につきましても、国際慣行に合致するように、規定の改正をいたそうとするものであります。

以上が本法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十九日）

○西村直己君　ただいま議題となりました農林漁業資金融通特別会計法案外二法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

農林漁業資金融通特別会計法案については、今回政府におきまして、農林漁業の生産力の維持増進をはかるため、農林漁業者に対し長期かつ低利の資金を融通する目的をもつて、別途農林漁業資金融

通法案を提出せられておるのでありますが、この場合、一般会計と区分してその経理の状況を明確にいたしますため、新たに農林漁業資金融通特別会計を設けることにいたそうとするのであります。この会計におきましては、一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とすることにいたし、二十六年度は六十億円を融通することと予定いたしておるのであります。この法案につきまして、特に農林漁業資金融通法案とともに農林、水産の両委員会と連合審査を行うなどして審議いたしました。その詳細は速記録に譲ります。

次いで本日討論採決に入り、竹村委員は共産党を代表して反対、小山委員は自由党を代表して賛成の旨討論あり、次いで採決の結果、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に公庫の予算及び決算に関する法律案について申し上げます。この法案は、国民金融公庫及び住宅金融公庫の予算及び決算に関しましては、従来公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律が適用されていたのでありますが、これら公庫の業務の特殊性にかんがみ、今回この法律を制定いたし、業務の円滑な運営に資し、かつ予算の執行を適正ならしめようとするものであります。

この法案に関して各党共同の修正案が提出されたのでありますが、その内容は、国民金融公庫法に準じ、住宅金融公庫法についても必要な改正規定を挿入いたそうとするものであります。

本日、討論を省略の上、修正案及び修正部分を除く原案に対して採決いたしましたところ、起立総員をもつて修正議決すべきものと決しました。

次に、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律は、本年三月三十一日限りその効力を失い、昭和二十六年度以降においては、別に法律をもつて新たな恒久的退職給与制度を制定実施することになつているのでありますが、とりあえず同法律の効力を一年間延長するため提出されたのであります。この法案に関しましては自由党より修正案が提出されましたが、その第一点は、政府案によりますと、今回の改正により、二十六年度において有利な退職手当を支給されることになる職員の対象を拡張いたして、二十六年度における行政機関職員定員法の実施に伴う人員整理による退職者にも及ぼそうとするものであります。第二点は、政府案においては、改正法の施行期日は公布の日となつておるのを、改正法施行前においても適用せんとするものであります。

次いで本二十九日、本案及び修正案を一括して討論採決に入りましたところ、田中委員は社会党を代表して、希望条件を付し賛成の旨討論せられました。次いで修正案及び修正部分を除く原案について採決の結果、起立多数をもつて修正議決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

○大矢半次郎君　只今上程せられました農林漁業資金融通特別会計法案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、今国会において成立いたしました農林漁業資金融通法に基き、農林漁業者に対し資金の貸付を実施いたすことになります場合、新たに農林漁業資金融通特別会計を設置いたしまして、一般会計と区分してその経理状況を明確にいたそうとするものであります。

次にこの法案の要点を申上げますと、本特別会計は農林大臣が管理し、その資本は一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からの繰入金に相当する金額を以てし、その歳入は、貸付金の償還金及び利子、一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からの繰入金、資金運用部からの借入金並びに附属雑収入とし、その歳出は、貸付金、資金運用部からの借入金の償還金及び利子、事務取扱費、その他の諸費といたしておるのであります。又この会計の経理の健全性を維持するため、毎会計年度末における借入金の利子及び事務取扱費、その他の諸費の支出済額の合計額が、当該年度末における貸付金の利子及び附属雑収入の収納済額の合計額を、超えないよう経費支出の制限をいたすほか、この会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続等、特別会計に必要な事項を規定いたそうとするものであります。さて、本案審議に当りましては、各委員と政府委員との間に熱心なる質疑応答が交されたのでありますが、その詳細は速記録により御了承願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、公庫の予算及び決算に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は国民金融公庫及び住宅金融公庫の予算及び決算に関しまして、その業務の特殊性に鑑み、今回新たに法律を制定し、これら公庫の業務の自主的運営に資し、且つ予算の執行を適正ならしめようとするものであります。

次に本案の要点について申上げます。

第一点は、公庫の予算につきましては原則として収益及び費用の収支予算といたそうとするものであります。即ち貸付金の利子その他資産の運用にかかる収入及び附属雑収入を以て収入となし、国民金融公庫においては、借入金、恩給債券の利子、事務取扱費、業務委託費、固定資産の取得に要する経費並びに附属諸費を支出となし、住宅金融公庫においては、借入金の利子、事務取扱費、業務委託費、固定資産の取得に要する経費及び附属諸費を支出といたしております。又公庫の予算は予算総則及び収入支出予算とする等、予算の形式及び内容についても規定いたそうとするものであります。

第二点は、追加予算、予算の修正及び暫定予算の規定を設けるのほか、移用、流用、繰越及び予備費に関する規定を設けようとするものであります。

第三点は、大蔵大臣が公庫の予算の執行の適正を期するため必要であると認めるときは、收支の実績若しくは見込について報告を求め、又は予算の執行状況について実地監査を行うことができるようにいたそうとするものであります。

第四点は、公庫の決算は翌年度の七月三十一日までに完結することとし、決算報告書は予算の区分に従い毎事業年度作成の上、大蔵大臣に提出することといたそうとするものであります。

なお本案は衆議院において修正議決されたものでありまして、その修正の要旨を申上げますと、今国会において別途提出を予定されておりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案が提出されないこととなりましたので、関係法規の整備を行うため、本案の附則において住宅金融公庫の一部改正を規定しようとするものであります。

さて、本案審議に当りましては、各委員と政府委員との間に熱心なる質疑応答が交されたのでありますが、その詳細は速記録により御了承願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付の修正原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告申上げます。（拍手）

◎復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法一〇七）

一、提案理由（三月十七日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案提出の理由を、御説明申し上げます。

今回改正しようといたしますおもなる点は次の四点であります。

その第一点は、復興金融金庫の国庫納付金は、収益勘定からのものと資本勘定からのものとの二本建となつておりまして、その債権を保全するための費用につきましては、従来収益勘定で経理されていたのでありますが、この費用のうち本来債務者の負担すべきものは、債権保全費用立替金として資本勘定で経理するのが適当でありますので、今回これを資本勘定からの国庫納付金の計算に算入することとしようとする点であります。

第二点は、復興金融金庫が引受けた農林債券の償還金につきましては、従来その国庫納付に関する規定が設けられていなかつたのでありますが、これを昭和二十六年度において国庫に納付せしめ、その納付額に相当する金額の減資を行おうとする点であります。

第三点は、復興金融金庫が融通した資金で、代物弁済として公社債を受入れることにより回収したものがあります場合には、その公社債の当該年度における償還金に相当する金額を、国庫に納付せしめようとする点であります。

第四点は、昭和二十五年度分の国庫納付金につきまして、その納付のための支出予算額が、その納付すべき額に対して不足いたしております場合には、その不足額を昭和二十六年度において納付せしめることとしようとする点であります。

次に関税法の一部を改正する法律案について、提出の理由を御説明申し上げます。

今回改正しようといたしますおもな点は次の五点であります。

その第一点は、関税法は、戦時中行政簡素化の趣旨により、外国貿易船、輸出業者に対する許可、認可事項を極力廃止したのでありますが、近時の外国貿易の正常化に伴いまして、必要最小限度の取締り規定を復活することといたしました。

第二点として、税関の執務時間外の臨時開庁等には、従来、勅令または省令をもつて手数料を徴収していたのでありますが、財政法の規定の趣旨にかんがみ、これを法律に規定することといたしました。

第三点としては、外国貿易の伸展並びに関税率の全面的改正に即応いたしまして、関税の賦課に関して不服のある輸入業者の利益を保護するため、関税訴願審査制度を整備することにいたしました。

第四の点としては、近時密貿易の方法はきわめて巧妙になつておりまして、犯則者は往々犯則物件を海中に投下する等の方法をとつており、犯則貨物が漂流物または遺失物として拾得される場合が多いので、これらの物件を拾得した者は、税関または警察に差出さなければならないこととする等、水難救護法及び遺失物法の特例を設けることといたしました。

第五の点としては、密貿易者の検挙に重要な役割を果している第三者通報制度の一層の活用をはかるため、報告者に対する報償金を増額することといたしました。

その他港域法の改正に伴いまして、別表で規定しております開港の港名等について、所要の改正をいたそうとするものであります。

次はたばこ専売法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

まず第一点は、農薬用タバコに関する特例を設けたことでありまして、農薬用葉タバコは、日本専売公社においてその収納を行わないこととし、他方これらの葉タバコも、製造タバコの原料として用いることもできるので、右の措置に応じ、たばこ専売法違反事件の取締り上適正な運用を定め、所要の規定を整備いたしたことでございます。

次に、第二点として製造タバコに対する災害補償の規定を整備いたしたことであります。製造タバコの小売人は、日本専売公社の指示するところに従い、一定の製造タバコの品種別手持数量を、常備しなければならない義務がございますが、日本専売公社の責めに帰すべき事由、または不可抗力によつて小売人が所持する製造タバコが、品質の悪変、包装の汚染等、販売に不適当となつた場合には、

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律

現行法では引きかえ制度によつて救済することとなつております。しかし、天災によつて小売人の製造タバコが滅失いたしました場合には、小売人は、手元に引きかえるべき製造タバコがないわけでございますから、このような場合には、その滅失した製造タバコの二分の一程度までは、補償することができる制度を設けることといたした次第でございます。

最後に製造タバコの包装の製造等の許可制について御説明申し上げます。たばこ専売法違反事件の取締りの必要上、新たに包装の製造または営業の目的を持つた所持、譲渡、販売等について、日本専売公社の許可を要することといたした次第でございます。

以上がこの三法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十八日）

○小山長規君　ただいま議題となりました復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案外一法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案は、第一に、復興金融金庫の債権を保全するために必要な費用で、毎事業年度において回収したものの金額についての国庫納付金を、資本勘定からの国庫納付金に改めることといたし、第二に、同金庫が引受けた農林債券の償還金につきましては、従来その国庫納付に関する規定が設けられていなかつたのでありますが、これを昭和二十六年度において国庫に納付させ、その納付額に相当する金額の減資を行うことといたし、第三に、同金庫が融通した資金で、代物弁済として公社債を受入れることにより回収した場合において、その公社債の当該年度における償還金に相当する金額を国庫に納付させることといたし、第四に、昭和二十五年度分の国庫納付金につきまして、その納付のための支出予算額が、その納付すべき額に対して不足する場合には、その不足額を昭和二十六年度において納付させることといたそうとするものであります。

次に、たばこ専売法の一部を改正する法律案におきましては、現行法運用の経験にかんがみまして、まず農業用たばこは専売公社においてその収納を行わないこととし、右の措置に応じ取締り上適正な運用を定め、次に製造たばこに対する災害補償の規定を整備し、さらに製造たばこの包装の製造等を許可制といたそうとするものであります。

以上の二法律案につきましては、数日間にわたつて慎重審議の結果、三月二十七日、これを一括して討論採決に入りましたところ、深澤委員は共産党を代表して反対の旨討論せられました。次いで一括採決の結果、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十日）

（物品税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎日本開発銀行法（昭和二六、三、三一、法一〇八）

一、提案理由（三月二十八日）

○池田国務大臣　ただいま議題となりました日本開発銀行法案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

わが国の経済基盤を育成し、その将来における自立を安定した基礎の上に招来するためには、重要基礎産業の所要資金、なかんずく長期設備資金の供給を円滑ならしめる必要が、つとに認識されておつたのであります。これがため、政府におきましては、将来とも長期産業資金を確保するため、種々の施策を実施して参つたのでありまして、まず第一に、企業の必要とする長期産業資金は、本来増資あるいは社債の発行のごとき、自己資本の充実によつて調達すべきであるとの考えに立脚して、証券市場の育成、証券投資思想の普及などに努力して参つたのであります。しかしながら資本の蓄積も乏しく、国民所得も概して零細なわが国の実情に徴しますときは、このような施策のみをもつてしては、必ずしも全きを期しがたいと考えられましたために、第二の対策として、さきに金融債の発行を認め、預金部資金によるその引受を行うこととしたのであります。過去一箇年における債券発行銀行の実績に徴しますと、これらの銀行は国民経済上重要と考えられる産業に資金の供給を行つており、今後の活動も期待せられるのでありますが、これらの銀行は商業ベースにのつとつて業務を行うことを、大原則としているのでありまして、この点から見て債券発行資金による産業資金の供給のみをもつてしても、これまた十分とは言いがたいといわなければならないのであります。

このような諸点並びにそのよつて来る原因にかんがみまして、政府は、このたび全額政府出資による独立の金融機関を設立し、その業務としてわが国の経済再建、及び産業の開発に必要な長期設備資金を供給せしめることとしたのであります。その運用資金としましては、昭和二十六年度においてさしあたり百億円を米国対日援助見返資金特別会計から出資いたしまして、これに充てることとしております。なお、昭和二十六年度中の一定の時期において、復興金融金庫を解散し、その権利義務を承継した後におきましては、その回収金は原則として一般会計からの新しい出資金となることとなつております。

右のほか、日本開発銀行の業務の運営に関する基本方針については、日本輸出銀行とおおむね同一であり、役職員の地位、大蔵大臣の監督、予算の編成及び執行、経理その他の面におきまして、できる限り無用の拘束を少くし、その能率的運営を期しております。

何とぞ御審議の上御賛成せられるよう切望してやまないものであります。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月三十日)

○奥村又十郎君　ただいま議題となりました日本開発銀行法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国自立経済達成のためには、まずその経済基盤を育成することが根本でありまして、これがため、政府におきましては、重要基礎産業の長期産業資金を確保することの緊要性を認めまして、一面、証券投資思想の普及などに努力し、企業の自己資本の充実をはかりますほか、他面さきに金融債の発行を認め、預金部資金によるその引受けを行うこととし、これによつて産業資金の供給を円滑ならしむることに努力して参つたのでありますが、これらの施策をもつてしても、まだ十分とは言いがたいものがあるのであります。従いまして、このたびこの法律を制定しまして、全額政府出資による独立の金融機関を設立し、その業務として、わが国の経済再建及び産業開発に必要な長期産業資金で、銀行その他の金融機関から供給を受けることが困難なものを貸し付けることといたそうとするものであります。その運用資金としましては、昭和二十六年度において、さしあたり百億円を米国対日援助見返資金特別会計から出資いたしまして、これに充てることとするほか、昭和二十六年度中の一定の時期において復興金融金庫を解散し、その権利義務を承継した後におきましては、その回収金は原則として一般会計からの新らしい出資金となることといたしております。更に日本開発銀行の業務運営の基本方針として、全額政府出資からなる金融機関たる性格に鑑み、役職員の地位、大蔵大臣の監督、予算の編成及び執行、経理その他の面において可及的に無用の拘束を少くし、その能率的運営を期そうといたすものであります。

さて、本案審議に当りましては、各委員と政府委員との間に熱心なる質疑応答が交されたのでありますが、その詳細は速記録により御了承願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論に入り、下

か、日本開発銀行の業務の運営に関する基本方針につきましては日本輸出銀行とおおむね同一であり、できる限り無用の拘束を少くし、その能率的運営を期することといたしておるのであります。

この法案につきましては、三月二十八日、大蔵大臣より提案理由の説明を聴取し、爾来今日に至るまで慎重審議を続けたのでありますが、その詳細につきましては速記録に譲ることといたします。

次いで、本三十日討論採決に入りましたところ、奥村委員は自由党を代表し賛成の旨、宮腰喜助委員は民主党を代表し、田中織之進委員は社会党を代表してそれ〴〵条件を付して賛成の旨、また深澤委員は共産党を代表して反対の旨討論せられました。次いで採決の結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

○大矢半次郎君　只今上程せられました日本開発銀行法案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、我が国の経済再建及び産業開発に必要な長期設備資金を供給する政府機関として、日本開発銀行を設立しようとするものであります。

御承知のごとく、長期産業資金の緊要性については、つとに唱道されて来たところであり、政府としても従来より証券市場の育成、証券投資思想の普及による自己資本の充実化、又は金融債の発行による産業資金の確保を図る等、種々の施策を実施いたしておりますが、何分にも資本蓄積の乏しい現段階においては所期の成果を挙げ得るものとは期待されませんので、この際、全額政府出資による独立の金融機関を設立し、一、開発資金で銀行その他の金融機関から供給を受けることが困難なものに貸付ける。二、開発資金の調達のために発行される社債で証券業者等が応募又は引受をすることが困難なものに応募する。三、銀行その他の金融機関の貸付にかかる開発資金の返済に必要な資金を貸付け、又は返済資金を調達するために発行される社債で証券業者等が応募又は引受をすることが困難なものに応募することの業務を行おうとするものであります。

而してその運用資金としましては、昭和二十六年度において差当り百億円を米国対日援助見返資金特別会計からの出資を以て充当いたそうとするものであります。なお、日本開発銀行の設立に伴いまして、昭和二十六年度の一定の時期において復興金融金庫を解散いたすこととなりますが、その権利義務を承継した後におきまして、回収金は原則として一般会計からの新らしい出資金となることといたしております。更に日本開発銀行の業務運営の基本方針として、全額政府出資からなる金融機関たる性格に鑑み、役職員の地位、大蔵大臣の監督、予算の編成及び執行、経理その他の面において可及的に無用の拘束を少くし、その能率的運営を期そうといたすものであります。

さて、本案審議に当りましては、各委員と政府委員との間に熱心なる質疑応答が交されたのでありますが、その詳細は速記録により御了承願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論に入り、下

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

條委員より希望を付し賛成、小林委員より日本開発銀行の融資実績を委員会に提出されたいとの希望を付した賛成意見が述べられ、次いで木村委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告申上げます。(拍手)

◎国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和二六、三、三一、法一〇九)

一、提案理由(三月十九日)

(公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

(農林漁業資金融通特別会計法の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院人事委員長報告(三月三十一日)

○木下源吾君　只今議題となりました国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、人事委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

先ずこの法律案の提案の理由を申上げます。現行法は三月三十一

関税定率法の一部を改正する法律　関税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

以上御報告申上げます。

◎関税定率法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法一一〇）

一、提案理由（三月二日）

日限りその効力を失う臨時法であり、来たる二十六年度以降においては、別に法律を以て、恩給法による恩給、国家公務員共済組合法による退職給付、この法律による退職手当及びこれらに準ずる退職給与を綜合する新たな恒久的退職給与制度を制定実施することになつているのでありますが、その実施準備の状況に鑑みまして、取りあえず現行法の効力を一年間延長するため所要の改正を行おうとするものであります。

この法律案は去る二月十七日政府より提出せられ、三月二十九日衆議院において修正議決後送付せられたのであります。その修正の第一点は、別途この国会に提出せられました行政機関職員定員法の一部を改正する法律によつて、二十六年度において若干定員の削減が行われますので、その退職者にも前年度と同様な退職手当を支給しようとするものであります。修正の第二点は、政府原案においては施行期日が公布の日となつておるのでありますが、来る二十六年度予算実行上の要請により退職した職員で閣議で定める者に対しては、改正法施行前においても附則に定める有利な退職手当を支給しようとするものであります。本法案に関しましては、三月五日提案理由の説明を聴取し、数回に亘り審議を行なつたのでありますが、その詳細は速記録に譲ることといたします。かくて本日に至り質疑も終了し、討論に入りましたところ、千葉委員より反対、紅露委員、森崎委員よりはそれ〳〵の要望を付して賛成、加藤委員より賛成の討論があり、採決を行いました結果、多数を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

二、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（物品税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎関税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法一一二）

一、提案理由（三月三十一日）

○西村直己君　ただいま議題となりました関税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を簡単に御説明いたします。

ただいま関税定率法の一部を改正する法律が五月一日から施行されることに修正されましたので、これと関連ある関税法の一部を改正する法律、保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律の施行期日を、四月一日から五月一日に改める必要が生じたのであります。何とぞ御賛成をお願いいたします。（拍手）

二、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（農林漁業資金融通特別会計法の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十六日）

（食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十日）

○小串清一君　只今上程せられました関税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過を御報告申上げます。

本案の提案理由並びにその内容は速記録を以て御了承を願いますから、これによつて御了承を願いたいと思います。なお、その内容は、只今配付されました印刷物にありますから、これによつて御了承を願いたいと思います。

委員会においては討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決しました。

右御報告申上げます。

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎大蔵省設置法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法一一二）

一、提案理由（三月十七日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昨年五月、大蔵省の機構等に関し、大蔵省設置法の改正が行われたのでありますが、その後事務の配分等につきまして若干の改正を加える必要が生じましたので、本法律案を提出いたした次第であります。

その改正点のおもなるものを申し上げますと、その一は、従来主税局において取扱つておりました大蔵省所管の税外諸収入の事務を大臣官房の所掌事務といたしたことであります。

その二は、会計制度の統一的運営と国の会計事務職員の資質の向上をはかるための研修を、本省主計局において行うことを規定の上に明らかにしましたこと、並びに法令の改正等に伴うものといたしまして、管財局及び銀行局の所掌事務に関する規定を実態に即して整備したことであります。

その三は、国税徴収事務の増加に対応いたしまして、国税庁に新たに徴収部を設け、内国税及び価格差益の徴収事務を管理することとし、総務部を廃止して、長官官房並びに直税部、間税部、徴収部及び調査査察部の四部を総轄する次長一名を置くとともに、国税庁監察官を六十名増加いたしまして、合計百二十名とし、より一層職務の厳正を期することにいたしたのであります。

以上本法律案についてその概要を御説明いたしましたが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（三月二十四日）

（行政機関職員定員法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院内閣委員長報告（三月二十七日）

（国家行政組織法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎教育職員免許法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法一一三）

一、提案理由（三月十七日）

○政府委員（水谷昇君）　只今議題となりました教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同法施行法の一部を改正する法律案につきまして、一括してその提案理由を申述べます。

教育職員の資質の保持と向上とを図るため制定されました教育職員免許法及び同法施行法は、施行以来一年有半を経過いたしました。この間において、各都道府県における新免許状の交付事務も着着と進行し、又全国各地には、各方面の理解ある協力により、認定講習、大学の公開講座、通信教育等の現職教育施設が設けられると共に、これらの現職教育施設における指導者についても、米国の好意により、アイフエルの数次の開催によつて、指導能力の充実を図ることができ、免許法の所期する目的が着々実現されつつあることは、誠に御同慶の至りであります。

元来、免許法及び同法施行法の規定の影響するところは、大学における教育職員の養成制度、現職教育の基準、現職者への新免許状の交付等その範囲頗る広く且つ深いものがあり、又教育職員の需給状況とも密接な関連を持つているのであります。

政府は、免許法及び同法施行法のかかる性格と、同法施行後の情況とに鑑み、これらの法律の規定を実情に即せしめるよう常に研究を続け、すでに一昨年、昨年と二回に亘り改正案を提出したのでありますが、その後、教育刷新審議会の建議や、教育職員免許等審議会の答申もありましたので、更に各方面の意向をも勘案し、慎重に研究いたしました結果、ここに第三次の改正案を提出することといたした次第であります。

今回の改正を以て現下の教育界の実情にも応じ、又免許法上における不均衡は、殆ど排除されるものと考えるものであります。

次に、両法案の主要点について簡単に説明いたしたいと思います。初めに免許法の一部改正について申述べます。

第一は、私立の中学校及び高等学校における宗教教育の振興に資するため、私立学校においてのみ有効な、宗教の教科についての免許状を新設したことであります。

第二は、大学における教職課程担当の教員不足の実情並びに芸能科及び実業科の教員の養成の困難な実情に鑑み、当分の間の特例的措置として、教職に関する専門科目の単位のうち、若干の単位を、教科に関する専門科目について、修得し得る途を拓いたことであります。

第三は、臨時免許状の有効期間は、一年が原則でありますが、教員需給の状況等地方の実情に応じ、その期間を二年とすることができるという特例を設けたことであります。

次に施行法の一部改正について申述べます。

第一は、上級免許状授与に関する特例を定めた施行法第七条の規定の有効期間を、延長したことであります。この有効期間につきましては、前国会において三カ年間延長されたのでありますが、今回更にこれを五カ年間延長し、昭和三十六年三月三十一日までとしたのであります。これは、師範学校等、旧制学校の卒業者に、等しくこの規定の適用を受ける機会を与え、教育界に安定を与えようという趣旨に基くものであります。

第二は、僻陬地の校長の供給を容易にするため、教員の一級普通免許状所有者のみでなく、教員の二級普通免許状所有者であつても、十年以上の教職経験があれば校長仮免許状を受けられるようにしたことであります。

第三は、前国会で成立しました国立学校設置法の一部改正により、商船高等学校が設置され、この四月一日から発足する状況にありますので、商船高等学校の教員の免許状に関する規定を整備したことであります。又この際、電波高等学校の教員の、免許状授与の根拠規定をも整備いたしました。

教育職員免許法の一部を改正する法律

第四は、施行法第一条に規定する旧教員免許状所有者に対する新免許状の交付は、従来省令の規定によつて実施して参りましたが、今般これを、法律において明確にいたしたことであります。これに伴い旧資格のままで教員たり得る期間を規定いたしました施行法第八条の規定を改正して、昭和二十七年三月三十一日まで一年間延長しこの期間内に、旧資格の現職教員が、新免許状の授与又は交付を受け得るよう措置いたしたのであります。

以上申述べましたのが、教育職員免許法並びに同法施行法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要点であります。

何卒慎重審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

二、参議院文部委員長報告（三月三十日）

○堀越儀郎君　只今議題となりました教育職員免許法の一部を改正する法律案に関する文部委員会の審議の経過及び結果を御報告申上げます。

政府提案の理由は、学校職員の免許制度を現下の教育界の実情に応ぜしむると共に、免許法上の不均衡を排除するにあるというのであります。本法の骨子とするところは、第一に、私立の中学校及び高等学校における宗教教育の振興を図るために、私立学校にのみ有効な宗教の教科についての免許状制度を新たに設けたこと。第二に、当分の間特例的措置として、教職に関する専門科目の単位のうち若干の単位を教科に関する専門科目について修得し得る途を開い

たこと。第三に、臨時免許状の有効期間を地方の実情に応じて二年とすることができるという特例を設けたことであります。

本法案審議に当り、木村、矢嶋、高田、荒木、若木、高橋の各委員の質疑により明瞭となつた政府の所見の主なる点を申上げますると、地方の実情により臨時免許状の有効期間を延ばすことが必要であるが、二年以上長くすることは教員の向上心をなくする虞れがあるし、新卒業生の就職配置にも支障を来たす虞れがあること。宗教の免許状を私立学校のみについて有効としたのは、公立学校には憲法の条章等との関連から教科を置いていないが、私立学校では宗教の教科を置くことができるということになつておる関係からであること。宗教科目に関する教員の養成方法としては、国立一、私立十七、私立短期大学八の学校に講座が設けられておること。盲ろう学校の教員に一級免許状を授与する場合、新たに六単位課程の修得を必要としたこととしたのは、他との均衡及び特殊教育の振興上止むを得ない措置であり、又この種の教員の補充については東京教育大学その他で施設を講じているから必ずしも困難ではないということ等の諸点であります。

かくて討論に入り、荒木委員ほか五名の修正案の提出があり、荒木委員よりその提案の理由及び内容につき説明がありました。即ち政府の提出案によると、臨時免許状の有効期間を特定の場合には二年延長できることにしてあるが、土地の状況によつては教員の補充が甚だ困難であるから、この原則に対して更に、特別の事情がある都道府県で政令で定めるものにあつては、これを三年に延長することができるということを追加するというのであります。これに対して木村委員から、年限延長により研修の熱意を阻害させないこと、特別の地域及び事情に限りこれを行うよう政府は指導助言すべきことの希望を付して賛成され、矢嶋委員から、盲ろう学校教員の一級免許状取得の条件は負担過重であり、教員補充上支障を来たす虞れがあるから、政府は十分善処すると共に、認定講習の期間、場所、経費等について周到な措置をすべきことの要望を付して賛成意見が述べられ、かくて採決の結果、委員会は全員一致を以て本法案を修正議決いたすことに決定いたしました。

以上御報告申上げます。

次に教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案であります。これに対する文部委員会の審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。政府提案の理由とするところは、先に申上げました教育職員免許法の一部を改正する法律案の提案理由と同様でありまして、本法案の骨子とするところは、第一は、上級免許状授与に関する特例として定められた同法第七条の規定の有効期間を更に五ヵ年間延長すること。第二は、僻陬地の校長の供給を容易にするため、教員の二級普通免許状所有者でも、十年以上の教職経験があれば校長仮免許状を受けられるようにすること。第三は、商船高等学校の教員免許状に関する規定を整備すること。第四は、旧免許状の所有者に対する新免許状の交付に関する省令の規定を法律に移すことの三点であります。

本委員会としては、慎重審議を重ねた後、討論に入りまして、荒木委員ほか五名の修正案が提出されて、荒木委員より提案の趣旨が述べられました。その骨子とするところは、教育の実際経験と実情より勘案して、第一は、旧国民学校令による国民学校専科教員免許状を有する者で、五年以上中学校の教員として勤務成績良好な者に対しては、中学校の二級普通免許状を授与することができるという政府の原案に対して、五年以上の勤務は必ずしも中学校に限定せず、小学校に勤務した者をも加えることにし、又中学校の教員の二級免許状授与に限定せず、小学校教員の二級免許状をも授与してもよいことにいたすことにあるのであります。第二は、旧国民学校令による国民学校初等科教員免許状を有する者で、五年以上小学校教員として勤務成績良好な者には、小学校教員の二級普通免許状を授与することができることにした政府原案に対して、小学校に限らず、幼稚園に勤務した者をも加えることにし、又小学校の教員の二級免許状に限らず、幼稚園の教員の二級免許状をも授与してもよいことにすること。以上の二点であります。これに対しまして木村委員より、これによつて小学校及び中学校教員の二級免許状を得た者は、小学校、中学校、いずれにても教職につくことは勿論できるのであるが、小学校と中学校とは教科担任につき各特色を有するから、成るべくそれに適応した担任をすることにより教育効果を挙げるよう、教員の配置を各教育委員会において処置せられるよう政府は助言せられたき旨の要望を付して賛成されました。

かくて採決の結果、委員会は全会一致を以て原案を修正議決いたすことに決定いたしました。

以上御報告申上げます。

次に宗教法人法案につきまして文部委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本法案は十章八十九カ条及び附則二十八カ条からなる相当大部のものでございまして、終戦後ポツダム勅令としての宗教法人令によりまして久しく規正されて参りました我が国宗教団体に関しまして、ここに初めて民主的立法の原則に立つて法律制定の措置が講ぜられることとなつた次第であります。

この法律案の主たる目的といたしますところは、宗教団体に法人格を与え、財産権の主体性を明らかにし、これに免税その他の措置を通じまして、宗教法人として自由で且つ自主的な活動をいたすための物的基礎を獲得させようとする点にあります。宗教につきましては、御承知の通り憲法第二十条におきまして、信教自由、政教分離の基本原則が確立いたしておるわけであります。従つて宗教法人に関する本法案におきましても、当然これらの原則が留意されておりますと共に、他方、本法案は宗教団体に対して、その本質的使命に基き、自己の責任と公共性とを配慮すべきことを求めております。要するに本法案は、宗教法人の「自由と自主性」並びに「責任と公共性」という二つの要請を骨子として構成されておるわけであります。

次に本法案の内容の概略を申上げまするに、先ず第一章は宗教団体の概念について規定いたしております。第二章は、宗教団体が所轄

庁によつてその定款とも申すべき規則の認証を受け、宗教法人として設立される手続を、第三章は、かくして設立されました宗教法人の管理、第四章は規則の変更手続、第五章、合併、第六章、解散、第七章、登記、第八章、文部大臣の諮問機関としての宗教法人審議会の組織運営等という順序に従つておるのであります。

次に、本法案は従来の宗教法人令に比較いたしましておよそ次の三点につき著しい改正を行なつておるのであります。第一には、宗教法人の設立が従来準則主義、登記主義によつておりますのに対して、新たに法人の設立には規則の認証を先ず受けねばならぬことといたしております。第二には、宗教法人の管理運営面において著しく民主化を図り、例えば責任役員を明確にすると共に、宗教法人の重要な事柄については、あらかじめ信者等に周知させるため公告制を設ける等の方法をとろうといたしております。第三には、新らしく宗教法人にも合併の制度を認めた点であります。

本委員会は、法案の非常な重要性に鑑みまして慎重な審議を重ね、且つ三月二十三日には特に宗教界及び学識経験者の中から参考人六名のかたの出席を求め、法案に対する意見を聴取いたしたのであります。委員会においては、主として梅原、高橋、大谷等の各委員から広汎な御質疑がありましたが、詳細は会議録に譲ることにいたします。

討論におきましては、梅原委員は、本案のごとく宗教自由の原則に完全に立脚した法律の実施に当つては、国民の宗教的教養の向上が先決問題であり、それがためには、広く大学において宗教科を設ける等、種々の教育的施策が必要なること、これを力説せられると同時に、更に法務総裁に対しては、宗教法人の解散命令に関する規定の運用において明快適切なるべきを要望され、法案に対する賛成意見の開陳があり、矢嶋委員は、宗教法人の責任と公共性を強調され、邪教等の取締について法の適正な運用を要望して原案に賛意を表され、高橋委員は、第一条、法の目的、第三条、境内建物及び境内地の定義、第八十四条、宗教上の特性及び慣習の尊重、第八十五条乃至第八十六条、法の解釈規定等について、その解釈及びその精神の普及が各官庁及び下部機構にまで統一徹底すべきことを要望して、法案に賛意を表されました。

次いで採決に入りまして、全会一致、本法案を可決いたしました。以上宗教法人法案に対する御報告を申上げます。

次に国立学校設置法の一部を改正する法律案、この法案につきまして文部委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告を申上げます。

本法案の骨子は、第一に、従来国立学校に包括されてはいましたが生徒の募集を停止中の三年制の専門学校や師範学校或いは青年師範学校の旧制諸学校百六十四校を昭和二十五年度限り廃止いたすこと、第二は、国立大学の新設或いは学部の新設及び名称の変更、第三には、勤労青年の進学要望に応えて夜間授業の国立短期大学を若干新設いたすこと、その他、大学附置の研究所の新設及び合併、国立大学の学部附属の学校その他の教育施設の整備、及び国立学校の職員の定員改正等の諸点に置かれております。

御承知の通り、現在我が国には七十余の多数に上る国立大学が設けられていますので、これらの運営方向或いは又如何にして設備、教授陣容の充実を図るべきかなどについて現在問題が山積いたしております。本法案の審議に際しまして、これらの点に関する政府当局の方針並びに見解について多数の委員から質疑が行われました。又多くの学校が廃止されますについては、それらの学校の職員の身分的措置が如何に取計られるかが問題となつたのであります。

かくて質疑を終了いたし、討論に入りましたが、先ず荒木委員から、本法案の附則第二項は、本法案の改正規定によつて、「廃止された学校の職員は、別に辞令を発せられないときは、昭和二十六年三月三十一日限り職員の身分を失うものとする。」と規定しているが、これは制度の改廃による犠牲を教職員のみに負担させるものであり、甚だ不当である、従つて本条項を削除する修正を必要と考えるのであるが、この条項に関する文部大臣の所見如何との質問に対し、文部大臣から、これらの職員に対しては大学当局と共に極力就職の斡旋及び退職金等についての特別の処遇を講ずる等、温かい気持を以て失職者を生じないよう善処いたしたいと思うとの言明がありました。よつて同委員は、この言明に信頼して、この条項に関する修正案の提出を差控える旨、及び本法案に賛成する旨の発言があり、続いて矢嶋委員、若木委員からも、本案に対して同趣旨の賛成意見が述べられました。かくて採決の結果、全員一致を以て原案の通り可決いたしました。以上御報告申上げます。

次に市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、この法律案の文部委員会における審議の経過及びその結果を御報告申上げます。

市町村立学校職員の給与に関して、関係法令の改正等に伴い当然改正を要する点が生じたのみならず、退職料及び公務災害補償の負担区分、小中学校の教員定数等につき解決を要する問題を生じたので、政府は法律案を提出されたわけであります。

本案の骨子とするところは、第一に、年末手当、寒冷地手当及び石炭手当が都道府県の負担であることを明らかにすると共に、新たに退職年金及び退職一時金並びに公務災害補償を都道府県の負担としたこと、第二に、高等学校の定時制課程のうちに夜間の課程が含まれることを明らかにしたこと、第三に、都道府県が給与を負担する職員の定数は都道府県の条例で定めることとし、教育委員会が設置されている市町村の場合、その教育委員会は都道府県の教育委員会と協議して、この範囲内において自己の職員定数を定めることとしたこと、第四に、都道府県の負担する給与については都道府県の条例で定めることとし、その議案の作成及び提出については教育委員会法第六十一条の規定の例によること、第五に、義務教育費国庫負担法を廃止することの諸点であります。

委員会における矢嶋、成瀬、高田の各委員の質疑に対する政府の答弁によつて明らかになりました主なる点は、おおむね次のごときものであります。傭人の給与及び定員の制定については、傭人が学校の維持管理に当るものであり、且つ地方の実情に即して雇入れることとすることが適当であり、又給与の負担は必らずしも負担に堪

えない程度のものではないから、従来通りこれを市町村の負担といたしたこと、又、日直、宿直は将来超過勤務制度として取扱うよう地方に助言すると共に、それに必要な財源措置についても配慮すること、更に又国の恩給制度の改正に伴い、地方教育公務員の恩給も国家公務員の恩給の中に将来包括されるよう努力したいということ、学校医に対する公務災害補償につきましては、具体的事実が発生した場合、教育公務員に準じて配慮するよう善処したいということ、或いは又現在高等学校が五大都市等で市内に県立及び市立のものが並立している所は、地方公共団体の事務再配分の全般的考慮の下に、これを市の管理に移すか否かを十分検討し、適当な処置をすること、幼稚園の教員の給与の都道府県負担及び公務災害補償については、幼稚園制度の十分な検討の結果を待つて適当なる措置を講ずること等であります。

かくて討論に入り、高田委員からは、幼稚園の教員の給与も都道府県の負担とするよう政府は十分考慮せられると共に、その公務による災害に対する補償につき遺憾なきを期することの要望を付して賛成意見が述べられ、矢嶋委員よりは、日直及び宿直を超過勤務とすると共に、その財源につき措置すること、退職年金、退職一時金については速かにこれを制度化すること、公務災害補償につき市町村負担となつている分については特別平衡交付金の交付等の方法によりこれが実施の全きを期すること、地方教育委員会の設置範囲についてはこれが根本的に検討すること等の要望を付して賛成の旨が述べられました。かくて採決の結果、全員一致、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。

最後に文化功労者年金法案につきまして文部委員会における審議の経過並びに結果の概略を御報告申上げます。

本法案は、我が国文化の発達に関して、特に功績顕著なかたに対し年金を授与して、これを顕彰いたそうとする趣旨のものでありまして、終戦以来、徒らに文化国家の建設が名目的に唱えられて参りましたことを考えますると誠に意義ある立法措置と申さねばなりません。現在文化の興隆発達に貢献されたかたがたを顕彰する国家的制度といたしましては、文化勲章、学士院恩賜賞、学士院賞等がございますが、これらは或いは精神的優遇であり、或いは特殊研究に対する一時金的のものでございまして、広く文化功労者に年金を支給し、その功に酬いようとする本法案は、ここに文化功労者の新らしい顕彰制度を確立いたそうとするものと謳めねばなりません。本法案によりますると、終身支給いたす年金額は五十万円であり、そのような文化功労者の決定は、文部省に置かれる文化功労者選考審査会が選考したかたのうちから文部大臣が決定いたすこととなつております。

委員会の審議におきましては、本法の文化功労者と文化勲章を受けた者とはどのような関係にあるのか。第一回の文化功労者数はおよそ何人を予定しているか。文化功労者年金は功績顕彰のほか養老年金的意味をも持つものであるかどうか。このいわゆる文化とは何を意味するか。又選考審査会の委員十名は如何にしてこれを選ぶか。何故にこの年金について免税措置がとられていないのであるか等の諸点につきまして、各委員から熱心な御質疑がありましたが、その詳細及びこれに対する政府当局の御答弁は会議録に譲りたいと思います。

討論に入りまして、山本委員ほか四名の発議された修正案が提出され、山本委員から趣旨の弁明がありました。修正の第一点は、原案第一条が「学術、芸術その他文化の発達に関し」云々と規定いたしますものを、単純に「文化の向上発達に関し」云々と改め、「文化」の内容についての例示的字句を除き、文化の観念を成るべく広く解釈できるようにいたそうとするものであり、第二点は、選考委員の任期二年を一年に改め、毎年全員が交替することによつて、選考の清新公正を期そうといたすものであります。引続き梅原、岩間、加納、成瀬、矢嶋の各委員から修正案に賛成する旨、又修正点を除く原案については種々の希望条項を付して賛成の意見を述べられましたが、これらの部分につきましても速記録に譲りたいと思います。かくて採決の結果、委員会は全会一致を以て原案を修正議決いたしました。

以上御報告申上げます。

三、衆議院文部委員長報告(三月三十一日)

○佐藤重遠君　ただいま議題となりました教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同施行法の一部を改正する法律案につきまして、文部委員会における審議の結果を御報告申し上げます。

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

本案は、参議院より修正議決の上本院に送付されたものでありまして、免許法におきましては、私立学校における特殊教科についての免許状新設及び臨時免許状の有効期間の延長等について改正し、施行法におきましては、上級免許状の有効期間の延長その他本法施行上の諸種の難点を、教育界の実情に即して改正いたしたものであります。

当委員会におきましては、きわめて活潑に審議を重ねました後、自由党を代表して圓谷光衞君、民主党小林信一君、社会党坂本泰良君、共産党渡部義通君のそれぞれの賛成討論がありまして、次いで採決の結果、全会一致をもつて参議院送付案の通り議決いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

◎教育職員免許法施行法の一部を改正する法律　(昭和二六、三、三一、法一一四)

一、提案理由(三月十七日)

(教育職員免許法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、参議院文部委員長報告(三月三十日)

(教育職員免許法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院文部委員長報告（三月三十一日）
（教育職員免許法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎運輸省設置法等の一部を改正する法律
（昭和二六、四、一、法一一五）

一、提案理由（三月二十四日）

○山崎国務大臣　ただいま議題となりました運輸省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

このたびの改正は、第一には運輸審議会に審理官制度を設けることであります。運輸審議会は御承知のように、鉄道、道路運送事業、定期航路事業等の免許、運賃の認可等、運輸行政の根幹ともいうべき行政につきまして、運輸大臣の意思決定に参画する機関であり、その事務は重要かつ複雑なものであります。しかるに現在運輸審議会は七人の委員が何ら補助機関も持たずに、すべての事業を審理しておりますので、運輸審議会の行う事務を補助させる職員を置く必要があるのであります。また運輸事業の免許、運賃の認可等は公共の福祉に重大な関係がありますので、運輸審議会の決定は、公聴会による審理を経て行うことが理想的であります。従つてなるべく多く公聴会を開き、それを運輸行政に経験の深い審理官に主宰させて、事業の免許、運賃の認可等の事案の決定の基礎となる事実の審理をさせ、その結果を報告書として提出させ、運輸審議会はこれを審理して決定を行い、これを運輸大臣に答申するようにいたしたいのであります。すなわち運輸審議会の決定手続をより慎重に行う必要があるのであります。もちろん審理官は運輸審議会の補助機関でありますから、特に重要である事案については、運輸審議会みずからが、または委員をして公聴会を行わせ、審理を行うことができることにいたすのであります。さらに、審理官または公聴会を主宰する委員の報告書は利害関係人に提示しまして、それに事実の誤認があれば、その申立を聞いて再審理を行うというように、運輸審議会の法定手続を公開することによつて運輸行政の適正な遂行を徹底するもので、これが審理官制度を設ける理由であります。

改正の第二点は、関係法令の制定改廃に伴うものでありまして、そのおもなものは、すでに廃止した船舶公団、期間用船料審議会の規定を削除するほか、国際観光ホテル整備法、通訳案内業法、船舶運航令等の制定に伴い、運輸省の権限、所掌事務の規定を整理するものであります。

以上がこの法律案の提案理由でありますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられることをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告（三月二十七日）
（厚生省設置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院内閣委員長報告（三月三十日）
（恩給法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部を改正する法律
（昭和二六、四、一、法一一六）

一、提案理由（二月二日）

○国務大臣（黒川武雄君）　只今議題となりましたあん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部を改正する法律案の提案の理由を説明致します。

内地以外の地で、その地の法令によつて、あん摩術、はり術、きゆう術又は柔道整復術の免許鑑札を得た者であつて、昭和二十年八月十五日以後に内地に引揚げた者に対しましては、免許の特例として昭和二十三年末日までは、その履歴を審査してそれ〴〵その免許を与えることができたのでありますが、御承知のように、外地より引揚げが、二十三年を以つては完了せず、それ以後においても続行せられ、未だに未帰還者のある現状でありますので、その間の事情を考えまして当分の間免許の特例を引き続き与え得るようにしましたのが、改正の第一点であります。

次に、あん摩業、はり業、きゆう業又は柔道整復業に関する広告につきましては、医業に関する広告取締の例に倣いまして、一定の事項以外について広告をなし得ないように規定を整備したのであります。

その他、これら施術者の身分法たることを明確にするため題名を改め、又は審議会等につきまして所要の改正を加えた次第であります。

以上が改正の概略でありますが、何とぞ御審議の上速かに可決せられるようお願い申上げます。

二、参議院厚生委員長報告（二月二十三日）

○河崎ナツ君　只今議題になりましたあん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会におきましたるところの審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法は、第一回国会におきまして新らしく法律として制定されまして、今日に至つたのでございますが、今回次のような要点で改正をされようといたしておるのであります。

その第一点は、法律の題名を改めまして、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法、即ち身分法であることを明らかにした点でございます。第二点は、あん摩業、はり業、きゆう業、柔道整復業に関する広告につきましては、医業等に関する広告取締の例に倣いまして、一定の事項以外は広告できないように第七条の規定を整備した点でございます。第三点は、あん摩、はり、きゆう、柔道整

復営業審議会のうち、中央審議会と地方審議会との権限及び所管事務を明らかにいたしましたことと、審議会の組織、委員の任期その他必要な事項につきましては、それ〴〵政令又は都道府県の規則で定めることを法律の中ではつきりさせた点でございます。第四点は、外地から引揚げて参ります人に対する免許の特例期間を延長した点でございます、即ち現行法では昭和二十三年十二月三十一日までとなつておりますが、海外同胞の引揚が未だに完了いたしませず、今後の見通しも判然としない現状でありまして、今後なお該当者の帰還が予想されますので、免許特例の期間を年月を限らず「当分の間」と改めた点でございます。第五点は、この法律のうち第七条の改正に関連いたしまして、広告の取締に関しましては公布の日から起算して六カ月を経過した日から、その他は公布の日から施行することといたしました点でございます。以上が本法案の改正要点の概要でございます。

厚生委員会におきましては四回に亘り慎重に審議を重ねましたのでありますが、その質疑応答の主なるもの二三を御紹介申上げますと、中央及び地方の審議会で重要事項を審議することになつておりますが、この審議会の委員の範囲が従来法律に規定されてあつたのに、今回の改正案に入れられなかつたことについては、審議会委員の範囲については政令によつてきめるというわけで、大体ほかの審議会では政令に譲つておりまするので、それに同一の歩調を合せただけでありまして、現在の審議会の構成メンバーと違つた構成をとるという考えはないとの答弁がありました。次に、試験に関しまする規定を地方審議会に委譲されてしまつた形になつておりますが、これでは各都道府県まち〳〵の試験規格で実施されるのではないかとの質問に対しまして、試験については現行法でも都道府県知事がする建前であり、この現行法における審議会の権限といたしましては、中央の審議会と地方の審議会と一緒に併せて規定した関係で、両者の審議事項の内容がはつきりしていないので、法律全体の建前を明確にするために改正したのでありまして、現行法と違つた取扱をしようというのではない、都道府県で試験を行うことになると公平を欠くということもありますが、その間、行政指導により、できるだけ各都道府県が歩調を合せるように工夫して行きたいとの答弁がありました。

なお、文部省当局より、はり、きゆう及び柔道整復師の教育制度の現状につきまして聴取いたしました後に、はり、きゆう及び柔道整復師について、高等学校を出た者はあと二年の専攻科で技術だけをする新らしい途を開いたらどうかという質問に対しまして、文部当局より、今日の教科課程をよく研究いたした上で組織替えをする必要がある、普通の高等学校で三年間は基礎的なものをし、あとの二年間で職業課程をすれば非常に有効にできるという考えも確かにあると思います、その点は、なお、高等学校の教科課程を検討し、そういうことが可能であるかどうかは、時間数の関係もありますので、十分研究したいとの答弁がございました。又厚生当局からは、教育機関の点に関しましては、近い将来にそれ〴〵の機関に諮つて、できれば改訂したい意向を持つておるが、教育課程の点は文部当局の十分な研究を待ちたいと思います、高等学校よりの新らしい途を開くことにつきましては、厚生省としては可能であり又望ましいことではないかと思います、これは又教育課程の重大な改訂でありますので、厚生大臣の諮問機関である中央審議会に諮つて、各方面の意向をも十分研究して、その結果に基いて所定の改正の成案を作つて、成るべく早い機会に国会に提出したいと思つておりますという答弁がありました。

以上のような質疑応答がなされましたが、詳細はこれを速記録によつて御高覧頂きたいと思います。二月二十二日の委員会におきまして、質疑を終了し、討論に入りましたところ、石原委員より、次の三点につき政府当局に善処を要望して、本案について賛成の御発言がありました。第一点は、中央及び地方の審議会の委員の範囲でありますが、これを政令で定めるなり、或いは適当な行政指導によつて従前通りといたしてもらいたい。第二点は、今度から全然地方審議会に委譲される試験制度が各都道府県で余りまち〳〵にならぬように適当に善処してもらいたい。第三点は、教育養成所施設について近い将来再検討を加え、現行の高等学校卒業者が更に五カ年間も修業しなければならぬ欠陥を是正されたい。以上のような経過で討論を終結し、採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申上げます。（拍手）

三、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業の一部を改正する法律

衆議院厚生委員長報告（三月六日）

○亘四郎君　ただいま議題となりました、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本改正案のおもなる内容を申し上げますれば、第一に、内地以外の地で、その地の法令によつてあん摩術、はり術、きゆう術、または柔道整復術の免許鑑札を得た者であつて、昭和二十年八月十五日以後内地に引揚げた者に対しましては、免許の特例として、昭和二十三年末日までにその履歴を審査して、それ〴〵その免許を与えることができたのでありますが、御承知のように外地よりの引揚げは完了せず、いまだに未帰還者のある現状でありますので、その間の事情を考慮し、当分の間免許の特例を引続き与え得るようにしたことであります。

第二は、あん摩業、はり業、きゆう業または柔道整復業に関する広告については、医業に関する広告取締りの例にならい、一定の事項以外について広告をなし得ないように規定の整備をしたことであります。

第三は、あん摩、はり、きゆう、柔道整復営業審議会のうち、中央審議会と地方審議会の権限、所管事務を明確ならしめ、その組織については、それ〴〵政令または都道府県の規則により定めることにしたことであります。

第四は、これら施術者の身分法たることを明確にするため、題名

を、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法に改めたこと等であります。

本改正案は、一月二十五日、予備審査のため本委員会に付託せられ、二月七日、厚生大臣より提案理由の説明を聴取したのであります。二月二十三日、本付託となり、三月一日の委員会において審議に入りましたところ、特に審議会の組織中に施術者を入れること、各都道府県において施行せられる試験内容の統制、あん摩師、はり師、柔道整復師学校または養成所の入学または入所資格及び修業年限等に関して熱心なる質疑応答が行われたのであります。

かくて質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本改正案は全員一致をもつて政府原案通り可決すべきものと決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎輸出品取締法の一部を改正する法律

（昭和二六、四、一、法一一八）（衆）

一、提案理由（三月十四日）

○小川（平）委員　輸出品取締法の一部改正の理由を御説明いたします。

御承知のようにわが国の輸出貿易は、年を追うて発展の一路をたどつておるのでありますが、その反面におきましては、遺憾ながら、わが国の輸出品に対する海外の批判ないし苦情は、漸次多くなつて参つておるのであります。この批判ないし苦情のうちにはいろいろなものがあるのでありますが、検査の問題に関連する苦情もまた非常に多いのでありまして、今後のわが国自立経済の達成のための輸出貿易の恒久的進展という見地に立ちますときは、一日も早くなくしてしまわなければならぬというような状況にあるのでございます。しかしてこれらの苦情をなくしますためには、もとより民間における関係業者の努力にまつところ大なるものがあるのでありますが、一方、現行の検査制度の基本法であるところの輸出品取締法においても、これらの事態に対処いたしますためには、なお不十分な点が多くございますので、今回これを改正することにいたした次第でございます。

次に改正の要点を申し上げますが、第一点は特定の品目につきましては、検査機関の登録制を設けようとすることでございます。すなわち現在の制度におきましては、検査のための等級の標準とか輸出の最低標準とかは国が定めているのでありますが、これに基いて行う検査そのものは、民間業者が自由にこれを行い、国は、これが正確に行われているかどうかを臨検検査によつて監督しているにすぎないというような状態にあるのでございます。しかしながら機械類のような相当科学的、技術的検査を必要とする品物の検査につきましては、その検査自体の性質からいいましても、国の定めた基準に照して物を測定し得る設備なり、あるいはまたその測定の結果に基いて物品の品質を判定し得る程度の技術的な知識経験を有する人

がこれを行うのでなければ、意味をなさないのでありまして、こういうふうな物品についてまで、検査設備も、また技術的な知識経験も有しない人が検査を行つてもさしつかえないことにしておいて、その反面において、国が一々それを臨検検査によつて取締監督を行つて行くということは、本末転倒と申すべきではないか。またきわめて不自然なことである。このようなことでは、正確な検査の励行を確保することはなか〳〵困難なのであります。しかのみならず相当高級な検査を要する物品についての検査がこのようなことであつたのでは、検査に対する海外の信頼感を得るということも、とうていできがたいことなのであります。かような意味において、機械類のように相当科学的、技術的な検査を必要とする物品については、今後主務大臣がそれ〴〵その品目を指定いたしまして、検査機関の登録制を実施いたしまして、この指定された品目についての検査は、この登録機関をして行わせるようにしようと考えたのであります。これが改正の第一点でございます。

改正の第二の点は、日本の輸出品には、注文の内容と異なるものが多くて困る、いわゆる品違いが多くて困るというような海外からの批判に対処いたしますために、輸出品が輸出契約の条件に合致しているかどうかを検査する、いわゆる検品の励行を確保するための規定を設けようとすることでございます。現行制度のもとで行われております検査は、あらかじめ定めた一律の標準に基いてやつておるのでございますが、このような一律の標準では定めがたいような点、たとえば寸法でございますとかあるいは色彩でございますとか、こういう点について、バイヤーがいろ〳〵な指定をして来るのでございます。そうして最近におけるクレームの実情を見ますと、この相手方の指定した条件に合致しておらないためにクレームになつたというようなものが、全体の二割ないし三割程度を占めて、非常に多いのでございます。むろんこの検品の問題は、取引上の条件の励行でございますから、かような取引上の問題にまで、国家が干渉することはおもしろくないというようなことも一応考えられるのでございますけれども、最近の情勢は、それが輸出業者一個人の取引上の問題であるばかりでなく、これによつてわが国の輸出取引全体に対する信用を云々される程度に立ち至りつつあるのでございまして、現状においては、この検品の励行を確保する措置を、どうしても法律的に規定する必要が生じて来ておると考えておるのでございます。もつともこの検品については、それが取引上の条件の励行の問題でもあるという点を十分考えまして、その励行を確保する法律的な措置といたしましては、検品の不十分な者に対しては、主務大臣がその旨を戒告する戒告制度を規定する、この程度にとどめたのでございます。

改正の最後の点は、検査の不十分な者に対する検査の励行の指導及び取締りを、今までよりは一層積極化し、検査の不完全な輸出がされるようなことを完全に防ぎまして、わが国の輸出者に対する海外の疑惑を完全に払拭しようとする点にあるのでございます。現在民間検査の指導、取締りに当つています国営検査所の臨検検査の実情を見ますと、臨検検査を行つた品物の中には、その約一割五分程度

はなお検査の不十分なものがあるのでございます。のみならず業者の中には、現行取締制度の不備に乗じて、この検査不十分な輸出品をあえて輸出するというようなものも少からずございます。従いまして今回の改正におきましては、国営の検査所が臨検検査によつて、検査の不十分なものを見つけました場合には、その輸出品に一定のしるしをつけることができるようにするとともに、こういつたしるしをつけられた輸出品につきましては、業者において、それをもう一度再検査をいたしまして、その結果について主務大臣の確認を受けた後でなければ輸出することができないようにしたのでございます。これはある意味におきましては、取締りの強化でございますけれども、こういうことにすることによつて、初めて検査の不適正な輸出品が、さらに再検査を受けることなしに、すなわち適正なものに直されずに輸出され、このために海外の不評を招くというようなことも防止し得ると考えているわけでございます。

以上がこのたびの改正の要点でございますが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたす次第でございます。

二、衆議院通商産業委員長報告（三月十七日）

（熱管理法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院通商産業委員長報告（三月二十四日）

○深川榮左エ門君　只今議題となりました輸出品取締法の一部を改正する法律につき、通商産業委員会における審議の経過と結果を御報告申上げます。

御承知の通り我が輸出貿易は逐年発展しておりまするが、遺憾なことに輸出品に対する海外からの苦情は依然として減少せず、殊に検査に関する苦情は極めて多いのであります。そこで我が輸出品の声価を維持向上せしめ、且つクレーム等による紛爭を未然に防止する必要に迫られております。然るに現行の輸出品検査制度の基礎である輸出品取締法には不十分な点が多々あります。

〔議長退席、副議長着席〕

よつてこれが緊急改正の必要を認め、衆議院議員により同法の改正が提案されました。

申上げるまでもなく、現行の輸出品取締法は第二国会で制定せられたもので、即ち検査の等級、標準や最低標準は国が定めておりますが、これに基いて検査自体は民間業者が自由に行なつております。国は臨検検査によつて監督しておるに過ぎない実情でございます。従つてややともすれば検査が厳正を期しがたく、又検査不十分な者に対する検査励行の指導や取締が全般的に不足しております。そこで以上のごとき不備を是正するために、本改正法案では、主として次の三点により改正を加え、以て民間における輸出品検査制度の確立と機能の向上を期した次第であります。

第一点は、検査機関の登録制をとつたことであります。即ち検査のため機械器具などの設備や知識経験を必要とする物資は、主務大臣が品目を指定して検査機関の登録を実施し、この登録された機関の検査を受けさせます。但しこの登録には輸出品の品目ごとに政府が必要な条件を定めて公表し、条件に適合すれば民間の各社又は第三者を問わず登録する制度であります。

次に第二点は、検査の励行を確保するため戒告の規定を設けたことであります。とかく我が輸出品には注文の内容と異なるものが多いとの非難が絶えません。よつて今回主務大臣がそれを戒告する制度を設けております。第三点は再検査の制度を設けたことであります。即ち検査不十分なものには、罰則以外に、政府機関の監督の下に再検査ができるような措置を講じております。以上が本改正法案の要点であります。

さて本委員会におきましては、特に民間当事者等について実情をも調査し、慎重審議しましたが、質疑の主なものは次の通りであります。一、輸出品としての最終製品のみでなく、その加工途中の材料品に関する検査のないのは不十分ではないかということ、二、登録の実施に際しては、政府が諸要素を十分考慮して裁量する余地を残す必要はないかということ、第三点は、在日外国検査機関の問題、その他詳細な質疑と要望がありましたが、立案者側からそれぞれ実例を挙げて答弁がありました。

かくして討論に入り、採決の結果、本改正法案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上を以て本報告を終ります。（拍手）

◎農業協同組合法の一部を改正する法律

（昭和二六、四、一、法一一九）（参）

一、提案理由（三月二十日）

○池田宇右衞門君　只今より農業協同組合法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申上げたいと思います。

現下の農業協同組合の現状に鑑みまして、農業協同組合の事業の運営に弾力性を與え、且つ、組合員の意思を組合の業務に積極的に反映させる措置を講じ、農業協同組合の健全な発達を図る必要があります。

そこで組合経営の面につきましては、役員が本腰を入れて組合経営に没頭し得るようにするためにその任期を三年まで延長し、市町村の農業協同組合については、役員を総会外において選挙できる途を開き、又医療施設については、組合員以外の者が組合員の事業の利用分量の五分の二までこれを利用できるように致しまして組合の経営が円滑に進み得るような措置を講じ、資金面では税金のかからない回転出資金制度を新たに採用しこれを事業運転資金として活用することにしたのであります。又組合が連合会を設立し、或いは連合会に加入し、又は脱退しようとする場合には、総会で特別議決をすることにし、組合員の意思を組合に十分反映し得るようにしたのであります。以上の措置に伴い、行政庁の監督権の整備を図り、役員の職務

を行う者がないときは行政庁は役員選挙のための総会を招集し、又組合の設立認可後九十日以内に設立登記をしないものにつきましては認可の取消をなし得る権限を賦与することにしたのであります。

以上何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことを御願いいたす次第であります。

二、参議院農林委員長報告（三月二十六日）

○羽生三七君　只今議題となりました本院議員池田宇右衞門君ほか議員諸氏の発議にかかる農業協同組合法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、農業協同組合の健全な発達に資するため、組合の業務に対する組合員の意思の反映を強化すると共に、組合事業の運営に弾力性を与える措置を講ずるため、現行法に大要次のような改正を加えんとするものでありまして、その第一は、組合の役員の任期は現在原則として一カ年となつておりますが、これを三カ年までに延長し、なお、三年とする場合は原則として毎年役員の大体三分の一ずつ改選することとなさんとするものであり、第二は、農業協同組合の役員は総会において選挙することになつておりますが、これを総会外においても選挙ができることとなさんとするものであり、第三は、組合は組合員以外の者にその施設を利用させることができることになつておりまして、その利用できる分量は現在は組合員の事業の利用分量の五分の一以内ということになつておるのでありますが、これを医療施設についてのみは、医療事業の社会公共性に鑑み、且つは公的医療機関指定の便益をも考え合せて、組合員以外の者が組合員の利用分量の五分の二まで利用することができることとなさんとするものであり、第四は、組合の資金面の充実に資するため回転出資金制度を設け、普通出資のほか組合員に対して配当した剰余金の全部又は一部を五年を限り出資させることができることとなさんとするものであり、第五は、組合が連合会を設立し、或いは連合会に加入し、又は脱退しようとするときは、総会で特別議決を必要となし、組合員の意思の反映を強化することとなさんとするものであり、第六は、役員の職務を行う者を欠き、事業運営上支障を生ずるとき、役員選挙のため総会を招集し、又設立登記が甚だしく遅延した場合における認可の取消等について、行政庁の監督権の整備を図らんとするものであります。

委員会におきましては、先ず役員の任期を三カ年とすることの適否及び役員の選任方法等について、提案者及び政府当局との間に質疑が交されましたが、これが詳細については会議録に譲ることにいたします。続いて討論を省略し、直ちに採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

御報告申上げます。

三、衆議院農林委員長報告（三月二十七日）

○千賀康治君　ただいま議題となりました、参議院提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案に関しましては、三月二十三日、予

備審査のため当委員会に付託され、同じく二十六日、提案者より提案理由の説明を聴取いたしましたが、全員異議なく可決すべきものと議決いたした次第でございます。詳細は速記録に譲ることといたします。何とぞ御賛成を願います。（拍手）

◎予防接種法の一部を改正する法律

（昭和二六、四、一、法一二〇）

一、**提案理由**（三月十七日）

（結核予防法の提案理由と一括して掲載）

二、**衆議院厚生委員長報告**（三月二十四日）

（結核予防法の委員長報告と一括して掲載）

三、**参議院厚生委員長報告**（三月三十日）

（船員保険法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎海難審判法の一部を改正する法律

（昭和二六、四、二、法一二一）

一、**提案理由**（二月二十三日）

○国務大臣（山崎猛君）　海難審判法の一部を改正する法律案の提案理由を説明申上げます。

海難審判法は施行せられてから二年有余を経過したのでありますが、現在海難審判の証拠規定は、刑事訴訟法に準拠することになつておるので、海難審判にはその複雑な証拠規定をそのまま準用しなければならない立場に置かれておるのであります。併しながら海難事件の発生原因を探求することを主とし、関係者の懲戒処分を従とする海難審判と刑事裁判とは本来の目的を異にするのでありまして、海難審判に刑事訴訟法の複雑な証拠規定をそのまま準用することは、海難事件の審判の迅速な処理に支障を来すばかりでなく、その審理が証拠関係の手続上甚しき制約を受けまして、海難審判法の本来の目的に副い得ない結果を招来することになるのであります。従つて事件処理の迅速を図り、且つ海難審判法の目的達成のために最も合理的な証拠規定を独立して設ける必要があるのでありまして、これが本改正法律案の主な提案理であります。従いまして証拠規定は、新刑事訴訟法のような複雑な規定を避けまして、海難審判の特殊性を織込んだ大綱的な証拠法の諸原則にとどめまして、海難原因探求の目的達成に審判官の技術的判断力を遺憾なく発揮し得るようにしたものであります。何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願いする次第であります。

次には港域法の一部改正法律案に関する提案理由を説明申上げます。

本法は現在の港域法に定める港域が、港湾事情の変化等に伴いまして現行のままでは種々の不都合な事態を生じて参つておりますの

で、別表を全面的に改正しようとするものでありまして、その主なる事由は、第一に、新たに本法によつて港域を定める必要のある主要港が生じて参つたことであります。第二に、港の状況の変化に伴いまして港域を変更する必要のある港が生じて参つたことであります。第三に、現行の港域の規定では、その基準となつている対象物の変化等によりまして港域が明確でなくなつた港が生じて参つたことであります。最後に港名を変更することが適当であると認められる港が生じて参つたことであります。

以上の理由によりまして本案を提出いたしました次第であります。御審議の上御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

二、参議院運輸委員長報告(三月五日)

(水先法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院運輸委員長報告(三月六日)

(港則法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎水先法の一部を改正する法律

(昭和二六、四、二、法一二二)(衆)

一、提案理由(二月二十六日)

○伊藤郷一君　ただいま提案になりました水先法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨並びに提案理由を御説明申し上げます。

御承知の通り北海道釧路港は、気流並びに地理的関係上、過去長年にわたる気象の平均観測によりますと、年間を通じまして、その約三分の一に相当する百有余日は濃霧にとざされ、五十六日は暴風に見舞われているという、全国まれにみる悪天候のもとに置かれておるのであります。かかる濃霧あるいは荒天に際しまして、港内における船舶航行の困難は、想像に余りあるものがあるのであります。また冬季におきましては、港内沿岸との海面と釧路川の川筋が結氷いたしまして、この氷が北々東の強風に押し流されまして、南埠頭付近に集結いたしますが、港内の実情を知らない船長は、船の操縦を誤り、氷のためローダーによる石炭の積込み作業がまつたく不可能に陥る場合が生ずるのであります。

次に潮流の影響でありますが、特に南北両埠頭の付近におきましては、満潮時と落潮時に、波が岸壁に対しまして直角に作用いたします関係上、ふなれな船長は、船体を岸壁に接触させまして、船体に支障を与えたことが少くないのであります。

なお当港は、水深が比較的浅いため、錨泊に適する水面はきわめて狭く、港長が理想的に指定することができる錨地は、わずかに四千トン級船舶の九隻分にすぎないのでありますが、在港船は常時十五、六隻で、多いときには二十六隻にも達する場合もありまして、港内を有効に利用しなければならないにもかかわらず、港内の状況に不案内な船長がかつてに投錨いたしますため、船舶の収容力を一層減退させしている実情であります。一方当港への入港船舶は、総トン数八百

トン以上の鋼船だけでも、昭和二十四年は三百四十五隻、昭和二十五年は四百十五隻の実績を示し、本年はさらにこれを上まわる見込みでありまして、港内の混雑は火を見るより明らかであります。

以上の諸点にかんがみまして、水先法の一部を改正いたしまして、釧路に水先区を設け、港内の実情を把握している水先人に水路を嚮導させますれば、船舶の航行の安全並びに港内の整頓を期せられるばかりでなく、ひいては船舶の運航能率の増進に寄与するところ少くないのであります。なお当港に水先区を設定することにつきましては、かねてより現地港湾関係者から熱烈なる請願がありまして、当委員会におかれましても御採択を得、また運輸当局におきましても、現地の実情を調査して、これが実現方について着々準備を進めつつあるのであります。

以上はまことに簡単でありますが、本法案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院運輸委員長報告(二月二十六日)

(北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院運輸委員長報告(三月五日)

○植竹春彦君　只今議題に供せられましたこの四つの法律案につきまして、逐次運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

水先法の一部を改正する法律

先ず第一は水先法の一部を改正する法律案であります。

本法律案は衆議院議員伊藤郷一君の提出にかかるものでありまして、その要旨は、北海道の釧路港は、終戦後船舶の出入が激増いたしまして、而も気象、潮流などが複雑特異の事情にありまするので、水先区を設定いたしまして、船舶の出入の安全と港内の整頓に寄与せんとするものであります。本委員会におきまして審議の結果、この改正案は適切なるものと認め、原案通り可決すべきものと全会一致決定いたした次第であります。以上御報告申上げます。

第二は、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律案であります。

本法案は衆議院議員玉置信一君ほか二十六名の提出の法律でありまして、北海道開発のためにする港湾工事に関しまして港湾法の特例を定めるということを内容としておるのでありまするが、その要点を申上げますると、第一として、北海道開発のために必要と認められる港湾工事費用の負担について港湾法の特例を設けようとすることなのであります。従来北海道港湾の修築工事費用については、北海道が未開発地であるために、国は特別の取扱をなして来たのでありまするけれども、本年四月より施行いたされます港湾法第四十二条によれば、修築の費用の五割は北海道において負担せざるを得ないということになるのでありまするけれども、北海道にはこれを負担いたしまする経済力がありません。従つて港湾の整備は著しく困難となるものと認められまするので、港湾工事費用の負担について

港湾法の特例を定めまして、従来通りの取扱をしようとするものであります。第二点といたしましては、港湾法におきましては、国が直轄工事をなし得るのは政令で定められた重要港湾に限定いたされまして、且つ一般の交通の利便を増進するために必要がある場合に限つているのでありまするけれども、北海道開発の促進を図るために、従前通り、重要港湾であると否とにかかわりませず、北海道開発上の必要がある場合には国が直轄工事をなし得るように、港湾法の特例を設けようとするものであります。即ち以上申述べましたことを要約いたしますると、北海道の港湾工事につきましては従前通りにしようとするために、港湾工事の費用の国庫負担と国の直轄工事の二点につきまして、港湾法の特例を設けようとするのがその主眼であります。

当委員会におきましては、審議の結果、本法律案に適当な措置と認めまして、原案通り可決すべきものと全会一致で決定いたした次第であります。

第三に港域法の一部を改正する法律案の御報告を申上げます。

この法律案の要旨は、港湾事情の変化に伴いまして、現行法に定める港域では現状に即しないために種々の不都合を生じている多くの港湾がありまするので、これらについてその港域を現状に即するごとく改正しようとするのがその主眼なのであります。本委員会におきましては、審議の結果、この改正案は適切なるものと認めまして、原案通り可決決定いたした次第であります。

最後に、第四番目の法案といたしまして、海難審判法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

先ず本法案は政府提案の法律案でありまして、その要点は、第一点として海難審判に特別の証拠法を定めるということであります。即ち現行法制定当時におきましては、海難審判の証拠法につきましては、簡易裁判所に特別の簡単な訴訟手続規定が制定せられることが予想せられておつたのでありまして、それを準用することとしておつたのでありますけれども、この改正法におきましても、これを準用することといたしたのであります。即ちこの現行法というものは、この当初の予想に反しまして、未だに簡易裁判所に特別の手続が制定されませんために、現行法施行後制定せられました新刑事訴訟法に規定する極めて複雑な証拠法をそのまま準用しなければならない現状であります。これは現行法の制定の際に全く予想していなかつたことでありまするので、この結果、海難審判の円滑迅速な処理に支障を来たしまして、海難原因の探究という海難審判本来の目的にも副い得ないことは極めて当然な結果と言えるのであります。この法案は、このような支障を取除きまして、海難審判の目的を十分に達成せしめるために、海難審判の証拠法についてはその特殊性を考慮いたしまして大綱的原則規定に改正しようとするのがその主眼であります。

改正の第二点は、海難審判庁審判官の任命権者を、運輸大臣であつたものを高等海難審判庁長官へ移すことであります。

改正の第三点は、高等裁判所への訴えにおける高等海難審判庁の代表者が、従来は海上保安庁の海事検査部の理事官であつたのであ

りまするが、これを高等海難審判庁長官と改めることであります。その他、出訴期間、鑑定人、通訳人等の報酬、廷吏に関する規定等を整備せんとするものであります。

本委員会におきまして審議の結果、本法案は適当なる立法と認めまして、原案通り可決することに全会一致決定いたしましたのであります。

即ち以上申上げました四法律案は、極めて簡単な法律案で、いずれも全会一致を以て決定せられた次第でありまするが、なお詳細は速記録を御覧下さいまするようにお願いいたします。

右報告申上げます。（拍手）

◎港則法の一部を改正する法律

（昭和二六、四、二、法一二三）

一、提案理由（二月十九日）

○關谷政府委員　まずただいま提案されました港則法の一部改正の法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案によつて改正しようとする要点は、特定港内において船舶が火災を起した場合、船舶が発する火災警報に関する規定を新しく設けるものであります。

近来港内停泊中の船舶の火災事故は毎年多大に上り、その事故が絶えませんので、この火災による損害の防止、軽減策につき種々検討しました結果、火災発生時にすみやかに火災警報がなされていれば、人命及び財産の損害を軽減し得たものであるとの結論を得たのであります。この点に関しまして、米国、カナダ、東亜の諸港の種種の港則においても、一般火災報知手断に加えて、港内の火災発生船舶に対し、一定の火災警報を発する義務を課する旨法制化していることが判明いたしました。なお関係方面よりの強い要望もあり、わが国においてもこれらの火災警報に関する規定を港則法に取入れることが必要であると考えまして、ここにこの法案を提出した次第であります。

次に、海事代理士法案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案の対象となつております海事代理士が行う業務に申しますのは、他人の委託により、対価を得て、海事関係の行政機関に対し、船舶法、船員法、船舶安全法といつたような海事法令の規定に基きまして、諸種の申請、届出、登録等の手続一切を行い、かつ事案によりましては、船主のなすべき官庁に対する申請者としての協力義務を代行する業務であります。

この法律案は、このような海事代理士の行う業務が一般の利便に少からぬ影響のあることにかんがみまして、その資格を定め、試験、登録等の制度を設け、またその取扱い報酬額の届出、是正等につき規定を設けまして、事案を委託する海事関係者の利便をはかるとともに、海事代理士の行う業務の妥当な範囲を定め、関係業種との調和をはかろうとするものであります。

この業務に対する法規制といたしましては、昭和二十二年末まで

は、明治末期以来海事代願人取締規則、明治四十一年逓信省令第五十二号というのがありまして、この規則により管海官庁の許可を得た者に限り、その業務を行い得ることとなつておりました。しかるところこの規則は、新憲法のもとにおけるいわゆる法律をもつて規定すべき事項を規定している命令として、昭和二十三年一月一日以降その効力を失い、爾後この業務は、法律上まつたく自由な営業となつて今日に及んだ次第であります。当省といたしましては、右の規則の失効後、これにかわるべき法律を制定すべきかどうか、制定するとすれば、いかなる内容のものとすべきかというような点につき調査研究中でありましたが、主として次の二理由から、法律制定の必要があるとの結論を得ました。

すなわち第一の理由としては、運輸省並びに国会に対し、広く海事関係者一般から陳情、請願が参つているということであります。その趣旨とするところは、取締規則失効後、何人でもこの営業が行える関係上、しばしば不適格者の開業が見られ、一方委託者のうちには、もつぱら海上で活動する者が多いため、陸上における官庁関係事務についてはほとんど代願人にまかせきりとならざるを得ず、かつそれらの人々は適当な代願人を選択するのが困難な実情であるので、事案の処理、報酬の額等につき、委託者の依頼にそむき、委託者に迷惑をかける場合も生じておるという実情である。そこで的確なる事案処理を期するため、その資格制限を行い、かつ業務の遂行につきましても、適当なる監督を加えられたいということであり、この趣旨は、当省の実情観察から来る結論と一致するのであります。

第二の理由としては、昭和二十五年に司法書士法が改正せられまして、一般に登記の申請は、船舶についても、司法書士でなければ業として取扱うことができないかの疑いが生じました。事実海事代願の業務を行う者が、登記を所掌する法務府関係の機関において、登記の代願申請を拒否されたことがしばしばありました。今ではそのようなことはなく、一応解決をいたしておりますが、これは司法書士法の解釈論に基く解決であり、かつまた最近その解釈論の生ずる条文につき、再度の司法書士法改正の機運もありますので、司法書士法の解釈論をまたず、法文上積極的に船舶の登記は、海事代願の業務としても、正当に行い得るものであることを明白にしておくことが、ぜひとも必要であると考えられることであります。この法律案はこのような見地から、なるべく広く利害関係者の意見をも徴して作成したものであります。

この法律案のあらましは、お手元に差上げてある要綱で大体おわかり願えるかとも存じますが、その骨子とするところは、第一には、この法律案で定めた資格を有し、かつ適法な登録を受けた者を海事代理士と称すること。第二には、海事代理士でなければ、法律案の別表第一に掲げた行政機関に対し、別表第二に掲げる法令の規定に基く申請、届出、登記その他の手続をしたり、書類の作製をしたりすることを営業として営んではならないこと。第三には、海事代理士は、委託者保護の見地から、ある程度官の監督を受けるということであります。

海事代理士の資格を限定したのは、一般委託者が、安心して事案を依頼し得るためには、この程度の知識と経験のある者であることが必要であると考えられるからであり、原則として、試験によることといたしまして、試験規定、試験問題の作所、合格の判定等につきましては、民間の学識経験者の意向を十分尊重することを、法律上明定致しました。また、登録制を設けたのは、主として委託者が事案を依頼すべき海事代理士を選択するための便宜を考慮したからであります。なおまた経過的な措置としては、旧海事代願人取締規則の規定で、海事代願人の許可を受けた者は、当時すでに許可に際し試験が行われており、その後の経験も豊富に有しておると認められるので、本法案による海事代理士の資格を認め、あらためて試験を行うことなく、登録することにより、ただちに海事代理士となり得ることといたしました。また現にこの種のことをとにかく業として行つている者は、六箇月間は今まで通り営業して支障ないことにいたしました。なお猶予期間を六箇月間といたしましたのは、旧海事代願人取締規則の許可を受けていない者の便宜を考慮したからであります。

以上簡単ではありますが、本法案提出の経緯、理由、その骨子につき申し述べました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院運輸委員長報告(三月六日)

○坪内八郎君　ただいま議題となりました港則法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る二月十五日、本委員会に付託され、二月十九日、政府より提案理由の説明を聴取し、これを慎重に審議いたしたのであります。

本法案の趣旨並びに内容を簡単に申し上げます。まず第一点といたしましては、特定港内において碇泊中の船舶が火災を起した場合に、火災による損害を最小限度にとどめるために、当該船舶に対しまして警報を発することを義務づけようとするものであります。次に第二点といたしましては、海上保安庁法の改正に伴いまして関係条文を整備しようとするものであります。

本法案に対する質疑に、従来碇泊中の船舶が火災を起した場合の取扱い方、また火災発生の原因等につきまして、政府委員と委員との間に熱心なる質疑応答がとりかわされたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることにいたします。

次に討論を省略いたしまして採決の結果、起立全員をもつて政府原案通り可決した次第であります。

次に海事代理士法案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。従来、海事関係その他行政機関に対しまして、申請者の依頼により、海事関係法規に基いて諸種の申請、届出あるいは登記などの手続を行う業務につきましては、海事代理人取締規則という省令がありまして、この規則により管海官庁の許可を得たものに限りその業務を行うことを得

たのでありまするが、新憲法のもとにおける、いわゆる法律をもつて規定すべき事項を規定している命令として、昭和二十三年一月一日以降その効力を失いまして、その業務は法律上まつたく自由な営業として今日に及んだのであります。しかるに、これが失効後は、しばく不適者の開業があり、一方依頼者は、もつぱら海上で活動する者が多いため、適当な代理人を選択することが困難なために、事案の処理または報酬の額などにつき依頼者に迷惑をかける場合も生じている実情であります。そこで、的確なる事案の処理を期するため適当なる監督を加えようとするのが、本案の趣旨であります。

次に、その内容のおもなる点を申し上げます。まず第一点は、海事代理士となる者の資格を規定しようとするものであります。第二点は、海事代理士でなければ、他の法令に別段の定めがある場合を除いて、本法案に規定されている業務を営んではならないことにしようとするものであります。第三点は、海事代理士は適正な報酬の額を定め、所轄の海運局長に届け出なければならないことにしようとするものであります。第四点は、旧海事代願人取締規則で海事代理士となることができることにしようとするものであります。

本法案は、二月十五日、本委員会に付託され、二月十九日、政府より提案理由の説明を聴取し、委員会を開くこと四回、政府委員と委員との間に熱心な質疑応答がとりかわされたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることにいたします。

次に自由党の私より、海事代理士に関する事務は、新たに運輸省の所掌事務となるものであるから、本法案の附則をもつて、運輸省設置法第二十三条第一項第一号の次に一の二として第四十条第一項第二十五号の次に二十五の二として、それぐ海事代理士に関することを加えるように改正すべきであるとの修正案の提出をいたしたのであります。

次に、討論を省略して修正案について採決いたしましたところ起立総員をもつて可決、続いて原案について採決の結果、これまた起立総員をもつて可決いたしました。よつて本法案は修正議決すべきものと決した次第であります。

次に海難審判法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の趣旨を簡単に申し上げます。海難審判は海難事件の発生原因を探究することを主とし、関係者の懲戒処分を従とするものでありまして、刑事裁判とは本来の目的を異にするものであります。従いまして、海難審判に刑事訴訟法の複雑な証拠規定をそのまま準用いたしますことは、事件の審判に多大の時日を要し、事件の迅速な処理に支障を来すばかりでなく、その審理が証拠関係の手続上はなはだしく制約を受けまして、海難審判法の本来の目的に沿い得ない結果を招来することになるのであります。ここにおきまして、事件の処理の円滑化をはかり、かつ海難審判法の目的達成のために最も合理的な証拠規定を独立して設けんとするのが、本法案のおもなる趣旨であります。

次に本法案の内容のおもなる点をあげますと、まず第一点は、海難審判庁審判官の任命権者を運輸大臣から高等海難審判庁長官へ移すことであります。第二点は、海難審判における証拠規定を、従前の刑事訴訟法準用制度を廃止して、海難審判証拠法を独立して規定することであります。第三点は、高等海難審判庁への第二審の請求期間に民訴と同様の猶予期間を認めるようにすることであります。第四点は、海難審判に召喚する鑑定人、通訳人等に対する報酬を明文化せんとするものであります。

本法案は、予備審査として、二月二十一日、本委員会に付託され、二月二十六日、政府より提案理由の説明を聴取し、三月五日、正式に本委員会に付託になり、ただちに質疑に入りまして、政府委員と委員との間に熱心に質疑応答がとりかわされたのでありますが、その詳細は、これまた会議録に譲ることといたします。

次に、討論を省略いたしまして採決の結果、起立総員をもつて政府原案通り可決した次第であります。

最後に港域法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法律案の趣旨並びに内容を簡単に御説明申し上げます。まず第一点は、最近における船舶交通の観点から、主要港と認められる港について新たに港域を定めようとするものであります。第二点は、現在の港域が現地の実情に合致していないものについて、これを改めようとするのであります。第三点は、隣接している港で、それぐの港域が明確でないものにつきまして、関係地方公共団体の希望を参酌して、当該両港を統合の上、単一の港といたしまして港域の統一をはかろうとするものであります。

本法案は、予備審査として、二月二十一日、本委員会に付託され、二十六日、政府より提案理由の説明を聴取し、三月五日、正式に本委員会に付託され、政府委員と委員との間に熱心に質疑応答がとりかわされたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることにいたします。

次に、討論を省略いたしまして、ただちに採決の結果、起立総員をもつて本法案は政府原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院運輸委員長報告（三月九日）

○植竹春彦君　只今議題となりました港則法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法案の内容は極めて簡単でありまして、特定港内におきまして船舶が火災を起した場合に、当該船舶に対しまして火災警報を行うことを義務付けていることであります。諸外国の多くの港湾におきまして、すでにかかる義務が法制化されておりまするので、我が国におきましても又これから火災警報に関しまする規定を港則法に取入れることが、火災による船舶の損害の防止軽減の見地からいたしまして望ましいと考えられるので、この提案がなされた次第でありまして、本委員会におきまして審議の結果、本案は適当なる措置と認めまして、原案通り可決すべきものであると全会一致を以て決定

いたした次第であります。

以上御報告申上げます。（拍手）

次に海事代理士法案につきまして運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

従来海事代願業は、明治四十一年に制定されました逓信省令海事代願人取締規則によりまして規律せられて来たのでありまするけれども、一般の勅令、省令などの例によりまして、これ又昭和二十三年一月一日以降失効いたしまして、爾来この業務は法律上は自由営業となつて今日に及んでおるのであります。

さて本法案が提出されました主な理由は、官庁に対する海事法令に基く諸手続の依頼者であります船主や船員などの多くは常時海上において活動いたしておりまするので、官庁関係の事務につきましては殆んど代願人に任せきりとならざるを得ない実情でありますので、代願人の業務はこれを自由放任とせずに、適当な監督を加える必要があると認められるに至つたからなのであります。

次に本法案の要点を申上げまするに、本法案におきましては、他人の委託によつて、対価を得て、官庁や地方庁に対し、船舶法、船員法、船舶安全法などの海事関係法規の規定に基く手続をする者を海事代理士と呼んでおりますが、本法案は、第一に、この海事代理士の業務範囲を定めまして、原則として海事代理士以外の者がこの業務を行うことを制限すると共に、関係業種との調和を図つておることであります。第二には、海事代理士となるために必要な資格を定めまして、又委託者の便宜を考慮いたしまして、海事代理士の登録制について規定しておることであります。第三番目には、委託者保護の見地からいたしまして、海事代理士の取扱報酬額の届出、変更命令その他海事代理士に対する監督規定を設けておることであります。

当委員会における審議におきまして、種々熱心なる質疑が行われたのでありまするが、今その主なものを申上げまするに、その第一には、弁護士と海事代理士との関係如何、又海事代理士の業務には鑑定を含むかどうかという御質疑でありまして、これに対しまして政府委員より、海事代理士の業務は手続及び手続についての相談に応ずることであるから、何ら弁護士法に抵触しないし、又海事代理士の業務には鑑定は含まないという答弁があつたのであります。その第二は、十年以上海事行政に従事した者であつて、運輸大臣が海事代理士の業務を行うのに十分な知識を有しておるものと認定した者に対しては、試験を行わないで海事代理士の資格を与えるということを規定しておるのでありまするが、この規定は官尊民卑の色彩が認められるから削除してはどうかというふうな質問に対しまして、政府委員から、このような長い海事行政の経験のある者に対しては、海事代理士の業務をおおむね支障なく遂行する知識を有するものと考えられる、その上、運輸大臣が適格性を認定いたしまして初めて有資格者とするのであるから、試験に合格した者に劣らない能力があるものと考えて差支えない、又弁理士法とか税務代理士法とかいうような類似の法律におきましてもこの種の規定を設けておるとの答弁があつたのであります。

ここで討論に入りましたところ、一委員より、本法案においては、海運局長が本法実施のために必要があるときには海事代理士に報告を求め得ることとして、その違反に対しては罰則の規定を設けておるけれども、一方では報告については海運局長に協力の義務が規定されておるのであるから、報告をとる場合においては、海運局長は十分にこれに協力すると共に、いわゆる報告泣かせ等の業者いじめに陥らないように留意すべきであるという趣旨の意見が開陳せられました。ここにおいて討論を打切りまして、採決の結果、全会一致を以ちまして本法案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告申上げます。（拍手）

◎港域法の一部を改正する法律

（昭和二六、四、二、法一二四）

一、提案理由（二月二十三日）

（海難審判法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、参議院運輸委員長報告（三月五日）

（水先法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院運輸委員長報告（三月六日）

（港則法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

港域法の一部を改正する法律　文化功労者年金法

◎文化功労者年金法

（昭和二六、四、三、法一二五）

一、提案理由（三月十三日）

○政府委員（水谷昇君）　今回政府から提出いたしました文化功労者年金法案について御説明申上げます。

我が国は終戦以来文化国家として着々その歩を進めて参つたのでありますが、日本が真に文化国家として世界の諸国に伍して行くにあたりましては、国民の全部が文化国家であるという自覚を持つて進むことが必要でありまして、政府といたしましても種々の方策を講じているのでありますが、その一つとして文化の発達に関し特に功績顕著な者に対して、これを顕彰する方途を講ずることも極めて重要な意義を有すると信ずるものであります。現在の制度としては文化勲章の制度が存在するのでありますが、これは精神的な優遇ともいえるものでありまして、文化の功労者に対して何らか物質的な優遇方法を講ぜられたいとの要望は極めて多いのであります。

一時金的な性質を有するものとして日本学士院恩賜賞、学士院賞等のごときものが学術に対する顕著な貢献を奨励するものとして交付する金品の制度があるのでありますが、これらは主として特殊の限られた研究を表彰するにとどまり、本法案のごとく政府として広く文化の発達に関し特に功績顕著な者を表彰する制度ではないのであります。ここにおいて学術、芸術その他文化の発達に関し特に功

績顕著な者を文化功労者としてこれに対して年金を支給し顕彰する制度を確立するために本法案を提出することといたした次第であります。

次にこの法案の骨子について申述べます。

第一に、本法案は天皇の栄典授与の行為に基く文化勲章制度とは別個の全く新らしい制度であるということであります。即ち学術、芸術その他文化の発達に関し特に功績顕著な者を文化功労者として、これに年金を支給し顕彰する制度の確立にあるのであります。

第二に、文化功労者に終身支給する年金の額は五十万円であります。

第三に、文化功労者は文部省に置かれる文化功労者選考審査会が選考した者のうちから文部大臣が決定することになつております。

第四に、文化功労者選考審査会の組織及び運営の細目並びに年金の支給方法につきましては政令で定めることにしてあります。

以上本法案の提案の理由とその内容の骨子について御説明いたしましたが、これが成立いたしますことは文化国家として誠に望ましいことであります。

何とぞこの法律案の必要性を認められまして、慎重に御審議の上御賛成のほどをお願いいたします。

二、参議院文部委員長報告（三月三十日）

（教育職員免許法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院文部委員長報告（三月三十一日）

○長野長廣君　ただいま議題となりました文化功労者年金法案につきまして、文部委員会における審議の結果を御報告申し上げます。

本案は、参議院において修正議決されて、本委員会に付託されたものでありまして、従来は文化の功労者に対して精神的な優遇の道を講じておりましたものを、物質的に優遇する方法として、功労者に終身年金を支給しようとするものであります。なお学術、芸術その他文化の功労者の選考の範囲を広くして、文化の向上発達に資するようにしたのであります。

本委員会におきましては、予備審査もいたしまして慎重に審議をいたしました結果、参議院送付案の妥当なることを認めまして、全会一致をもつて議決いたしたのであります。なお詳しくは速記録によつて御了承願います。

次に産業教育法案の概略を申し上げ、これが審議の経過及び結果を御報告いたします。

いわゆる六・三・三・四の学術改革が行われまして、その成果も次第に見るべきものがあります。しかし一面には、われ〳〵の期待に反する事実も現われて参りました。その最も著しいことは、職業教育の全面的な低下傾向及び中学卒業後ただちに社会に出る者に対する教育の脱落したことであります。高等学校の職業課程及び大学の理科的方面の入学志望の減少と学力低下の状態は、これを戦前に比しまして大体半ば程度となつておるようであります。また年々百

万を越える中学校卒業者の約三分の二の者は、ただちに社会に出ておりますが、卒業後二年は、労働基準法の制約のため、正規の就職ができませんので、やむなく無為徒食の空白層となり、これが社会悪の温床であるかの観を呈しているのであります。

本法案は、この事実と、目下のわが国の産業経済上の諸情勢とにかんがみまして、この空白層にある六百万青少年に対する適切なる職業教育を施すとともに、公私立を問わず、中学校及び家庭技芸科を含む高等学校の職業課程の充実をはかり、大学及び短期大学における職業教員の養成を促進し、同時に学校教育として、一般公衆にも職業教育を展開しようとするものであります。

この施策による根本のねらいは、実験、実習及び勤労作業等によりまして、技術の練磨とくふう、創造の能力の涵養をはかり、正しき勤労の信念を確立せしめまして、単なる活字による観念的人格教育にとどめることなく、積極的な実行力を持つて、よりよき郷土の建設と、文化国家再建のため、真になすある青少年を育成することを目的とするものであります。この目的実現の具体的な方法及び内容に関する立案計画は、中央産業教育審議会と、地方にも同様審議会を設けまして、その諸問建議の機関とし、昭和二十六年度より発足いたしまして、その準備を整え、同二十七年度より実施に移そうとするものであります。

本法案は、慎重審議の後、討論に入りまして、国民民主党を代表いたしまして笹森順造君より、社会党を代表いたしまして松本七郎君よりそれ〴〵賛成の意見を述べられましたが、討論を終結し、政

決の結果、全会一致をもつて可決せられました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎宗教法人法（昭和二六、四、三、法一二六）

一、提案理由（二月二十八日）

○天野国務大臣　ただいま上程になりました宗教法人法案について御説明申し上げます。

現在わが国における神社、寺院、教会、教派、宗派、教団等の宗教団体の数は、約二十万に上つております。これらの宗教団体は、全国の都市、農漁村、山間僻地に至るまで、あまねく存在し、おのおのその独自特有の宗風と伝統のもとに、道義、思想、文化等各般にわたつて、国民の生活に深いつながりを持ちつつ活動しているのであります。この点にかんがみますとき、宗教団体の法的地位をいかに規定するかということは、現在置かれておりますわが国の地位、実情から申しまして、まことに重大な問題といわなければなりません。しかも、日々刻々の国民の生法の基盤に関し、直接に重大な関係があるだけに、宗教団体に対する正常かつ公明な位置づけは、一日といえどもゆるがせにできない問題であります。

現行の宗教法人令は、昭和二十年十二月二十八日、勅令第七百八十九号をもつて公布された、いわゆるポツダム勅令でありまして、採治的、社会的及び宗教的自由に対する制限除去の件に関する連合

国最高司令部覚書によつて、廃止を命ぜられた旧宗教団体法にかわつて、宗教団体の財産の保全のための善後措置として、早々の間に制定されたものであります。従つて、民主的立法の原則にのつとつて、宗教法人制度を、法律をもつて規定する必要が痛感されたのであります。また一方におきまして、同令は現下の宗教界の実情に照しまた過去五年有余の実施のあとを顧みましたとき、不備の点も少くなく、他方におきまして、信教の自由の基盤の上に立つ新たな宗教法人制度の確立が、各方面から要望される実情にあつたのであります。ここにおきまして、政府は年来慎重な研究を続け、古い伝統を持つわが国の複雑多岐な宗教事情に即応するとともに、宗教法人の特殊性と自主性を重んずる新たな宗教法人制度について、その構想を得るに至りましたので、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案の骨子となつております主要な点について申し上げます。

この法律の目的といたしますところは、宗教団体に法人格を与え、宗教法人が自由で、かつ自主的な活動をするための物的基礎を獲得させることであります。これがためには、あくまでも信教の自由と政教分離の原則を、基本としなければならないと考えます。それとともに、宗教法人の責任を明確にし、かつその公共性に配慮を払うこともまた忘れられてはならないのであります。このような趣旨から、この法律案は、常に自由と自主性、責任と公共性、この二つの請を骨子として、全体系が組み立てられてあるのであります。

この法律案は、以上のような考えに基きまして、現行法令に比較し、かなりの制度的改正を試みているのであります。第一に、宗教法人の規則の作成、規則の変更、合併等に関する認証制度を設けたことであります。現行宗教法人令におきましては、宗教法人の設立は、いわゆる準則主義、登記主義によつておりまして、宗教法人は、みずから規則を作成して登記をすれば、成立するのでありまして、公益法人の成立の手続としましては、多分に考慮の余地があると考えられます。そこで、この法律案におきましては、信教の自由に対する慎重な配慮のもとに、宗教法人の規則の作成等について、所轄庁の認証を要することとし、これによつて、宗教団体でないものが宗教法人になつたり、法令に適合しないような規則の作成や、設立の手続がなされることを防止いたしたのであります。この認証は、あくまで宗教団体の立場を尊重いたしまして、所轄庁に認証すべき期限を設けるとか、再審査、訴願の道を講ずるとか、慎重な手続を定めております。さらに往々にしてありがちな行き過ぎになるようなことがないように、またこの法律の公正な運営ができるようにとの配慮から、文部大臣の諮問機関として、文部省に宗教法人審議会を設け、所轄庁の認証拒否の場合や、再審査や、訴願の場合は、同審議会の意見を求めなければならないこととといたしておるのであります。

第二に、宗教法人の管理運営面において、民主化をはかつたことであります。現行宗教法人令におきましては、宗教法人の執行機関として、主管者を置き、これを補助する氏子、崇敬者、檀徒、教徒及び信徒の総代三人以上を置くことを定めておりますが、この法律案におきましては、責任役員制と公告制とを設けておるのであります。宗教法人の事務決定機関として、責任役員は三人以上を置き、その中の一人を代表役員とし、宗教法人を代表する者といたしたのであります。しかしながら、これらの代表役員及び責任役員の資格、任免、職務権限等は、宗教法人の特性に応じて、自由にその規則で規定できるのであります。また、これらの役員の業務執行の公明適正をはかる一方、不動産の処分等の財産管理上の重要の行為や、合併、解散等の、宗教法人にとつて重大な身の振り方に関する行為は、あらかじめ信者その他の利害関係人に周知させる公告の制度を定めて、宗教法人の公明な運営と自主性の発揮を期待するとともに、その公共性を重んじているのであります。

第三に、宗教法人の合併を認めたことであります。現行宗教法人令におきましては、宗教法人の合併に関する規定がないために、宗教法人がこうむつていた不便も少くなかつたのであります。この際宗教界の要望にこたえて、合併の制度を設けたわけであります。

最後に、経過的措置であります。まず宗教法人令による宗教法人は、この法律施行後一年半以内に、この法律の規定に基いて作成した規則について、所轄庁の認証を申請し、新らしい宗教法人となる道を開いたのであります。それとともに、長い宗風と伝統を尊重する意図のもとに、宗教界に急激な変化を招来することを避けるため、現行の宗教法人は、原則としてこの法律の規定による認証を受けるまでは、現行の宗教法人令による宗教法人として存続し得るように配慮いたしているのであります。その他、登記等の手続規定や民法等の準用規定や解釈規定を、できるだけこの法律の中に取入れて、この法律の趣旨を明確にし、宗教団体の便宜をはかるとともに、宗教行政事務の円滑な運営に資していることも、この法律案の特色の一つといえるのであります。

以上、この法律案の趣旨及び大要について申し述べたのでありますが、この法律案が成立施行せられますならば、宗教法人の社会性を明確にするとともに、その特殊性を確認することによりまして、宗教界の要望にこたえ、国民の福祉に寄与するところがきわめて大きいことを、確信するものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに議決くださるようお願いいたします。

二、衆議院文部委員長報告（三月二十六日）

○若林義孝君　ただいま上程に相なりました宗教法人法案につきまして、その立案の趣旨及びその目的と内容の概略を申し上げますとともに、これが文部委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

国民の心のかてである、これらの宗教の混乱を防ぎ、それ〴〵自由活発なる活動と発達とをなし得るよう保護助成を加えまして、国民の魂のよりどころを確実なものとし、かつ正しく深いものといたしまして、国民文化の発達に資する必要があるのであります。さらに敗戦によつて人生観に混迷を来しまして、帰趨の定まらない上に、国際情勢の不安な状態もまた強い影響を与えておりまするの

で、今日急速に宗教上の適切なる施策を講ずる必要があるのであります。現在宗教法人令が実施せられておりますが、この法令は、さきにポツダム勅令として公布せられたものであります。その当時の事情により、とりあえず旧宗教団体法にかわる、宗教団体の財産の保全のための善後措置として制定せられたものでありますので、今日の実情にそぐわない点も多々現われて参つたのであります。

以上の趣旨に基きまして本法案を提出せられたのでありますが、この法案の目的といたしますところは、あくまでも信教の自由、政教分離の原則を基本といたしまして宗教団体に法人格を与え、宗教法人が自由で、かつ自主的な活動をするための物的基礎を得させることにあります。同時に宗教法人の責任を明確にし、かつその公共性を強調するにあるのであります。

次に、内容のおもなる点について申し上げます。

第一に、宗教法人の規則の作成と変更及び合併等に関し認証制度を設けまして、信教の自由に対しては慎重な注意を払いつつ、宗教法人の規則の作成等については所轄庁の認証を要することとしたのであります。これによりまして、宗教団体でないものが宗教団体になつたり、法令に適合しないような規則の作成や設立の手続がとられることを防止したのであります。現行の宗教法人令に、宗教法人の設立には、いわゆる準則主義、登記主義によりまして、みずから規則を作成して登記さえするならば成立し得ることになつておりますので、公益法人成立の手続としては不合理なものであると思われるのであります。この点を是正するとともに、兼ねて自由の濫用を抑制することとしたのであります。しかし、この認証はあくまで宗教団体の立場を尊重いたしまして、所轄庁に認証すべき期限を設けるとか、再審査訴願の道を講ずるとかいたしまして、慎重な手続を定めております。同時に、この法律の公正な運用をはかるために、文部大臣の諸問機関として文部省に宗教法人審議会を設けまして、所轄庁の認証拒否の場合あるいは訴願の場合はこの審議会の意見を求めなければならないことにいたしております。

第二には、宗教法人の管理運営面の民主化をはかつたことであります。すなわち、責任役員制と公告制とを設けたことであります。宗教法人の事務決定機関として三人以上の責任役員を置き、そのうちの一人を代表役員として宗教法人の代表者としたのであります。しかし、その資格、任免、職務権限等は、その宗教法人の特殊性に従つて自由に規則を持ち得ることになつております。一方には公告制度を定めまして、これら役員の業務執行の公明適正を期したのであります。すなわち、不動産の処分や財産管理上の重要なる行為及び合併、解散等の行為は、あらかじめ信者その他の利害関係人に周知させることにしておるのであります。

第三は、宗教法人の合併を認めたことであります。これは宗教界の要望に沿つたものでありまして、現行法令には、これを欠いております。不便でありましたので、新たに制定したものであります。

このほかに経過的措置を定めまして、急激なる変化を避けるために、現行宗教法人は、原則としてこの法律による認証を受くるまでは、現行宗教法人令による宗教法人として存続し得ることといたし、その他登記等の手続規定、あるいは民法等の準用規定や解釈規定をできるだけこの法律の中に取入れております等も特徴のある点であります。

次に、審議の経過について申し上げます。本法案は、去る二月二十七日、本委員会に付託せられたのでありますが、爾来ほとんど連日にわたつて各委員より熱心なる質疑が行われましたが、去る十九日には終日公聴会を開きまして、学識経験者側として安藤正純君、岩本東京大学教授を初めとして十六名の臨席を得まして、それ〴〵真剣なる意見を述べられたのでありますが、結論といたしましては、本法案の成立をほとんど全員が期待しておるのであります。各委員の質疑に対する当局の答弁によりまして、その内容の巨細が明らかになつたのでありますが、この法案に関連ある爾余の問題につきましていろ〳〵検討せられたのであります。

本案の解釈上重要な見解を述べられておりますが、そのうちの一、二を申し上げますと、宗教の厳密なる定義を規定することは困難であるのでありまして、しかし宗教法人審議会において、広い意味の社会通念に基き、おのずから妥当なる線を見出し得べきこと、及びその委員の人選については宗教界のみに偏することなく、宗教に理解ある第三者的立場にある権威者をも加えること、神社に関しましては、今日置かれておる国家的事情と行政的取扱い上、広い意味での宗教の範疇に入れることの妥当であること、信者とは宗教団体関係者を包含するすべての関係者、たとえば氏子、崇敬者、教徒、信徒、檀家、檀徒等一切を包含するものであること、また免税の取扱い中、新たに予定した土地、建物については、予定の条件のみでは、免税の対象になり得ること、個々に決定さるべきことであつて、一般論として免税の決定は困難であること等があるのであります。いずれその詳細な内容につきましては、速記録によりまして十分なる御了承を願いたいと存ずるのであります。

次いで討論に入りまして、自由党は賛成、国民民主党を代表いたしまして笹森順造君より要望を付して賛成、社会党も要望を付して賛成、公正倶楽部も同様に賛成の意見を述べられ、共産党を代表して渡部義通君より反対の意見の開陳があつたのであります。採決の結果、起立多数をもちまして、本案は原案の通り可決すべきものと議決せられた次第であります。

以上をもちまして本案に対する御報告を終ります。

なお、ただいま議題となりました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきまして、本委員会における審議の結果を概略御報告申し上げます。

本案は、教育委員会法の制定、学校教育法の改正、給与関係諸法令の改廃等に伴い、市町村立学校職員の給与の名称、退隠料及び公務災害補償の負担区分並びに小中学校の教員の定数等につきまして必要な改正を行い、教員の給与の安定をはかるとともに、その身分の保障を一段と完全なものにしようとするものであります。

そこで文部委員会といたしましては、慎重に審議をいたしました結果、本改正案の趣旨が妥当であることを認めまして、討論を省略いたし、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたし

ました次第であります。
以上御報告を申し上げます。（拍手）

三、参議院文部委員長報告（三月三十日）

（教育職員免許法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二六、四、三、法一二七）

一、提案理由（三月十五日）

○小峯政府委員　ただいま議題となりました外資に関する法律の一部を改正する法律案につき、その提案の理由を御説明いたします。

日本経済の自立と健全な発展をはかり、かつ国際収支の均衡を維持して行くために、国内における資本蓄積の促進と並んで、民間外資の導入が一層促進されることがきわめて必要であることは、あらためて申すまでもありません。政府は昨年外資に関する法律を制定いたしまして、民間外資導入を促進するために、外資導入とこれに伴う海外送金に関するわが国の方針、手続等を明らかにし、外資を保護するための法的措置を定めたのであります。

この法律は、御承知のように本邦に投下された外国資本に伴つて生ずる元本果実の海外送金の保障措置を設けることを骨子としたものでありますが、制定当時のわが国の外貨事情や企業の状態等にかんがみまして、外国資本の投下については、認可または届出の制度をとり、日本経済の自立、発展及び国際収支の改善に寄与するものに限つて投下を認めることとしたのであります。ことに資金的投資のうちで、外国投資家による既存の株式の取得につきましては、当時株価が異常に低かつた事情を考慮いたしまして、その取得が外国投資家の投資計画の一部であり、かつ、その取得の対価が外貨によつて行われる場合に限り認められることとなつているのであります。しかしながら外資に関する法律の第二条にも明らかにされている通り、わが国に対する外国資本の投下は、できる限り自由に認められるべきものであり、届出または認可の制限は、その必要の減少に伴い、逐次緩和または廃止されるべきものでありまして、最近の諸情勢から見て、これらの制度による制限は漸次これを緩和すべき時期に立ち至つているものと認められるのであります。よつてこの際外資導入をます〳〵促進するため、外国投資家の株式取得に関する右の制限を緩和することといたした次第であります。

すなわち、一、新たに発行せられる株式の取得につきましては、配当金の海外送金を保障する必要のない場合には認可を要せず、外資委員会に届出れば足りるものとし、また第二、既存の株式の取得につきましては、依然認可制度をとることとしたのでありますが、その取得が外貨または外貨と同等の価値のあるものを対価として行われる場合には、その取得が投資計画の一部でない場合でも、認可し得ることに改めたのであります。なお、これらの措置とともに、

外国資本が日本国内で強制的に収用または買収された場合における補償金の海外送金の手続を明確にし、また公平の見地から外資に関する法律の制定以前に、外国人の財産取得に関する政令の規定に基き、外資委員会の認可を受けた外国人が取得した株式についても、配当金の海外送金を保障する道を開くことが必要であると思われますので、これら株式について再審査し、外資に関する法律で定める基準に照らして妥当と認められるものについては、爾後その配当金の海外送金を保障することといたしたのであります。

以上外資に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、概略を御説明致しましたが、何とぞすみやかに御審議の上、御賛成せられるよう切望する次第であります。

二、衆議院経済安定委員長報告（三月二十四日）

○圖司安正君　ただいま議題となりました外資に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、わが国の自立経済の達成と発展をはかり、国際収支の均衡を維持せんがためには、国内資本の蓄積とともに民間外資の導入を促進することのきわめて必要なることは申すまでもありません。これがために、昨年外資に関する法律を制定いたしまして、外資導入に資する法的措置を定めたのでありますが、本法第二条にも明らかなごとく、わが国に対する外国資本の投下はできる限り自由に認められるべきものであり、届出または認可の制度は、この必要の減少に伴い、逐次緩和または廃止さるべきものであります。最近の諸情勢から見ますれば、今やこれらの制限を緩和すべき時期に立ち至つたと認められるのでありまして、この際外国投資家の株式取得に関する従来の制限を緩和して外資導入をます〳〵促進せんとするのが、今回の改正を行う目的なのであります。

本案の内容を申し上げますれば、第一に、外国投資家の株式取得の制限を緩和しようというのであります。それは、当該法人の財産の増加をもたらす株式、すなわち新株の取得については、配当金の外国向け支払いを保証する必要のない限り認可を要せず、外資委員会に届け出れば足りるものとしたのであります。また当該法人の財産の増加をもたらさない株式、すなわち旧株の取得については依然認可制度をとるが、その取得が投資計画の一部でない場合でも、外貨または外貨と同等の価値のあるものを対価として取得する場合に限り認可し得ることといたしたのであります。

第二に、外国投資家が本邦において所有する財産が強制的に収用または買収された場合における補償金の外国向け支払いについて、その手続を明らかにするため第十七条の規定を整備したのであります。

第三に、外国人の財産取得に関する政令の規定に基く認可を受けて、外国投資家が取得した株式で、外資に関する法律の基準に照して妥当と認められるものについては、配当金の外国向け支払いを確保する道を開くようにいたしたのであります。

本案については、去る三月十五日に提案理由の説明を聴取して審

議に入り、二十日に質疑をいたしましたが、従来投資計画の一部でなければ投資できなかつたものが、投資計画がなくとも投資し得ることに改正したために、好ましからぬ外国人の株式取得によつて財界を攪乱されるおそれがないかとの質問に対し、政府は、かかるおそれがないよう十分に注意しており、外国人の取得株式の配当金で送金を将来予想されるものは毎年四万ドル程度の見込みであつて、これがためにわが国の財界が攪乱されることがないと信ずるとの答弁がありました。また土地その他の不動産取得が、外国投資家のみならず、外国の宗教団体や公益団体より申請された場合、それがわが国の重要資源の保全や自作農耕地の保護の上から好ましくない結果を生ずるおそれはないかとの質問に対し、政府は、まつたく同感であつて、従来外国人がわが国内でもうけた不当な邦貨で取得せんとするものは、これに許可を与えず、農地法等によつても抑止はしているが、今後は一層注意を払う旨の答弁がありました。なお日米経済提携問題との関連についても質問がありましたが、これに対し政府は、自立経済をそこなわない限り提携は望むところだが、外資の導入は、わが自立経済が達成され、日米経済提携ができてから初めて本格的になるものであると思うとの答弁がありました。

かくて二十日、討論を省略いたして採決に入りましたが、本案は全員一致をもつて原案の通り可決されました。

次に国土調査法案について、委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

近く講和を控えたわが国といたしましては、経済の自立をできるだけすみやかに達成することが絶対に必要でありまして、これには生産の向上発展と、貿易の飛躍的拡大をはかるとともに、これが前提として国土資源を最大限に活用いたしまして、わが国民経済の基盤を一層充実させて行かねばならないのであります。すなわち、土地の利用度を保持するために国土を保全し、国土利用を一層高度化し、国土の人口扶養力を強化するために、その基礎条件として土地及び水に関連する幾多の施策を必要とするのでありますが、これが適切有効なる実施には、その計画及び具体化の基礎として国土の量的及び資的の実態を正確に把握しなければならないのであります。本案は、実はこの国土の実態を科学的かつ総合的に調査し、国土の開発、保全及び利用の高度化に資することを目的とするものであります。

本案の内容について申し上げますれば、国土調査とは基本調査、土地分類調査、水調査及び地積調査をいうのであります。基本調査とは、土地及び水の測量の基準となる基準点測量並びに土地及び水の所在及び面積、行政区画の境界及び面積に関する測量及び調査を行い、国土調査基本図を作成することをいうのであります。土地分類調査とは、土地利用現況及び主要な自然的要素並びに収量に関する調査を行い、土地利用現況図、土壌図、土地保全図及び土地収量等級図を作成することをいうのであります。水調査とは、気象、流量、水質、流砂状況、取水量、用水量、排水量及び水利慣行等、治水及び利水に関する調査を行い、治水図及び治水台帳並びに利水図及び利水台帳を作成することをいうのであります。地籍調査とは、毎筆の土地の所有者、地番、地目、地積及び境界に関する測量及び調査を行い、地籍を作成することをいうのであります。

第一に、この国土調査の計画及び実施については、基本調査は政令で定める国の機関及び都道府県、土地分類調査と水調査は国の機関、地方公共団体及び土地改良区その他政令で定めるもの、地籍調査は地方公共団体及び土地改良区その他政令で定めるものが当るのであります。

第二に、国土調査に関する業務は経済安定本部において統轄することとし、そのために経済安定本部に国土調査審議会を設け、国土調査に関する重要事項について調査審議し、調査の実施は関係各省庁が各所管に応じてこれを行うことにしたのであります。なお国土調査審議会は、経済安定本部総務長官及び委員三十人以内で、委員は関係行政機関の職員及び学識経験者から総裁が任命する者をもつて組織することにしたのであります。

第三に、国土調査が実施される都道府県に国土調査委員会を設置し、都道府県の区域内における国土調査の実施のため必要な連絡及び調査を行うこととしたのであります。この国土調査委員会は、都道府県知事、当該区域内における市町村長の代表者二人、関係行政機関の職員及び学識経験者から知事の任命する八人の者をもつて組織することにしたのであります。

第四に、国土調査の結果作成された地図及び簿冊につき認証の制度を設けて国土調査の精度を確保するとともに、この成果によつて土地台帳等の訂正を行うことができるものとし、なお国土調査を行う地方公共団体等に対しては予算の範囲内で所要の補助をなし得るものとしたのであります。

本案については、去る三月十三日に提案理由の説明を聴取し、審議に入りましたが、本案のわが国民経済上における重大性にかんがみまして、政府より詳細なる資料の提出を求め、最も熱心なる質疑応答が行われたのであります。すなわち、かかる計画は徹底的に一貫した方針のもとに、国が負担して、法律上の強制力をもつて実施すべきではないかとの質問に対し、政府は、それはまことに望ましいことであるが、財政上の理由から国が全部を負担することが困難であるから強制力を持たないものとしたが、しかし基準点の測量その他基本調査、分類調査、水調査等、全国にわたるもの及び重要なるものは国が負担して実施し、細部にわたるもの及び自発的に地方が望むものは地方に実施せしめることとし、また国が直接負担せずとも、地方負担のものについては、国から補助金として財政の許す限り支出するから、この実施は困難ではないと思う、との答弁がありました。また地籍に関して所有権の問題があるが、これがために紛争を惹起することはないか、また土地所有者がこの調査を喜ばないということはないかとの質問に対し、政府は、この調査は所有権の問題に立ち入らないから、紛争を直接解決するものではないが、正確なる基礎資料を提供するものであるから、かえつて紛争解決を促進することになるであろう、従つてこの調査については、土地所有者の中には多少喜ばない者もあるかもしれないが、しかし非常に要望する者も多いのであるから、結局は国民一般にとつて利益にな

郵便法の一部を改正する法律

ることが理解されるものと思う、との答弁がありました。

かくて昨二十三日、討論を省略して採決に入りましたが、全員一致原案通り可決されました。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院経済安定委員長報告（三月三十一日）

（外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎郵便法の一部を改正する法律

（昭和二六、四、四、法一二八）

一、提案理由（三月十二日）

○田村国務大臣　ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案、以上四つの法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

まず郵便法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行の郵便法は、新憲法の制定に伴いまして、その内容を新憲法の精神に即応せしめる必要に基きまして、昭和二十二年急速に制定せられたものであります。その際、郵便取扱い制度の内容の改正は、短時日で成案できるものにとどめ、その他は新郵便法制定後できるだけすみやかに改正することとせられていたのであります。従いまして郵政省におきましては、その後郵便取扱い制度をできるだけ国民の希望するところに合致するようなものにして、郵便サービスの改善をはかろうと種々考究して参つたのでありますが、今般その案がまとまりましたので、ここに郵便法の一部を改正する法律案を提案することといたした次第であります。以下改正の要点について若干御説明申し上げます。

まず新たに制度を設けようとするものについて申し上げます。

第一は、小包はがきの制度であります。小包郵便物には、現行法規のもとでは、信書の合装または添付が認められていないので、小包を送つたことを知らせる手紙と小包とが同時に届けられないのを常とし、利用上著しく不便な場合がありますので、小包に添付して荷札を兼ねて同時に送達される小包はがきの制度を設定し、その料金を三円とすることとしました。

第二は、料金受取人払いの制度であります。これは商社等が郵便局の承認を得て、一定の条件に従い封筒または私製はがきを調製し、これをあらかじめ多数の者に配付し、配付を受けた者は、註文等をする場合、切手を張ることなくそのままこれを商社等あてに差出し、その料金は同郵便物を配達の際、一般郵便料金に料金徴収のための手数料一円を附加して、受取人たる商社等から徴収する制度でありまして、商業活動の利便と、郵便利用の負担の軽減をはからんとするものであります。

第三は、小包について、戦前実施していました速達の制度を復活することにしたことであります。

次に現行の取扱い制度の内容を改正しようとするものについて申し上げます。

第一は、小包郵便物の容積及び重量の最高制限を改めることとしたことであります。現行の容積及び重量の最高制限は、若干低過ぎ、利用上不便であると認められますので、小包郵便物の容積の長さ、幅及び厚さを各別に一定したものとせず、その合計したものに改めて、若干これを引上げ、またその重量の最高制限を現行の四キロから戦前の六キロに引上げることとしました。

第二は、小包郵便物の料金体系を改正することとしたことであります。小包郵便物の料金体系をできるだけ合理的なものといたしますために、小包の取扱い経費が、その送達距離の大小により多大の差異があること、小包と同種の鉄道小荷物の運賃が距離制をとつていること等の事情を考慮しまして、現行の全国均一制を地帯制に改め、その地帯の区切り方は、引受け事務の簡捷化のため、できるだけその段階を少くし、三地帯制としたのであります。そして地帯別の料金額は、近距離は低料にし、遠距離は幾分高額とし、全体としては平均的に現行料金による収入と大差ないように定めることとしました。

第三は、書留と保険扱いの両制度を統合して、書留制度に一本化することとしたことであります。現在賠償を伴う記録扱いの制度には、書留と保険扱いとがあり、郵便物が送達中亡失した場合に、六百円以上の損害賠償を得ようとするものは、保険扱いとして差出さなければならないこととなつておりますが、利用の実際は、書留として出せば、送達途中亡失した場合、その実損額を賠償してもらえるものと考えているのが一般の実情であります。従つてこの損害賠償をめぐつて、紛議を生じている状態にもありますので、この両制度を統合しまして書留制度に一本化し、その料金は、差出しの際申告した損害要償額に応じてこれを納付させ、送達中に亡失または毀損した場合には、申告した要償額の限度においてその実損額を賠償することとしますとともに、その賠償最高額を現行保険扱いの場合の十倍に引上げ、現金は五万円、物品は五十万円とすることにして、公衆の利便と、損害の救済を実状に即するように改めたいという点であります。

第四は、第三種郵便物の認可についての改正であります。すなわち第三種郵便物の認可条件をできるだけ具体的に定め、また認可の審査期間及び認可の効力の発生時期を明定しますとともに、認可の審査期間を法定します関係から、今後の認可申請をできるだけ認可条件を具備しているものたらしめて、審査事務の円滑化をはかるため、現在認可料として認可の際納めることになつている金額を認可申請の際納付させることとし、認可をしない場合には、その半額を還付すること等を定めまして、第三種郵便物認可の事務処理の明確化と迅速化を期することといたしました。

第五は、料金後納の担保の減免等の改正であります。料金後納郵便制度の現行の担保額は、三箇月分相当額となつているため、相当

すので、この点を明確にいたしたのであります。また他人の信書の送達を業とする者は、委託者から総通されて開始する場合も少くないと認められますので、このような信書の送達を禁止せられている者には、信書の送達を委託してはならないこととしました。

第二は、罰則中、罰金の金額の改正でありまして、罰金の現行金額は、現下の経済事情のもとでは低きに過ぎますので、他の一般刑罰法令の例にならつて、これをすべて現行の十倍に引上げようとするものであります。

第三は、郵便を不正に利用する罪を新たに規定したことであります。郵便は、公共の福祉増進を目的とする文化的、平和的な事業であり、また国民の日常生活に欠くことのできないものでありますため、犯罪の目的で利用することを許すことは、事業の性格に反するばかりでなく、国民は郵便に対する安心感を失い、国民の文化的、平和的な生活に障害を与えることとなるおそれがありますので、犯罪の手段として最も多く郵便を使用するおそれのある詐欺、脅迫等の目的で、真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称または通信文を記載した郵便物を差出し、または他人にこれを差出させた者は、五万円以下の罰金または科料に処することにしました。

次は、郵便貯金法の一部を改正する法律案であります。この法律案は、郵便貯金の預金者の利便を増進し、その利用を容易にして、貯蓄の吸収に資し、一面において現在利用度の少い、または利用のまつたくない制度を廃止して、事業の簡素化をはかり、あわせて社会情勢及び経済事情の変化に伴う規定の整備を行おうとするものであります。

郵便法の一部を改正する法律

高額に上るものがありまして、本制度の利用を困難にしているきらいがありますので、担保額を二箇月分相当額に引下げ、また国債等の有価証券を担保として認めることとしましたほか、官公署、特別の法律で設立された公団、公社、日本銀行等は、その性質上料金徴収不能の事態を生じないものでありますので、これらのものに対しては担保提供の免除を明定することとして、本制度の利用の増大と利用者の負担の軽減をはかることといたしました。

第六は、郵便私書箱の短期使用の制を設けることとしたことであります。郵便私書箱の使用は、現在一年以上利用するものの使用を建前としておりますため、たとえば外国の旅行者等は不便を感じておりますので、三箇月間及び六箇月間の短期かつ定期の利用の道を開くこととしました。

その他、現行制度を改正するものとしましては、代金引きかえ金額の最高制限を、現行の五万円から五十万円に引上げたこと、電信による名あて変更、とりもどし料金を適正にしたこと等があります。

最後に、郵便事業の円滑な運営を確保するための改正について申し上げます。

第一は、信書送達の独占に関する規定を明確にしたことであります。これに関する現行規定は、「何人も、信書の送達を営業としてはならない」となつていますが、信書の送達を業としている者が、委託者の雇い人の形式をとつている場合、この規定に抵触するかどうかについて疑義を生じ、いわゆる私設郵便局の取締り上も困りますが、その内容は次の通りであります。

第一の改正は、定額郵便貯金の利率を引上げることでありますが、これはその利率が現在最低年二分九厘（預け入れ期間一年以下のもの）、最高年三分五厘（預け入れ期間五年を越えるもの）と定められておりまして、銀行の定期預金利率、預け入れ期間三箇月のもの年三分八厘、六箇月のもの年四分六厘、一年のもの年五分に比べて著しく低いので、その利率を最低年三分、最高年四分に引上げ、長期預金者の利便をはかり、現下緊急の課題でありまする長期安定資金の吸収に資せんとするものであります。もつともこの利率の引上げは、支払い利子の増加を来し、事業の経営に多少の影響を与えますので、その均衡を保つために、一方通常郵便貯金の利子計算方法を改め、各月の十六日以後の預け入れ金にはその月の利子をつけないこととし、月末に預け入れして翌月の初めに引出されるがごとき短期の預け入れ金には利子をつけないことに改めるとともに、通常郵便貯金及び積立郵便貯金の十円未満の端数の預け入れ金にも、利子をつけないことに改めたいと存ずるのであります。

第二の改正は、預金者の請求によつて取扱い郵便局を特定する制度を新設し、一面、郵便貯金本人票の発行を実施することでありますが、これは現在郵便貯金の利用が、多少の制度はありますが、原則としてどこの郵便局でもできるという利点が、通帳盗難等の場合においては、かえつて貯金の詐取を招く結果となつている実情にかんがみまして、郵便貯金制度を、常に住所または勤務先のもより郵便局で利用している者の利便のために、その請求により、一の通常郵便貯金について、その預け入れ、払いもどし等の取扱いをする郵便局を、あらかじめ預金者が特定し得ることとし、その場合には、その他の郵便局ではその貯金について一切の取扱いをしないこととする制度を設けて、これらの預金者の貯金を安全にする一面、船員、旅行者等、全国各地の郵便局で郵便貯金の利用を必要とする預金者に対しましては、その請求により郵便貯金本人票を実費で交付し、その本人票の呈示によつて、全国どこの郵便局でも何らの制限なく郵便貯金を利用できるようにいたしまして、これらの預金者の利便及び貯金の安全をはかろうとするものであります。

第三の改正は、すえ置き郵便貯金、特別すえ置き郵便貯金及び預金者の請求による証券保管の制度を廃止することでありますが、これらの制度は、現在利用度が少いか、またはまつたく利用がなくなつているものでありまして、将来もその利用を期待することができないので、この際すべて廃止して、事業の簡素化をはかりたいと存ずるのであります。もつとも現在なお存する少数の利用者に対しましては、法律施行後もその権利を保全するよう、附則において考慮してあります。

その他の改正といたしましては、郵便貯金の元利金の支払いを国が保証する旨の積極的規定を設けまして、その安全性を明確にすること、郵便貯金の貯金総額の制限の規定の適用を受けない法人または団体として、新たに日本専売公社、日本国有鉄道、大日本育英会、日本放送協会、その他民法第三十四条の法人など、国に準ずべき団体及び公益団体を加えること、通常郵便貯金の一部払いもどし

郵便法の一部を改正する法律

の場合の金額の端数制限を円位以上に引上げること、団体取扱い郵便貯金の取扱い対象団体を拡張すること等がありますが、これらの改正は、預金者の利便をはかり、または経済事情の変化に伴う規定の整備を行おうとするものであります。

次に、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を説明申し上げます。この法律案は、郵便貯金法の一部改正と同じく、郵便振替貯金の加入者の利便を増進し、その利用を容易にする一面、利用度の少い制度を廃止して、事業の簡素化をはかるとともに、あわせて社会情勢及び経済事情の変化に伴う規定の整備を行い、郵便振替貯金事業の発展に寄与しようとするものであります。その内容は次の通りであります。

その一は、郵便貯金の場合と同様の趣旨で、郵便振替貯金の元利金の支払いについて、国が保証する旨の積極的規定を設けようとするものであります。

その二は、現在加入者の代理行為をする代理署名人の権限は、振替及び払出しの請求のみに限られておるのでありますが、住所の変更の届出その他加入の実体に触れない範囲において、その権限を広げることによりまして、利用上の利便をはかろうとするものであります。

その三は、現在郵便振替貯金の貯金現在高が十万円を越えるときは、その超過する額に対しては利子をつけないことになつておるのでありますが、この規定は、大正四年に設けられた制限であり、今日の経済事情のもとにおいてはふさわしくないものと認められますので、この制限を撤廃いたしまして、加入者の利益を保護しようとするものであります。

その四は、公金に関する郵便振替貯金としまして、地方公共団体を加入者とし、その加入者が徴収する地方税等の公共の納付については、一般の払込み料金よりも低廉な料金で特別の取扱いをする制度が、現に盛んに利用されておるのでありますが、この制度を公益事業、すなわち電気及びガス事業の料金の納付についても利用することができる道を開き、郵便振替貯金制度の利用の増進をはかろうとするものであります。

その五といたしましては、現在債券に関する郵便振替貯金としまして、国債、社債の募集、売出しにかかる払込金等の受入れ、またその買上げ代金、元利金等の支払いを取扱う規定がありますが、取扱いの対象であるこれらの債券の買上げや償還による整理が進捗し、本年度をもつて一応終了する状況にあります一面、この事務はその性質上非常に複雑なのでありまして、その料金収入では事務費をまかなえない現状で、しかもその料金の引上げは困難な事情にありますのにかんがみまして、この制度を廃止し、事務の簡素化をはかろうとするものであります。

最後に、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案の提案理由を説明申し上げます。この法律案は、証券整理貯金の取扱いを積極的に実施して、その整理の促進をはかりますとともに、従来特別に定められておりました証券整理貯金に関する権利消滅の規定を改めまして、預金者の権利を保護しようとするものであります。

証券整理貯金と申しますのは、郵便貯金に附帯して保管された証券を、郵便貯金事業の簡素化をはかるため、郵政省が預金者にかわつて売却し、その代金を郵便貯金に組み入れたものでありまして、従来この貯金につきましては、預金者の請求によつて初めて通帳に対する記入または払いもどしの取扱いをして来たものであります。ところが証券整理貯金の整理状況を見ますると、整理を始めた昭和二十四年九月から昨年十二月まで一年四箇月の間に、金額にいたしまして約五七%を整理したにすぎないのでありまして、このまま放置しておきますと、整理に相当長時間を要し、本法律の目的を達することが困難であるばかりでなく、預金者の権利が消滅するおそれもありますので、預金者の請求の有無にかかわらず、地方貯金局で証券整理貯金の付随する郵便貯金の通帳を受け入れたときは、積極的にその金額を通帳に記入するとともに、その貯金の払いもどしについても、その金額が通帳に記入されているといなとにかかわらず、またその全部払いもどしであるか一部払いもどしであるかを問わず、制限なく、すなわち従来は通帳に金額が記入されていない証券整理貯金の払いもどしは、その全部払いもどしに限られていましたが、これを無制限に取扱うことに改めることにいたしたいというのであります。

次にこの法律の現行規程では、保管証券の整理を完全にするため、預金者から証券整理貯金の払いもどしまたは通帳に対する記入の請求が十年間ないときは、この貯金に関する預金者の権利が消滅しますが、その内容は次の通りであります。

証券整理貯金と申しますのは、郵便貯金に附帯して保管された証券を、郵便貯金事業の簡素化をはかるため、郵政省が預金者にかわつて売却し、その代金を郵便貯金に組み入れたものでありまして、従来この貯金につきましては、預金者の請求によつて初めて通帳に対する記入または払いもどしの取扱いをして来たものであります。ところが証券整理貯金の整理状況を見ますると、整理を始めた昭和二十四年九月から昨年十二月まで一年四箇月の間に、金額にいたしまして約五七%を整理したにすぎないのでありまして、このまま放置しておきますと、整理に相当長時間を要し、本法律の目的を達することが困難であるばかりでなく、預金者の権利が消滅するおそれもありますので、預金者の請求の有無にかかわらず、地方貯金局で証券整理貯金の付随する郵便貯金の通帳を受け入れたときは、積極的にその金額を通帳に記入するとともに、その貯金の払いもどしについても、その金額が通帳に記入されているといなとにかかわらず、またその全部払いもどしであるか一部払いもどしであるかを問わず、制限なく、すなわち従来は通帳に金額が記入されていない証券整理貯金の払いもどしは、その全部払いもどしに限られていましたが、これを無制限に取扱うことに改めることにいたしたいというのであります。

次にこの法律の現行規程では、保管証券の整理を完全にするため、預金者から証券整理貯金の払いもどしまたは通帳に対する記入の請求が十年間ないときは、この貯金に関する預金者の権利が消滅する旨の特別の規定が設けられておりますので、前述の通り現状のまま推移いたしますと、未整理貯金のかなりの部分が、この規定によつて消滅するおそれがあります。そこで預金者の権利を保護するため、通帳に対する金額の記入及び払いもどしの取扱いを積極的に実施する反面、従来昭和三十四年八月末日までに通帳に対する金額の記入または全部払いもどしの請求がないときは、消滅することになつておりました預金者の権利に関する特別の規定を削つて、その貯金が組み入れられた郵便貯金の権利と一体となつて存続し、消滅するように改め、さらにこの改正によつてかえつて不利益をこうむる預金者のために特例を設けまして、証券整理貯金を受け入れた郵便貯金に関する権利がすでに消滅し、または右の期日までに消滅した場合においても、なお証券整理貯金に関する権利は右の期日までは存続することとし、その権利の保全に万全を期したいと存ずるのであります。

以上が、ただいま議題となりました四法律案の内容でありますが、何とぞ十分御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いする次第であります。

二、衆議院郵政委員長報告（三月二十九日）

○風間啓吉君　ただいま一括議題と相なりました郵便法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案及び郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における

郵便法の一部を改正する法律

る審議の経過並に結果を御報告申し上げます。

まず各法案に関する政府提案の理由並びにその内容について、ごくかいつまんで御説明申し上げます。

第一に郵便法の一部を改正する法律案についてでありますが、現行郵便法は、新憲法の制定に伴い、その内容を新憲法の精神に即応せしめることを主たる目的として制定せられたもので、郵便取扱い制度の内容の改正につきましては、単に短時日で成案を得られたものにとどめられた関係上、政府は現行法につき種々改正の要あることを認め、郵便サービスの改善等のために本法律案を提出するに至つたものであります。その改正の要点は、おおむね次の通りであります。

まず新たに取扱い制度を設けようとするものとしては、小包はがき及び料金受取人払い制度を新設したこと、速達小包制度を復活したことであります。これらの改正により、小包に添付して荷札を兼ねて同時に送達される小包はがきの制度を新たに設け、速達小包の取扱いとともに利用上の便益をはかり、また一定の条件を具備した書状及び郵便はがきに対し料金の受取人払い制度を認め、商業活動の利便と負担の軽減とをはからんといたしておるのであります。

次に現行取扱い制度の内容を改正しようとするものとしては、小包郵便物の容積及び重量の最高制限を緩和して利用上の利便を増進しようとしたこと、同じく小包郵便物について料金体系の合理化をはかつたこと、書留と保険扱いの両制度を統合して書留制度一本とし、制度の簡素化をはかるとともに、賠償最高額を現行制度の十倍に引上げたこと、第三種郵便物の認可につき事務処理の明確化と迅速化を期したこと、代金引換金額の最高制限を十倍に引上げたことのほか、料金後納の担保の減免、郵便私書箱の短期使用の制度を規定したことなどが、取扱い制度の改正のおもな点であります。なお右のうち、小包郵便物の料金体系につきましては、小包の取扱い経費が、その送達距離の大小によつて多大の差異があること、小包と同種の鉄道小荷物の運賃が距離制をとつていること等の事情を考慮して、現行の全国均一制を地帯制に改め、制度の合理化をはかるとともに、全体として平均的に現行料金による収入と大差なからしむるようにいたしているのであります。

最後に、郵便事業の円滑な運営を確保するための改正について申し上げます。第一は、信書送達の独占に関する規定を明確にいたしまして、従来法の不備に乗じて行われていた独占権の侵害行為に対し、その取締りに備えたことであります。第二は、罰則中罰金の金額を、他の一般刑罰法令の例にならつて十倍に引上げたことであります。第三は、郵便を不正に利用する罪を新たに規定したことであります。犯罪の目的で郵便を利用することを許しておくことは、事業の性格に反するばかりでなく、郵便に対する国民の安心感を失わしめる結果を招来いたしますので、詐欺、脅迫等の目的で差出された郵便物で、住所、氏名または内容等につき真実に反する記載をなした場合には、刑法上の犯罪が成立するに至らない場合でも、その不正記載の点で処罰できるようにいたしておるのであります。

以上で郵便法関係を終り、次に郵便貯金法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、郵便貯金の預金者の利便を増進し、その利用を容易にして貯蓄の吸収に資する一面、現在利用度の少い制度、または利用のまつたくない制度を廃止して、事業の簡素化をはかるとともに、社会諸事情の変化に伴う規定の整備を行い、もつて事業の発展に寄与しようとするものでありまして、その内容は、おおむね次の通りであります。

第一の改正は、定額郵便貯金の利率引上げであります。定額郵便貯金の現行利率は、銀行の定期預金利率に比し、税引きの関係を考慮してなお低位にありますので、その利率を最低年三分、最高年四分に引上げて長期預金者の利便をはかり、長期資金の吸収に資せんとするものであります。なお右利率の引上げに関連し事業収支の均衡をはかるために、一方通常郵便貯金の利子計算方法を改め、各月の十六日以後の預入金に対してはその月の利子をつけないことに改めるとともに、通常郵便貯金及び積立郵便貯金の十円未満の端数の預入金にも利子をつけないことに改めようといたしておるのであります。

第二の改正は、預金者の請求によつて取扱郵便局を特定し得る道を開き、通帳盗難等の場合における詐取の防止に備える一面、郵便貯金本人票の発行を実施し、これを呈示した場合には、全国どこの郵便局でも無制限に貯金の払いもどしができる道をも開き、これらの預金者の利便及び貯金の安全をはかろうとするものであります。

第三の改正は、すえ置き郵便貯金、特別すえ置き郵便貯金及び預金者の請求による証券保管の各制度を廃止することであります。これらの制度は、現在利用度が少いか、またはまつたく利用がなくなつているものであるばかりでなく、将来もその利用を期待することができないので、この際すべてこれらを廃止して事業の簡素化をはかろうとするものであります。

その他の改正といたしましては、郵便貯金の元利金の支払いを国が保証する旨の明文を設けたこと、郵便貯金の貯金総額の制限を受けない法人または団体の範囲及び団体取扱貯金の取扱い対象団体の範囲を拡張したこと、通常郵便貯金の一部払いもどしの場合の金額の端数制限を円位以上に引上げたこと等であります。これらの改正は、預金者の利便をはかり、または経済事情の変化に伴い規定の整備を行おうとするものであります。

次に、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案制定の理由は、郵便貯金法の改正の場合とまつたく同一の趣旨でありまして、その内容とするところは、代理署名人の権限を拡張したこと、公益事業、すなわち電気及びガス事業の料金納付のために、公金の例に準じ特別取扱いをする道を開いたこと、郵便振替貯金の口座の現在高が十万円を越えた場合に、その超過額に対しても利子をつけるようにしたこと、債券の募集、売出し、買上げ及び元利金支払い制度を廃したこと等であります。

最後に郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案におきましては、本法施行後の状況にかんがみ、従来預金者の請求によつて、証券整理貯金の金額を、その組み入れられた通常郵便貯金等の通帳に記入していたのを、預金者の請

郵便法の一部を改正する法律

郵便貯金法の一部を改正する法律　郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律

求を待たず、積極的に右通帳に記入し得ることに改め、整理の促進をはかるとともに、従来特別に定められていた証券整理貯金に関する権利消滅の規定を改め、預金者の権利を保護しようといたしておるのであります。

以上、諸法案の概要を御説明申し上げたのでありますが、本月一日付託を受けまして以来、委員会はしば〳〵会議を開いて慎重審議を重ねたのであります。それらは会議録によつて御承知を願います。

次いで採決に入り、まず郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案につき一括賛否を諮りましたところ、大多数をもつて可決、次に郵便法の一部を改正する法律案に対する修正案を、引続き右修正案の修正部分を除く原案を、それ〴〵同じく大多数をもつて可決いたしました結果、右原案は修正議決を見た次第であります。

以上をもつて御報告を終ります。（拍手）

三、参議院郵政委員長報告（三月三十一日）

（郵便振替貯金法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎郵便貯金法の一部を改正する法律

（昭和二六、四、四、法一三〇）

一、提案理由（三月十二日）

（郵便法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院郵政委員長報告（三月二十九日）

（郵便法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院郵政委員長報告（三月三十一日）

（郵便振替貯金法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律

（昭和二六、四、四、法一三一）

一、提案理由（三月十二日）

（郵便法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院郵政委員長報告（三月二十九日）

（郵便法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院郵政委員長報告（三月三十一日）

（郵便振替貯金法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎郵便振替貯金法の一部を改正する法律

（昭和二六、四、四、法一三二）

一、提案理由（三月十二日）

（郵便法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院郵政委員長報告（三月二十九日）

（郵便法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院郵政委員長報告（三月三十一日）

○大野幸一君　只今議題となりました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案及び郵便法の一部を改正する法律案に関しまして、一括して郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず提案の理由及びその内容を説明いたします。

第一に郵便法の一部を改正する法律案から申上げますと、本法案は、郵便取扱制度の改善を図り、併せて郵便事業運営の円滑化を図らんとするものであります。即ち郵便取扱制度を改正するものとしては、小包葉書、料金受取人払及び速達小包の諸制度を設定すると共に、書留及び保険扱制度を統合してその亡失に対する賠償最高額を大幅に引上げ、小包郵便物の容積及び重量制度を拡張すると同時に、現行の均一料金制を地帯料金制に改め、その他サービス改善を目的にした若干の改正を施さんとするものであります。なお第三種郵便物の認可条件に関する規定中、一部衆議院において修正の上、本院に送付されておるのであります。次に事業運営の円滑化を目的とするものとしては、信書送達の独占に関する規定を明確にして、いわゆる私設郵便局の取締を厳重にし、又郵便に対する国民の信頼感を確保するため、郵便を不正に利用する罪を新たに規定せんとするものであります。

本法案に関しましては、現行郵便料金制、特に葉書の料金について改正の要がないか。いわゆる私設郵便局の取締方法如何。小包葉書の私製を禁ずる必要があるか。小包料金を距離制にする理由如何。その他郵便を不正に利用する罰についての具体的事例、日曜、休日における郵便配達休止の問題等について、委員と政府当局者との間に熱心な質疑応答がありましたが、その内容は速記録によつて御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

第二に、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、定額貯金の利率を引上げ、預金者の請求によつて預払局を特定する制度を新設し、郵便貯金本人票を発行する等、預金者の利便を増進すると共に、利用度の少い据置貯金、特別据置貯金及び証券保管の制度を廃止して、郵便貯金事業の簡素化を図らんとするものであります。

第三に、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案は、公金に関する振替貯金制度を公益事業令による事業者にもその利用を認めると共に、債券に関する振替貯金制度を廃止して事業の簡素化を図らんとするものであります。

第四に、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案は、証券整理貯金の整理を促進し、併せて証券整理貯金に関する預金者の権利消滅に関する規定を改めて、預金者の利益を保護せんとするものであります。

以上貯金関係三法律案中、郵便貯金法の一部を改正する法律案に関しまして、現行の郵便貯金預入制限額三千円は物価情勢乃至貯蓄奨励の観点よりして低きに過ぎるから、これを引上げる意図はないか、又通常貯金の利子年二分七厘六毛も引上げる必要があるではないか等、委員より熱心な質疑があり、政府側よりも詳細な答弁がありましたが、その内容は速記録によつて御了承願いたいと存じます。

かくて以上三法案に対する質疑を終り、右法案につき討論に入りましたところ、これ又別に発言もなく、直ちに採決の結果、いずれも全会一致、各原案通り可決すべきものと決定いたしたのであります。

以上を以て報告を終ります。

◎日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律（昭和二六、四、五、法一三二）

一、提案理由（三月二十四日）

○草葉政府委員　日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその説明を申し上げます。

御承知の通り、昨年第七国会において、日本政府在外事務所設置法が成立いたしまして、まずアメリカ合衆国内の五箇所に在外事務所が設置されましたが、その後、同法第二条第二項に基く日本政府在外事務所増置令によりまして、昨年十月、スエーデン国ストツクホルム市、フランス国パリ市、ブラジル国リオデジヤネイロ市及びサンパウロ市、パキスタンカラチ市、インドニユーデリー市、カルカツタ市及びボンベイ市、ベルギー国ブラツセル市並びにウルグアイ国モンテヴイデオ市に、また十一月には、オランダ国ヘーグ市に、さらに、十二月には、タイ国バンコツク市に、それ〴〵在外事務所が増設されて参つたのであります。政府といたしましては、その後も、いまだ在外事務所の設置されていない諸国に対し、総司令部を通じて、その増設方を交渉しておりましたところ、このたびビルマ国の承諾を得ましたので、同国ラングーン市に日本政府在外事務所を設置することといたしたのであります。

そこで、従来国会が閉会中であり、かつ緊急を要しましたために、増置令によつて増置して参りました前記十二の在外事務所も、この際、在ラングーン日本政府在外事務所と一緒に日本政府在外事務所設置法第二条第一項の表に追加いたし、現在設置されているすべての在外事務所を法律の中に明らかにしようとするのが、今回の改正の第一点なのであります。

次に、前記の改正に伴いまして、日本政府在外事務所設置法第九条第一項を改正する必要が生じたのであります。すなわち、同条第一項によりますと、アメリカ合衆国以外の国に設置される在外事務所についても、今回の在ラングーン日本政府在外事務所のように法律で設置されるものには、一律に別表が適用されることとなり、この場合には、その所在国の通貨の対米為替相場や、その所在地の物価水準を基準として、公正なる在勤手当及び住居手当を定めることができないという不合理が生じるのであります。そこで、アメリカ合衆国に設置される在外事務所については別表を適用し、その他の在外事務所については、外務大臣が、別表の額の九割から十一割の範囲内で定めることとしようとするのが、今回の改正の第二点であります。

なお附則におきましては、この法律の施行期日を定め、さらに今回の改正によりまして、法律の中に追加される既存の十二の在外事務所を増置して参りました日本政府在外事務所増置令を廃止せんとする規定を設けたのであります。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

以上がこの法律案を提案いたしました理由並びにその説明であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御採択あらんことをお願いいたす次第であります。

二、衆議院外務委員長報告（三月二十七日）

○守島伍郎君　ただいま議題と相なりました法律案並びに条約案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず法案から報告いたします。本法案は、三月二十二日、内閣から衆議院に提出され、本委員会に付託されましたので、二十四日及び二十六日の両日にわたり委員会を開き、審議をいたしました。政府側の説明によりますると、日本政府在外事務所設置法は昨年第七回国会において成立いたしまして、まずアメリカ合衆国内の五箇所に在外事務所が設置され、その後、同法第二条第二項に基く日本政府在外事務所増置令によりまして、スエーデン国ストツクホルム市、フランス国パリ市、ブルジル国リオデジヤネイロ市及びサンパウロ市、パキスタン、カラチ市、インド、ニユーデリー市、カルカツタ市及びボンベイ市、ベルギー国ブラツセル市、ウルグアイ国モンテヴイデオ市、オランダ国ヘーグ市、タイ国バンコツク市の十二箇所にそれ〴〵在外事務所が増置されたのであります。政府としては、その後もいまだ在外事務所の設置されていない諸国に対し、総司令部を通じてその設置方を交渉しておりましたところ、このたびビルマ国の承諾を得ましたので、同国ラングーン市に在外事務所

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

設置することといたしたい。そこで、従来国会が休会中であり、かつ緊急を要しましたために増置令によつて増置して参つた前記十二の在外事務所も、この際在ラングーン在外事務所とともに設置法第二条第一項の表に追加して、現在設置されておるすべての在外事務所を法律の中に明らかにしようとするのが、今回の改正の第一点なのであります。

次に、右の改正に伴い当然設置法第九条の在勤手当及び居住手当に改正を必要とするに至つた次第であります。すなわち、アメリカ合衆国に設置される在外事務所については同法中の別表を適用し、その他の在外事務所については外務大臣が別表の額の九割から十一割の範囲内で定めることとしようとするのが、改正の第二点であります。

なお附則におきましてはこの法律の施行期日を定め、さらに日本政府在外事務所増置令を廃止せんとする規定を設けたのであるとのことであります。

本法案は、質疑終了の後討論を行い、採決の結果、多数をもつて可決せられました。

次に、条約案について御報告いたします。本件は、三月二十二日、内閣から衆議院に提出され、本委員会に付託されましたので、二十四日及び二十六日に委員会を開き、審議いたしました。政府側の説明によれば、世界保健機関は、国際連合憲章に定められた専門機関の一でありまして、一九四八年四月七日に効力を生じた世界保健機関憲章に基いて設立され、現在米、英、仏等六十三箇国が加盟

しております。この機関の目的とするところは、憲章に明らかな通り、すべての人民の健康を増進し及び保護するため、相互に及び他の諸国と協力することでありまして、このため、この機関は国際保健事業の指導的かつ調整的機関として行動することを第一の任務といたしております。政府としては、この機関に加盟して国際保健事業への積極的協力をいたすことははなはだ有意義であると認め、かねて加盟手続を進めておりましたところ、本年一月十五日、連合国総司令部から加盟の申請さしつかえなき旨を申し越して参りました。よつて世界保健機関の事務局長に対し加盟申請書を送付しましたところ、二月二十八日付をもつて、この加盟申請を受領した旨及びわが国の申請は来る五月七日からジュネーヴで開催される保健総会に提出される旨の通知がありました。この総会の過半数によりわが国の加盟が承認されれば、わが国はこの憲章を受諾して保健機関の加盟国となり得る状態となります。この場合には、世界保健機関憲章を受諾することといたしたい。なお国会の承認を得まして受諾の手続をすみやかに進めますときは、わが国の国際社会への復帰がそれだけ早く一歩を進めることになるのみならず、来る五月七日から開かれます保健総会に出席を予定されておるわが国のオブザーヴアーは、会期中にその場で正式代表となり、討議に参加し、また投票権を行使し得る可能性も出て来るとのことでありました。

次いで委員と政府当局との間に質疑応答が行われましたが、その詳細は委員会の会議録につき御承知を願います。

これに引続き討論が行われ、採決を行い、多数をもつて本件を承認すべきものと議決いたした次第でございます。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院外務委員長報告（三月三十日）

○櫻内辰郎君　只今議題となりました日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

日本政府在外事務所は、貿易の振興及び在留邦人に関する事務を処理するため、昭和二十五年法律第百五号、日本政府在外事務所設置法に基き、先ず米国の五カ所に設置され、その後、同設置法第二条により、政令を以てスウエーデン、仏国その他の国に設置されたのでありますが、今般、又ビルマ国ラングーンにも設置することがビルマ国に承認されることになりましたので、政府はこの機会に該設置法の一部を改正せんとするものであります。改正の要点は二つございます。第一は、従来政令によつて措置したものを一括第二条第一項に追加して、すべてを法律の中に明らかにしたこと、第二は在外事務所職員の在勤手当及び居住手当の改正であります。即ち第九条別表に定めた額は米国在勤者に対するものでありますが、その他の国に駐在する者に対しては、所在地の物価水準等を基準とし、別表の九割から十一割までの額の範囲内で支給することとした点であります。以上が本法案の内容であります。本委員会は三月二十八日委員会を開き、慎重審議の結果、本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

以上御報告申上げます。

次に世界保健機関憲章を受諾することについて承認を求めるの件につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

国際保健機関は、すべての人民を最高の健康水準に到達させるという理想を掲げ、保健衛生の分野において国際的協力に努力しておるもので、国際連合の専門機関の一つでありますが、この機関の基本文書たる世界保健機関憲章は、昭和二十一年七月二十二日作成され、同二十三年四月七日効力を生じ、現在の加盟国は六十三カ国に達しておるのであります。政府側の説明によりますと、この機関に加盟するとなれば、我が国は保健事項に関して完全に責任を持つことになるので、国際交誼上好ましいことであり、又疾病災害の予防、医学知識の交換向上等、種々利益するところが多いのであります。こうした見地から、政府は、本年二月世界保健機関憲章の当事国になることについて手続中のところ、本年五月七日ジュネーブで開催の第四回世界保健機関総会に我が国の加盟申請が議題として上程されることになり、出席国過半数の承認によつて、我が国は加盟国となり得る状態にあるので、その場合は世界保健機関憲章を受諾したい。よつてこの案件について国会の承認を求めるというのが本案の趣旨であります。

本委員会は三月二十八日委員会を開き、政府の説明を聴取し、次いで討論を経て採決を行いましたところ、全会一致を以て本件は承認を与うべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。（拍手）

◎地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭和二六、四、五、法一三三）

一、提案理由（三月十四日）

○岡野国務大臣　ただいま提出いたしました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

すでに御承知の通り、昨年創設されました地方財政平衡交付金制度は、地方団体の自主的な財政運営を確保しつつ、全地方団体に通じて、その必要な財源を保障しようとするものでありまして、新地方税法の制定と相まつて、地方自治の確立を企図する新地方財政制度の根幹をなすものであります。すなわち各地方団体につきまして、財政需要額と財政収入額とをそれ〴〵客観的に測定して、その財政需要額が財政収入額を越える地方団体に対し、この地方財政平衡交付金を交付することといたしているのであります。何分この制度はまつたく新しいものでありますだけに、今後なおその運営の実績に検討を加えつつ、漸次所要の改善を加えて行く方針のもとに、この制度の企図する理想の実現に努力して参らなければならないと考えているのであります。従つて今回はさしあたり必要な二、三の点についてのみ改正を加えようとしているのでありますが、以下本改正法律案の内容の概要について説明申し上げます。

第一は、基準財政収入額の算定に用いる基準税率について、標準税率の百分の七十を百分の八十に改めることであります。地方財政平衡交付金の算定に用いる基準財政収入額については、標準税率による収入額を用いないで、その百分の七十に相当するところの基準税率による収入額を用いているのであります。この基準税率による収入額を用いている理由は、一、地方団体の徴税意欲を阻害したくないということ、地方団体間の財政の平衡化は、各地方団体に必要な最小限度の財源にとどめたいと考えたからであります。しかしながら昭和二十六年度以降は、給与基準の改訂その他によつて、全地方団体を通じて確保すべき最小限度の所要財源は、さらに増額を余儀なくされ、かた〴〵地方税収入はます〳〵偏在する傾向にありますため、一面には基準税率を引上げることによつて、全地方団体を通じて保証すべき基準財政需要額を引上げて、税収入の乏しい団体にも相当の財源を与えつつ、反面基準財政需要額との差額をもつて、交付金とすべき各地方団体の基準財政収入額の算定については、収入のうちこの算定額に加える割合を引上げることによつて、地方税収入の偏在する地方団体に対しては、交付金を交付しないこととし、もつて地方財政平衡化を一歩前進させたいのであります。

第二は都等の特例について改正を加えることであります。都につきましては、現在道府県分の交付金の算定に関しては、これを道府県とみなし、市町村分の交付金の算定に関しては、その特別区の存する区域を市とみなすものといたしているのでありますが、こうして算定された結果を、どう計算するかということについては、明文の規定を欠いているのであります。そこで法の精神にのつとつて、ここに明文を設けようとするわけでありまして、すなわちかくてそれぞれについて算定された基準財政需要額の合算額と、基準財政収入額の合算額とをもつて、都それ自体の基準財政需要額及び基準財政収入額とし、その差額をもつて交付金算定の基準額といたしたいのであります。

第三は、基準財政需要額の算定に用いる単位費用は昭和二十六年度においても、地方財政委員会規則で定めることであります。すなわち、単位費用は、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合における各測定単位の単位費用を基礎として、法律で定めることになつているのでありますが、このようないわゆる標準的単位費用につきましては、現在なお研究の段階にありますし、かつ国、地方公共団体相互間の行政事務の再配分も、いまだ確定しない状態にありますので、さしあたり昭和二十六年度においても、本年度と同様地方財政委員会規則で定めることといたしております。

第四は、厚生労働費にかかる測定単位は、昭和二十六年度においても、地方財政委員会規則で特例が設けることができることであります。すなわち厚生労働費にかかる測定単位につきましては、地方財政平衡交付金法に定まつております人口、児童福祉施設入所者数、食品関係営業者数等のほかに、昭和二十五年度においては、これらの経費にかかる国の補助金または負担金との関係上、特に必要がある場合においては、地方財政委員会規則で特例を設けることができることになつておりまして、現在被生活保護者数、一時保護所収容定員数、結核患者数、法定伝染病患者数、性病患者届出数、精神病院病床数、保健所数及び小児保養所病床数を測定単位として用い、これらにかかる国の補助金または負担金に伴う地方負担分の適実な測定を行うこととといたしております。しかしながら、現在なお補助金の整理や行政事務の再配分の問題が確定していない状態でもあり、かた〴〵なお一年間実施の状況を見た上で、この種の特例存廃の適否を決定いたしたいと考えますので、昭和二十六年度においても、地方財政委員会規則で厚生労働費にかかる測定について、特例を設けることといたしたいのであります。

第五は、昭和二十六年度においても地方財政法の国費、地方費の負担区分に関する規定は、その適用を停止することであります。

第六は、予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律の改正でありまして、昭和二十六年度においても、これらの法律に掲げる、国費、地方費の負担区分に関する規定は、その適用を停止することであります。いずれもその理由はすでに述べましたところにほぼ同様であります。

以上、提案の理由及び内容の概要を御説明いたしたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いする次第であります。

二、衆議院地方行政委員長報告（三月二十八日）
（地方税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院地方行政委員長報告（三月三十一日）
（地方税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二六、四、五、法一三四）

一、提案理由（三月六日）

○政府委員（高木松吉君）　只今議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

改正の要点は、次の四点であります。先ず、第一点は、簡易裁判所の増設であります。簡易裁判所は、基本的人権を擁護し、社会秩序の維持に当る第一線の裁判所でありまして、国民の利害に関係するとこが極めて多いのであります。現在全国五百六十五ヵ所に設置されているのでありますが、その数はまだ必ずしも十分であるとは申されません。その増設かたにつきましても、全国各地から熱心に国会その他に請願や陳情がありまして、その数は数十ヵ所に及んでいるのであります。併しながら、今直ちにこれらの要望の全部を満たすことは、財政上の見地等から見ましても不可能なことであります。それで事件の数、交通の状況等を考慮いたしまして、最も必要と認められる所を選定いたし、最高裁判所とも協議を遂げまして、今回は次の三ヵ所、即ち宇都宮地方裁判所管内の栃木県下都賀郡小山町、広島地方裁判所管内の広島県高田郡吉田町及び徳島地方裁判所管内の鳴門市に簡易裁判所を設置しようとするものであります。

第二点は、簡易裁判所の所在地の変更であります。土地の状況に鑑みまして、東京地方裁判所管内の品川簡易裁判所の所在地を「東京都品川区」から「東京都大田区」に変更すると共に、この名称を「大森簡易裁判所」と改め、又は奈良地方裁判所管内の吉野簡易裁判所の所在地を「奈良県吉野郡下市町」から「同県同郡大淀町」に変更しようとするものであります。

第三点は、簡易裁判所の管轄区域の是正であります。土地の状況及び交通の便否等に鑑みまして、伊勢崎簡易裁判所管内の群馬県新田郡世良田村及び綿打村を太田簡易裁判所の管轄に移し、岩川簡易裁判所管内の鹿児島県囎唹郡財部町を加治木簡易裁判所の管轄に移し、大口簡易裁判所管内の鹿児島県姶良郡横川町及び牧園町を加治木簡易裁判所の管轄に移し、築館簡易裁判所管内の宮城県登米郡石越村を登米簡易裁判所の管轄に移そうとするものであります。以上の簡易裁判所の所在地の変更及び管轄区域の是正につきましては、いずれも地元市町村及び関係官公署並びに地元弁護士会の意向等を十分参酌して、最高裁判所とも協議の上決定したものであります。

第四点は、市町村その他の行政区画に変更のあったことに伴うこの法律の別表の訂正であります。即ち従前の市、町、村が合併又は分離して新たに市、町、村ができ、又市町村の一部が他の市町村に編入される等、裁判所の管轄区域の基準となった行政区画に変更のあったもの等につきまして、この法律の別表の記載を訂正しようとするものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、この法律案の要点について御説明申上げました。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

次に、不動産登記法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申上げます。

不動産登記制度が権利の保護と取引の安全を図る上に極めて重要な機能を営んでおりますことは、申すまでもないところでありますが、登記の手続につきましては、なお改善を要する点が少くないのでありまして、そのためには、先ず登記簿の様式及び調製方法を改める必要があるのであります。即ち現在の登記簿は用紙の加除ができないことになつております関係上、一個の不動産に関する登記が数冊の登記簿に亘つてなされる等、登記の手続が複雑となり、登記簿の閲覧や事務の取扱に多大の不便がありますと共に、他方において、各不動産の登記事項と関係なく、常に一定の用紙を編綴することになるため、現に使用中の登記簿には全然記載のない用紙が約三割にも達している状況であります。従つてこれらの不便を除き、用紙の節約を図るためには、登記簿をバインダー式の帳簿となし、必要に応じて用紙の加除ができますように、登記簿の様式及び調製方法を改めると同時に、これに即応して登記の手続を簡略化する必要があるのであります。この法律案は、右に申上げました措置を講ずることを主眼といたしまして、不動産登記法を改正すると共に、これに関連して工場抵当法及び立木に関する法律のうち、登記の手続に関する規定に所要の改正を加えようとするものであります。以下この法律案の要点を申上げます。

先ず不動産登記法の改正におきましては、右に申述べました登記簿をバインダー式の帳簿となし、必要に応じて用紙の加除を行うことといたします趣旨の下に、登記簿の調製、登記番号、登記用紙の閉鎖、共同人名簿、登記用紙の継続等に関する規定を改廃整備いたしました。なお不動産の表示変更の登記の申請手続を簡易化するため同法第八十一条等の規定に所要の改正を加えることといたしております。

次に、工場抵当法及び立木に関する法律の改正におきましては、登記に関係のある二、三の規定につき、不動産登記法と同趣旨の改正の改正を行うことといたしておりますほか、立木に関する法律中所有権保存登記の申請に関する規定に不備がありますので、その整備をも行うことといたしております。

以上この法律案につきまして、概要を御説明申上げました。何とぞ慎重御審議のほどをお願いいたす次第であります。

した。討論終結の上、採決いたしました結果は、多数を以て原案を可決すべきものと決定いたしたのでございます。

次に裁判所法等の一部を改正する法律案及び裁判所職員定員法案につきまして、委員会の審議の経過及び結果の御報告を申上げます。

裁判所法等の一部を改正する法律案の内容を簡単に御説明いたしますと、先ず第一に、家事調査官及び家事調査官補の制度の新設であります。現在家庭に関する事件、即ち家事審判事件及び家事調停事件は、少年保護事件と共に家庭裁判所の所管になつております。ところが新民法の精神が一般国民の間に普及徹底されるにつれて、従来封建的家族制度の中に眠つていた国民は、この新民法の基本的理念たる個人の尊厳と両性の本質的平等とを追々自覚するようになりまして、家庭に関する事件も年々増加の一途を辿つており、今後もます〳〵増加するものと予想されるのであります。そこで、これら家事事件の調査を十分ならしめ、その処理を適切迅速にするために、裁判官の命を受けて審判及び調停に必要な調査を行うべき家事調査官及び家事調査官補の制度を新設しようとするものであります。第二は、家庭裁判所の成人の刑事事件に関する裁判権の拡張であります。現行制度の下では、家庭裁判所はその取扱う成人の刑事事件につきまして罰金刑を科することはできますが、禁錮以上の刑を科することはできません。従つて禁錮以上の科刑を相当と認める場合は、その事件を地方裁判所に移送しなければならないのですが、その結果は審理が重複して行われることとなり、手続も煩瑣であると共に、訴訟の促進にも多大の障害となつておるのであります。それで、この際、家庭裁判所が禁錮以上の刑を科することもできるものと改めまして、このような障害を一掃しようというのであります。第三は裁判所職員の官の級別の廃止でありますが、これは一般公務員のそれと歩調を合せるためのものであります。最後に、裁判官以外の裁判所職員に関する事項の規定の整備でありまして、これら職員は国家公務員法によりまして明年一月一日からはその適用を除外されることになりますので、現在同法において一般国家公務員について定められているような種類の事項は、別に法律を以て定める必要がありますので、その趣旨の規定を裁判所法の中に設けたものであります。

委員会におきましては、慎重に審議をいたし、討論は省略の上、採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。

次に裁判所職員定員法案は、昭和二十二年法律第六十四号、裁判所の職員の定員に関する法律の全部を改正するものでありまして、その実質的な改正の要点は、先ず第一に、判事、判事補、裁判所書記官、研修所教官、裁判所書記官、同書記官補、少年調査官、同調査官補及び裁判所技官の定員をそれ〳〵若干名ずつ増員すると共に、裁判所事務官を若干名減員することであります。この増員の大部分は、現在最も繁忙を極め、事件処理に追われておりますところの家庭裁判所に配置を予定されておるのでありまして、かかる措置によりまして、家庭裁判所の負担を軽減し、その処理能力を強化しようとするものであります。第二の改正点は、裁判所法等の一部を改正する法律案により新設されることになりまする家事調査官及び家事調査官補の定員を定めることであります。これら職員の職務等につきましては同法案の報告において御説明申上げた通りでありますが、その定員は、差当り家事調査官において四十九人、家事調査官補において百十一人と定めております。

改正は以上の二点でありまして、委員会におきましては、慎重審議の上、討論は省略いたしまして採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。（拍手）

二、参議院法務委員長報告（三月十九日）

○宮城タマヨ君　只今上程されました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の委員会におきましての審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本改正案の要点は、栃木県下都賀郡小山町ほか二ヵ所に簡易裁判所を新設すること、東京地方裁判所管内の品川簡易裁判所及び奈良地方裁判所管内の吉野簡易裁判所の所在地を変更すること、伊勢崎簡易裁判所ほか三簡易裁判所の管轄区域を是正すること、及び従前の市町村が合併又は分離して、新たに市町村ができ、又市町村の一部が他の市町村に編入される等裁判所の管轄区域の基本となつた行政区画に変更のございましたもの等について、この法律の別表の記載を訂正すること、以上の四点でございます。これらの改正は、いずれも土地の状況及び交通の便否等を考慮いたし、又地元の各機関等の意向等も参酌して決定したものであることは、政府側の説明によつて明らかでございます。

委員会におきましては、須藤委員より簡易裁判所の新設について質疑が行われました。その要旨は速記録によつて御了承を願うことにいたします。討論に入りまして、須藤委員より、裁判所管轄区域の変更是正、その所在地の変更等には賛成であるが、一般に裁判官が不足を告げ、殊に簡易裁判所判事の素質が低く、人権擁護に十分なるものと認められない現在において、簡易裁判所を新設することは時期尚早であり、この点については反対なる旨の発言がございました。討論終結の上、採決いたしました結果は、多数を以て原案を可決すべきものと決定いたしたのでございます。

次に裁判所法等の一部を改正する法律案及び裁判所職員定員法案につきまして、委員会の審議の経過及び結果の御報告を申上げます。

裁判所法等の一部を改正する法律案の内容を簡単に御説明いたしますと、先ず第一に、家事調査官及び家事調査官補の制度の新設であります。現在家庭に関する事件、即ち家事審判事件及び家事調停事件は、少年保護事件と共に家庭裁判所の所管になつております。ところが新民法の精神が一般国民の間に普及徹底されるにつれて、従来封建的家族制度の中に眠つていた国民は、この新民法の基本的理念たる個人の尊厳と両性の本質的平等とを追々自覚するようになりまして、家庭に関する事件も年々増加の一途を辿つており、今後もます〳〵増加するものと予想されるのであります。そこで、これら家事事件の調査を十分ならしめ、その処理を適切迅速にするために、裁判官の命を受けて審判及び調停に必要な調査を行うべき家事調査官及び家事調査官補の制度を新設しようとするものであります。第二は、家庭裁判所の成人の刑事事件に関する裁判権の拡張であります。現行制度の下では、家庭裁判所はその取扱う成人の刑事事件につきまして罰金刑を科することはできますが、禁錮以上の刑を科することはできません。従つて禁錮以上の科刑を相当と認める場合は、その事件を地方裁判所に移送しなければならないのですが、その結果は審理が重複して行われることとなり、手続も煩瑣であると共に、訴訟の促進にも多大の障害となつておるのであります。それで、この際、家庭裁判所が禁錮以上の刑を科することもできるものと改めまして、このような障害を一掃しようというのであります。第三は裁判所職員の官の級別の廃止でありますが、これは一般公務員のそれと歩調を合せるためのものであります。最後に、裁判官以外の裁判所職員に関する事項の規定の整備でありまして、これら職員は国家公務員法によりまして明年一月一日からはその適用を除外されることになりますので、現在同法において一般国家公務員について定められているような種類の事項は、別に法律を以て定める必要がありますので、その趣旨の規定を裁判所法の中に設けたものであります。

委員会におきましては、慎重に審議をいたし、討論は省略の上、採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。

次に裁判所職員定員法案は、昭和二十二年法律第六十四号、裁判所の職員の定員に関する法律の全部を改正するものでありまして、その実質的な改正の要点は、先ず第一に、判事、判事補、裁判所書記官、研修所教官、裁判所書記官、同書記官補、少年調査官、同調査官補及び裁判所技官の定員をそれ〳〵若干名ずつ増員すると共に、裁判所事務官を若干名減員することであります。この増員の大部分は、現在最も繁忙を極め、事件処理に追われておりますところの家庭裁判所に配置を予定されておるのでありまして、かかる措置によりまして、家庭裁判所の負担を軽減し、その処理能力を強化しようとするものであります。第二の改正点は、裁判所法等の一部を改正する法律案により新設されることになりまする家事調査官及び家事調査官補の定員を定めることであります。これら職員の職務等につきましては同法案の報告において御説明申上げた通りでありますが、その定員は、差当り家事調査官において四十九人、家事調査官補において百十一人と定めております。

改正は以上の二点でありまして、委員会におきましては、慎重審議の上、討論は省略いたしまして採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。（拍手）

三、参議院法務委員長報告（三月二十七日）

○安部俊吾君　ただいま議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、裁判所法等の一部を改正する法律案、少年院法の一部を改正する法律案及び裁判所職員定員法案の四案を一括して、それ〳〵の提案要旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その要旨を申し上げますと、第一は簡易裁判所の増設でありまして、今回は事件の数、交通の状況等を考慮いたしまして最も必要と認められる三箇所に増設することといたしました。すなわち徳島県鳴戸市、栃木県小山町、広島県吉田町であります。第二は、簡易裁判所の所在地を二箇所変更することであります

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

す。第三は、土地の状況、交通の便否等を考慮いたしまして簡易裁判所の管轄区域を是正しようとすること等であります。

本法案は、次の裁判所法等の一部を改正する法律案とともに、三月十九日、本付託となりましたが、委員会においては次のような質疑応答がありました。一般に下級裁判所の増設については、政府はどういう方針で臨んでいるかという質疑がありましたのに対して、政府から、現在下級裁判所設置に関する要求が約四十箇所に上っているが、予算の関係もあり、これらの要求を全部いれることはできないので、まず国会で採択されたものを第一順位として、各方面の意見を聞いて慎重に決定する方針である旨の答弁がありました。また、今回栃木県小山町に簡易裁判所を設置する特に必要な理由等について共産党から質疑がありましたのに対し、政府から、小山町は新興都市で、事件の数が多く、地元住民の強い要望もあり、関係弁護士会、裁判所、検察庁の支持もある上、第五国会以来衆参両院で請願が採択されておるので、今回これを設置しようとするものである旨の答弁がありました。

次いで討論に入りましたところ、共産党から反対の討論がありまして、採決の結果、多数をもつて政府原案通り可決された次第であります。

次に、裁判所法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、第一に、家庭裁判所に家事調査官及び家事調査官補を置き、これをして裁判官の命を受け、家庭に関する事件の審判及び調停に必要な調査をつかさどらしめ、もつて新民法施行以来年々増加の一途をたどりつつある家庭事件の適正迅速な処理を期そうとすることであります。

第二に、家庭裁判所の成人の刑事事件に関する裁判権を拡張し、現在家庭裁判所は、その取扱う成人の刑事事件について罰金刑を科することができることとなつておりますのを、禁錮以上の刑をも科することができることとし、地方裁判所との審理の重複を避け、事件の能率的処理をはかろうとすることであります。

第三に、昭和二十七年一月一日から、裁判官以外の裁判所職員は特別職の公務員となります関係上、これに必要な規定を整備すること等であります。

委員会におきまして、裁判官と家事調査官との職権の限界等について質疑がありましたが、政府から、家事調査官は具体的事件が係属した際、裁判官の補助として、裁判官から命ぜられた範囲において、家庭事件に関する事実についてのみ任意調査を行うものであつて、しかもその調査は原則として裁判所において行い、家庭に出かけるようなことは、ごく例外の場合を除いてこれを避けたい、また家事調査官等の採用には慎重を期し、いやしくも調査の行き過ぎのないよう留意したいとの答弁がありました。

次いで討論に入りましたところ、共産党から反対の討論があり、採決の結果、多数をもつて政府原案の通り可決された次第であります。

次に少年院法の一部を改正する法律案につき、委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第一に、現行法におきましては、在院者が二十歳に達すれば退院させる建前をとり、ただその矯正教育のため必要があれば、二十歳を越えても、入院の日から数えて六箇月を限り、引続き少年院長の裁量で在院させることになつておるのでありますが、この六箇月の期間を一年に改めようとするのであります。それは、最近の実績に徴しますれば、保護少年の仮退院までの期間が平均九箇月余になつておりますことと、本年一月から少年の年齢が二十歳に引上げられましたので、二十歳近くで収容される少年も増加することをも考慮いたしまして、現行の六箇月を一年に延長し、少年院の矯正教育の実情に即したものにしようというのであります。

第二に、少年保護鑑別所の施設、特別少年院の施設の収容能力及び女子の医療少年院の施設が現在いずれも不足しておりますので、さらに二箇年間、いわゆる代用少年保護鑑別所、代用特別少年院等を使用することができることにすること等であります。

委員会におきましては、三月二十日、参議院より提案理由の説明を聞き、次いで質疑を行いましたが、在院期間を延長する理由、延長した場合の効果及び少年の保護矯正施設充実の見込み時期等について質疑がありました。これに対し、提案者宮城タマヨ君等から、最近の実績に徴し少年の保護矯正期間は六箇月では十分でないので、これを一年に延長したい、また保護矯正施設の整備については近い将来その実現に努力したいという答弁がありました。

かくて、三月二十四日質疑を終了し、討論に入りました。共産党を除く各派から賛成意見の開陳がありまして、採決の結果、多数をもつて宮城タマヨ君外二名提案の通り可決された次第であります。

最後に裁判所職員定員法案について申し上げます。

本法案の要点の第一は、事件の増加に伴う裁判所職員の定員の増加でありますが、その大部分は家庭裁判所関係の職員でありまして、これは最近における家庭事件の増加又び今後予想される少年事件の著しい増加による裁判所職員の負担の増大に対処するためのものであります。その他地方裁判所における各職員、少年調査官、少年調査官補及び技官の増員もございます。第二は、先ほど申し上げました裁判所法の一部を改正する法律案により新設されますところの家事調査官の定員を定めることであります。

本案は、三月二十三日、本付託となりましたが、委員会におきまして、質疑なく、討論を省略し、全会一致をもつて政府原案通り可決されました。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎有線放送業務の運用の規正に関する法律 (昭和二六、四、五、法一三五)(衆)

一、提案理由(三月二十六日)

○橋本登美三郎君　ただいま議題となりました有線放送業務の運用の規正に関する法律案並びに電波監理委員会設置法の一部を改正する法律案の趣旨につき説明申し上げます。

有線放送業務の運用の規正に関する法律

有線放送業務の運用の規正に関する法律

まず有線放送業務の運用の規正に関する法律案について申し上げます。

最近、北海道を初め全国にわたりまして、有線放送の設備が急激に増加して参つております。その業務の内容も、当初はラジオの共同聴取を目的とするものでありましたが、その後やむを得ざる必要から、これはマイクロフオンを設けて、官庁公示事項、農業、漁業などの協同組合の連絡事項、隣保周知事項の伝達、あるいは各種の講演、講座、娯楽、商業広告等の番組を編集して放送しているのであります。選挙の期間におきましては選挙運動にも使用せらるるなど、広範囲に使用または利用されて、その影響も相当注目すべきものがあります。これら有線放送は、多くは農漁村に発達しておるのでありますが、都市においては街頭放送の形式で、有線放送業務が全国的に激増の傾向にあります。農漁村で有線放送が発達いたしましたのは、電力がないため、またはラジオを聴取することが困難であるところから、近代文化の花形であるラジオを能率的に聞きたいという現実の必要に迫られての発達でありまして、この法律は、この文化国民としての当然の要望に一面こたえんとするものであります。他面、その業務の運用が適正に行われないときにおいては公共福祉の観念に反する結果を招来し、公安秩序の維持という共同社会生活の原則を破る危険を防止せんがためであります。いわゆるマス・コンミユニケーションの方法として相当強力な伝播力を有するこれら有線放送を野放しに放置することは、公共の福祉を保持する上から適当でないとの見解から、有線放送事業者に法的基礎を与えると同時に、立法手段によつて、その事業運用については無線放送と同様の規律を与えることは、緊急かつ重要なことと存ずるのであります。これが本法律案を制定しようという理由であります。

次に、本法律案の大綱を説明申し上げます。本法律案は、本則十六条、附則四項よりなつております。この法律案の眼目は、第四条の規定でありまして、すなわち放送法中放送番組に関する規定のうち、放送事業者全般を規律する放送番組編集の自由及び公安並びに政治的公平の保持、報道の真実並びに中正に関するラジオ・コード、その他訂正放送、候補者放送に関する規定は、いずれもこれを有線放送の業務に準用したのでありますが、これらは言論及び報道に関する最小限度の規律であり、有線放送番組についてこれを適用することは、公共の福祉を維持増進する上から必要適切な措置と考えるものであります。

第五条の再放送の場合は、放送事業者の同意を要するの規定を設けたことは、ラジオ事業者の番組その他の権利を正当に尊重するため同意の義務を課したのであります。本法律案のその他の規定は、多くは本案の施行を確保するための有線放送の業務を行う者の届出義務その他報告、監査、業務の停止、運用の制限、異議の申立てに関する規定及び罰則規定でありまして、特に説明を加うべきものはないのであります。

なお附則において、施行期日は公布の日から起算して三十日を越えない期間内において政令で定める旨を規定し、また本件の行政所管庁たる電波監理委員会設置法の一部に所要の改正を加えておるのであります。本法律案は、かような不合理を除き、電波監理委員会の委員長及び委員に対し適正妥当な待遇を与える趣旨をもつて電波監理委員会設置法の一部に改正を加え、委員長及び委員を恩給法第二十条に規定する文官とする旨を規定せんとするものであります。

以上をもつて電気通信委員会提出の両法案に関する御説明を終ります。何とぞ御賛成の上可決せられんことをお願いする次第であります。（拍手）

二、参議院電気通信委員長報告（三月三十一日）

○寺尾豊君　只今議題となりました有線放送業務の運用の規正に関する法律案について、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ずその提案理由といたしますところは、最近北海道を初め各地におきまして、ラジオの共同聴取及び主としてその施設によつて諸般の連絡周知事項の告知等を行う者が急激に増加いたし、又いわゆる街頭放送の業務を行う者も次第に増加の傾向にありますので、この滲透性及び拡散性に鑑みまして、この業務の運用について一定の基準を与える必要を認めまして、本法律案の提出となつたものであります。

次にこの内容といたしますところは、以上三つの態様の業務を行わんとする者は届出を要することとし、その業務の運用については放送法に定むる諸規定を準用することとし、又本法律案の規定の施行に伴う事務のために、現に連日にわたつて委員会を開催いたしております。いわゆる事実常時勤務の状態にあるのみならず、委員会で行う事務の性質上、現在の繁忙状態は将来にわたつて継続するものと予想せられるのであります。

ただいま申し述べました通り、一般公務員と格別の差がないにかかわらず、現在におきましては、単に恩給法上の官吏であることが明らかでないために、恩給を受ける権利がないものとせられておるであります。

電気通信委員会におきましては、去る三月一日、小委員会を設置いたしまして本件の起草に当り、三月二十四日の委員会において、共産党を除く各党所属委員全員の賛成を得て本案の提出を議決いたした次第であります。

次に電波監理委員会設置法の一部を改正する法律案の趣旨につき説明申し上げます。

御承知の通り、電波監理委員会は電波監理行政を行う合議制の機関でありまして、昨年六月一日、総理府の外局として設置されたものでありますが、電波監理委員会の委員長及び委員は、その資格及び任命の方法、兼職の禁止、退職後の就職制限等につきましては、電波監理委員会設置法によつて明確に規定されておるのであります。さらに設置法第七条第二項の規定により、国家公務員法に定める服務の根本基準、職務に専念する義務、政治的行為の制限等の規定の準用を受けております。しかして委員長及び委員の服務状況を見まするに、同委員会発足以来、政令、規則の制定その他電波三法の施行に伴う事務のために、現に連日にわたつて委員会を開催いたしております。いわゆる事実常時勤務の状態にあるのみならず、委員会で行う事務の性質上、現在の繁忙状態は将来にわたつて継続するものと予想せられるのであります。

ただいま申し述べました通り、一般公務員と格別の差がないにかかわらず、現在におきましては、単に恩給法上の官吏であることが明らかでないために、恩給を受ける権利がないものとせられておる

有線放送業務の運用の規正に関する法律

行を確保するための規定及び違反者に対する罰則を規定してあります。本案は衆議院電気通信委員長の提出でありますが、この問題は、昨年九月当委員会の委員が所管事項実施調査のために地方に出張をいたしまして、北海道班の委員から報告がありましたことに端を発しまして、当委員会においても検討をいたし、又衆議院の電気通信委員会とも数次に亘つて連絡検討を進めて参つたものであります。本案が当委員会に付託されまするや、改めて慎重審議をいたし、各委員より熱心なる質疑が行われ、提案者より懇切なる答弁があり、又関係官庁より詳細な所見の開陳がありました。質疑応答によつて明らかになりました主なる点は次の通であります。

先ずこの法律案は業務運用の規定であつて、機械施設につきましては電信法によつて電気通信大臣の許可を受けなければならないこと。次に本法施行について電波監理委員会では二十七名の増員と約一千五百万円の経費を要する見込であつて、その具体的措置は適当な機会に講ずるつもりであること。次に、極めて素朴的な業務を対象とした本法に極めて高級なテレビジョンを包含するような字句を入れましたのは、単に将来起り得るかも知れないというだけの理由であること。又官庁の行うものを適用除外としたことは公務員の行動を特別に信頼したことによるものである等であります。その他各般の事項について綿密なる検討が行われましたが、その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくいたしまして質疑を終え、討論に入りましたところ、山田委員より日本社会党を代表して、本法律案の対象となるものは極めて素朴単純な態様のものであるからテレビジョンを包含することは妥当ではないこと、及び本法律の適用除外の対象に不合理の点があるから、第二条及び第十条の一部を修正の上、本案に賛成の意見を述べ、続いて緑風会の新谷委員より山田委員の修正案に賛成の意を表し、且つ、共同聴取はできるだけ助長することとし、その手続は極力簡略にせられたいとの希望を附し本案に賛成、次いで自由党の鈴木委員、労働者農民党の水橋委員よりも山田委員の修正案に同意して本案に賛成の意見を述べ、次いで採決に入りまして、山田委員提出の修正案につき採決いたしましたところ、全会一致を以てこれを可決いたし、次に修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これ又全会一致を以て可決すべきものと決定をいたした次第であります。

御報告を申し上げます。

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律（昭和二六、四、六、法一三六〇参）

一、提案理由（三月十五日）

○岡田信次君　只今提案されました帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律案の提出理由を御説明申上げます。

東京都における交通機関の整備拡充を図るために、昭和十六年帝都高速度交通営団が特別法に基いて設立されましてから、地下高速鉄道の建設経営を進めて参りましたが、戦時中から戦後にかけての資材、資金難から新線の建設ができないで今日に至りました。終戦後の都内交通は著しい混雑を続けておりまして、これを打開し、今後の輸送増加に対処するためには急速なる地下高速鉄道の建設が最も適当でありますことは申すまでもありません。

ここにおきまして昨年来都民初め関係者の切実な要望に応えて、先ず第一着手として都内で最も混乱した輸送を続けている国鉄山手線池袋神田間の輸送力を増強するために、東京都高速鉄道網第四号線の一部である池袋、神田間の建設計画を進めて参りましたけれども、何分にもこの建設費だけで四十八億円余を必要とし、今後の計画路線を完成するためには約五百億円を必要とすると見込まれ、その資金を民間に依存することは非常に困難と考えられるので、その所要額のうち大部分を米国対日援助見返資金、資金運用部資金等の政府資金に依存することができるようにその受入体制を整えることと、本営団設立当時の趣旨に鑑みまして、更に公益的運営ができますようにするため、帝都高速度交通営団法の一部を改正する必要に迫られたので、この法律案を提出することに相成つたのでございます。

以上簡単でありますが、提案理由の説明を終ります。何とぞ慎重に御審議の上、速かに御可決あらんことを御願い申上げます。

続いて本法律案の主なる事項についての概要を申述べます。先ず

帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律

第一は帝都高速度交通営団は創設当初より特別法により公共事業を行うことになつておりますので、現行の公法上の法人であることを明確にいたしますと共に、その出資者を日本国有鉄道と関係の地方公共団体とにいたしまして、従来出資しておりました民間の持分をできるだけ早い時期に買入償却することにいたしました。この理由は帝都高速度交通営団は、今後の地下鉄道の建設に厖大な資金が必要になりますが、このような資金は、国又は公共団体の信用力並びに政府資金に依存する必要があると考えられますので、資本の純化を図り、併せて資金運用部資金法に基いて、政府資金運用の対象とする措置を講じたわけであります。なお民間出資を買入償却することにつきましては、帝都高速度交通営団は、出資者と協議して買入価額その他について出資者の了解を得たときに初めて行い得るものでありまして、強制的に出資を解消させる建前ではございません。

第二に、資金運用部資金法の特例を認めたことであります。これは帝都高速度交通営団は、現在の民間出資者の持分をできるだけ速かに買入償却することになつておりますが、償却が完了するまでは、民間出資を持つていることになりますので、この民間出資が償却せられるまでの間は、民間出資を持つていない法人として、資金運用部資金の貸付を受け、又は交通債券の引受をしてもらうことができるようにいたしたのであります。

第三に、米国対日援助見返資金の運用による貸付金について、一般担保の規定を設けたことであります。これは本年度において、すでに米国対日援助見返資金から二億五千万円の借入をいたしました

ので、これに対して交通債券と同様に一般担保を付けることにいたしたのであります。

第四に、帝都高速度交通営団に管理委員会を設けたことであります。これは帝都高速度交通営団は、公共の福祉の増進を目的とする公法人でありますので、同営団の業務について、国家公共の点から見て、適切な判断のできる人物を選んで委員会を構成し、収支予算、事業計画資金計画、及び収支決算について審議決定させ、自主的に公益を目的とする運営を行わせることが最も民主的と考えられますので、管理委員会を設けることにいたしたのであります。管理委員会の委員は五人として、主務大臣の任命といたしております。

第五に、帝都高速度交通営団の役職員の地位を明確にいたしたことであります。帝都高速度交通営団は、公法上の法人でありますので、その役職員は公共に奉仕する精神で勤務することは当然でありますが、事業の性質上機動的な活動を必要とするので、刑法その他の罰則の適用についてだけ、公務員とみなすことにいたしたのであります。

第六に、帝都高速度交通営団は、その予算及び決算に関する書類を主務大臣及び日本国有鉄道並びに出資者である地方公共団体に提出すると共に、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供することにいたしたことであります。これは帝都高速度交通営団の業務は、首都として東京都民は勿論、国民一般に関心を持たるべきものでありますので、広く一般に批判してもらうことが適当と考えたからであります。

以上が本法律案の内容の概要であります。重ねて慎重御審議の上、速かに御協賛あらんことをお願い申上げます。

二、参議院運輸委員長報告（三月二十日）

○植竹春彦君　只今提案になりました帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律案につきまして、委員会におきまする審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

この法律案は参議院議員岡田信次君ほか五名の提案によるものでありまして、その要旨といたしまするところは、これを要約いたしまするると、帝都高速度交通営団の整備拡充を図るに必要な資金の調達の受入態勢を整えるために現営団の組織を改正いたそうというのがその主眼なのであります。帝都高速度交通営団は、昭和十六年三月法律第五十一号によりまして、同年七月四日設立せられました法人でありまして、設立以来地下高速鉄道の建設経営を進めて参ったのでありまするけれども、戦時中から戦後にかけまして、資材、資金難から新線の建設ができませんで今日に至ったのであります。然るに終戦後の都内交通の混雑を緩和するために、昨年来、神田、池袋間の建設計画を進めて参りましたが、この建設費だけで約四十八億円余を要するのでありまして、今後の計画路線完成には約五百億円を要すると見込まれております。従つてその資金を民間に依存することは困難と考えられまする結果、その所要額の大部分をアメリカの対日援助見返資金及び資金運用部資金等の政府資金に依存することができまするように、その資金上の受入態勢を整えようとするのが主眼なのであります。而してこの改正法案におきましては、先ず営団の法律上の性格を公法上の法人であるということを明らかにいたしましたほかに、改正の主要な点を挙げまると次の通りになるのであります。

第一点は、この営団の出資者を、一方には日本国有鉄道とし、他方においては営団の路線の存する地域を区域といたしまする地方公共団体との二つに限りまして、資本の純化を図つた点であります。第二点は、営団の組織の中に管理委員会を設けまして、これを議決機関として組織の民主化を図ると共に、従来の評議員に関しまする規定は廃止することにいたしたのであります。第三点といたしましては、アメリカの対日援助見返資金につきまして一般担保の規定を設けたことであります。第四点は、営団の役職員の地位を明確にいたしまして、刑法その他の罰則の適用につきましては公務に従事するものとみなすことにいたした点であります。最後に、出資の純化を図りまする結果、民間資本はできるだけ速かに買入償却するものとして、この場合は、その数量、価格等につきましては、管理委員会の議決を経ることにしたのであります。

運輸委員会におきましては、三月十五日に提案理由の説明を聞き、十七日及び十九日の両日に亘りまして熱心な質疑が行われたのであります。即ち菊川委員、小酒井委員、前之園委員、前田委員、高木委員、植竹委員長から、営団の性格、組織及び地下鉄建設計画に関しまして、それ〴〵質疑が行われたのでありますが、詳細は委員会の速記録を見て頂くことといたしまして、その主要なものを挙げまするると、先ず建設費の大部分を国の資金に依存する鉄道は、むしろ国営にしたほうがいいのではないかということでありました。これに対しまして、国は全国の幹線鉄道の建設経営を本義とし、かかる地方交通を目的とするものは国以外の企業体をして経営せしむることが適当であるという趣旨の答弁があつたのであります。又鉄道建設資金の配分につきまして都市偏重になる嫌いがあるとして、国の鉄道建設についての所信を質問したことに対しましては、政務次官から、鉄道新線の建設については、その調査も進めておるので、近く成立を予定されておる審議会にも諮り、昭和二十七年度よりは大々的に計画を進めて行きたいとの政府の所信を明らかにせられたのであります。又今回新たに設けられる管理委員会について、その職能、責任等に関する質疑に対しましては、管理委員会は大体株主総会に似た性格を持ち、部内の業務について、法律において定められておる一定の事項に関する議決機関であり、総裁は一般業務について責任者であるけれども、この議決には服さなければならない旨の答弁があつたのであります。又営団と称する特殊の企業体における労働関係法規の適用についての質問に対しましては、別段の定めがなされない限り、従前通り一般労働法規の適用があるとのことであります。更に、現に計画中の具体的な神田、池袋間の建設計画につき、一部地上線を設くることに対しましての質問があつたのに対しまして、説明員として鈴木営団総裁から、その設計の大要、資金計画及び地上線を設けざるを得なかつた事情につきまして

詳細な説明があつた後に、鈴木総裁は、地上線のできることは止むを得ないけれども、沿道の住民に対しましては事情が気の毒であると思いまするので、適当なる措置を講ずることについて苦慮しておりまする旨の言明があつたのであります。

以上を以ちまして質疑を終り、討論に入りましたるところ、小泉委員より賛成する旨を述べられ、なお、沿道住民に対しましては適切に考慮されたいとの希望が述べられ、続いて前田委員よりも、東京都の交通緩和のために高速度交通網の完成に寄与するものとして賛成の旨の意見の御開陳があつたのであります。これにて討論を終りまして、採決に入りましたるところ、原案通り全会一致を以て本案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

三、衆議院運輸委員長報告(三月三十一日)

○大澤嘉平治君　ただいま議題となりました帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る三月二十日、本委員会に付託され、二十二日、提案者より提出理由の説明を聴取し、その後委員会を開くこと八回、その間参考人の意見を聴取するなど、慎重に審査いたしたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げます。今回池袋、神田間の路線の建設が計画せられているのでありますが、この路線並びに今後における計画路線を完成するには巨額の費用を必要とするので、その資金を民間に依存することは非常に困難と考えられるのであります。よつて、所要資金の大部分を米国対日援助見返資金並びに資金運用部資金等の政府資金に仰ぐことができるように受入れ態勢を整えるとともに、これに伴いまして、営団設立当時の趣旨をさらに徹底せしめ、公益的運営ができるようにするため、帝都高速度交通営団法の一部を改正しようとするものであります。

次に、その内容のおもなる点を申し上げますと、まず第一に、公法上の法人たる性格を明らかにしたこと、第二に、出資者を日本国有鉄道及び関係地方公共団体に限ることとしたこと、第三に、資金運用部資金法の特例を設けたこと、第四に、米国対日援助見返資金の一般担保の規定を設けたこと、第五に、営団の内部機関として管理委員会を設け、収支予算、事業計画、資金計画及び収支決算について審議決定するものとしたこと、第六に、営団の役職員の地位を明確にし、刑法その他の罰則の適用については公務に従事する者とみなすこととしたこと等であります。

本法案審査にあたりましては、きわめて熱心な質疑応答がかわされたのでありますが、そのおもなるものは、民間資本を排除する理由、国鉄の電化、新線の建設が要望せられている際、巨額の政府資金を一都市の交通機関の建設に投ずる理由、管理委員会の性格、建設路線と沿線住民との関係について等でありますが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて本三十一日、質疑を打切り討論に入りましたところ、自由党大澤嘉平治より、その党を代表して、本法案に対し、管理委員の人選及び委員会の運営につき遺憾なきを期せられたきこと、並びに政府は、営団が今回工事に着手せんとする路線については沿線住民の利害を十分に考慮し、その設計に再検討を加え、沿線住民の損害を最小限度にとどめるとともに、もし損害を生じた場合には、これに対し十分な補償を行うこと、その他騒音の防止、都市の美観の保持等について万全の措置を講ずるよう営団に対して指示せられんことを望む旨の希望条件を付して賛成する旨を述べ、また日本社会党山口シヅエ君、日本共産党江崎一治君は、それ〴〵その党を代表して反対の意見を述べられたのであります。

次いで討論を終局し、採決の結果、多数をもつて本法案は原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

以上、簡単でありますが、御報告申し上げます。(拍手)

◎漁船保険法の一部を改正する法律

(昭和二六、四、六、法一三七)(参)

一、提案理由(三月三十一日)

○入交太藏君　只今上程されました漁船保険法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

近年頻発する漁船の捕獲、拿捕、抑留の事故は、我が国の置かれております特殊な国際的環境によるものでありまして、これによつて漁業者が受ける精神上並びに経済上の打撃は誠に深刻なものがあるのであります。

漁船の拿捕事件は、昭和二十年の韓国によるものを初めとし、引続き同国、ソ連、中国及び中共により年々増加を見ているのでありまして、本年二月末日までの累計は実に二三七隻、うち、抑留、未帰還のもの百十二隻に上つております。殊に昨年末、上海水産公司の手によつて送還された拿捕漁船乗組員五十数名の言明によりますと、中共側はマッカーサー・ラインの存在を否定しておるばかりでなく、東支那海全体を中国の領海であると宣言している有様でありまして、漁業関係者に非常な衝動を与えると共に、又これを契機として、この種の事故は更に頻発する趨勢を示しているのであります。

これがために、関係漁業者の不安は申すまでもなく関係金融機関にまでその不安が波及し、特に東支那海を漁場とする以西底曳網漁業は勿論、千島、樺太に面する北海道各種漁業は前途誠に暗澹たるものがあるのであります。

この窮状を打開することはもとより関係漁業者の熱望するところでありまして、先般参議院においても外務、水産連合委員会を開き、証人を喚問し、詳細に実情を聴取した結果、政府において至急これが対策を講じることを強く要望した次第であります。

政府においては、それに基いて過日連合軍総司令部に対し切実な懇請を行なつたのでありますが、一方漁業経営上の不安を除去するためには、取りあえず国の再保険を建前とする漁船保険法を改正

し、この種の危険を保険する途を開く必要がありますので、同法に対し次の改正を行わんとするものであります。

即ち

(一) 現行の漁船保険制度におきましては前に述べましたような漁船の拿捕、抑留による損害を塡補する途が開かれていませんので、今回の改正によつて、新たにその途を開くことにいたしたのであります。但しこの場合においても法令に違反して航行又は操業した場合には損害を塡補しない建前をとつております。

(二) 組合員は保険の目的たる漁船が拿捕、抑留せられ三十日間解放されないときは、これを組合に委付して保険金額の全部を請求することができることにしております。

以上がその大要でありますが、何とぞ慎重御審議の上、速かに可決せられますようお願いする次第であります。

二、参議院水産委員長報告(三月三十一日)

○木下辰雄君　只今緊急上程になりました漁船保険法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は議員入交太藏君外四名の提案であります。その提案の理由並びにその内容を申上げます。近年瀕発する漁船の捕獲、拿捕、抑留等の事故は、我が国の置かれております特殊な国際的環境によるものでありまして、これによつて漁業者が受ける精神上並びに経済上の打撃は誠に深刻なものがあるのであります。漁船の拿捕事件は、昭和二十年の韓国によるものを初めといたしまして、引続き韓国、ソ連、中国、及び中共により年々増加を見ておるのでありまして、本年二月末までの累計は実に二百三十七隻に達し、このうち抑留未帰還のもの百十二隻に及んでおります。殊に昨年末、上海水産公司の手によつて送還せられました拿捕漁船乗組員五十數名の言明によりますると、中共側はマッカーサー・ラインの存在を否定しておるばかりでなく、東支那海全体を中国の領海であると主張をしておる有様でありまして、漁業関係者に非常な衝動を與えると共に、又これを契機としてこの種の事故は更に瀕発する趨勢を示しているのであります。これがために、関係漁業者の不安は申すまでもなく、関係金融機関にまでその不安が波及し、殊に東支那海を漁場とする以西底曳網漁業は勿論、千島、樺太に面する北海道各種漁業は、前途誠に暗澹たるものがあるのであります。この窮状を打開することは、もとより関係漁業者の熱望するところでありまして、先般参議院においても、外務、水産連合委員会を開き、証人を喚問し、詳細に実情を聴取した結果、政府に対して至急これが対策を講ずることを強く要望いたした次第であります。政府においては、それに基いて、過日連合軍総司令部に対し切実な懇請を行なつたのでありますが、一方、漁業経営上の不安を除去するためには、取りあえず国の再保険を建前とする漁船保険法を改正し、この種の危険を保険する道を開く必要がありますので、同法に対し次の改正を行わんとするものであります。

即ち、一は、現行の漁船保険制度におきましては、前に述べましたような漁船の拿捕抑留による損害を塡補する道が開かれていなかつたのでありますが、今回の改正によつて新たにその道を開くことといたした次第であります。但しこの場合におきましても、法令に違反して航行又は操業をした場合には損害を塡補しない建前をとつております。第二は、組合員は保険の目的たる漁船が拿捕抑留せられ、三十日間解放されないときは、これを組合に委付して保険金額の全部を請求することができることとしたのであります。以上が提案理由とその内容の概要であります。

本件につきましては、水産委員会ではかねてからその必要を認め、研究を重ねていたのでありまして、殊に去る三月六日、外務、水産連合委員会を開き、東支那海で拿捕連行されました乗組員四名を証人として喚問し、証言を求めた結果、事態容易ならぬものがありますので、爾来委員会といたしましても本案の立案に協力して参つたのであります。かような次第でありますので、本案に対しては別段質問もなく、討論採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、衆議院水産委員長報告(三月三十一日)

○小高熹郎君　ただいま議題となりました漁船保険法の一部を改正する法律案について、その概要と、水産委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

漁船保険法の一部を改正する法律

まず提案の理由と、そのおもなる内容について御説明いたします。近年支那東海及び北海道の近海においては、漁船の拿捕、抑留等の事故が頻発し、なおこの種の事故が、最近におきましても毎日のごとく起つている現状であります。これがため、関係漁業者の不安は申すまでもなく、金融機関その他に及ぼす悪影響のため、東支那海を漁場とする以西底びき網漁業はもちろん、千島、樺太に面する北海道の漁業は、前途まことに暗澹たるものがあるのであります。このことにより、わが国漁業がこうむる影響はもちろん、国民の食生活に及ぼす影響の重大性にかんがみ、とりあえず漁船保険法を改正して、この種の危険を保険する道を開こうとする次第であります。

その内容のおもなる点を申し上げます。現行の漁船保険制度におきましては、前に述べたように、漁船の拿捕、抑留による損害を塡補する道が開かれていなかつたので、この点を改めて保険の対象とすることができるようにしたのであります。この場合においても、違反操業等の場合には損害を塡補しないことはもちろんであります。次に保険の目的たる漁船が拿捕、抑留せられて三十日間解放されないときは、これを組合に委付して保険金額全額を請求できるようにする点であります。以上が法律案のおもなる趣旨であります。

本案は、参議院提出をもつて、本日水産委員会に付託になつたのでありますが、このことにつきましては、本委員会としては、さきに支那東海及び北海道における関係漁業者を参考人として招き、その実情については十分検討し、その対策について調査研究を進めて

参つた問題でありますので、動議により、質疑及び討論を省略して、採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと議決いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭和二六、四、六、法一三八）

一、提案理由（三月十三日）

○首藤政府委員　今回提案いたしました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

中小企業等協同組合法には、商法の規定、特に株式会社法の規定を若干準用しておりますので、本年七月一日より実施になります商法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるのでありますが、なおこの機会に中小企業等協同組合法施行後一年有半の経験にかんがみ、所要の改正を同時に行おうとするものであります。改正商法につきましては、現在組合法において準用いたしております会社法の規定は、組合制度の本質に反しない範囲内において、あとう限りこれを準用する方針をとつておりますが、改正の条文を準用することが組合の性格上困難な場合につきましては、新たに規定を設けることにいたしております。

商法改正に伴う改正の主要な点を申しますと、まず第一に、改正商法に従い、理事会の制度を設け、組合の業務執行の決定は理事会が行うこととするとともに、各理事が組合を代表する現行の制度を改め、組合を代表すべき理事を選定することを要することにいたしております。第二に監査役に関する改正商法の規定を準用いたしまして、監事の権限を会計監査に限定いたしております。その結果、従来監事が有した業務監査的な機能を一般の組合員に認める必要が生じましたので、各組合員に対して、理事に対し責任を追究する訴えを提起する権限及び必要ある場合に理事の業務の執行の停止を求める権利を認めております。第三に、理事の責任につきましては、あとう限り会社の取締役の責任に関する規定を準用することにいたしておりますが、組合制度の特殊性にかんがみ、取締役の無過失賠償責任を認める改正商法の規定をそのまま準用することは不適当と認められますので、この点については、現行法同様任務を怠つた場合にのみ責任を追究する規定を新しく設けております。

次に組合法自体の改正中、主要な点を申し上げますと、現行法におきましては、公証人が定款の認証をすることになつておりますが、従来の経験にかんがみ、組合制度に関する知識経験の乏しい公証人よりも、組合に関する指導に多年の経験と多大の関心を有する行政庁にこの認証を行わせる方が適当と考えられますので、定款の認証は行政庁が行うことに改めておるのであります。この点は組合の大多数を管轄いたしまする全国都道府県より強い要望のあるところでありまして、その結果は、行政庁において組合の実態を常時把握することが可能となり、組合の健全な発達に資するところが多いと信ずる次第であります。

次に現行法におきましては、行政庁は組合員からの申出がなければ、組合の業務または会計の状況を検査することができないのでありますが、現在二万に上る協同組合の中には、その運営が適当でないものも相当見受けられ、その結果組合員である中小企業者に不測の損害を与えるばかりでなく、ひいては組合制度全般の普及発達に対する重大な障害となるおそれがなきにしもあらずと考えられますので、この弊害を除去するためには、組合の業務または会計が法令、定款に違反し、または組合の運営が著しく不当であると認められるときは、組合員の申出がなくとも、行政庁が積極的に組合を検査して、適当な勧告を行うことができる道を開くこととしておるのであります。

以上が今回の改正を必要といたしまする理由と、その内容の要点でございます。何分よろしく御審議のほどをお願いいたします。

二、衆議院通商産業委員長報告（三月二十四日）

○多武良哲三君　ただいま議題と相なりました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

申し上げるまでもなく、中小企業等協同組合法には、商法の規定、特に株式会社法の規定を若干準用いたしておるのであります。しかるに、商法の一部改正がなされまして、一応本年七月一日より実施と相なつておりますため、所要の改正を行う必要が生じた次第であります。なおこの機会に、中小企業等協同組合法施行後の経験にかんがみ、所要の改正を同時に行おうとするものであります。

以上が改正の理由でございますが、次に改正の主要な点を申し上げますと、まず第一に、改正商法に従いまして理事会の制度を設け、組合の業務執行の決定は理事会が行うこととするとともに、各理事が組合を代表する現行の制度を改め、組合を代表すべき理事を選定することとするとともに、各理事が組合を代表する現行の制度を改め、組合を代表すべき理事を選定することといたしております。第二は、監査役に関する改正商法の規定を準用して、監事の権限を会計監査に限定いたしておることであります。第三は理事の責任に関する点でありますが、組合制度の特殊性を取入れております。

以上が改正商法に伴います改正の要点でありますが、次に組合法自体の改正中、主要な点を申し上げます。従来の経験によりまして、組合制度に関する知識経験の乏しい公証人よりも、組合に関する指導に多年の経験と多大な関心を有する行政庁にその認証を行わせる方が適当と思われますので、定款の認証は行政庁が行うことに改めておるのであります。次に、組合の業務または会計が法令、定款に違反し、または組合の運営が著しく不当であると認められるときは、組合員の申出がなくとも、行政庁が積極的に組合を検査して、適当な勧告を行うことができる道を開くことといたしておるのであります。

以上が、改正の理由並びに主要な点であります。

本案は、三月十二日当委員会に付託せられまして、十三日政府委員より提案理由を聴取し、十五日質疑に入りましたところ、自由党

多武良哲三君、共産党風早八十二君と政府委員との間に熱心な応答があつたのであります。なお詳細は会議録を御参照願います。

越えて二十日、質疑を打切り討論に付しましたところ、自由党多武良哲三君、民主党高橋清次郎君、社会党加藤鐐造君より、それぞれ賛成の討論がなされたのであります。引続き採決に入りましたところ、多数をもちまして原案を可決いたした次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院通商産業委員長報告（三月三十日）

○深川榮左エ門君　只今議題となりました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につき、通商産業委員会における審議の経過と結果につきまして御報告申上げます。

御承知の通りに中小企業等協同組合法は第五国会にて制定せられたものでありますが、商法中特に株式会社の規定を若干準用いたしております。然るに商法の一部が改正せられて本年七月一日より施行せられる予定になつておりますので、先ず右に伴つて本協同組合法の改正が必要となりました。同時に又本組合法の施行後二年近くの経験に徴しまして同法自体に若干改正を加える必要に迫られましたので、特に組合運営の円滑化を図る目的で、両者を併せてここに改正法案の提出を見るに至りました。

そこで先ず商法改正に伴う改正につきましてその要点を申上げますと、第一点として、理事会の制度を設けたこと、即ち組合の業務執行の決定は理事会が行うことにしたのであります。同時に、現行のように各理事が組合を代表する制度を改めて、特に組合を代表する理事を選定すべきことにいたしました。第二点として新たに理事の責任に関する規定を設けたこと、即ち理事がその任務を怠つた場合にのみ組合に対する責任を追及されることになつております。第三点として、監事の権限を会計監査に限定したこと、第四点として、業務監査的な機能が一般組合員に移るため、結局、組合員に対して代表訴訟及び業務執行の差止請求権が認められたこと。

次に協同組合法自体についての改正中で主な点を申上げますと、第一点として、定款の認証は行政庁が行うことに改められたこと、即ち従来は組合制度に知識経験が十分でない公証人が認証していましたが、現状に照して、行政庁が認証すれば、組合の実態を常に把握できまして、その堅実な発展に役立つものとされております。第二点として、行政庁は、組合の業務又は会計が法令又は定款に違反し、或いは組合の運営が著しく不当と認められるときは、組合員の申出がなくても検査できるようにしたこと、なお、その違反に対しても罰則を設けるものといたしました。以上が本改正法案の要点であります。

本委員会におきましては、各種協同組合の実情並びに意見をも徴して慎重審議し、同時に協同組合が当面している具体的な育成策、特に金融並びに租税対策などに関しても政府当局に質疑を行い、且つ督励いたしました。かくて質疑を終り、討論に入りましたが、特に民主党境野委員より、本改正案ではまだ組合制度の円滑な運営を期するには不十分な点があるので、次の機会で改正するよう要望するとの発言があつて、賛成意見が述べられました。採決の結果、本改正法案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告申上げます。（拍手）

◎漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律（昭和二六、四、七、法一三九）

一、提案理由（三月二十四日）

○平井委員　漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を簡単に御説明申上げます。

この法律案は、各委員も御承知の通り、有明海の漁業の複雑性から見て、この海区を特別海区といたしたいと考えるのであります。有明海においては、長崎県、佐賀県、福岡県、熊本県の四県の間で絶えず紛争がありますので、これを円満に解決し、漁業改革の目的を果し、漁業の安定をはかるため、この海区に漁業調整事務局と連合海区漁業調整委員会を常置して、漁業調整をすることが、有明海十三万漁民の要望でもあり、最善の方法と考えまして、本法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議を願い、至急御決定くだされんことをお願いいたしたいと思います。

二、衆議院水産委員長報告（三月二十六日）

○平井義一君　ただいま議題となりました漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会における審議の経過並びにその結果について御報告いたします。

まず本法律案の趣旨を申し上げます。有明海は瀬戸内海に次ぐ漁業権の複雑した区域でありまして、その海区の漁業を調整するために、瀬戸内海と同様に常置の有明海連合海区漁業調整委員会並びに有明海漁業調整事務局を置いて、この海区の漁業調整を円滑にし、漁業生産の増強をはかろうとするものであります。

以上がこの案の大要でありまして、その内容といたしましては、漁業法の第八十二条、第百九条、第百十条、第百十一条を改正いたしまして、有明海に有明海連合海区漁業調整委員会を設置し、その委員は、有明海に設置された各関係海区漁業調整委員会の委員が県ごとに互選した者各一人と、学識経験者の中から主務大臣が任命した者二人、都合六人をもつて組織し、また有明海の区域は、長崎県口之津町瀬詰崎から熊本県天草天神山に、天草染岳から志柿村瀬戸三角点に、恵比須鼻から大矢野岳に、三角瀬戸燈台から中神島を経て三角嶽に至る直線及び陸岸によつて囲まれた海面であります。

次に水産庁設置法の一部の改正でありますが、これは有明海連合海区漁業調整委員会を加えることと、有明海漁業調整事務局を設置し、その事務局の所在地を大牟田市とすることになつているのであります。

て、非常に多大の修正がされまして、参議院に参つたのであります。ために、参議院においては遂に不成立に終つた案であります。今回は衆議院提出として、この前参議院が付議したと同じようなものを持つて参つたのであります。それは九州の有明湾、熊本県と福岡県、佐賀県と長崎県に包まれておるあの海であります。この海は常に紛糾が絶えませんので、この漁業を調整して、この海における重要水産問題を審議するという有明海連合海区漁業調整委員会というのを作る。こういう案であります。そして水産庁設置法の一部を改正して、大牟田市にその事務局を作る、こういう改正案であります。

それで水産委員会においては、曾つて十分審議した案でありますので、別に質疑もなく、討論を省略いたしまして、採決の結果、満場一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第でございます。

以上御報告いたします。

◎農漁業協同組合再建整備法

（昭和二六、四、七、法一四〇）

一、提案理由（三月三十一日）

○山添説明員　ただいま議題となりました農漁業協同組合再建整備法案提出の理由を御説明申し上げます。

以上が本案の内容であります。

本法律案は、三月二十四日、平井義一より提出いたしたものでありまして、即日、本委員会に付託、審議いたしましたるところ、その内容は当然必要なる案件でありますので、質疑もなく、討論を省略して、ただちに採決をいたしました結果、総員賛成をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告を終ります。（拍手）

三、参議院水産委員長報告（三月二十八日）

○木下辰雄君　只今議題となりました漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会における審議の経過並びにその結果について御報告を申上げます。

この法案は衆議院提出の法案であります。この法案の内容並びに法案提出の理由について簡単に申上げます。過ぐる新漁業法が成立いたしましたとき、瀬戸内海におきまする漁業の調整並びに水産全般の重要問題審議のために、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会というのができました。その当時この九州の有明海におきましても、これと同様な連合委員会を作るべしという意見が非常に多かつたのであります。併しそれはその改正は後日に譲りまして、新漁業法は成立いたしたのであります。それで過ぐる第七国会において、この参議院から有明湾の海区漁業調整委員会を作るという案が出まして、満場一致可決せられまして、衆議院に送つたのであります。ところが衆議院におきましては、例の紀伊水道の問題と関連いたしまし

わが国自立経済の基盤である農業及び漁業の生産力を維持増進し、農漁民経済の安定をはかるためには、農業協同組合、同連合会、漁業協同組合及び同連合会を育成助長しなければなりません。しかるに組合のうちには、最近の急激なる経済変動に直面してその経営が悪化しているものが少くありません。これらの組合は、その本質にかんがみまして、自主的にその整備強化をはかるべきことはもちろんでありますが、自力のみによる再建整備の困難なものにつきましては、政府の財政的支出その他の援助により組合の再建意欲を高め、早急に経営を健全化することによつてその使命達成に遺憾なからしめる必要があります。これがこの法律案を提出した理由であります。

次にその内容の概略を説明申し上げます。その法律案によつて再建整備を行います組合は、欠損金、固定資産、滞貨、焦げつき債権等を多額に持つているために、その債務を弁済することが困難な組合でありますが、これらの組合は総会の特別議決を経て、五年以内に手持ちの滞貨及び焦げつき債権を一掃し、固定資産と欠損金の合計額以上の自己資本を持つことを目標とした再建整備計画を立てなければなりません。法律案ではこの目標達成のための具体的方法を再建整備計画書に明示することを要求しております。

これらの組合に対して行政庁は助言、債務の更改のあつせん、特別指導員の派遣等いろ〳〵な援助をするわけでありますが、特に右に述べた再建整備計画の樹立が困難な事情にある組合に対しては、奨励金を交付してその再建を促進することになつております。すなわち、このような組合に対しては、再建のために最も必要な自己資本の充実を容易ならしめるために増資奨励金を交付するとともに、手持ちの滞貨及び焦げつき債権として固定化した資金に対する金利の一部を補給することによつて、五箇年間に再建を完了することができるようにしようとするものであります。もつともこの奨励金は、再建の意欲を助長し、あくまで自力再建の実をあげさせるための呼び水として国家資金を支出するものであつて、組合の役職員はもちろん、組合員をあげての誠実な再建計画の実行を条件とするものであります。従つて奨励金の補給を受けた組合に対しては、その計画の完遂のために必要な監督を行うとともに、再建完了のあかつきにおいて、交付を受けた奨励金は政府に償還させることになつております。

再建のきわめて困難な事情にある組合も、この措置による政府の援助を受けることによつて、その経営の基礎を健全化することができますならば、おのずからその信用も増大し、必要な資金の導入もできることになり、その本来の機能を発揮することができるものと信ずるのであります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに協賛を与えられんことをお願いいたします。

二、衆議院農林委員長報告（三月三十一日）

（農薬取締法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院農林委員長報告（三月三十一日）

○西山亀七君　只今議題となりました農漁業協同組合再建整備法案について、農林委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

先に成立いたしました農業委員会法に関する審査報告の際にも申上げましたように、只今我が国農政上速かに解決しなければならない問題は数多くあるのでありますが、取分け農業協同組合及びその連合会等の再建整備を図りますことは極めて緊要な問題と考えられますので、参議院農林委員会におきましては、かねてこの問題の解決のため鋭意努力を払い、速かにこれが対策の確立を推進いたしておりましたところ、本日漸く本法律案が提案の運びとなつたのであります。その内容についてはなお満たされないところはありますが、併し今回の措置に対しましては、農林委員会においては関係者の労を多とし、以て本案の審査に当つたのであります。

本法律案の内容は、不振組合又は連合会をして、一定の期日から五カ年以内に固定化債権又は固定化在庫品を資金化し、自己資本から欠損金を控除した金額を固定資産の価額以上たらしめ、その他財務状況を所定の基準に適合せしめる等、再建整備の目標条件を満たすように、方針の確立、組合員の協力強化、事業執行の改善、欠損金の補塡、出資金の増加並びに債務の更改及び弁済等を内容とする再建整備計画を立てしめ、これに対し行政庁は、助言、斡旋及び指導等の援助をなすと共に、増資奨励金及び固定化資金利子補給金を交付することとなし、併せてこれに伴つて行政庁の検査等の措置を規定せんとするのが主眼でありまして、委員会におきましては慎重且つ迅速な審議を遂げ、討論に入り、池田、片柳、江田、岩男各委員よりそれ〴〵希望を付して賛成せられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決せられました。

右御報告申上げます。（拍手）

◎競馬法の一部を改正する法律

（昭和二六、四、九、法一四一）（衆）

一、提案理由（三月十九日）

○川端委員　ただいま上程になりました小笠原八十美君外七名の提案にかかる競馬法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現在国営競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、横浜、中京、京都、阪神、小倉及び宮崎の十二箇所となつておりますが、諸種の事情により、現実に使用に供せられているのは新潟、横浜、中京及び宮崎を除く八競馬場であつて、原則として年三回以内を開催することができ、天災地変その他やむを得ない事由があつて、一競馬場において年三回開催することができないときは、その隣接競馬場においてわずか年四回開催することができるようになつているのであります。しかるに地方競馬においては、全国を通じて七十八競馬場と百六十九、――これの内訳は、都道府県四十六、指定市町村百二十三の開催主体があり、年間三百六十五日連続競馬を実施してもなお日足らざる状況にありまして、国営競馬に比し地方競馬は、実質的に競馬場ごとの開催回数の増加がなされているのと同様であり、従つて国営競馬の馬主は地方競馬の馬主に比し、自己の馬を出走せしめる機会に乏しく、ために馬主経済もまた危機に瀕し、国営競馬の繋養馬にして地方競馬へ移動するものがきわめて多いのであります。かかる馬主経済の危機と国営競馬繋養馬の地方競馬へのとう〳〵たる移動とは、従来わが国競馬の最高水準として健全な進歩発達を遂げて来た国営競馬の危機でもあります。かつまた地方競馬に多数の競走馬が流出するにおきましては、競走馬資源の維持涵養という畜産上の観点からもはなはだ憂慮にたえないのでありまして、地方競馬における競走馬は明らかに酷使の傾向にあつて、わずか数箇月程度においてその馬体を消耗し、ために競馬の重要機能の一たる種牡馬、種牝馬たるべき優良馬の生産地への還元ということとはとうてい不可能であり、現在すでに戦前の五分の二に激減している軽種馬資源をさらに急速に枯渇せしめ、数年以内には、国営たると地方たるとを問わず、競馬自体の壊滅を招来することは必至の趨勢であります。よつてこの危機打開の一策といたしまして、この際開催不能の国営競馬場の開催回数を他の競馬場において開催し、馬主経済の逼迫を緩和し、あわせて国庫収入の増加をはかるとともに、種牡馬、種牝馬たるべき優良馬を国営競馬において多数確保し、一定年齢到達後これを生産地にすみやかに還元し、軽種馬資源の維持涵養に資するとともに、健全なる競馬の存続をはかることが喫緊の要務であると認められますのと、かつまた国営競馬馬主団体の切なる要望の次第もありますので、至急これを実現せしめられたく今回競馬法一部改正法案を提案いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同下さらんことを切望いたします。これをもつて説明を終ります。

三、参議院農林委員長報告（三月二十四日）

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院農林委員長報告（三月二十八日）

○羽生三七君　只今議題となりました競馬法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

現在国営競馬場は全国に十二カ所ありまして、そのうち四カ所はいろ〳〵な事情で使用できないことになつておりまして、現実に使用せられているものは八カ所となつております。而してその開催回数は原則として各競馬場ごとに年三回以内でありまして、特別な事由のため一競馬場において年三回開催することができないときは、その隣接競馬場において年四回開催できることになつておるのであります。

ところが地方競馬は提案者の説明によれば全国を通じ競馬場七十八、開催主体百六十九、年間連続開催しても日なお足らない情況で

ありまして、国営競馬に比べて競馬場ごとの開催回数が実質的に増加せられている結果となり、そのため国営競馬の馬主経済は悪化し、国営競馬の繋養馬として地方競馬に移動するものが多きを加え、従来我が国競馬の最高水準として健全な発達を遂げて来た国営競馬の危機であり、且つは競走馬資源の維持涵養という畜産上の観点からも憂慮に堪えないので、これが打開の一策としてこの際現行規定を改め、開催することのできない国営競馬場の開催回数を、その他の競馬場において開催できることとなさんとするものでありまして、委員会におきましては、先ず提案者及び政府との間に競走馬の資源、現在使用不能の競馬場の存廃、本改正法律案が競馬会計に及ぼす影響及び競馬の馬産改良に及ぼす効果等の問題について質疑が行われたのでありますが、これが詳細については会議録に譲ることにいたします。

続いて討論に入り格別の発言もなく採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について、農林委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

従来単に補助規程によつて実施されておりました農林水産業施設の災害復旧に対する国の補助事業を制度化するため、第七国会において現行法の制定を見たのでありますが、これが施行後の経験と、一般土木災害復旧事業において公共土木施設の災害復旧については、地方公共団体の財政力に適応するように、国の負担を定めて災害の速かな復旧を図ることとなさんとする制度改正の方向とに鑑みまして、現行法に大よそ次のごとき改正を行わんとするものであります。第一、現行法において不明確であつた原形復旧事業と超過事業との区分を明確にして、災害復旧のため必要欠くことのできない原形復旧を超えた、いわゆる超過事業に対して新たに一般の改良事業と同率の補助を行うこととすること。第二、林道の災害復旧事業に対する補助率は、現在事業費の十分の五一本でありますが、これを奥地幹線林道分と其の他分の二本建となし、前者の補助率を高めて奥地林開発に資することとすること。第三、水産業協同組合の維持管理する漁港施設に対する補助率を、一般港湾に対する均衡上引上げること。第四、林地荒廃防止施設及び漁港施設中、地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものの災害復旧については、一般土木災害復旧事業における公共土木施設災害復旧事業の取扱となし、本法の適用を除外すること。第五、地方財政の実情に鑑み、現行法で規定せられている地方公共団体の義務負担制を廃止すること。以上が改正の主要なる点でございます。

委員会におきましては、地方公共団体の義務負担制を廃止することによつて、被災者の負担を加重し、延いては復旧事業の進捗に支障を来たすことなきやにつき政府の所見を質し、或いは予定せられている公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案成立までの空白期対策について政府の方針を確かめ、その他災害の定義、災害の防止及び超過事業の限界等について政府当局との間に質疑が行われたのでありますが、これが詳細は会議録に譲ることにいたします。

続いて討論を省略し、直ちに採決に入り、全会一致を以て政府原案通り可決せられました。

次に農業委員会法案並びに農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

先ず農業委員会法案について、これが提案の趣旨として政府は大要次のように説いております。即ち農地改革の成果を確保するためには、農業生産力の発展と農業経営の合理化を促進し、農民の地位の向上を図ることが不可欠であつて、そのため種々の方策を講じなければならないのであるが、幾多の問題の解決のためには、先ず以て農民の積極的な意欲と自主的な活動に待たなければならないのであつて、これが根本をなすものは、農業政策を農民から盛上がるものとし、都道府県或いは市町村等地方自治体の行う施策を農民の希望するものと一致せしめるため、農民の声をして直接これら地方自治体の行う農業行政の上に反映せしめるため、民主的な組織が必要である。而して従来民主的な農民代表機関として農地関係について農地委員会、食糧供出関係について農業調整委員会が法制上の機関として、又農業技術の改良について行政措置によつて農業改良委員会が設けられていたのであるが、時の経過と共に所掌事務の性質や分量が相当変つて来ており、且つ各委員会それ〳〵その範囲が限定されて相互に関連を欠いておるので、全体としてこれに再検討を加え、農業経営全体のための総合的な農民代表機関としての実を挙げ得るように組織の簡素化を図り、且つ機能の上に総合性を与え、真に農民のための民主的組織に再組織することが望まれるわけであるというのであります。

次に、本法律案の内容の骨子をなすものは、政府原案においては概略次のようであります。第一は、農業委員会の設置でありまして、原則として市町村に市町村農業委員会を、都道府県に都道府県農業委員会を置くことになつております。第二は、農業委員会の組織についてでありまして、本委員会は、耕作の業務を営む農民が民主主義の原則に従つて組織し、運営する農民の代表機関とし、自作農及び小作農の意見が公平に代表され得るように原則として階層選挙によることとし、選挙権及び被選挙権を市町村の区域内に住所を有する成年耕作農民に平等に付与し、且つ選挙農民によるリコール制度を設けたのであります。なお、選挙による委員のほか、一定数を限り推薦による選任委員を置くことができることになつているのであります。第三は、農業委員会の機能についてでありまして、執行機関として自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整、小作調停、農地の交換分合に関する事務等を処理し、諮問機関として農地の開発改良、その他土地の生産条件の整備、農業技術の改良、その他農業生産の増強、農畜産物の加工、流通等、農業振興のため必要な事項に関する総合計画の樹立及びその実施について地方公共団体の長に建議し、又は諮問に応ずることになつているのであります。なお、別途食糧の供出割当に関する諮問機関として指定せられることに予定せられているのであります。第四は、農業委員会に対する行政庁の監督についてでありまして、本委員会が農民の民主的

な代表機関であることに鑑みまして、その自主性を尊重する建前から行政庁の監督は極力排除することにしてあるのでありますが、ただ本委員会が執行機関として処理する自作農の創設及び維持並びに農地等の調整等に関する事項については、事の性質上行政庁の監督権限を留保してあるのであります。第五は、農業委員会に要する経費についてでありまして、本委員会は地方公共団体の機関であり、従つて委員も、又書記も身分的には地方公務員であり、又その所掌事務についても地方公共団体の事務と考えられるものもあるのでありますが、政府として、行政事務及び財源の再配分について未だ方針が確定していないので、従来の農地委員会及び農業調整委員会に倣つて、本委員会の所要経費は原則として国が負担することにしてあるのであります。

かかる政府の原案に対して、衆議院においていわゆる小作農及び自作農の区分による階層選挙制を取りやめて、かような区分を取り除いたいわゆる全層選挙制に改めるように修正が加えられて、当院に送付せられたのであります。

次に、農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案についてでありまして、これは農業委員会法が成立いたしますと、現行の農地委員会は農業委員会に改組せられることになりますから、現行諸法令中「農地委員会」とあるのを「農業委員会」に改めなければならないので、かような整理を行うため関係法令の改正を行わんとするものであります。

委員会におきましては、本法律案は我が国の農業及び農村の将来

を制するに至るとも言うべき甚だ重大な事柄であると考えられ、その審査は極めて慎重でありまして、農業委員会の本質に関する問題は勿論、これと同時に農業委員会をめぐる基本的或いは客観的な諸情勢についてもいろ〳〵な角度から検討が加えられ、しば〳〵委員会を開き、大蔵大臣、農林大臣及び経済安定本部長官初め政府の各関係当局、並びに原案に修正を加えられた衆議院議員代表等との間に農業政策の根本方針、食糧事情の見通し、食糧管理方針、農業協同組合の再建整備、農業災害補償制度の刷新強化、農地改革の現況に対する見解及び今後の方針、特に階層選挙廃止の可否、従来設置せられていたおの〳〵性格の異なつた三委員会、特に農業改良委員会を一つの委員会に総合することの真の理由及びその適否、これと関連して部会制とすることの可否、農業改良事業及び農業改良委員会の性格、これに対する期待及びその対策、経費予算の適否、経費の国庫負担の限界及びその影響、農業委員会委員の兼職関係の調整、農業委員会と農業協同組合との関係、農業調整事務処理からする都道府県委員会の委員数の適否、延いて農業委員会と農業調整事務との関連、選任委員定員の適否、選挙権及び被選挙権資格の適否、代行者会議の性格及び衆議院農林委員会における附帯決議の実施等について質疑が続けられたのでありまして、これが詳細については会議録について御承知を願いたいのであります。

かくして三月二十六日午後の委員会において、岩男委員から、質疑を打切り、翌二十七日討論、採決に附すべき旨の動議が提出せられ、江田委員から反対の意見が述べられ、採決の結果動議が成立したのであります。よつて翌二十七日質疑を打切り、討論に入り、先ず三輪委員から、日本社会党を代表して、本法律案は現在の農地委員会、農業調整委員会及び農業改良委員会の全く性格の異なつた三つの独立した委員会を単に予算節約の関係から一つに統合し、而も書記二人を一・二人に縮減せんとすることは、結局において何物もなし得ないこととするものであつて、農地委員会の廃止は未だなお進行途上にある農地改革を逆転せしめ、海外食糧の供給に楽観して農業調整委員会を廃止することは、食糧不安を醸成することとなり、特に甚だしいのは、これらの委員会と農業改良委員会とを合併することであつて、これは政府がみずから定めた農業改良事業に対する方針をみずから破壊せんとするもので、本法律案が目的とするところは羊頭狗肉も甚だしく、又従来認められていた議決権を剝奪し、階層選挙を廃して全層選挙とし、多年農地改革及び農業調整に尽して来た功労者を離職せしめんとするがごときは、農村の民主化を抑制して保守富農的性格たらしめんとするものであつて、農民の地位の向上等は到底望むべくもないという趣旨を以て反対せられ、次いで宮本委員は自由党を代表して、農地改革も一応完了し、食糧事情も好転した今日、農業政策の重点は生産の増強、経営の改善及び農民の地位の向上に指向せられなければならない、而してこれがためには総合的検討を行うことが必要であつて、本法律案はその方向において認められるべきで、従来経過的に三つの委員会がばら〳〵に設けられているが、農村から見れば委員会は一つのものであつて、一つの委員会に統合することは一時的には障害があつても、併しこれが本然の姿である。而して一時的な支障は行政措置によつて克服せられることを期待するという趣旨によつて、賛成せられ、次いで岩男委員は国民民主党を代表して、書記の一・二人では本法律案の目的の達成は不可能であり、而して衆議院における本法律案に対する我が党の、この場合我が党というのは民主党であります、この附帯決議に関し、当委員会における大蔵及び農林両大臣の言明を信頼し、条件附を以て賛成せられ、次いで岡村委員は、農村経済の不安に当面して本法律案の農村に対する貢献を期待し、而して農業政策、特に自作農の創設維持資金の確保について政府の善処方を要望して賛成があり、次いで赤澤委員は緑風会の農林委員を代表して、性格、構成、運用及び経費の点についても未だ十分了解することができないが、農林大臣が当委員会の意見を尊重して運用の妙を得たいとの言明に信頼し、且つ農林省機構の整備及び都道府県農業委員会の定員の画一性に対する検討を要望して賛成があり、これを以て討論を終了し、採決の結果、多数を以て衆議院送付案の通り可決せられました。

右御報告申上げます。（拍手）

◎資産再評価法の一部を改正する法律

（昭和二六、四、一〇、法一四二）

一、提案理由（三月二十日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました資産再評価法の一部を改正する法律案、及び再評価積立金の資本組入に関する法律案、外二法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

昨年資産再評価法が制定されまして、企業の資産再評価が実施されたのでありますが、当時の経済情勢におきましては、十分の収益を上げ得ない企業も少くなく、全体としての再評価額は、当初の予想よりかなり低目となつている実情であります。しかるに朝鮮動乱の勃発を契機といたしまして、経済界は相当活況を呈し、企業の収益力も相当回復しつつありますので、この際、前回再評価を十分に行わなかつた企業に対して、おおむね前回と同様の基準により、さらに再評価を行い得る機会を与え、企業経理を合理化し健全な資本の蓄積をはかることが、必要と考えられるのであります。

また再評価積立金の資本組入につきましては、現行法におきましては、昭和二十八年一月一日まではこれを行い得ないことになつているのでありますが、今日の経済界の実情から見まして、このような制限はもはや不必要と認められますので、この際再評価積立金を早期に資本に組み入れ得ることとするのが、適当と考えられるのであります。

以上の理由によりまして、今回この両法律案を提案いたした次第であります。

次に両法律案につきましてその概要を申し上げます。まず資産再評価法の一部を改正する法律案におきましては、今回の第二次再評価は、法人につきましては原則として本年一月一日、または一月一日から九月三十日までに開始する事業年度の初日現在で行い得ることとし、ただ電力、ガス等の公益事業を営む法人につきましては、特別の事情がありますので、再評価の時期を一年延長することを認めております。また個人につきましては、本年一月一日現在で再評価を行い得ることとしております。

次に再評価の対象となります資産は、前回再評価を行うことのできた資産で、前回限度額まで再評価を行わなかつたものとしておりますが、ただ株式は今回の再評価の基準は、原則として前回通りの物価倍数によることとしておりますが、前回の再評価以後に減価償却を行つている資産につきましては、前回の再評価限度額からその償却額だけ減額したものを、今回の再評価限度額といたしております。また陳腐化資産の再評価限度額につきましては、稼動率、収益率等の向上に基く増額を認めることとしております。

次に再評価税につきましては、前回と同様再評価差額に対して百分の六の税率によつて課することといたしており、その納付方法につきましてはおおむね前回通りであります。ただ延納の最終期限

は、これを一年延長し、今回の再評価後五年ということにいたしているのであります。

次に再評価積立金を資本に組み入れ得る時期につきましては、従来の規定では昭和二十八年一月一日以後となつておりますのを、本年七月一日以後におきましては、再評価積立金の四分の三の範囲内で、その資本へ組み入れ得ることといたしているのであります。また再評価を行つた会社の社債の発行限度につきましては、従来は再評価積立金の四分の三の範囲内で、再評価後三年間にわたりまして、毎年その四分の一ずつを社債の発行限度に算入することになつているのでありますが、このような制限を緩和し、再評価積立金の四分の三をただちに社債の発行限度に算入することといたしております。このほか金融機関再建整備法による調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金取りくずしについて特例を設けるとともに、商法の一部を改正する法律の施行等に伴いまして、所要の規定を整備することといたしているのであります。

次に再評価積立金の資本組入れに関する法律案でありますが、この法律案は、ただいま御説明申し上げましたように、再評価積立金を早期に資本に組み入れ得ることとしたのに伴いまして、その組入れの手続及び方法につきまして必要な事項を定めようとするものでありまして、そのおもな内容は、第一に、再評価積立金の資本組入れは、株主総会の特別決議によるを要すること。第二に、再評価積立金を資本に組み入れた場合には、組入れと同時に、またはその後随時に株主総会の特別決議によつて、株主に対して新株を発行することができること。第三に、この新株は株主に対して無償で交付することを原則とするが、株主総会の特別決議によつて、新株の発行価額の一部を株主に払い込ませることを認め、あわせて引受のない新株の処理方法及び新株を引受けない株主の引受権の譲渡、または金銭分配請求権につき必要な規定を設けること。第四に、再評価積立金の資本組入れによる新株の発行の場合における会社の資本の金額、及び資本準備金の積立につき商法の特例を設けるとともに、税法上所得計算に関して所要の特例を設けること等であります。

以上両法律案につきまして、その大要を御説明申し上げた次第でありますが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを切望してやまない次第であります。

次に保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

本法は、昭和二十三年七月、当時保険募集の状況が紊乱して、保険契約者に不利益を与えるおそれが多分にありましたので、生命保険募集人等に登録制をしくとともに、不正募集行為の取締りを行うため、制定施行されたものであります。その後、本法の適切な運営によつて、募集状況は漸次改善されて来たのでありますが、生命保険会社と契約者との間の契約上の紛争は、今日なおその跡を絶たない実情でありまして、保険契約者の保護と保険事業の健全な発達をはかるためには、悪質募集に対する取締りを一層厳重に行う必要があると考えます。

現行法の規定には、登録制度の運用上の面からも、また不正募集

資産再評価法の一部を改正する法律

資産再評価法の一部を改正する法律

行為取締りの面からも、種々不備な点がありますので、今回大要次の通りの改正を行うことといたしたのであります。

第一に、現行法では、生命保険会社の役員及び使用人の登録と、生命保険募集人の登録とを区別して行つていたのでありますが、この区別を存置することは取締上の実益もないので、事務の簡素化をはかるため、両者を統一することといたしました。

第二に、現行法では下請生命保険募集人は届出制となつておりますが、実情は、登録をなすべき生命保険募集人等が、登録の申請を怠つて届出によつている場合があり、また登録を取消された者が、届出によつて募集に従事し得る等の欠陥があるので、届出制を廃止してすべて登録制とすることといたしました。

第三に、現行法では、保険会社と委託関係にある募集人等が契約者に損害を与えたときは、会社にその賠償責任があることになつておりますが、会社の使用人等の与える損害については、民法の不法行為に関する賠償責任の規定によつており、本法に特別の規定がありませんので、この際本法において統一的な規定を設けることにいたしたのであります。

第四に、既存の保険契約を不当に消滅させて、新たな保険契約の申込みをさせる等の契約の不当な乗りかえ募集は、保険契約者に不利益なことでありますので、これを禁止する規定を設けることといたしました。

その他登録の抹消に関する規定を設ける等、所要の改正が加えられております。

次に国税徴収法の一部を改正する法律案につきまして、御説明を申し上げます。

政府は、昨年以来引続き税制の改正を断行し、国民負担の軽減合理化をはかつて参つたのでありますが、徴収制度につきましてもその合理化に努め、一層円滑かつ適正な納税が行われるように措置することが必要であると認められますので、ここに国税徴収法の一部を改正する法律案を提案した次第であります。

以下本法案の大要を説明いたします。

まず、最近における滞納の発生及びその処理の状況にかんがみ、納税者に特別の事情がある場合における租税の徴収及び滞納処分につき、その合理化をはかることといたしました。

その第一は、分納及び徴収猶予の制度を新設したことであります。すなわち納税者が災害、盗難、疾病、廃業等により、または申告期限から一年以上たつて更正決定を受けたことにより、その税金を一時に納付できない場合は、その申請によりまして、一年以内の分納または徴収猶予を認めることといたしているのであります。しかしてその分納または徴収猶予の期間中は、延滞加算税額を免除するほか、一定の場合には利子税額をも免除することができることといたしております。

なお昭和二十四年分以前の所得税、相続税、物品税及び増加所得税、財産税等の旧税につきましては、その負担の状況及び滞納の現状等にかんがみまして、徴収猶予をなし得る場合の条件を若干緩和いたしますとともに、猶予期間を二年以内とする等の措置により、その合理的な整理に資することといたしたのであります。

その第二は、滞納処分の猶予制度を新設したことであります。すなわち公売処分等の執行によりまして、滞納者の事業の継続を著しく阻害するおそれが強く、かつまた、その処分を一時猶予しておく方が、究極において徴税上有利であると認められますときは、二年以内において適宜その処分の執行を猶予することができることとし、その期間中は延滞加算税額を免除し得ることといたしたのであります。しかして二年以内に資力が回復したとき、または新規に発生した税金の滞納等の事実がありました場合は、ただちに滞納処分を続行することといたしております。

その第三は、滞納処分の停止の制度を設けたことであります。すなわち滞納者が無財産の場合、または著しく生活困窮に陥るおそれがある場合等におきましては、三年間滞納処分を停止することができるものといたしているのであります。しかしてこの停止期間中は、利子税額及び延滞加算税額を免除することができることといたしております。

なおこの停止期間中におきましても、滞納者が資力を回復したと認められる場合には、停止処分をとりやめて徴収するのでありますが、停止後三年たつてもなお資力が回復しない場合には、納税義務が消滅することといたしております。

以上三つの措置によりまして、滞納につき特別の事情がある納税者につきましては、その実情に応じ、努めて合理的にかつ適切な徴税を行うこととしている次第であります。

資産再評価法の一部を改正する法律

次に差押え禁止物件の範囲を拡張したことであります。すなわち現在の国民生活の実情及び滞納処分の執行の状況にかんがみまして、差押え禁止物件の範囲を拡張し、主として自己労力による農業者、事業者及び営業者につきましては、その業務上不可欠な農具、器具、材料、肥料、牛馬、種子等を差押え禁止物件とするとともに、食糧及び薪炭につきましては、六箇月間の生活に必要な部分について、差押えをすることができないこととといたしております。

次に、昭和二十四年十二月三十一日以前の期間に対する加算税及び延滞金につきましては、特定の場合に限り、これを軽減し得ることといたしました。すなわち加算税につきましては、申告期限から一年以上たつて行われた更正決定に基いて徴収される場合、または一度更正決定を受けた後の修正申告または更正に基いて徴収される場合には、日歩十銭のものを日歩四銭に軽減することができることとするとともに、これらの場合には、日歩二十銭の延滞金を日歩八銭に軽減することができることといたしております。しかしてこの軽減措置は、加算税または延滞金を現に滞納している場合のみならず、すでにこれを納付している場合も適用するのでありますが、既納分の還付を受けますためには、本年六月末日までにその申請をしなければならないこととしております。

また納税者が災害、疾病または廃業等によつて、現に加算税または延滞金を滞納しております場合には、加算税の日歩十銭を四銭に、延滞金の日歩二十銭を八銭に、それぞれ軽減することができるものといたしました。

次に、督促手数料は徴収しないこととといたしました。すなわち滞納者に督促状を発する場合の十円の督促手数料は、今後徴収しないこととして、事務の簡素化をはかることといたしたのであります。なお督促状を発する場合には、原則としてこれを発する日から十日を経過した後の日を、納付の日とすることといたしております。

次は納税者に詐害行為等がありました場合の徴税方法を改善したことであります。すなわち滞納処分の実情に顧みますと、滞納者が故意にその財産を親族等に移転し、あるいはその事業を同族会社に組織がえをする等により、滞納処分の目的達成を不可能ならしめるごとき事例が少くない実情でありますので、正当な納税者との権衡上、かかる場合には、滞納者本人について滞納処分を執行しても、なお、徴収すべき税金に不足するときに限つて、これらの親族または同族会社から徴税できることとしたのであります。

次は、国税と地方税との間の徴収の順位を同一にしたことであります。すなわち昨年四月の改正によりまして、国税と地方税の徴収の順位を原則として同順位とし、ただ納税人について強制執行等がありました場合には、国税が地方税に優先することといたしたのでありますが、今回これらの場合にもまつたく同一順位といたしたのであります。

以上が今回の改正の要点でありますが、そのほか納税義務の承継、滞納処分の管轄権等につきまして、規定の整備をはかつております。政府は、以上の改正によりまして、今後一層適正かつ円滑な徴税を行うよう期しているのであります。

御審議の上何とぞすみやかに賛成せられるよう、切望してやまない次第であります。

二、参議院大蔵委員長報告(三月二十三日)

(公認会計士法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院大蔵委員長報告(三月二十六日)

(食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎再評価積立金の資本組入に関する法律

(昭和二六、四、一〇、法一四三)

一、提案理由(三月二十日)

(資産再評価法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、参議院大蔵委員長報告(三月二十三日)

(公認会計士法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院大蔵委員長報告(三月二十六日)

(食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎農産物検査法

(昭和二六、四、一〇、法一四四)(衆)

一、提案理由(三月三十日)

○河野(謙)委員　ただいま上程になりました農産物検査法案の提案理由を御説明申し上げます。

農産物の公正かつ円滑な取引と、その品質の改善とを助長するためには、農産物について公定の規格に基く検査の実施がぜひとも必要でありますが、現在の主要農産物についての検査は、食糧管理の強化以来管理制度の一環として実施されて来ておりますことは御承知の通りであります。すなわち食糧管理法に基きまして、政府の買入れいたしまする主要食糧につきまして、その買入れの際に、政府の手による検査を行つているのであります。しかるに最近の食糧事情の安定によりまして、昨年以来いも類及び雑穀が次々と買入れ品目から除外せられて参りましたので、これらの農産物についての検査の実施につきまして、法的根拠を明確にいたすとともに、検査制度の確立をはかることが必要となつて参つたのであります。これが農産物検査法案を提案いたします理由でございます。

次に、同法案の骨子につきまして御説明申上げます。まず第一点といたしましては、農産物の検査の性格を、従来の買入れのための検査から商品としての検査に改めることでありまして、このためには規格につきましては銘柄の設定、等級の増加など市場性を十分に取入れたものとして行くほか、規格の設定にあたつても利害関係者並びに学識経験者等の意見を徴して決定することとし、一方検査の結果に対して異議の申立の道を開くなど、生産者並びに消費者の利益擁護をはかつて参りたいと考えている次第であります。

第二点といたしましては、同法に基きまして国営検査を実施いたします品目でございますが、これにつきましては、従来食糧管理法に基きまして政府買入れを実施いたしておりました主要食糧でありますところの米麦、雑穀及びいも類について検査を実施して参る考えであります。この中米麦につきましては、その農産物中に占めまする重要性と、流通の普遍性とにかんがみまして、売買の際には必ず検査を受けなければならないこととといたしておりますが、それ以外の品目につきましては、受検の希望に応じて検査を実施して参ることといたしておる次第でございます。ただ米麦以外の品目につきましても、特に強制検査の実施を希望する都道府県がありまする場合は、條例を制定いたしまして、必ず国の検査を受けなければならない旨を命ずることができることといたしております。

次に第三点といたしましては、本法施行のための予算関係についてでありますが、本法による検査には、政府が買上げをいたしまする品目を除きまして一定の手数料を徴収いたすこととしております。なお検査に要しまする経費は、本年度はとりあえず食糧管理特別会計の既定予算の範囲内で実施が可能でありますので、特に本法施行によりまして新たな予算的措置を講ずることは考えておりません。

農産物検査法案の提案理由及び法案の骨子の概略は、ただいま申し述べた通りでございますが、何とぞ慎重御審議の上御可決賜わりますよう切に希望いたす次第であります。

二、衆議院農林委員長報告（三月三十日）

○千賀康治君　ただいま上程されました、河野謙三君外二十名提出、農産物検査法案に関しまして、農林委員会におきまする審議の経過並びに結果の大要を御報告いたします。

現在農産物の検査は、食管法の規定に基く買入れ検査が行われているのでありまするが、最近食糧事情の好転と統制の漸減に伴いまして、食糧管理への要請は徐々に変化して参っておりまするので、検査の性格もおのずからかわって参り、農産物の品質改善を助長し、生産者、消費者双方の利益を擁護しまするためには、今後当然農産物についての検査の実施について法制上の根拠を明確にし、よつてもつて商品市場における農産物需給の秩序を整えることが必要であります。これがこの法律案を提出されたおもなる理由であります。

以下、法律案の内容の主要点を簡単に説明いたしますと、第一に、食糧の検査は、従来いわゆる収買検査が行われて参つたのでありまするが、今後は銘柄を設け、等級も増加して、食糧の商品性、市場性を十分に加味した規格を設定することにいたしておりますこと、第二は、その規格の設定については、これを民主的に行うこととし、かつ検査の結果についても異議申立ての道を開いております

ること、第三は、米麦はその食糧としての普遍性、重要性にかんがみ強制検査とし、雑穀、いも類については原則として希望検査をすることにしておりますること、第四は、検査手数料は政府へ売渡し、または引渡しするとき以外に徴収され、輸入農産物は一トン三百円、その他の農産物は一包装につき二十円以下とし、収入印紙を検査請求書に貼付して納付することにしておりますること、以上であります。

この法律案は、昨二十九日委員会に付託となり、本日の委員会で提案者より提案理由の説明を受け、引続き質疑を行つたのでありますが、詳細は農林委員会議録に譲ります。

質疑終了後、討論を行いましたところ、国民民主党金子委員より、この法律案の内容を検討すると相当の不備があるが、全体的には賛成する、近い機会に再検討せられたいという條件をつけて賛成せられ、次に日本共産党木村委員もまた若干の希望意見をつけて賛成せられました。かくして採決いたしましたところ、全会一致をもちまして、この法律案はこれを可決すべきものと議決いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

三、参議院農林委員長報告（三月三十一日）

○羽生三七君　只今議題となりました農産物検査法案について、農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

曾つて府県によつて行われておりました主要農産物の検査は、一時単独法による国営検査への切替が企図せられていたことがあつたのでありますが、併し食糧管理の強化に伴つて、食糧管理法に基いて、政府が買入する際の検査によつて今日に至つておるのであります。

ところが食糧事情の緩和によりまして、昨年から「いも」類、又最近は雑穀等、順次政府の買入が廃止せられ、従つてこれら品目についての検査を行うことができなくなるわけでありますから、この際、主要農産物検査についての法的根拠を明らかにして、国営検査制度を確立することが、これら農産物の公正且つ円滑な取引とその品質の改善を助長し、併せて生産の発展と消費の合理化に寄与するゆえんであるとの見解を以て本法律案が提案せられたのでありまして、その内容とするところは、ここにいう農産物とは、もみ、玄米、精麦、大麦、はだか麦、小麦、精大麦、精はだか麦、精小麦、小麦粉、大豆、小豆、えんどう、いんげん、緑豆、とうもろこし、なたね、甘しよ、馬鈴しよ及び甘しよ生切干の二十種となし、もみ、玄米、大麦、はだか麦又は小麦等のいわゆる米麦は原則として強制検査とし、その他のものは都道府県が条例によつて規定する場合を除いては希望検査となし、而して農林大臣は検査規格を定め、施行期日の三十日前に公告しなければならないこととなし、検査を受けようとする者は政令で定める額の検査手数料を納付しなければならないことになつており、品位の格付を行つたときは、受検者に検査証明書を交付し、検査の結果については、異議の申立の道を開く等の手続、その他、罰則等の規定を設けんとするものであります

まして、委員会におきましては、提案者並びに政府当局との間に検査を行うべき農産物の種類の拡大、農産物資規格法との調整、庭先検査の必要性、経費予算の確保及び手数料の調整等について質疑が行われたのでありますが、これが詳細は会議録に譲ることといたします。

次いで討論に入り、岡村委員は、本法律案には幾多の不備があるが、できるだけ早い機会にこれが改正を期して賛成せられ、池田委員は、検査の徹底と農家の便益とのため庭先検査制度の速かなる実現を希望し、同時に検査員の待遇の改善を希望して賛成せられ、片柳委員は、検査すべき農産物の範囲の拡大及び検査員の質の向上と待遇の改善を希望して賛成、江田委員は、検討修正を要すべき点は少くないが、時間的に制約せられ審議を尽し得なかつたことを遺憾とし、今回のような唐突な法律案の提案を避くべきことを警告して賛成、最後に岩男委員は、以上各委員の所説に同感であつて、これが速かなる実現を期待して賛成せられました。

かくして討論を打切り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決せられました。以上御報告申上げます。（拍手）

◎納税貯蓄組合法（昭和二六、四、一〇、法一四五）（衆）

一、提案理由（三月三十日）

○奥村委員　ただいま議題となりました納税貯蓄組合法案につきま

して、その提案の理由を説明いたします。

租税制度に関しましては、国民負担の軽減合理化をはかるため、、に、昨年以来引続き改正が行われているところでありますが、現在なお巨額の滞納を生じておる状況にありまして、かかる状態を今後も引続き放置いたしますことは、税務行政の運用上看過することのできない重要問題であると考えられるのであります。ここにおきましてあらかじめ滞納の発生を防止し、堅実な納税が行われるよう、特段の努力をいたさなければならないと痛感する次第であります。よつて今回政府において提案されている徴税制度の合理化の措置と相まつて、現在すでに存在するような納税貯蓄団体に一定の基準を与え、かつ若干の助成措置を講じて、その活動を活発ならしめることを適当と認め、ここに本法案を提出いたした次第であります。

以下本法案の概要を簡単に説明いたします。

まず本法はあくまでも納税者が自発的に、かつ自由な形態で納税貯蓄のための団体を結成することを期待しておりまするので、これら団体のうち、税務官公署に対してその規約を届け出たもののみをその対象としておりまして、しからざるものにつきましては関与しないのであります。しかしながら右の届出をしないものは、本法による納税貯蓄組合と認めないこととし、助成の措置を講じないものであります。

次に納税貯蓄組合は、一定の地域または勤務先を単位として、組織されるべきものとしておりまして、また組合員の加入、脱退を制限または強制し、あるいは組合員に対して監督権を行使することを排除することにより、自由にして民主的な組織たるべきことを保障いたしますとともに、組合の地位を利用して課税に関与することを禁じている次第であります。

しかし組合の業務は、納税資金の貯蓄のあつせんその他の貯蓄事務に限られ、かつ貯蓄は必ず組合員別の口座によつてなすべきものとし、理事者等がその資金を不当に運用し、あるいは資金が亡失する等の弊害をなからしめることとしているのであります。

次にこの組合を通じて行つた預貯金を納税に充てる場合の利子に対する所得税、及び当該預貯金通帳等に対する印紙税は、これを課さないこととするとともに、組合の事務費の実費を補償する意味において、国及び地方公共団体が補助金を交付し得ることとして、その助成の道を講じておる次第であります。

以上が本法案の概要でありますが、本法が強く国民各層の支持を得て、納税貯蓄組合が活発に結成せられ、納税を容易かつ簡易ならしめることにより、わが国の財政経済の基礎を一層堅実にする上に、多大の貢献がなされることを期待してやまない次第であります。

御審議の上何とぞすみやかに賛成されるよう切望する次第であります。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月三十日)

○奥村又十郎君　ただいま議題となりました納税貯蓄組合法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

ます。

この法案は、租税滞納が巨額に上つている現状にかんがみまして、別途国税徴収法の改正による徴税制度の合理化の措置と相まつて、現在すでに存在するような納税貯蓄団体に一定の基準を与え、かつ若干の助成措置を講じて、その活動を活発ならしめ、もつて租税の容易かつ確実な納付に資することを目的といたしまして、第一に、納税貯蓄組合は、一定の地域または勤務先を単位として任意に組織された民主的組合で、税務官公署に対してその規約を届け出たものといたし、第二に、組合の業務は納税資金の貯蓄のあつせんその他の貯蓄事務に限られ、かつ貯蓄は必ず組合員別の口座によつてなすべきものとし、理事者等がその資金を不当に運用し、あるいは資金が亡失する等の弊害をなからしめることといたし、第三に、この組合を通じて行つた預貯金を納税に充てる場合の利子に対する所得税及び当該預貯金通帳等に対する印紙税を課さないこととするとともに、組合の事務費の実費を補償する意味において国及び地方公共団体が補助金を交付し得ることとといたす等の規定を設けているのであります。

この法案は、本三十日、提出者奥村又十郎より提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました後、討論を省略の上採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

右御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

○大矢半次郎君　只今上程せられました納税貯蓄組合法案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、現在すでに存在する納税貯蓄団体に一定の基準を与え、且つ若干の助成措置を講じて、その活動を活発ならしめ、以て滞納の発生を防止し、堅実なる納税が行われるようにしようとするものでありまして、納税貯蓄組合の目的、定義を初め、納税資金の貯蓄方法、租税納付の委託、課税関与の禁止、所得税及び印紙税の非課税、補助金の交付等に関する諸規定が設けられております。本案の審議に当りまして種々質疑応答が行われたのでありまするが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告申上げます。

◎熱管理法　(昭和二六、四、一〇、法一四六)(衆)

一、提案理由(三月五日)

○中村(純)委員　提案者を代表いたしまして、私から提案理由を簡単に御説明いたします。

燃料並びにこれから発生いたしますところの熱を最も有効に利用

するための熱管理は、国にとりましては燃料資源を保全することであり、また私企業にとりましては、燃料費の合理的切下げをはかるゆえんであります。従つて欧米先進諸国におきましても、つとにこの熱管理を実施して、著しい成果をあげておるのであります。

わが国は、石炭その他の燃料資源に恵まれておりません。最も豊富であるといわれております石炭でさえも、その埋蔵量は世界の第六位であつて、世界全量の僅々〇・二%にすぎないのであります。ことにこれらの燃料は、いずれも消耗品でありまして、再生することが不可能であることはもちろんであります。しかも燃料利用に関するわが国の技術は、遺憾ながら欧米諸国に比べて著しく遅れておるというのが、その真相であります。従つてこの幼稚な技術と、しかして貧弱な資源を擁するわが国が、経済自立を達成するためには、熱管理の強化推進が絶対不可欠の要件となるのであります。わが国におきましても、昭和二十二年以来熱管理規則、すなわち臨時物資需給調整法に基く熱管理規則の実施によつて多大の成果を収めて来ておるのであります。しかしながら熱管理の重要性から考えまして、この際本格的な単行法を制定して、熱管理態勢を恒久的に確立する必要があると痛感いたす次第であります。なお本法の制定は、燃料を使用する各企業関係者のひとしく熱望するところであります。

以上熱管理法案提出の理由を御説明申し上げますと同時に、御審議の上すみやかに御協賛くださるようお願い申し上げます。

二、衆議院通商産業委員長報告（三月十七日）

○小金義照君　ただいま議題となりました熱管理法案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

石炭その他の燃料を最も有効に利用するための熱管理は、国にとつては燃料資源を保全するゆえんであり、企業にとりましては、燃料費を節約して合理化を推進することとなるのでございます。従つて、欧米先進国におきましては、燃料資源の豊富な国々においてさえも、つとにこれを実施して、著しい成果を収めているのであります。わが国の燃料資源は、御案内のごとく、きわめて貧弱でありまして、比較的潤沢であるといわれる石炭でさえも、なおかつ世界の全埋蔵炭量の僅々〇・二%にすぎないのであります。しかも、これを活用すべきわが国の技術は、遺憾ながら欧米諸国に比べて、はるかに遅れておることも、またいなみがたい事実であります。わが国におきましても、昭和二十二年以来、臨時物資需給調整法に基く熱管理規則の実施によつて多大の効果をあげて来たのではありまするが、熱管理の重要性、特にただいま申し述べましたような資源の貧弱なこと、技術の低劣なことなどの点から考えまして、この際本格的単行法の制定を見て、熱管理体制を恒久的に確立することが焦眉の急務であるというのが、本案を提出するに至つた理由であります。本案に対しては、この企画が世に伝えられるや、燃料に関係ある官民各方面の人々も、こぞつてその急速なる実施を強く要望いたしておる実情でございます。かような次第で、本法律案は、自由党、国民民主党、日本社会党及び農民協同党、以上各派の共同提案と相なつたのであります。

去る三月五日、本法律案は通商産業委員会に付託せられ、同日自由党の中村純一君より、提案者を代表して提案理由の説明があり、越えて三月十二日質疑を終了し、翌十三日討論に付しました。その際、自由党の中村幸八君は、日本共産党を除く各党派を代表して本法案に賛成の意を表明せられ、田代文久君は日本共産党を代表して本法案に反対する旨の陳述をせられました。討論終了後、採決の結果、多数をもつて本法案は原案通り可決すべきものであると議決せられたのであります。

詳細は委員会の議事録に譲ることといたし、以上御報告を終ります。

次に議題となりました輸出品取締法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過の概要及び結果を御報告申し上げます。

まず本法律案の目的及び要旨は、御承知のように、わが国の輸出貿易は年を追うて発展の一路をたどつておるのでありますが、その反面におきましては、遺憾ながらわが国の輸出品に対する海外の批判ないし苦情も相当あるのでございます。その苦情のうち検査に関するものが非常に多いのでありまして、今後のわが国の自立経済達成のための輸出貿易の恒久的な発展という見地からいたしますと、一日も早く、かかる弊害は除いてしまわなければならない状態に立ち至つておるのであります。もちろん、そのためには民間における関係業者の努力にまたなければならないところが多大でありますが、一方現行検査制度の基本法である輸出品取締法においても、これらの事態に対処するためには、なお不十分な点が多いのであります。そこで、今回これを改正することとした次第でございます。

改正の要点は、第一として、特定の品目につきましては検査機関の登録制度を設けようとすることであります。すなわち現行制度におきましては、検査のための等級の標準とか、輸出の最低標準とかは国が定めておるのでありますが、これに基いて行う検査自体は民間業者が自由にこれを行い、国はこれが正確に行われているかどうかを臨検、検査することによつて監督しておるにすぎないような状態であります。しかしながら、機械類のような相当科学的、技術的な検査を必要とする物品の検査につきましては、その検査自体の性質から申しまして、国の定めた基準に照して物を測定し得る設備なり、その測定の結果に基いて物品の品質を判定し得る程度の技術的な知識経験を有する人がこれを行うのでなくては意味をなさないのであります。この意味合いにおきまして、機械類のように相当科学的、技術的な検査を必要とする物品につきましては、今後主務大臣がそれ〴〵その品目を指定して検査機関の登録制を実施し、この登録機関によつてこれを行わしめることといたしたのであります。

改正の第二点は、日本の輸出品には注文の内容と異なるものが非常に多くて困るという海外からの非難に対処するため、輸出品が輸出契約の条件に合致するかどうかを検査する、いわゆる検品の励行

を確保する規定を設けている点であります。現行制度で行われておる検査は、あらかじめ定めた一律の標準に基いて行う検査のみでありますが、このような一律の標準では定めがたいような点について、バイヤーはいろ〳〵な指定をいたして参ります。ことに最近の状態を見ますと、この相手方の指定した条件に合致していないためにクレームをつけられた事例は、全体の二、三割程度を占めておるのであります。もちろん、この検品の問題は取引上の条件の励行でありますため、国家がかかる面にまで干渉するのは、いささか好ましくはないのでありますが、最近の情勢は、ただに一輸出業者の取引上の問題にとどまらず、場合によつてはわが国輸出取引全般にわたる信用をそこなうおそれが出て参つておるのであります。従いまして、現状においては、検品を確保する措置は法律的に規定せざるを得ないものがあるようであります。その他いろ〳〵輸出品に対する取締りに関する規定を置きました。

本法律案は、自由党小川平二君外三十二名の提出にかかり、共産党を除く各党派共同提案によるものでありまして、三月十四日、本委員会に付託せられ、同日提出者小川平二君より提案理由の説明を聴取し、自由党中村幸八君より質疑あり、十五日同君より各派を代表して賛成討論を行い、日本共産党の風早八十二君より反対意見の開陳がありまして、ただちに採決に入りましたところ、多数をもつて原案を可決いたした次第であります。

以上、簡単でありますが、御報告を終ります。（拍手）

三、参議院通商産業委員長報告（三月三十一日）

○廣瀬與兵衞君　只今議題となりました熱管理法案につきましての通商産業委員会における審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

本法案は衆議院議員中村純一君外二十九名の提出になるものであります。本法案の趣旨は、臨時物資需給調整法に基く熱管理規則が臨時的統制的な性格を有しておりますので、熱管理の重要性に鑑みて恒久的且つ民主的な性格をその基調とする単行法として立案されたものであります。

次に本法案が現行規則と相違する主なる点について申上げます。その第一は、指定工場の範囲に関する点であります。即ち現行規則では年間石炭使用量五百トン以上の約二千四百工場を指定しているのに対し、本案では大体年間千トン以上の約千八百工場に縮小するようになるのであります。第二点は、指定工場の事業主の義務に関する点であります。即ち現行規則では工場長に義務を課しているのでありますが、本案ではすべて事業主を対象としているのであります。第三点といたしまして、指定工場以外の中小企業に対する取扱であります。指定工場以外の中小企業に対しては、その事業主の熱管理に関する心がまえを明文化し、国又は府県庁が適切な指導を与えるという条項が入つております。

次に質疑でございますが、詳細は速記録によつて御覧願いたいと存じますが、その論点は、熱管理に対する事業主の責任と熱管理士の責任との調整に関してであります。その他、本法案全部に亘つて十分検討し、慎重な審議の結果、討論に入りましたところ、境野委員より修正案が提出されたのであります。その内容は、同法案第六條第五項、即ち「事業主は熱管理者の意見を尊重せねばならない」の項を全文削除いたしたのであります。

かくて修正案を含めた本法案を議題といたしましたるところ、社会党を代表して栗山委員より、修正案には反対、原案に賛成の意見の開陳があり、続いて民主党を代表して西田委員より、原案に反対、修正案を含めた本案に賛成の意見の開陳がございました。以上で討論を終結し、先ず修正案につきまして採決いたしましたるところ、多数を以て可決し、次いで修正案を除く原案について採決いたしましたが、これは全会一致を以て可決いたしたのであります。よつて当委員会といたしましては、本衆議院提出案は修正議決すべきものと決定いたした次第でございます。

右御報告申上げます。

◎保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（昭和二六、四、一四、法一四七）

一、提案理由（三月三十一日）

○青柳一郎君　ただいま上程になりました保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律

この法律案は御存じのように小委員会をつくりまして、小委員会の並々ならぬ御努力によりまして、やつとでき上つたものでありまして、皆さんすでに御存じのところでありますので、簡単に申し上げようと存じます。

現行法は昭和二十三年の七月に制定されたものでありますが、いたずらに看護婦、保健婦、助産婦の素質の向上に急のあまり、必要な各種養成所、学校などの設置要件も厳格でありますので、従つてその設置数が少く、その卒業生の数が減少しつつありますため、国民保健上必要な看護婦、保健婦、助産婦の数を確保することが、きわめて困難な現状にあるのでございます。特に過日本委員会におきまして議決せられました結核予防法の施行と相まちまして、結核予防には看護婦数を増加することが必要でありますので、今回准看護婦の制度を設けまして、数の増加による看護力の増強をはかるとともに、従前都道府県知事の免許を受けております看護婦は、一定条件の講習を受けることのみによりまして、厚生大臣の免許を、すなわち国家登録に切りかえようとするのが、本法案提出の理由であります。

次に本法案のおもな内容を申し上げますれば、第一は、甲種看護婦、乙種看護婦の別をなくなしまして、看護婦と准看護婦に改めたのであります。すなわち新たに都道府県知事の免許する准看護婦制度を設けまして、乙種看護婦のごとき業務制限をこれに付さないことにしたのであります。

第二は、この准看護婦であつて、三年以上業務に従事しておつた

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律

者または高等学校を卒業した者は、看護婦学校または養成所におきまして二年以上修業いたしますれば、看護婦国家試験を受けることができることにいたしまして、看護婦たるの道を従来よりも少しく広げたのであります。

第三は、旧看護婦は国家試験を受けることができるばかりでなく、小学校から最終学校までの間におきける修業年数、並びに看護婦になるのに必要な学科を修めた年数、これを合せましたものと経験年数とを合算いたしまして、十三年を越える者は、厚生大臣の定める講習を受けた場合には、厚生大臣の免許を受けることができることといたしまして、旧制度による看護婦諸君の要望にこたえようとするものでございます。なお旧看護婦は法律改正後におきましても、看護婦の名称を用いまして、従前通りの業をなすこともできるのであります。

第四は、乙種看護婦につきましては、旧看護婦と同一の取扱いをすることといたしたのであります。すなわちいつ何時でも看護婦たるに必要な国家試験を受けることができることといたし、さらに旧看護婦と同じように、十三年間の年数を学科あるいは実習した者につきましては、厚生大臣の指定する講習を受けました者を看護婦たらしめんといたしておるのでございます。

第五は、保健婦の学校、養成所並びに助産婦の学校、養成所における修業年数を、従前一年以上であつたものを六箇月に短縮したことでございます。

以上が大体本法案の提案理由でございます。

なおこの際私は小委員会におきまして、小委員の皆様方が並々ならぬ御努力、御熱意を傾けていただきました点を、厚く深くお礼を申し上げまして、提案理由といたします。

二、衆議院厚生委員長報告（三月三十一日）

○青柳一郎君　ただいま議題となりました保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行法は昭和二十三年七月制定されたものでありますが、いたずらに素質の向上に急なるのあまり、各種看護婦養成所はすべてこれを厚生大臣の指定を必要とし、その設置要件も厳格でありますので、従つてその設置数は少く、ひいてはその卒業生の数が減少いたし、ために国民の保健上必要な看護婦、保健婦、助産婦の数を確保することがきわめて困難となつておるのであります。特に過日本院において議決せられました結核予防法の施行と相まつて、結核予防には看護婦数を増加することが必要でありますので、なおも質の向上に留意するとともに、今回新たに准看護婦の制度を設け、数の増加による看護力の増強をはかり、従前都道府県知事の免許を得ておる、いわゆる旧制度による看護婦は、一定条件の講習を受けることによつて、厚生大臣の免許、すなわち国家登録に切りかえようとするのが、本法案提出の理由であります。

次に本法案のおもなる内容を申し上げますれば、第一は、現行の甲種看護婦、乙種看護婦をそれぞれ看護婦と准看護婦に改めたことであります。すなわち、新たに都道府県知事の免許する准看護婦制度を設け、これには現在の乙種看護婦のごとき業務の制限を付さないこととしたことであります。

第二は、准看護婦であつて、三年以上業務に従事する者または高等学校を卒業した者は、看護婦学校または養成所において二年以上修業すれば看護婦国家試験を受けることができることといたし、看護婦たるの道を従来よりも広げたのであります。

第三は、旧制度による看護婦は何どきでも国家試験を受けることができるばかりでなく、小学校からその最終の学校までの間における修業年数、看護婦になるのに必要な学科を修めた年数と、その持てる経験年数を通算して十三年を越える者は、厚生大臣の定める講習を受くるのみにて厚生大臣の免許を受けることができるという新しい方途を規定して、旧制度による八万に上る看護婦の要望にこたえんとするものであります。なお旧制度による看護婦は、法律改正後においても、看護婦の名称を用いて従前通りの業をなすこともできるのであります。

第四は、乙種看護婦については、これを旧制度による看護婦と同一の取扱いをすることといたし、何どきにても国家試験に合格したるときは、ただちに大臣登録の看護婦たるを得させるとともに、これまた修学年数と経験年数を合し十三年を越えるときは、厚生大臣の定める講習を受くるのみにて厚生大臣の免許を受けることができることとしたのであります。

第五は、現在保健婦及び助産婦の学校または養成所における修業年限はそれぞれ一年以上であるものを、六箇月以上に短縮したことであります。

本改正案は、第九国会及び引続き第十国会において、本委員会及び看護婦制度に関する小委員会を開くこと十数回、参議院との合同打合会を開催すること六回に上り、熱心に検討審議の結果、各政党一致立案せられたものであります。

本法案は、本日、本委員会に付託、提案者を代表して私より提案理由の説明をいたし、なお十分その運営につき検討した後、討論を省略して採決に入りましたところ、全員一致可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院厚生委員長報告（三月三十一日）

○小杉繁安君　只今議題となりました保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案につきましての厚生委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申上げます。

本案は衆議院議員提出の法案であります。先ず提案理由の大要を申上げます。現行法は第二国会において制定されたものでございます。当時におきましては、素質の向上を図るために、甲種看護婦養成所、乙種看護婦養成所ともに厚生大臣の指定を必要とし、その設置条件は厳格であつたために、現状におきましてはその設置数は従前より減少し、卒業生も又減員いたしたために、国民保健上必要な数を確保することが困難となつて参つたためであります。厚生委員

会におきましては、慎重審議をいたしましたところ、各委員より極めて熱心なる質問がありましたが、質疑応答の詳細は速記録により御覧願いたいと思います。かくて質疑を打切り、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。（拍手）

◎旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律（昭和二六、四、一六、法一四八）

一、提案理由（三月二十二日）

○西村(直)委員　ただいま議題となりました旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。その前に一言お断り申し上げておきたいのは、この旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法は、先般の国会において通過をいたしたものでございますが、その該当すべき一部の者が漏れておるような形でありましたので、先般来この委員会におきまして準備委員等を設け、再三にわたりまして研究の結果、さらに関係方面との折衝を始めたのでございます。幸いにいたしましてごく最近これが了承を得られましたので、今回ここに提案申し上げ、御審議を願う次第でございます。

御承知のように、第九国会におきまして、日本製鉄八幡共済組合の年金受給者の年金額につきましては、さきに国家公務員共済組合の年金額が改訂されましたのにかんがみまして、昭和九年一月三十一日以前、すなわち官業共済組合時代の退職者の分に対して、国が、その年金額の改訂に伴いまして必要となる責任準備金の増額分に相当する金額を、同共済組合に対し交付する法律的措置が講ぜられたのでありますが、官営時代からの在職者で、民営後受給資格の発生するものの分に対しては、何らの顧慮がされてないのであります。

考えまするに、八幡製鉄所が日本製鉄に移管されましたとき、従業者のうち官吏に対しましては、恩給法の定めるところにより、官営時代の清算が一切国庫負担により行われたのでありますが、雇用員及び職工に対しましては、遺憾ながら――実質上官業共済組合の形態をそのまま存続させまして、政府は移管後の待遇につきまして、従来とかわらないことを保障いたし、官営時代の清算を一挙に行うことがなかつたのであります。また当時従業者の退職手当につきましては、官営在職期間に相当する部分を、移管後におきましても政府が責任を負う趣旨の規定を、法律をもつて設けておるのでございます。従いまして、退職手当につきましては、第八国会において、日本製鉄株式会社法廃止にあたりまして、政府がこれを補償する措置の講ぜられましたことは、すでに御承知の通りであります。共済組合年金につきましても、かつて官業に在職しておつた以上、官営時代の退職者のみならず、民営後に退職しまたは退職すべき者の年金増加額のうち、官営在職期間の増加部分を国庫が負担することとするのは、以上のいきさつ並びに趣旨に照し、かつて事業主の立場にあつた政府の当然の責任と考えられるのでありまして、現行法が官業共済組合時代の退職者の分のみに限定しているのは、きわめて理由薄弱であるばかりでなく、公平の観念にももとることが明らかであります。

従いましてこの改正案におきましては、受給事由の発生が官営時代であると民営時代であるとを問わず、年金増加分のうち、官営在職期間に相当する部分の二分の一を国庫負担とすることといたしまして、その交付方法といたしましては、一時交付をとりやめまして、毎年四半期に交付するようにいたしたのであります。

なお本改正法の施行期日は昭和二十六年五月一日でありますが、その適用は一月一日にさかのぼることにいたしまして、旧法の規定によつて交付いたしました金額は、改正法の規定によりまして、二十五年度及び二十六年度に交付すべき金額の全額とみなすこととといたしました。

以上がこの法律案の趣旨並びに内容でございますが、この法案は特に予算措置を伴なわないような形においてくふうされ、提案されておりますので、はなはだ御多用のところ恐縮でございますが、願わくば本会計年度内に皆様の御審議が終りまして、国会において成立するよう希望いたしたいのでありまして、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたす次第でございます。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律　三八三

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十四日）

（外国為替資金特別会計法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十七日）

○小串清一君　只今上程せられました旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、財団法人日本製鉄共済組合の年金受給者のうち、官業共済組合時代からの在職者で、民営後受給資格の発生した者の年金の国庫負担につき特別の措置を講じようとするものであります。即ちこの組合の年金受給者のうち、官業共済組合時代の退職者に対しましては、先に年金額の改定に伴い必要となる責任準備金の増額分に相当する金額を国が同組合に交付する措置が講ぜられたのでありますが、官業共済組合時代からの在職者で民営後受給資格の発生した者には何らの顧慮がなされなかつたのであります。併しこの措置を官業共済組合時代の退職者のみに限定いたしましたことは、官業移管の経緯に照して、その理由が極めて薄弱であるばかりでなく、公平の観念にも反しますので、受給事由の発生が官業共済組合時代であると民営後であるとを問わず、年金額増加分のうち、官業共済組合時代の在職に相当する部分の二分の一を国庫負担とすることとし、この国庫負担額を年金額改定の翌年度において四分して交付することとしようとするものであります。

なおこの法律の施行期日は本年の五月一日でありますが、本年一月一日から適用することとし、現行法の規定によつて交付した金額は改正法の規定により昭和二十五年度及び二十六年度に交付すべき金額の全額とみなすこととなつたのであります。

本案の審議の詳細につきましては、速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくして質疑を終了いたし、討論に入り、愛知委員から賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次は、只今議題となつております外国為替資金特別会計法案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申上げます。

本案は、政府の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために、外国為替特別会計法を廃止して、新たに外国為替資金を置きまして外国為替等の売買に運用することとし、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため、外国為替資金特別会計を設置いたそうとするものであります。本特別会計は内閣総理大臣が管理いたし、その運営は外国為替管理委員会が行うこととし、その歳入としては、外国為替等の売買に伴つて生ずる利益、外国為替資金の運営に基く収益金、借入金の借入及び融通証券の発行による収入金、決算上の不足補塡のための一般会計からの補塡金等を以てその歳入とし、事務取扱費、事務委託費、外国為替資金の運営に要する経費、借入金及び融通証券の償還金、融通証券の発行及び償還に関する経費、融通証券の売買に伴つて生ずる損失の補塡金等の経費を以て歳出といたしますと共に、特別会計に必要な措置を規定いたそうとするものであります。この会計において、物資の取得及び売払は基金の運用として行うこととし、この会計の歳入歳出は、基金の運用によつて生じた利益の組入金の利子、借入金の借入及び融通証券の発行による収入金、決算上の不足補塡のための一般会計からの補塡金等を以てその歳入とし、事務取扱費、借入金及び融通証券の償還金、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費並びに基金の運用によつて生じた損失の補塡金等を以てその歳出といたそうとすると共に、

〔議長退席、副議長着席〕

この特別会計の決算上の剰余金及び不足の処理、予算及び決算の作成、提出の手続等、特別会計として必要なる措置を規定いたそうとするものであります。なお、本特別会計の創設に際し、貿易特別会計はこれを廃止し、その廃止に伴う必要な措置を併せて規定いたそうとするものであります。

本案審議の詳細なる経過は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

最後に、農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びにその結果について御報告を申上げます。

本案は、異常災害の発生によつて再保険金の支払が増加し、そのため支払財源に不足が生じました場合の措置といたしまして、従来より一般会計からこの不足分を補塡するため繰入を行なつて参りましたが、今後においても異常災害の発生が予想されますので、本特別会計に新たに再保険金支払基金勘定を設けまして、農作物の共済及び蚕繭共済に関する異常災害の発生したときの再保険金の支払基金として一般会計より繰入金をなして置き、農業勘定において再保険金の支払財源に不足が生じました場合には、再保険金支払勘定から補塡することができることとし、農業勘定における再保険金の支払の円滑化を図ろうとするものであります。又、本特別会計の農業勘定及び家畜勘定において一時支払上現金の不足を生じたときは、再保険金支払基金勘定に属する現金を以て繰替使用をすることができることとし、農業勘定及び家畜勘定における支払の円滑化を図ろうとするものであります。

本案審議に当り、各委員と政府委員との間に熱心なる質疑応答が交されたのでありますが、その詳細は速記録によることを御承知願います。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。（拍手）

◎船舶職員法（昭和二六、四、一六、法一四九）

一、提案理由（二月二十三日）

○政府委員（關谷勝利君）　只今上程されました船舶職員法案につい

て、提案理由を説明いたします。

現行職員法は明治二十九年の制定にかかわる古い法律でありまして、その後必要に応じ一部改正を加えては参りましたが、船舶航行の安全を確保するにはなお不十分な点がありますので、政府といたしましてはこれが全面的改正につき検討を重ね今般漸く成案を得、現行法を廃止し、新法を制定する形をとつてここに提案する運びとなつたものであります。

次に改正の要点を申上げます。先ず第一は、海技従事者免許の更新制の採用であります。即ち、免許は五年ごとに更新することといたしました。現行法におきましては、一旦海技免状を受有すれば、たとえ、身心の欠陥、技術の進歩に応じた必要な知識の不足等のために、現に職員として不適格な者であつても、その職務をとりうる建前となつておりますのでその不合理を改めたのであります。

第二は、小型船舶に対する船舶職員制度の採用であります。総トン数二十トン未満の帆船、漁船等につきましては、現行法は、その適用を留保しているのでありますが、かかる船舶の海難はゆるがせにできない実情にありますので、これらの小型船舶にも小型船舶操縦士という新らしい資格の職員を乗組ませることといたしたのであります。

第三は、海技従事者国家試験制度の是正であります。最近の国家試験制度のあり方に鑑み、現行法上のいわゆる認定学校卒業者に対する学術試験免除の措置を廃止することといたしました。

第四は、船舶職員として船舶に乗組ますべき者の資格の表の改正であります。即ち資格の表を一層合理的なものとするため、一般船舶については、表の基準となる船舶の航行区域の区分につき所要の改正を加え、漁船については、一般船舶に比べ軽減の取扱をしていたのをやめて、妥当な資格に引上げることにいたしました。

改正の要点は以上の通りでありますが、このほか、前に述べました資格の表の画期的改正に鑑み、同表の適用には必要な準備期間を設ける等所要の経過措置を講じております。

以上簡単でありますが、本法案の提案理由の説明を終ります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを御願いいたします。

二、参議院運輸委員長報告（三月三十一日）

○植竹春彦君　只今議題となりました船舶職員法案につきまして、本委員会におきまする審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず本法案の提出の目的を申上げます。現行の船舶職員法は明治二十九年に制定されました古い法律でありまして、船舶航行の安全を確保する上におきまして不十分な点が認められるに至りましたので、このたび現行法を全面的に改正いたしまして船舶航行の安全の確保に一層寄与するために本案が提出せられた次第であります。

本法案の要点を申上げまするとその第一は、船舶職員の免許制及び免許更新制の採用であります。第二は、小型船舶に対する船舶職員制度の採用であります。小型船舶の海難の瀕発しております実情に鑑みまして、これら船舶にも小型船舶操縦士という資格を新設いたしておることであります。第三は、船舶職員の資格定員表の設定であります。第四は、海技従事者に対する監督規定の整備でありまして、海上保安庁長官に懲戒処分の権限を与えまするとと共に、この処分を慎重に行わせて海技従事者を保護いたしまするために聴聞の規定を設けたこと等であります。

以上御報告いたしましたうち最も中枢的規定である船舶職員の資格定員表の適用につきましては、この表が画期的な改正である点に鑑みまして、約三カ年間の準備期間を設けておりますほか、現行法により現在交付されている海技免状、試験の免除等につきまして、それ〴〵妥当な経過措置を講じております。

本法案につきましては極めて熱心なる質疑が行われたのでありますが、討論に入りまして、小泉秀吉委員及び仁田竹一委員より修正案が提出されました。修正案の主要なる点につきまして御説明申上げますと、修正の第一点は、海上保安庁長官の行う懲戒処分と試験の実施に関する重要事項につきましては、海上保安審議会に諮問させることとしたことであります。第二点は、水産委員会の要望をも斟酌いたしまして、本法案施行当時、総トン数二十トン未満の小型船舶の船長の職務を行なつている者に対しましては、市町村長の証明があつた場合に限りまして、無試験で小型船舶操縦士の免許を与え得ることとしたことであります。第三点は、学術試験免除の範囲を拡張いたしまして、在学生も卒業生も、昭和二十九年八月末日、即ち新らしい船舶職員の資格定員表が実施されるに至るまでは、学術試験を免除することとしたことであります。

本委員会におきましては慎重審議の結果、本法案は修正可決すべきものと全会一致を以て議決した次第であります。なお、委員会の審議の内容の詳細は速記録にて御承知をお願いいたします。

以上御報告申上げます。（拍手）

三、衆議院運輸委員長報告（三月三十一日）

○坪内八郎君　ただいま議題となりました船舶職員法案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。現行法は明治二十九年に制定せられ、その後必要に応じて一部改正を加えて参りましたが、船舶航行の安全を確保するためにはなお不十分の点があり、また新憲法下の今日では、法律の体系上不適当な箇所がありますので、現行法を廃止し、本法案を制定しようとするものであります。

次に、本法案の内容のおもなる点をあげます。まず第一点は、従来は一旦海技免状を受有すれば、その後たとい心身の欠陥、技術の不足等が生じても、その職務をとり得る建前となつておりますので、五箇年ごとに更新することにしようとするものであります。第二点は、小型船舶に対して船舶職員制度を採用しようとするものであります。第三点は、船舶職員として船舶に乗り組ますべき者の資格の表を改めようとするものであります。

本法案は、予備審査として、三月十六日、本委員会に付託せられ、二十二日政府より提案理由の説明を聴取し、二十六日水産委員

会と連合審査会を開く等、慎重に審議いたしたのであります。しかして、政府委員と委員との間に熱心なる質疑応答がとりかわされたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることにいたします。

三月三十一日、参議院より、同院において修正の上、正式に本委員会に付託されたのであります。

次に討論に入り、日本社会党を代表して川島金次君より、本法案に対して反対の意見を述べられました。次いで日本共産党を代表いたしまして江崎一治君より、本法案に対し反対の意見が述べられたのであります。

かくて討論を終局し、ただちに採決の結果、本法案は起立多数をもつて原案の通り可決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎不動産登記法等の一部を改正する法律

(昭和二六、四、二〇、法一五〇)

一、提案理由(三月六日)

(下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、参議院法務委員長報告(三月二十八日)

○宮城タマヨ君　只今上程されました不動産登記法等の一部を改正する法律案に関しまして、法務委員会におきましての審議の経過とその結果について御報告申上げます。

本法案は、不動産登記法、工場抵当法及び立木に関する法律のそれぞれ一部を改正せんとするものでございます。不動産登記簿の様式及び調製方法は古くからのものを踏襲しておりまして、非常に不便且つ複雑なのでございます。そこで今回の不動産登記法の改正におきましては、登記簿をバインダー式の帳簿に改め、心要に応じて用紙の加除を行うこととし、この趣旨の下に登記簿の調製、登記番号、登記用紙の閉鎖、共同人名簿、登記用紙の継続等に関する諸規定を改廃整備いたしておるのでございます。

次に、工場抵当法及び立木に関する法律の改正におきましては、登記に関係のある二、三の規定につき、不動産登記法と同趣旨の改正を行うこととといたしておりますほか、立木に関する法律中、所有権保存登記の申請に関する不備がありますので、その整備をも行わんとするものでございます。

委員会におきましては、数回に亘り慎重審議をいたしましたが、特に登記簿をバインダー式に改めると、登記簿の真正を害する不正行為を誘発する虞れがあるという点について論議されました。これらの詳細は速記録に譲ることといたしますが、この点も登記簿に施錠することなどによりまして、防止できると考えられるに至りました。討論におきましては、別に意見の開陳がございませんでしたので、これを終結し、採決いたしましたところ、全会一致を以つて原案通り可決すべきものと決定いたした次第でございます。

右御報告申上げます。(拍手)

三、参議院法務委員長報告(三月二十九日)

○安部俊吾君　ただいま議題となりました不動産登記法等の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

不動産登記制度が権利の保護と取引の安全をはかる上にきわめて重要な機能を営んでおりますことは申すまでもないところでありますが、現在の登記簿は用紙の加除ができないことになつておりますため関係上、一個の不動産に関する登記が数冊の登記簿にわたつてなされる等、登記の手続が複雑となり、登記簿の閲覧や、事務の取扱いに多大の不便があります。それとともに、他方において、各不動産の登記事項に関係なく、常に一定の用紙を編綴することになつておりますため、現に使用中の登記簿には、全然記載のない用紙が約三割にも達している状況であります。本案は、これらの点を改善するため、登記簿をバインダー式の帳簿とし、心要に応じて用紙の加除ができるように登記簿の様式及び調製方法を改め、もつて登記手続の簡略化と用紙の節約をはかることを主眼といたしまして、所要の改正を行おうとするものであります。

そこで、本改正案の要点を簡単に申し上げますと、まず不動産登記法につきましては、登記簿には枚数の記載及び契印を要しないものとしたこと、登記番号、登記簿の見出帳、共同人名簿、登記用紙の継続用紙をそれぞれ廃止したこと、閉鎖した登記用紙は閉鎖登記簿に編綴することとしたこと、不動産の表示の変更の登記を申請する場合には、申請者にその不動産に関する所有権以外の権利の登記名義人の承諾書、またはこれに対抗することができる裁判の謄本を添付することを要しないものとしたこと等であります。

次に、工場抵当法及び立木に関する法律の改正におきましては、登記に関係のある二、三の規定につき、不動産登記法と同趣旨の改正を加えましたほか、立木に関する法律中、所有権保存登記の申請に関する規定に不備がありますので、その整備を行うこととといたしました。

本法案は、三月二十八日、委員会本付託となりましたが、委員より、登記簿をバインダー式にすることによつて登記用紙が紛失したり、または故意にこれを破棄するようなことも考えられるが、その心配はないかという質疑がありましたのに対し、政府から、各帳簿には施錠するようにできているので、その心配はないという答弁がありました。

次いで討論省略、採決の結果、本案は全会一致、政府原案通り可決された次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎農薬取締法の一部を改正する法律

（昭和二六、四、二〇、法一五一）

一、提案理由（三月二十二日）

○政府委員（島村軍次君）　只今上程になりました農薬取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申上げたいと思います。

病害虫による農作物の損害は米麦のみにおきましても、年々四百万石以上に達しておりまして、我が国の自立経済達成上、これらの病害虫防除によつて食糧の増産確保を図ることは極めて緊要であります。政府におきましては、昭和二十五年度から相当の経費を計上いたしまして、病害虫の防除による食糧の増産確保を計画し、実施いたしておるのでありますが、これに必要な農薬につきましては、従来特に終戦後不正粗悪な農薬の出廻りが多く、農家に損害を与えていましたばかりでなく、農薬生産に著しい悪影響を与えておりましたので、昭和二十三年農薬取締法を制定いたしまして、その実施によりこれら不正粗悪農薬の出廻り防止に相当の効果を上げつつあるのであります。併しながら、現行法には公定価格の制度がないため、低品位農薬の出廻りを防止できないばかりでなく、価格が乱出の傾向にありまして、農家はこれを判別する能力に乏しいため、その取捨選択を誤り、これらの低品位農薬の使用によりまして、損害を受けるばかりでなく、病害虫防除の意欲を喪失して農業生産に悪影響を与えているのであります。かような実情に鑑みまして、一定品質以下の農薬の出廻りを防止すると共に、農家使用の利便を図るため、肥料取締法に準じまして新たに農薬について公定価格制度を設けることにいたしたのであります。なお併せて本法施行以来の実績に照らしまして、農薬に関する虚偽宣伝の禁止、審議会規定の改正等を行う必要がありますので、農薬取締法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第であります。この改正によりまして、更に農家の利益が擁護されますと共に、農作物病害虫防除の普及が促進され、農業生産に稗益するところが少くないものと信じます。以下改正の要点を申上げたいと思います。

第一に、公定価格制度を新たに設けたことであります。即ち、農林大臣は農業の種類ごとに公定価格を定めることができるものといたしたのであります。而して公定価格に適合する農薬については、公定価格の表示をしなければならないものとし、公定価格に適合せず、且つ、公定価格のものより効果の劣る農薬については、品質の改良指示をすることができるものといたしまして、一定品質以下の農薬の出廻りを防止すると共に、農家使用の利便を図ることにいたしたのであります。

第二に、虚偽宣伝等の禁止規定を設けたことであります。農家の知識が低く、宣伝等に惑わされて、病害虫の防除に悪影響を与える虞れがありますので、新たに製造業者、輸入業者又は販売業者は、農薬の有効成分の含有量又はその効果に関しまして、誤解を生ずる虞れのある名称を使用し、又は虚偽の宣伝をしてはならないものといたしたのであります。

第三に審議会の規定を改正いたしたことであります。審議会は従来議決機関となつておりましたが、本法の適正な運用を期するため、諮問機関に改めますと共に、公定価格の設定、検査の方法の決定について、審議会の意見を聞くことができるものと改めたのであります。その他本法施行以来の実情に鑑みまして取締の適正とその徹底を図るため、登録票の備え付け、聴聞制度、登録制度の制限に関する規定を新たに加えますと共に、登録手続及び取締に関する規定に修正を加えることにいたした次第であります。

何とぞ慎重審議の上、速かに御賛同を願いたいと存じます。

以上説明を申上げます。

二、参議院農林委員長報告（三月三十日）

○羽生三七君　只今議題となりました農薬取締法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本改正法律案は、現行農薬取締法施行後の経験と事情の変化とに鑑み、現行法に大要次のような改正を加えんとするものでありまして、その第一は、低品位農薬の出現を防止すると共に、優良農薬を選択使用するの便益に資するため、新たに農薬の公定規格制度を設けること。第二は、農薬の有効成分又は効果について虚偽の宣伝をなし或いは誤解を生ずる虞れのある名称の使用を禁止すること。第三は、従来農薬の登録、防除業者の監督及び登録農薬の取締等に関して、議決機関として設けられていた農業資材審議会を改めて、公定規格の設定、変更及び廃止並びに農薬の検査方法の決定及び変更に関する事項についての諮問機関とすること。その他二三行政措置に関する規定の整備を図らんとするものでありまして、委員会におきましては、政府当局との間に農薬の需給の現況及び今後の見通し並びにこれが確保及び廉価供給対策、農薬検査機関の拡充、農業資材審議会の性格改変の可否等について質疑が交され、詳細に逐条審議が行われたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ることといたしたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入り、特に発言もなく、採決に入り、全会一致を以て原案通り可決せられました。

右御報告いたします。

三、衆議院農林委員長報告（三月三十一日）

○千賀康治君　ただいま議題となりました、内閣提出、参議院送付、農薬取締法の一部を改正する法律案及び内閣提出、農漁業協同組合再建整備法案につきまして、農林委員会におきまする審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

まず農薬取締法の一部を改正する法律案について御報告いたします。

現行農薬取締法は、終戦後におきまする不正粗悪な農薬の出まわりを防止する目的をもちまして、去る昭和二十三年に制定せられま

したが、爾来今日まで、その目的達成に相当の効果をあげて来たのであります。しかしながら、現行法には公定規格の制度がありませんため、判別能力の乏しい多くの農家は、その取捨選択を誤りまして、病虫害防除並びに農家経済上に種々支障をもたらしているのであります。従いまして、ここに新たに公定規格制度を設けますとともに、さらに現行法施行以来の実績に照しまして、農薬に対する虚偽の宣伝の禁止、審議会規定の改正等を行う必要を生じましたので、これらの点につきまして改正を施そうとするものであります。

本法案は、三月十五日、予備審査のため付託せられまして、十九日、島村農林政務次官より提案理由の説明を聴取いたしました。次いで昨三十日、参議院より本院に送付されまして、本委員会に付託せられたのであります。

本案は、趣旨、内容とも明瞭でありまして、病虫害防除上時宜に適した措置と考えられまして、各委員とも異議がありませんので、本日野原委員の発議によりまして、質疑討論を省略いたし、ただちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。(拍手)

次に、内閣提出、農漁業協同組合再建整備法案に関し御報告いたします。

戦後、インフレーションの収束と、経済安定政策の強力な推進に伴い、農業協同組合並びに漁業協同組合は、わが国農漁業の特殊な性格を反映する困難な事情に基因いたしまして、相当数の単位組合並びに連合会において多額の資産及び債権を固定化し、経営の危機

に見舞われていることは、皆様御承知のごとくであります。これを放任しまするならば、その与える悪影響は広範囲に及び、農漁業及び農漁民一般に与える損害も甚大なるものがありましょう。ここにおきまして、経営の振わない組合で、自力再建の困難なるものに対しまして、政府は財政上その他の援助を与え、よつてもつて再建意欲の高揚と経営の健全化を行わしめたいというのが提案の趣旨であります。しかして、その具体的方法としましては、一、五箇年を期間とする再建整備計画を樹立させ、その間に不振組合の固定化した債権及び在庫品を資金化させると同時に、保有する固定資産と欠損金の合計額以上に自己資本を増加させることを目標といたしております。二、この目標を達成できない不振組合に対し、当初年度において、自己資本不足額の、単位組合では三分の一、連合会では五分の一以上を増資することその他を条件として、五箇年間に限り増資奨励金及び固定化資金利子補給金を交付する。その額は二十六年度約六億五千万円の範囲内でありまして、これを予備費中より支出し、その後逐次減額し、五箇年総計約二十二億円を予定しておりますこと、但し奨励金は、再建整備の完了した後、剰余金のうちから政府へ償還する建前をとつているのであります。以上が大体の骨子であります。

この法律案は、本日農林委員会に付託され、提案の理由について政府より説明を受けたのでありまして、十分審議する時間もなかつたのでありまするが、本法案の成否が農漁業協同組合の再建、ひいては日本農漁業の盛衰に少からざる関係を有する事実にかんがみまして、簡単な質疑を行いました後、討論を省略して、原案のまま、ただちに可決することにつきまして全会一致の支持を得、ここにその旨を御報告する運びとなつた次第であります。

なお自由党野原委員より、森林組合が本法案より除外せられたのは、はなはだ片手落ちな措置であり、今後再建整備計画に努められたい旨の意見が述べられ、これに対し政府より、もつともな意見であるので、今後十分考慮する旨の答弁が行われましたことを、特につけ加えておきます。

以上をもちまして、簡単ながら御報告を終ることといたします。

(拍手)

◎保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律 (昭和二六、四、二〇、法一五二)

一、提案理由(三月二十日)

○政府委員(舟山正吉君) 保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申上げます。

本法は、昭和二十三年七月、当時保険募集の状況がびん乱して、保険契約者に不利益を与える虞れが多分にありましたので、生命保険募集人等に登録制を布くと共に、不正募集行為の取締を行うため制定施行されたものであります。その後、本法の適切な運営によつて、募集状況は、漸次改善されて来たのでありますが、生命保険会社と契約者との間の契約上の紛争は、今日なおその跡を絶たない実情でありまして、保険契約者の保護と保険事業の健全なる発達を図るためには、悪質募集に対する取締を、一層厳重に行う必要があると考えます。

現行法の規定には、登録制度の運用上の面からも、又不正募集行為取締の面からも、種々不備な点がありますので、今回大要次の通りの改正を行うこととといたしたのであります。

第一に、現行法では、生命保険会社の役員及び使用人の登録と、生命保険募集人の登録とを区別して行なつていたのでありますが、この区別を存置することは、取締上の実益もないので、事務の簡素化を図るため、両者を統一することといたしました。

第二に、現行法では、下請生命保険募集人は、届出制となつておりますが、実情は登録をなすべき生命保険募集人等が登録の申請を怠つて届出によつている場合があり、又登録を取り消された者が届出によつて募集に従事し得る等の欠陥があるので、届出制を廃止してすべて登録制とすることといたしました。

第三に、現行法では、保険会社と委託関係にある募集人等が契約者に損害を与えたときは、会社にその賠償責任があることになつておりますが、会社の使用人等の与える損害については、民法の不法行為に関する賠償責任の規定によつており、本法に特別の規定がありませんので、この際本法において統一的な規定を設けることにいたしたのであります。

第四に、既存の保険契約を不当に消滅させて新たな保険契約の申

込をさせる等の契約の不当な乗換募集は、保険契約者に不利益なことでありますので、これを禁止する規定を設けることといたしました。

その他登録の抹消に関する規定を設ける等所要の改正が加えられております。

以上の通りでありますので、何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを希望いたします。

二、参議院大蔵委員長報告（三月二十三日）

（恩給法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

（註）衆議院においては、委員会の審査は、省略された。

◎経済調査庁法の一部を改正する法律

（昭和二六、五、一二、法一五四）

一、提案理由（三月七日）

（経済安定本部設置法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院内閣委員長報告（三月三十一日）

○青木正君　ただいま議題となりました経済調査庁法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

本案は、第七国会において、経済調査庁が特別調達庁についてその業務の調査及び経理の監査を行う期間は一箇年間、すなわち本年五月九日までと限られたのでありますが、特別調達庁の業務は広汎かつ複雑なため、いまだ調査に着手しない部門も残つており、調査を続行する必要があるため、これを「当分の間」と改め、公布の日から施行しようとするものであります。

本案は、二月二十七日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑応答を重ね、三月十四日には建設委員会と、三月二十日には経済安定委員会とそれ〴〵連合審査会を開いたのでありますが、本案に対し、自由党江花委員より、「当分の間」を「昭和二十六年十二月三十一日までに限り」と修正する案が提出されたのであります。これらの詳細につきましては会議録によつて御承知を願うことといたします。

三月三十一日、討論を省略、採決の結果、多数をもつて右修正案の通り修正議決いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（五月九日）

○河井彌八君　経済調査庁法の一部を改正する法律案の内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。これは政府提出案でありましたが、衆議院において修正を加えまして、本院に送付せられたのが本案であります。内閣委員会は、委員会を開くこと二回、ほかに休会中に数回の打合会を開きまして、昨日全会一致を以て本案を可決すべきものと議決いたしました。

先ず本案の内容を説明申上げます。第七国会におきまして、経済調査庁法の一部を改正する法律案が成立いたしました。即ち昨年五月十日に公布せられたのであります。その結果、経済調査庁は、その日から起算いたしまして一年間を限つて特別調達庁の業務の調査を行い、経理の監査を行うことになつたのであります。従つてこの調査及び監査の権限は本日を以て期限満了と相成るわけであります。政府提出の原案は、法文の「一年間を限り」とあるのを「当分の間」と改めたものでありまするが、衆議院におきましては、この改正案をば「昭和二十六年十二月三十一日までに限り」と修正いたしたのであります。内閣委員会は、かねて行政機構の整備に関する調査の歩を進めておりましたのでありますが、経済調査庁が特別調達庁の業務の調査、経理の監査をいたしましたことについても、又周到なる調査を行なつて参つたのであります。即ち、或いは委員会を開いて経済調査庁並びに特別調達庁当局から数回に亘つて詳細な報告を聴取いたしましたり、或いは又地方にあるところの管区地方経済局や特別調達局についても実地の調査を行う等、大いに努力いたしたのであります。予算面においては終戦処理費の総額は、二十五年度分が一千九十二億余円、二十六年度分は一千二十七億余円でありまして、特別調達庁において処理いたしております終戦処理費の額は、その大部分即ち九百億円以上になつておるのであります。これは極めて巨額なものとなつておるのであります。これが適正に使われるということは、国の行政上の信用を内外に維持する上からも、又財政経済の上からも極めて重要なことであるのは勿論であります。然るに不幸にして多数の非難すべき事項がありましたことは、会計検査院の検査報告書等に徴しても明らかであります。私は今ここにその不正不当の事項を挙げて、又そのよつて来たるところの事由を申述べることは差控えまするが、経済調査庁の行なつたこの調査、監査によりまして、これが著しく改善せられたことは明らかであります。その際、又特別調達庁自身におきましても、大いに

その欠点を是正いたしまして、事務の取扱い等を著しく改善せられた事実があるのであります。更に又進駐軍の最高幹部からも、最も理解ある援助をこれに加えられたことも事実でありまして、かくて特別調達庁の事務はよほど改善せられてよくなつて参りました。そこで、同時に国費の節約せられた額も相当大きなものがあるということを申上げて置くのであります。

委員会において、昨日質疑応答の結果、明らかになりました事項を要約して申上げます。第一には、現行法の「一年間を限り」とあるのを、政府が「当分の間」と改正して提案をいたした理由につきましては、特別調達庁の業務の調査、経理の監査は、成るべく早く終結したいということ、政府は一応その期間をば本年末日までを適当とすると考えたのでありまするけれども、万一それで狂いが生ずることがあつてはいけないと考えまして、大事をとつて「当分の間」とするという改正案を作つたということであります。第二に、然らば衆議院において「当分の間」というのを「昭和二十六年十二月三十一日までに限り」と修正した理由は如何であるかという点でありますが、これにつきましては、衆議院の本会議並びに委員会の議事録を見ましても、少しもその説明が登載されていないのであります。衆議院の委員会に出席いたしまして、その審議にあずかつた小峯経済安定次官の説明によりますと、その理由は、一つの官庁が他の官庁を調査をすることは成るべく避けたい。従つて成るべく早くこれはやめたいものである。「当分の間」とは又明確を欠くことであるから、時期を明らかにする必要がある。又経済調査庁は過去一年の実行によりまして、調査、監査に習熟して来たのであるから、その期間を半年にいたしてもよろしいと考えるけれども、もう少し延長いたしまして、年末に国会が召集せられ、国会の開会期まで継続実行せしめることが適当であるという意味であつたという説明があつたのであります。第三に、過去一年間に調査監督を行なつたその効果はどうであるかという意見であります。これに対しては、特別調達庁の業務運営上大いなる改善を見た。更に又特別調達庁におきましては、内部機構改革によりまして一層の整備を加えんとするに至つておるということ、又各事項につきましては、工事関係は問題は少いけれども、需品関係には今なお若干改善を要するものがある。経理関係につきましては、金額に現われたる利益は明示しがたいという説明でありましたが、この所定の期限が経過いたしました後といえども、特別調達庁の事務の取扱がもう軌道に乗つておりまするから、再びこれは以前のごとき乱脈になる虞れはないという説明でありました。第四には、講和条約が締結せられるならば特別調達庁は廃止せられるかどうかという問題、これは廃止せられるという説明でありました。その場合に解職せられる者に対する措置はどうかということにつきましては、そのときに臨んで十分最善の手段を尽すつもりであるということでありました。第五に、会計検査院の権限内に経済調査庁の事務を包含せしめ、広く国の行政費の支出の監査をなさしめてはどうかという質疑に対しまして、会計検査院の本務は決算の検査確定にある。行政費の支出の検査を行うことはいたしまするけれども、これは経済調査庁の行う目的とは全く違うものである。けれども、将来機構を改正いたしまして、強力なる調査監督機関を設ける必要があるという答えでありました。第六に、委員側から、現今経理が最も紊乱しておるのは公共事業費の支出にある、この際強力な行政監査機関設置の必要があるということを痛論したのであります。これらの不正行為の取締は、一方においては検察当局の発動に待つのは勿論であるけれども、行政上の不正を防遏して適正なる運営を期するためには、会計検査院に一任すべきではない。従つて現在のごとき空白状態は速かにこれを是正する必要があるということを強く言われたのであります。政府はこれに対しまして、周東経済安定本部長官から、特殊の強力な行政監察制度を設ける考えで、その必要を認めておつて、現にこれは計画中であると答えられました。そうして同時に、公共事業費の支出の調査監査等を経済調査庁になさしむることは効果を挙ぐる所以ではなかろうという説明があつたのであります。

大体かような質疑応答を重ねました末に討論に入つたのであります。楠見委員からは、政府委員の説明によれば、この期限につきましては、これは期限は弾力性があるものであるということであるから、あえて反対する必要がない。従つて本案には賛成である。ただ公共事業費に関する調査監査に関しましては、これは経済調査庁に行わせるということも、経済調査庁の設置法によりますれば、それはあえてその性質に反するものではないということを考えるのであるけれども、併しこれは修正案を出すといたしましても、そういう時がない。従つて今後この問題は委員会の他日の研究に譲りたいということで、賛成の意見が陳述せられたのであります。次に梅津委員からは、本案には賛成する。公共事業費の支出の調査に関しては強力な機構を設立するという政府の言明に対して期待を置くものであるという意味でありました。更に郡委員、林屋委員からは、本案に賛成する。ただ経済調査庁をして公共事業費に関する調査監査を行わせることの是非については疑いを持つておるという意味の意見の陳述をいたしまして、政府は適当な措置を講ずるようにという希望を述べられたのであります。かようにいたしまして採決をいたしましたところが、全会一致を以て可決すべきものと議決せられた次第であります。

この段御報告申上げます。(拍手)

◎河川法の一部を改正する法律

(昭和二六、五、一九、法一五五)(衆)

一、提案理由(三月三十一日)

○西村(英)委員　ただいま議題になりました河川法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して、提案の理由を御説明申し上げます。

現行河川法は、明治二十九年に制定を見たものでありまして、きわめて古い法律であります。これを政治、社会、経済の各般にわたり着々とその民主化が進められている今日から見ますれば、時代に

即応しないものが多く、その全面的な改正を考慮しなければならない趨勢にありますことは御承知の通りであります。なかんずく同法第三十二条は、河川に関する工事の費用分担を規定している条文でありまして、河川そのものの工事と、河川工事を施行することによつて必要となる種々の附帯工事、たとえば鉄道橋梁の嵩上あるいは径間拡張とか、道路橋の嵩上あるいは径間拡張とか、農事用用排水施設の変更というような附帯工事がある場合の費用負担を定めてある条文であります。この場合、現行河川法の建前は、原則として附帯工事の管理者がその附帯工事に必要なる費用を負担するというように規定されております。ただ政令によつて、これを三分の二まで補助することができるということになつているのであります。すなわち一例を町村管理の用排水施設にとりますと、河川改修に伴うこれらの施設の移築改築等が必要なる場合は、その管理者である町村が負担する建前でありまして、政令によりまして、三分の二の補助を受けられる場合でも、三分の一は管理者が負担することとなるのであります。この思想は、現行河川法がきわめて古い時代のもので、国家権力のはなはだ強い時代の考え方でありまして、これを今日から見ますれば、はなはだしく時代に即応しないものがあると考えられる次第であります。ゆえに本法律案の改正趣旨は、かような場合においては、その工事の必要を生ぜしめた原因者が負担することが妥当でありまして、特にその管理者に受益がある場合は、その限度で、受益者一部を負担するように改正しようとするのであります。現行法案第三十二条の適用は、河川改修工事のすみやかなる進行が要望されております今日、むしろ工事促進をはばむ原因ともなりますので、同条を原因者負担の精神に改正せんとする次第であります。以上が本法律案の大要であります。

次に、その理由をいま少し詳細に申し上げたいと存じます。第一の理由としては、現行河川法第三十二条は、第一項と第二項から成つておりまして、これをよく検討いたしますと、同条第一項と第二項とは矛盾し、大いに均衡を失しているのであります。すなわち第一項は、他の工事によつて河川工事の必要を生じた場合、この河川工事費の負担は、その原因者が、負担するとしてあるにかかわらず、第二項は、河川工事によつて必要を生じた他の工事、いわゆる附帯工事の費用は、この附帯工事の管理者をして負担せしむることとしているのでありまして、両者の間にはあまりにも均衡を失し、公平の精神に反するといわざるを得ないのであります。かくのごとく河川法自体においてはなはだ矛盾せる考え方がなされておりますのは、最前も申し上げましたように、国家権力によつて一方的に強制しているような感じがいたすのでありまして、現在の社会情勢にかんがみまして、第一項の精神と同様、第二項も原因者負担とすべきが当然でありまして、もし附帯工事の施行によつて特定の利益が管理者にある場合には、その受益の限度によつて、その者に費用の一部を負担せしむることが、費用負担の公平の精神に合致するものと考えるのであります。

第二の理由といたしては、現行道路法と比較しての矛盾についてであります、御承知のように、現行道路法は、大正八年制定されまして、河川法に比しては新しい法律でありますが、同法におきましては、第四十一条において、道路附帯工事の費用は、道路工事の費用負担者が負担する。すなわち原因者負担の建前をとつておるのであります。河川法の場合と原則を逆にしておるのでありまして、近代法の精神が、かような場合に原因者負担であることは明瞭であり、また公平の精神にも合致するものと存ずるのであります。河川法と道路法においては、かくのごとく関連法規間の矛盾がありますが、この場合、道路法の原因者負担の精神を貫いているのであります。すなわち河川の附帯工事がもし道路である場合は、河川法によりますれば、この附帯道路工事の費用は、道路管理者の負担となり、道路法の原則たる原因者負担と相反することとなるので、道路法第六十三条第八号によりまして、かかる場合でも河川法第三十二条は適用しないこととといたしまして、原因者負担の精神を一貫させているのであります。

第三の理由としては、現行河川法第三十二条の規定は、その取扱い上、首尾一貫せず、行政上好ましくない点があると思うのであります。すなわち河川附帯工事に対しましては、政令によりまして、三分の二まで国庫補助をなし得ることといたしまして、特別の場合、全額補助をなし得るようになつておりますが、河川附帯工事は、市町村あるいは公共組合管理の用排水施設がその件数において大半を占めておりますが、地方財政困窮の今日におきましては、その特例が一般例となつておるところもあり、あるいは三分の一負担せしめられている場合もありまして、当事者の考え方次第で負担に差異を生ずるような次第でありまして、行政上好ましいことではないのでありまして、これを費用負担の原則を、原因者負担という、すつきりした合理的改正を行いますれば、その取扱いも公正を期し得られると考えるのであります。

第四の理由としては、現行河川法第三十二条第二項の規定は、河川改修の促進に対しまして、支障を来しているという点であります。昨今河川災害は激増の一途をたどりつつありますとき、河川改修のすみやかなる進捗が要請されておりますので、その附帯工事の費用を、一方的な考え方によつて地方鉄道、あるいは地方公共団体等にその工事費を負担せしむることは、かなり無理なる場合が多く、ために河川改修に一大支障を来しているのであります。御承知の通り河川改修は、公害を除去するために、一貫してすみやかに施行することによりまして、その効果を上げ得るのであります。現行法第三十二条第二項の一方的な取扱いでは、その円滑なる進捗を期しがたいのでありまして、これを原因者負担として、河川工事を、一貫した精神によつて行うことが、河川改修の円滑なる促進をはかるものと確信するものであります。

以上が、本法律案を提案いたしましたおもなる理由でございます。

最後に、本法律案は河川法全文と文体等を歩調を合せるために、かなり読みにくいようには感ぜられますが、これは、以上申し上げましたような理由によりまして、御了承を願いたいと存ずる次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを

お願いし、提案理由の説明にかえたいと思います。

二、衆議院建設委員長報告（三月三十一日）

○内海安吉君　ただいま議題となりました、西村英一君外十一名提案の河川法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

最初に、本法案の提案理由及び要旨について申し上げます。現行河川法は、その内容において現状に即さない点が多く、その全面的改正が必要であるが、特に同法第三十二条第二項の規定は、河川改修並びにこれに関する附帯工事促進のため急速に改正する必要があるとして、特に本改正案が提案されたのであります。すなわち、現行河川法第三十二条第二項の規定は、河川工事によつて必要を生じた他の工事の費用は、当該工作物の管理者たる公共団体または私人が負担すべきこととなつているのであります。すなわち、河川改修を行う者がその附帯工事の直接の費用負担者でないため、附帯工事の着工が遅れがちとなり、改修工事の促進を著しく阻害している現状であります。本改正案におきましては、その費用負担者を逆にして、附帯工事の原因者である河川工事の費用負担者が直接負担することに改め、河川改修工事及び附帯工事の促進をはかつたのであります。しかしながら、受益の限度で当該公共団体または私人にその費用の一部を負担せしむるというように規定してあります。

本委員会におきましては、今三十一日の委員会において提案者より提案理由の説明を求め、引続き質疑を行いました。

次に、質疑応答のおもなるものについて二、三申し上げたいと思います。第一に、地方財政への影響いかんという質問に対しては、附帯工事の管理者である市町村及び水利組合等は著しく負担が軽減するが、その肩がわりとして、府県はその一部を負担することになるが、全般的には軽減される旨の答弁がありました。第二に、附帯工事の限界いかんという質問に対しては、河川工事を遂行する上において必要となつた直接的な工事のみを考える旨の答弁がありました。第三に、受益の限度で、管理者をしてその費用の一部を負担せしめることとしているが、その受益の判定をいかにするかとの質問に対しては、特別の受益のみを考慮するのであり、関係両者の協議によつて決定する旨の答弁でございました。第四に、日本国有鉄道に対してこの規定を適用しない理由いかんとの質問に対しては、日本国有鉄道法第六十三条の規定により、日本国有鉄道は、河川法の適用については国とみなされるので、この規定は適用しない旨の答弁でありました。

かくて討論を省略し、採決に入り、全会一致原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院建設委員長報告（五月九日）

○小林英三君　只今議題となりました河川法の一部を改正する法律案の建設委員会におきまする審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は河川工事によつて必要を生じました他の工事の費用負担に関するものでございまして、現行法が工事の目的でありまする工作物の管理者の負担を原則としておりますのを改めまして、原因者負担を原則とし、工作物管理者が特にその工事によりまして利益を受ける場合には、その費用の一部を負担せしめることが負担の均衡を期するゆえんであるとするものであります。

委員会におきましては、提案者のほか、建設省、運輸省及び地方自治庁当局との間に質疑応答を重ねて慎重に審議をいたしたのでありまするが、今その主なるものを挙げますと、工事の必要な原因が河川と附帯工作物と両々相待つ場合はどうするか。河川改修よりも先に附帯工作物の整備を必要とするような実情にある場合の措置はどうするか。本案改正と昭和二十六年度予算との関係はどうであるか。改正の結果、私鉄の負担を減じて地方団体の負担増加を来たすようなことはないか。本案実施後、これと平衡交付金との関係はどうなるか。又河川法は古い時期の制定にかかり、根本的改正を要すると思うが、特に本案のみの改正を図る理由はどうであるかというようなことであつたのでありまするが、詳細は速記録によつて御了承願いたいと存じます。

かくて質疑を打切りまして、討論を省略、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。以上御報告を申上げます。（拍手）

◎競馬法の一部を改正する法律

（昭和二六、五、一二、法一五六）（衆）

一、提案理由（三月二十八日）

○小笠原委員　ただいま提案となりました競馬法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

現在競馬を開催することができますのは、政府、都道府県及び指定市町村のみでありまして、地方競馬場所在市町村でも、地方財政委員会の指定がありませんものは、競馬を開催することができないのであります。しかるに競馬場所在市町村は、競馬開催の度ごとに警備及び道路の破損等に多額の支出をいたしまして、市町村財政に大きな負担となつているのであります。また指定市町村につきましても、横浜、名古屋、大阪、神戸の四市は、当該市の存在する府県の区域内の競馬場ごとに、その他のものでもその区域内に地方競馬場の存在しているものは、年四回開催できることになつているのであります。従いまして指定市町村でない地方競馬場所在市町村につきましても、地方財政委員会が適当であると認めますものは、一般指定市町村同様年二回以内開催できるようにいたしまして、地方公共団体の財源強化に資するようにしたいと思うのであります。なお、地方財政委員会が指定を行う場合には、当該公共団体の財政状況及び地方競馬開催状況等を十分勘案いたしまして、いやしくも新

たに指定を受けた市町村が、競馬の開催によつて財政上の均衡を失したり、または競走馬に支障を来すことのないようにしまして、地方公共団体の財政改善と、健全娯楽の発展に貢献せしめたいと思うのであります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同くださるようお願いいたします。

二、衆議院農林委員長報告（三月二十九日）

○野原正勝君　ただいま議題と相なりました、小笠原八十美君外十七名提出、競馬法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会の審議の経過並びに結果の大要を御報告いたします。

現行競馬法によりますと、競馬を開催することのできますのは政府、都道府県及び指定市町村となつておるのでありまするが、地方競馬場所在市町村につきましても、地方財政委員会が適当と認めましたものは、一般指定市町村と同様に、年二回以内の開催ができるようにいたしまして、地方公共団体の財政改善と、健全娯楽の振興に資したいというのであります。

本法案は、昨二十八日付託と相なり、提案者を代表して小笠原八十美君より提案理由の説明がなされたのであります。本法案は、地方公共団体の財源の確立強化をはかることが目的でありまして、この趣旨につきましては、各委員ともに異論がございません。また地方財政委員会が指定いたします場合、当該公共団体の財政状況及び地方競馬の開催状況等を十分勘案いたし、いやしくも新たに指定を受けました市町村が、競馬の開催によりまして財政上の均衡を失したり、または競走馬に支障を来すことのないようにしまして、地方公共団体の財政改善と、健全娯楽の発展に貢献せしめたいと思うのであります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同くださるようお願いいたします。

三、参議院農林委員長報告（五月十六日）

○西山亀七君　只今議題となりました競馬法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

現行競馬法によりますと、競馬を行うことができるものは、政府、都道府県又は著しく災害を受けた市町村で内閣総理大臣が指定したいわゆる指定市町村に限られているのであります。ところが指定市町村でない市町村で競馬場が所在する市町村は、みずからは競馬を開催することができないのにかかわらず、他の市町村の催しにかかる競馬が開催せらるたびごとに、警備及び道路の破損修理等のために多額の支出を必要といたしまして、市町村財政に大きな負担となつているのであります。従いまして、かような負担の救済に資するため、指定市町村でない市町村でありましても競馬場が所在する市町村につきましては、地方財政委員会が財政状態及び地方競馬開催状況等を十分勘案して適当であると認めましたものは、指定市町村同様年二回以内開催できるように改めんとするのが本改正法律案の要旨でありまして、競馬の秩序と権威を維持するため競馬開催の機会を拡大することについては幾多の問題が残されているのでありますが、併し現行の競馬においては右の改正は止むを得ない措置と認め、委員会においては多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。

◎遺失物法の一部を改正する法律

（昭和二六、五、二三、法一五七）（衆）

一、提案理由（三月二十九日）

○河原委員　ただいま提案いたしました遺失物法の一部を改正する法律案の提案理由について、御説明申し上げます。

御承知の通り、昭和二十三年三月新警察制度が実施されまして、国家地方警察と自治体警察とが設置せられて来ておるのでありますが、遺失物法の取扱いは、旧警察制度の当時のままとなつております。そこで今回現在の制度に即応して、遺失物の処理及び帰属等を明確にし、その解決をはかるため、本法案を提出することといたしましたわけであります。

次にこの法律案の内容について御説明申し上げます。

この法案は、四点の改正案文及び附則からなつております。

遺失物法の一部を改正する法律

第一は、「警察官署」を「警察署長」に改めるのでありまして、自治体警察が設置されております以上、他の法令の場合と同様、官署の語によらず、警察署長と改めることとしたのであります。

第二は、第二条第四項を削除するのでありますが、出訴を禁ずるのは、憲法に違反するおそれがあると考えますので、これを削除することとしたのであります。

次に第三としまして、第十一条第三項にあります「警察官」を「警察署長」に改めるのでありますが、第一条第二項で警察署長が公告をするのでありますから、このように改正すべきであると考えます。

次に第四としまして、第十五条の全文改正を行うものでありますが、現行法によりますと、警察官署の保管物件で交付を受ける者がないときは、国がその所有権を取得することとなり、国庫に帰属していたのでありますが、新警察制度の趣旨から見まして、自治体警察に保管しております物件につきましては、これを当該市町村に、国家地方警察に保管しております物件につきましては、これを国に帰属させることとするのが妥当であると存じまして、このように改正の案を提出しましたのであります。

次に附則に移ります。附則第一項は、この改正法を公布の日から施行することとしたものであります。

附則第二項は、第十五条の改正の経過措置についての規定でありまして、自治体警察の設置以後の当該自治体警察署長の保管物件及び遺失物法第二条の規定により売却費用を控除した売却代金を含

め、国庫に帰属したこととなつているものについては、その処理方針及び手続が定まらぬため、そのままになつているのであります。従つて第十五条の改正案と同じ考え方で、これらの物件は、当該自治体に無償で譲渡することとし、そのかわりに、保管費その他これに要した費用は、国が負担せず、法第三条の規定の趣旨により、当該地方公共団体の負担とすることとしたのであります。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ御審議のほどをお願いいたします。

二、衆議院地方行政委員長報告（三月三十日）

○前尾繁三郎君　ただいま議題となりました遺失物法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、昭和二十三年三月、新警察制度が実施せられまして、国家地方警察と自治体警察とが設置せられて来ておるのでありまするが、遺失物法の取扱いは旧警察制度の当時のままとなつておるのであります。そこで今回、現在の制度に即応して遺失物の処理及び帰属を明確にし、その解決をはかるため、本法案を提出することといたしたわけであります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。この法案は四つの改正案文及び附則からなつておるのでありまするが、その内容はきわめて簡単でありまして、その主要な点は次の二点であります。

その第一は、現行法によりますると、遺失物が拾得者から警察官署に届け出られ、一定の期間経過後、なおその交付を受ける者がないときは、警察官署のその保管物件は、国がその所有権を取得することとなり、国庫に帰属していたのでありまするが、新警察制度の趣旨から見まして、自治体警察に保管しております物件につきましてはこれを当該市町村に、国家地方警察に保管しております物件につきましてはこれを国に帰属させることとするのが妥当であると考えられまするので、そのように現行法第十五条の全文改正を行おうとするものであります。

改正の第二は、警察官署の保管する拾得物の売却処分に対しては出訴し得ないことに現行法上はなつておりまするが、出訴を禁ずるのは憲法に違反するおそれがあると考えられまするので、これを削除することであります。

以上二点のほか、現行法において「警察官署」とあるところ及び特に第十一条第三項にあります「警察官」を「警察署長」に改めて、自治体警察の場合を含めて用語の合理的整理を行つたのであります。

なお附則第二項を設けまして、この改正法を公布の日から施行すること及び第十五条改正の経過措置についての定めをしたのであります。すなわち、自治体警察の設置以後、当該自治体警察署長の保管物件及び遺失物法第二条の規定により、売却費用を控除した売却代金を含め、すでに国庫に帰属したこととなつているものについては、その処理方針及び手続がきまらないため、そのままになつているのでありまするが、第十五条の改正案と同じ考え方で、これ

らの物件を当該自治体に無償で譲渡することとし、そのかわりに、保管費その他これに要した費用は国が負担せず、法第三条の規定の趣旨により当該地方公共団体の負担とすることとしたのであります。

本法案は、二月二十二日、議員川本末治君外四名から提案せられ、同日地方行政委員会に付託、三月二十九日に提案者より提案理由の説明があり、若干の質疑応答の後、討論を省略、採決に付しましたところ、満場一致をもつて可決と議決せられた次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院地方行政委員長報告（五月十六日）

○岡本愛祐君　只今議題となりました遺失物法の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法案は衆議院の提出でありまして、自治体警察の警察署長が保管する遺失物について、交付を受ける者がない場合の所有権帰属の問題等、遺失物法に対し、現在の警察制度に即応して若干の改正を加える必要が感ぜられますので、今回の提案と相成つたのでございます。

改正の第一点は第十五条を全文改正するのであります。只今までは民法第二百四十条によりまして、遺失物は、特別法の定めるところに従い、公告したのち一年内にその所有者の知れないときは、拾得者がその所有権を取得するのでありますが、更にこの遺失物法の第十四条及び第十五条の規定によりまして、その拾得者が更に六カ月内に警察の保管する物件を引取らなければ、所有権を喪失して国庫に所有権が帰属することになつているのであります。併し自治体警察署長が遺失物を保管している場合には、その警察署の所属する地方公共団体にその物件の所有権を帰属させることが妥当でありますから、そのように改正するのであります。なお、右改正に伴つて附則に経過規定を設けまして、この改正法律施行の際において、改正前の遺失物法第十五条の規定の適用を受け国庫に帰属した物件で、現に自治体警察の署長が保管しているものは、国が当該警察の属する地方公共団体に無償で譲渡することとし、これに対し地方公共団体が支出した当該物件の保管費、公告費その他の費用は、当該地方公共団体の負担とすることとしております。

改正の第二点は、第二条第四項の出訴禁止規定を削除するのであります。現行法では、警察に保管する遺失物が滅失又は毀損の虞れがある等の場合には、警察において売却処分することができますが、その場合、売却処分に対しては出訴することができない規定になつております。併しこのような出訴は新憲法の条章の上から当然国民に認められた権利と考えられますから、憲法違反の虞れのあるこの出訴禁止の規定を削除するのであります。

改正の第三点は字句の修正でありまして、自治体警察が設けられた今日、「警察官署」及び「警察官」の用語は、自治体警察の署又は署長を含まず、不十分又は不適当でありますから、これをいずれも

「警察署長」に改めたのであります。

地方行政委員会におきましては、提案者を代表する前尾衆議院議員、政府委員等との間に質疑応答を行い、五月十五日、討論採決の結果、全会一致を以て本法案は原案の通りこれを可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申上げます。（拍手）

◎引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭和二六、五、二五、法一五八）

一、提案理由（三月三十日）

○若林義孝君　ただいま議題と相なりました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要旨を御説明いたします。

お手元にありますように、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正すると申しますが、第七条の「施行の後三年」を「施行の後四年」に改めるというのであります。公布の日から即日施行するということに改めるのでありまして、その理由といたしましては、昭和二十三年にこの審議会が設置せられまして、引揚げ同胞対策に関しまして適切妥当なる施策の献策をして参りましたのであります。しかしなお十分とは申せない現状にあるのでありまして、より以上審議会の機能の進展を希望すること切なるものがあるのであります。たまたま国際連合におきましては、本年の五月に特別委員会を設置いたしまして、抑留されております日本人あるいはドイツ人の送還問題の解決に当ることになつたのでありますが、わが国といたしましてもこれに対応いたしまして、引揚げ問題に関する懸案の解決を急ぐために、本法の有効期間をさらに延長する心要があるのであります。各派外務関係の者、引揚げ特別委員会の関係の意見を総合いたしまして、ここに提出するに至つたのであります。何とぞ御審議の上成立し得ますよう御協力をお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告（三月三十日）

（新聞出版用紙割当に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院内閣委員長報告（五月十八日）

○千田正君　只今議題となりました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

引揚同胞対策審議会は、第二回国会において議決されました引揚同胞対策に関する決議に基きまして、法律第二百十二号を以て昭和二十三年八月から一年間を限つて総理庁に設置され、在外同胞の引揚問題に関する諸問題につきまして民間の陳情を審議し、且つ実情を調査し、以て引揚同胞対策を考究いたしまして、その結果を内閣総理大臣に報告して参つたのであります。併しながら御承知のようにこの在外同胞の引揚の問題は未だ解決を見ず、従いましてこの設置法も爾来三回の改正を重ねて参つて今日に及んだ次第でございます。今回の改正は四度目でございまするが、在外同胞の引揚問題は目下国際連合において取上げられておりまして、且つ引揚者の援護の面も十分でない現状でありまするので、この法の有効期間を更に一年間延長いたしまして、これらの懸案を解決する必要が生じた次第であります。これがこの法律案が提出されました理由でございます。

委員会におきましては、先ず発議者から提案理由の説明を聴取いたしまして質疑を行いました後、別段討議もなく、採決の結果は、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第でございます。

以上御報告申上げます。（拍手）

◎日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律（昭和二六、五、二八、法一五九）

一、提案理由（五月十六日）

○政府委員（草葉隆圓君）　日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案の提案理由を説明申上げます。

今回の改正は、ワシントンほか六カ所に在外事務所を新たに設置すること、及び在外事務所の職員の在勤手当及び住居手当の支給額の決定方法を変更することの二点にあるのでございます。

先ず第一に、ワシントンほか六カ所の在外事務所の新設につきまして御説明いたします。日本政府はすでに、日本政府在外事務所設置法によりまして、十八カ所に在外事務所を設置して参つたのでありますが、その後も引続きその増置方を総司令部を通じて関係諸国と交渉しておりましたところ、このたびワシントン、ロンドン、オタワ、メキシコ、リマ、ジヤカルタ及びスラバヤの七カ所に在外事務所を設置することについて、各関係国の承諾を得ましたので、これらの在外事務所を前記日本政府在外事務所設置法の第二条第一項の表に追加し、同時にこの機会に、総計二十五に及ぶ在外事務所を北米、中米、南米、東南アジア及びヨーロッパの地域別に配列して同表を改正するのが、改正の第一点であります。

次に第二に、在外事務所の職員の在勤手当及び住居手当の支給額の決定方法の変更について御説明いたしますが在外事務所に勤務する職員の在勤手当及び住居手当は、従来は日本政府在外事務所設置法第九条によりまして、アメリカ合衆国に設置される在外事務所については別表を適用し、その他のものには別表の九割から十一割までの範囲内で、所在地の物価水準と所在国通貨の対米為替相場とを基準として外務大臣が定めることとなつていたのでありますが、在外事務所の数が増加して、その人的構成等が複雑化して来るに従つて、在勤手当及び住居手当の決定基準として、各職員の職を考慮に入れる必要を生じて参つたのであります。

そこで前記法律の第九条第一項の改正案によりますと、在勤手当及び住居手当の支給年額は、すべて別表の九割から十二割までの範囲内とし、その範囲内において外務大臣が各職員について支給額を決定するのでありまするが、その基準としてはアメリカ合衆国にある在外事務所については当該職員の職を、その他の在外事務所につ

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

いては、当該職員の職のほかに、従来通り物価水準及び為替相場を考慮するということにしたのであります。これによりまして、在勤手当及び住居手当の年額は、各職員ごとに定められることとなりまして、実際に即した支給をいたすことができるのであります。なお附則におきましては、この法律の施行期日を定めたのでございます。

以上がこの法律案を提案いたしました理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、速かに御採択あらんことをお願い申上げまする次第でございます。

二、参議院外務委員長報告(五月二十一日)

○櫻内辰郎君　只今議題となりました日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案の外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

政府の説明によりますと、改正の要点は二点でございます。第一は、今回新たにワシントン、ロンドン、オタワ、メキシコ、リマ、ジャカルタ及びスラバヤの七カ所に在外事務所の設置が認められたので、これらを既設のものと併せて設置法第二条に列記したこと、第二は、在外事務所の職員に支給する在勤手当及び住居手当の支給額の範囲及び支給額の決定方法を変更したこと、即ち支給手当の年額は別表の額の九割から十二割までの範囲とし、米国在勤の職員については当該職員の職に相応した額、その他の国に在勤する職員については、その職員の職と所在地の物価水準及び当該国の通貨の対米為替相場を基準として、実地に即するよう外務大臣がこれを定めるというのであります。

本委員会は、五月十六日、委員会において慎重審議を行い、討論を経て採決いたしましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に国際連合教育科学文化機関憲章を受諾することについて承認を求めるの件につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

国際連合教育科学文化機関即ちユネスコは国際連合の専門機関の一つでありまして、ユネスコ憲章の前文及び第一条に書いてありまする通り、戦争は人の心の中に生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。従つて永続性のある平和は、政府間の政治的、経済的取りきめに基くだけでは十分でなく、人類全体の知的、精神的連帯の上に築かなければならないという考え方の上に立つて、教育、科学、文化を通じて諸国民の間の協力を促進し、世界の平和及び安全に貢献することを目的とするものであります。この機関の基本文書たるユネスコ憲章は、昭和二十年十一月十六日ロンドンで四十四カ国によつて作成され、昭和二十一年十一月四日に効力を生じましたが、現在ユネスコ加盟国総数は五十九カ国に達しております。

政府側の説明によりますと、政府は先にユネスコ事務局長宛この機関への加盟申請をなし、その申請書はすでに受理された旨の通知があり、一方加盟のために必要な国連経済社会理事会の過半数の支持を得ており、今後本年六月開かれるユネスコ執行委員会と総会との承認があれば、我が国は国際連合教育科学文化機関憲章を受諾して、ユネスコの加盟国となり得る状態となりますので、その場合は同憲章を受諾したい。よつて、この案件について国会の承認を求めるというのが本案の趣旨であります。なお、この機関の目的、事業その他の詳細については、お手許に配布の文書につき御承知願います。本委員会は、本案審議のため先ず五月十四日文部委員会との連合委員会を開き、主として文部委員より質疑を行いました。次いで五月十六日の外務委員会においては更に政府側と質疑を続行いたしましたが、詳細は議事録に譲ることといたしたいと存じます。次いで討論を経て採決を行いましたところ全会一致を以て本件は承認を与うべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。

三、衆議院外務委員長報告(五月二十四日)

○守島伍郎君　ただいま議題となりました法案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、五月十二日内閣から国会に提出され、本委員会に付託されましたので、五月十六日及び二十三日の両日にわたり委員会を開き、審議をいたしました。政府側の説明によりますれば、貿易の振興及び在留邦人に関する事務処理のために、日本政府在外事務所を、すでに設置された十八箇所以外の地にも設置することは、きわめて必要でありますので、連合国最高司令官、総司令部を通じて設置方を交渉中のところ、アメリカ合衆国その他の関係諸国の承諾を得ましたので、ワシントン市、オタワ市、メキシコ市、リマ市、ロンドン市、ジャカルタ市及びスラバヤ市の七箇所に在外事務所を増置することとし、この機会に総計二十五に及ぶ在外事務所を北米、中米、南米、東南アジア及びヨーロッパの地域別に配列にするのが改正の第一点であります。

次に在外事務所に勤務する職員の在勤手当及び住居手当は、従来はアメリカ合衆国内の在外事務所について定められた額の九割から十一割までの範囲内で外務大臣が定めることになつていたのでありますが、在外事務所の数が増加して、その人的構成等が複雑になつて参りましたので、今回の改正案では、右の金額の九割から十二割までの範囲内において、外務大臣が各職員について支給額を決定するのであります。その基準としては、アメリカ合衆国内の在外事務所については当該職員の職のほかに、従来通り物価水準及び為替相場をそれぞれ考慮するということにいたしたいということでありました。

次いで委員と政府当局との間に質疑応答が行われ、討論はこれを省略して、ただちに採決に入り、本案は多数をもつて可決せられた次第であります。

右御報告いたします。(拍手)

◎地方自治法の一部を改正する法律

(昭和二六、五、二八、法一六〇)(衆)

一、提案理由(五月十六日)

○野村委員　ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表しまして、便宜私からその提案の理由を御説明申し上げます。

御承知の通り地方自治法の第百五十八条には都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるために、都道府県に置くことのできる局部の定めがございます。

今回の提案はこの規定の一部に変更を加え、東京都における税務

地方自治法の一部を改正する法律

行政と港湾行政の能率的処理をはかろうとするものでありまして、任意設置の部に既存の建築局のほかに新たに主税局、港湾局二局を掲げて都は必要に応じ、条例をもつてこれらの局を置くことができるようにいたそうというのであります。

現在東京都におきましては、税務行政は財務局の主税部が管掌しております。港湾行政は建設局の所管に属し、その港湾部において処理しておるのでありますが、いずれもその行政の性質、分量、人的組織、事務機構等、各般の実情にかんがみまして、その円滑な処理と目的達成のためには、独立の局を設ける必要が感ぜられるのであります。

すなわち税務については、地方税法の改正に伴い、新たに固定資産評価員を設置するとともに、二十三箇所に都直轄の税務事務所を設置し、税行政の完全円滑な遂行と、都税収入の都財政上に占める地位と、三千数百名の職員を擁する税務機構を、一層効率的に運営するためには、その機構を独立整備する必要があるのでありまして、これがために現在の主税部を主税局に昇格せしめ、税務行政の強力な中枢機関となし、徴税機関を一元化し、税務職員の人事管理、予算執行等の迅速化をはかろうというのであります。

また都の港湾行政は、昭和十六年東京開港の当初から、港湾局制をもつて運営したのでありますが、たま〳〵終戦後の港湾の一時的衰勢に基因して、局を廃止したのであります。しかしながら最近の目ざましい海運復興の現状に対応して、港湾の緊急整備を必要とするとともに、港湾法によつて東京港は重要港湾に指定され、都がその管理者となつたので、重要港湾としての管理体制を確立し、もつて行政責任を明確にするため、部を昇格して独立の港湾局としようとするものであります。

法の一部に所要の改正を加えようとするものであります。

以上が本提案の理由であります。何とぞ御審議をお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告（五月十七日）

○野村專太郎君　ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会におきまする審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、小生外四名の共同提案になるものでありまして、その内容及び目的とするところは、地方自治法第百五十八条に定めておりまする、都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるために都道府県に置くことのできる局部に関する規定の一部に変更を加え、東京都における税務行政と港湾行政の能率的処理をはかろうとするものであります。すなわち、同条第二項の、いわゆる任意設置の部に新たに主税局、港湾局の二つを加えて、都は必要に応じ条例をもつてこれらの局を置くことができるようにいたそうというのであります。

現在東京都におきましては、税務行政は財務局の主税部が管掌しておるのでありまして、港湾行政は建設局の港湾部において処理をいたしておるのでありまするが、いずれも行政の性質、分量、人的組織、事務機構等の各般の実情にかんがみ、その円滑な処理と目的達成のためには独立の局を設けることが必要であります。すなわち税務については、地方税法の改正に伴い、都は新たに固定資産評価員を設置するとともに、二十三箇所に都直轄の税務事務所を設置し、税務行政の完全円滑な遂行と、都税収入の確保をはかつておるのでありまするが、都税収入の都財政上に占める地位と、三千数百名の職員を擁する税務機構を一層効率的に運営するためには、現在の部を局に昇格独立せしめて整備した税務行政の一元的中心機関とし、もつて人事管理、予算執行等の迅速化をはかろうとするのであります。

また都の港湾行政は、昭和十六年東京開港の当初から港湾局制をもつて運営したのでありますが、たま〳〵終戦後の港湾の一時的衰勢により局を廃止したのであります。しかしながら、最近の目ざましい海運復興の現状に対応して港湾の緊急整備を必要とするとともに、港湾法によつて東京港は重要港湾に指定され、都がその管理者となつたので、重要港湾としての管理体制を確立し、もつて行政責任を明確にするため、部を昇格して独立の港湾局としようとするものであります。この必要を満たすために地方自治法の一部に所要の改正を加えようとするものであります。

以上が本法案の内容及び目的でありますが、本案は、五月十五日、本委員会に付託され、翌十六日、提案者を代表して不肖より提案理由の説明をいたしました。本案の内容はきわめて簡単であり、目的、理由もまた明白でありますので、討論を省略し、ただちに採決に付しましたところ、賛成多数をもつて可決せられた次第でございます。

右御報告いたす次第でございます。（拍手）

三、参議院地方行政委員長報告（五月二十三日）

○堀末治君　只今議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は衆議院の提出にかかり、東京都は条例で主税局及び港湾局を置くことができる旨を定めようとするものでありまして、その理由は、現在東京都においては税務行政は財務局の主税部で、港湾行政は建設局の港湾部でそれ〴〵処理していますが、いずれもその行政の性質、分量、人的組織、事務機構等各般の実情に鑑み、その円滑な処理と目的達成のために、各独立の局を設ける必要があるというのであります。

委員会においては、先ず発議者の一人たる野村衆議院議員から提案理由の説明を聞いた後質疑に入り、各委員と野村議員及び政府委員並びに参考人春都副知事との間に質疑応答が行われました。二つの部を局に昇格させる必要如何との問に対しては、税務については、地方税法の改正に伴い二十三ヵ所に都直轄の税務事務所を設けて遺漏なきを期しているが、都税収入の都財政上に占める地位と、三千数百名の職員を擁する税務機構を一層効率的に運営するために、主税局を設けようとするものであり、港湾行政については、従来港湾局を設けて運営したが、終戦後これを部に改めたところ、最近海運復興の機運に対応し、又港湾法の制定に伴い重要港湾に指定され、都が管理者となつたので、ここに再び部を局に昇格して運営の完璧を期せんとするのであるとの答弁がありました。更に各委員から道府県の部制についても、この際条例に一任するように法律を改正すべきではないかとの質疑が繰返されましたが、これに対し政

府委員から、行政事務の再配分の解決と相待つて適当に処置したいとの答弁がありました。なお詳細は速記録によつて御覧を願います。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、相馬委員から、政府は将来成るべく速かに抜本的改正を行うべきことを希望する旨を述べて原案に賛成し、岩木委員も又新局長以下昇格に心おごることなきよう善処することを要望の上賛成の意を表明しました。次いで採決に入りましたところ、全会一致を以て原案は可決となつた次第であります。

右御報告いたします。（拍手）

◎港湾運送事業法

（昭和二六、五、二九、法一六一）（参）

一、提案理由（三月三十日）

○委員外議員（鈴木恭一君）　私鈴木でございますが、港湾運送事業法案の提案理由について御説明いたします。

港湾運送事業はいわゆる大運送に対する小運送或いは基本運輸に対する附帯運輸の事業でありまして、海上運送に先行し、又は後続して貨物の海陸連絡運送をなすものでありますが、なお海上運送と陸上運送とを連絡中継し、又事業経営上最も良好な立地条件を備える港湾地帯に集中いたしておりまする各種の重要産業に対しみずから集貨配達をも行なつているのでありまして、社会的、経済的に極めて重要な役割を担つているのであります。

然るに我が国における港湾運送事業の現状を見まするに、この事業に特有の波動性により常に零細化し、後進化する内在的傾向を有することとも関連いたしまして、極めて不健全、不安定、脆弱且つ後進的でありまして、一度荷動きが減少すれば、直ちに激甚なる不当競争を展開し、この事業の重要な施設でありまするはしけや荷役機械の維持修理すら放擲し、混乱と無秩序の中に共倒れの危機に陥るに反し、一方輸送力の増強が強く要請されるときは輸送上運輸の大きなネックとなりまして、多くの問題がこの事業にしわ寄せされて来るのであります。

このような現状は、この事業本来の社会的、公共的使命並びに交通事業全体の調和ある発達という点に鑑み、この点を速かに改善いたさなければならないのであります。殊に御承知のように、我が国の船腹拡充は現下の国際情勢におきまして、喫緊の課題でありまして、これがため政府におきましては数次にわたる新船の建造又は外国船の傭船購入等によりまして、船腹の積極的拡充を図りつつありますことは、皆様の御承知の通りでありまするが、これらの施策も港湾運送事業の健全な発達を伴わないことには、その効果は半減すると申しても過言でないのでありまして、荷役能力増進のため早急にこの事業を安定させ、且つ健全ならしめ、更にその合理的発達を促がす必要があるのであります。これが港湾運送事業法案の提出を必要とするゆえんであります。

次に、この法律案の主な内容について簡単に御説明いたします。

第一は、営業自由の基本原則の下において事業者の健全性と適格性とを確保し、事業の秩序を回復維持するため、事業の種類を明確に規定した上、事業につき登録制を実施することとしたことであります。即ち登録については、要件充足主義に基き、一定の要件を具備する者は必ずこれを行うものとし、半面一定基準に対する不適格業者につきましては、その登録を拒否し、無登録営業はこれを禁止いたしますと共に、登録を受けた事業者につきましても、この法律に違反した場合等におきましては、事業の停止を命じ、又は登録を取消すことがあるものといたしました。

第二は、公正な競争を確保し、事業の健全な発達を図り、その近代化を促進すると共に、利用者の利益を保護するような合理的運賃料金制を実施することとしたことであります。即ち運賃料金制につきましては、各事業者が実施しようとする運賃料金を定めて、実施予定日の三十日前までに運輸大臣に届け出で、且つ一般に公示するものとし、この実施猶予期間内に利害関係人に対して異議申立を認め、異議申立があつたときは、運輸大臣は運輸審議会の開催する公聴会において十分意見を述べる機会を与えると共に、不当と認めるものにつきましては、その変更を命ずることがあるものといたしまして、その合理化を図り、かくして実施し得ることとなつた運賃料金については、厳格にこれを遵守しなければならないものといたしました。

第三は、設備資金の円滑な融資が、動産の多いこの事業において担保の問題により著しく阻害されている事実に鑑みまして、施設の拡充合理化を可能ならしめ、且つこれを促進するため、この事業に財団抵当制度を確立することとしたことであります。即ち港湾運送事業に関し、同一の事業者に属する上屋、倉庫、はしけ、荷役機械等、不動産及び動産の全部又は一部を以て工場抵当法の手続に準じまして、財団を組成いたしますと、この財団は一個の不動産とみなされまして、これに抵当権を設定することができるのでありまして、これにより施設の拡充合理化に大きな効果が期待されるのであります。

以上がこの法律案の内容の主な点であります。右に述べました理由によりましてこの法律案を早急に制定する必要があるのでありますので、どうぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、参議院運輸委員長報告（三月三十一日）

○植竹春彦君　只今議題となりました港湾運送事業法の提案の理由及び審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本法案は鈴木恭一君ほか四名の提出にかかるものでありまして、その目的とするところは、現在無秩序の状態にある港湾運送事業に秩序を与え、公正なる競争と施設の改善を行なつて、港湾運送荷役の増強を図り、船腹増強施策に対応せんとするものであります。法案の要点の第一は、港湾運送事業を飽くまで自由営業の原則に立ちなが

ら又登録制度としたことであります。第二点は、公正な競争と利用者の利益の保護とを併せ考えて、運賃、料金、運送約款につきまして届出制度をとると共に、利害関係人の異議申立により運輸大臣が公聴会を経て不当な者について是正を命ずることであります。第三点は、運送施設改善のために設備資金の円滑なる融資を助けるため港湾運送事業財団の設定を規定したことであります。

委員会におきましては慎重審議をいたしました結果、妥当なる立法であると認めて、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。質疑、討論の内容の詳細につきましては、委員会の速記録によつて御了承をお願いいたします。以上御報告を申上げます。(拍手)

三、衆議院運輸委員長報告(五月十七日)

○大澤嘉平治君　ただいま議題となりました港湾運送事業法案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。わが国の港湾運送事業の現状を見ますと、きわめて不健全、不安定かつ脆弱でありまして、一たび荷動きが減少すると、ただちに激甚な不当競争を展開し、この事業の重要な施設すら放擲し、混乱と無秩序の中に共倒れの危険に陥るのであります。一方輸送力の増強が強く要請されている現下の情勢にかんがみまして、港湾運送事業の健全な発達をはかろうとするものであります。

次に本法案の内容のおもなる点をあげますと、まず第一点は、事業者の健全性と適格性とを確保し、事業の秩序を回復維持するため、事業の種類を明確に定めた上、これを登録制にしようとするものであります。第二点は、公正な競争を確保し、事業の健全な発達をはかるため、合理的な運賃料金制を実施しようとするものであります。第三点は、施設の拡充、合理化をはかるため、この事業に財団抵当制度を確立しようとするものであります。以上が、この法案の内容のおもなる要点であります。

本法案は、予備審査として、三月三十日、本委員会に付託され、即日提出者から提案理由の説明を聴取し、三十一日正式に本委員会に付託され、三月三十一日、五月十四日、十五日の三回にわたり、提出者と委員との間に熱心な質疑応答がとりかわされたのでありますが、その内容のおもなるものを申し上げますと、委員より、大口貨物であつて長期契約にかかるものに対しても、一般の場合と同様に運賃及び料金を定めるのであるかとの質問に対しまして、提出者より、かかる場合に対しては実情に応じ相当の幅を持たせ、適正な運賃及び料金を定めさせる方針であるとの答弁がありました。また最初に届け出た上実施された運賃及び料金に対しては、その後変更を命ずる規定がないが、将来経済情勢の変化がある場合には、いかなる処置をとるのであるかとの質問に対して、提出者より、さような場合には業者みずから運賃及び料金の変更を申し出ると思われるが、本法案実施の上、不都合の点が生ずれば、これを改正するにやぶさかでないとの答弁がありました。その他の詳細は会議録に譲ることといたします。

次いで、自由党岡田五郎君より、本法案は、附則第五項で、自動車抵当法施行法の一部を改正するように規定されているが、自動車抵当法施行法はいまだ公布されていない、よつて附則第五項を削り、第六項を第五項とし、以下一項ずつ繰上げ、新附則第八項中「第七項」を「第六項」に改めるよう修正案の提出がありました。

次に、討論を省略いたしまして、ただちに修正案について採決の結果、起立総員をもつて可決し、引続き修正部分を除く原案について採決の結果、これまた起立総員をもつて可決いたしまして、本法案は修正議決すべきものと決しました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎鉄道敷設法の一部を改正する法律

(昭和二六、五、三〇、法一六二)(衆)

一、提案理由(五月二十三日)

○岡田(五)委員　ただいま議題となりました鉄道敷設法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

鉄道が経済及び文化の基盤であることは、いまさら申すまでもないのでありまして、わが国経済の再建、文化の向上をはかるため、国土総合開発の一環として日本国有鉄道の新線建設を行うことは、国民のひとしく熱望するところであります。衆議院においては、第七、第八両国会において鉄道建設促進に関する決議が可決せられ、また参議院においても、前国会において同趣旨の決議が可決せられたことは、すでに各位の御承知の通りであります。しかるに今日に至るまで鉄道新線の建設の遅々として進捗しないことは、国鉄の戦災施設の復旧に急を要するものが多かつたことと、その財政事情の悪かつたこと等より見て、やむを得なかつたこととも考えられますが、わが国に必要な鉄道を完成するため、日本国有鉄道の敷設すべきものとして、この法律の別表中に掲げられている予定路線は百六十五の多数に上り、そのうちすでに建設に着手せられたにもかかわらず、戦争の影響によつて工事中止のやむなきに立ち至つている区間のみでも五十箇所、五百九十余キロに達しているのであります。そのほか、その後の政治経済事情の推移に伴つて、新たに鉄道建設の特に必要と認められるに至つた路線もまた少くないのであります。今や国鉄の復興もようやく軌道に乗り、その財政状態もまた安定して参つたのでありますから、この際戦後の政治経済情勢に即応する鉄道建設計画を樹立し、これが推進をはかる必要があると考えられるのでありますが、いずれの路線の建設から始めるべきか、またその財源をいかにして調達すべきかは、国家再建のため特に慎重を要する重要事項であると存じます。よつて運輸大臣の諮問機関として鉄道建設審議会を設けて、広く衆知を集め、建設路線の選定、資金の調達の方法等を調査研究せしめ、鉄道新線の建設の万全を期

することにいたしたいというのが、本改正法案提出の理由であります。

次に本改正法案の内容のおもなる点について申し上げますれば、第一に、鉄道建設審議会は、運輸省に設置せられる運輸大臣の諮問機関であります。

第二に、運輸大臣は、日本国有鉄道から鉄道新線建設の許可申請があり、これが許可に関して必要な措置をする場合、または公共の福祉を増進するため特に必要があると認めて、日本国有鉄道に対して新線建設に関して命令をする場合には、あらかじめ本審議会に諮問しなければならないこととといたしております。なお建設審議会は、みずから進んで新線建設に関して関係各大臣に建議することができることといたしました。

第三には、審議会は政党政派にとらわれず、国家財政の状況、国鉄運営の実情、他の交通機関との関連等を十分に考慮し、わが国経済の発達、文化の向上に資することを目標として、公正かつ合理的に審議決定しなければならないことを規定いたしました。

第四には、審議会は、その職責の重要性にかんがみ、広く衆知を集める必要があると考えまして、衆議院の指名した衆議院議員六人、参議院の指名した参議院議員四人、関係各省の政務次官、事務次官等七人、運輸審議会長、日本国有鉄道総裁、運輸業、鉱工業、商業、農林水産業、金融業等について識見と経験とを有する者六人、鉄道建設について学識と経験を有する者二人、合計委員二十七人をもつて組織することとし、委員は内閣において任命いたします

が、特に国会議員及び職務上任命せられる者以外の者の任命については、両議院の同意を得なければならないこととといたしております。

なお委員は、非常勤、その任期は二年とし、国会議員及び職務上任命せられた委員以外の委員については、心身の故障のためその職務を行うことができないと認められる場合、または職務上の義務違反、その他委員として不適当と認められる場合には、両議院の同意を得てこれを罷免することができることとし、その他審議会の議決方法等、所要の規定を設けておるのであります。

以上簡単でございますが、本改正法案提出の理由及びその内容の概略を申し述べました。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院運輸委員長報告（五月二十四日）

○前田郁君　ただいま議題となりました鉄道敷設法の一部を改正する法律案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、昨二十三日、本委員会に付託され、ただちに提案者より提案理由の説明を聴取し、これを慎重に審査いたしたのであります。

本法案の趣旨を申し上げますと、鉄道は経済文化の基盤であり、わが国経済の再建、文化の向上をはかるため、国土総合開発の一環として鉄道の新線を建設することはきわめて緊要であつて、国民のひとしく熱望するところであります。この要望にかんがみ、衆議院では、第七回及び第八回国会において、参議院では前国会において、それ〴〵ほぼ同一趣旨の鉄道建設促進に関する決議がなされたことは、諸君の御承知の通りであります。今日まで新線建設が進捗しなかつたのは、戦後国鉄の復旧に急を要し、かつ財政状態が不良であつたこと等によるものでありまして、この法律の別表に掲げられている建設予定線中、すでに着工せられたにもかかわらず、戦争の影響により中止のやむなきに至つたものは、区間だけでも五十箇所、五百九十余キロに達しているのであります。今や国鉄の復興ようやく軌道に乗り、財政状態もまた安定したのにかんがみ、戦後の新情勢に即応する鉄道建設計画を樹立し、これが推進をはかる必要があることは、多く言うまでもないのであります。しかして、建設の順位、資金の調達等については特に慎重を期するの要がありますので、ここに運輸大臣の諮問機関として鉄道建設審議会を設け、広く衆知を集め、鉄道建設に関し必要なる事項を調査審議せしめ、鉄道新線の建設に万全を期することとしようというのであります。

次に本改正案のおもなる点を申し上げますと、第一に、運輸大臣は、日本国有鉄道から新線建設の申請があり、これが許可に関し必要なる措置をする場合、並びに公共の福祉を増進するため、特に必要があると認め、新線建設に関し必要な命令をなす場合には、あらかじめ審議会に諮問しなければならないこと、第二に、審議会は総理大臣及び関係各大臣に対し新線建設に関し建議することができること、第三に、審議会はわが国経済の発達、文化の向上に資することを目標とし、公正かつ合理的に審議決定しなければならないこと、第四に、審議会は両議院の議員、関係行政機関の次官または副長官、運輸審議会の会長、日本国有鉄道総裁、運輸業、鉱工業、商業、農林水産業、金融業等に関しすぐれた識見と経験とを有する者、鉄道建設に関し学識と経験とを有する者、以上二十七人をもつて構成せられるものであること等であります。

さて本法案に対しましては、提案者代表岡田五郎君と各委員との間に熱心な質疑応答がかわされたのでありますが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、昨二十三日質疑を打切り、討論を省略いたしまして採決の結果、多数をもつて本法案は原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、簡単でありますが、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院運輸委員長報告（五月二十八日）

○植竹春彦君　只今上程いたされました鉄道敷設法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を申上げます。

本法律案の要点は、日本国有鉄道の鉄道新線の敷設は、国家経済の発達、文化の向上並びに民生の安定に甚大なる影響を及ぼしますので、運輸大臣の諮問機関として運輸省に鉄道建設審議会を設けまして、今後日本国有鉄道の新線の選定や資金の調達方法等について

公正且つ合理的に調査研究せしめて、鉄道新線の敷設に関して万全を期そうという趣旨でございます。

委員会における質疑に当りまして、菊川委員より、各種審議会の存否が検討を受けている現在、その必要性を質し、新線建設には、かかる機関を設くることを考慮するより、建設予算の成立に努力するほうが効果的であり、又仮に審議機関を設くるにしても、現存の委員会を利用するか、或いは新設する場合も、もつと弾力性のあるものにしたほうがよくはないかという趣旨の質問があり、又鈴木委員よりも、本審議会を国鉄の機関とすることの可否等につき質問がありましたが、これらの質問に対し提案者の代表として衆議院議員岡田五郎君は、鉄道新線建設の要はすでに国会両院において決議された事項であり、その緊急性と重要性を深く認識するので、新線の建設はひとり国鉄又は運輸大臣の判断のみに任せず、あらゆる角度から、公正且つ合理的な結論に基いて予算を獲得し、新線建設を推進する要がある。この趣旨の機関として鉄道会議が永年効果を挙げて来た実績もあるので、今回各種審議会が検討を加えられておつても、その必要性を認め、運輸審議会の審議事項から特にこの点を外し、別個に常置機関を設けて、専心この事項を担当せしめようとするものである、これを現存機関のみを以て当らせることは、その目的並びに性格から見て適当ではないとの答弁がありました。

次いで討論に入りましたところ、菊川委員より、一般に審議会等審議機関の制度については批判が加えられている際でもあるから、この鉄道建設審議会の委員については、真にその職責を果し得る者を選び、本法の運用の万全を図られたいことを希望して、本法律案に賛成の旨、意見の開陳があり、次いで採決に入り、全会一致を以ちまして原案通り可決することに決定いたしました。

以上御報告いたします。

次に道路運送法案、道路運送車両法案、自動車抵当法案、及び右三法のそれ〴〵の施行法案、以上六つの法案につきまして御報告申上げます。

最初に道路運送法案でありますが、これは昭和二十二年法律第百九十一号で制定されました現行道路運送法を全面改正するものでありまして、現行法実施以来の経験に鑑みまして、その不備欠陥を是正し、道路運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保すると共に、道路運送に関する秩序を確立することにより、道路運送の総合的な発達を図ろうとするものであります。

今回の全面改正で特に意を用いてあります点は次の通りであります。第一は、免許の対象となつております自動車運送事業の種類を、現実の事業形態に即応いたすように改めました。第二は、運賃料金制度につき定額制を強調したこと、並びに貨物自動車運送事業について運賃料金の現払制を原則といたしました。第三は、従来命令に譲つてありました従業員の服務、旅客の禁止行為その他の事項を今回法律に規定し、又は新たに行政処分の基準を法律で規定し、行政の民主化を図つたこと。第四には、国有鉄道の経営する国営自動車について、国有鉄道が公共企業体になりました事情に鑑み、民

営と同じ立場で律する要のあることについては同様の措置をとることにし、民営との調整を図つたこと。第五には、自動車運送取扱業に登録制を布き、一般利用公衆の保護を図つたこと。第六には、自家用自動車の共同使用、賃貸を許可制にし、自家用車の営業類似行為を取締り、運送秩序の維持を図つたことであります。次は道路運送審議会制度を改正し、委員の定数を現在九十七名から四十九名に減じ、その任命方法を都道府県知事の倍数推薦の方法をとることにしたほか、委員の身分、行為に所要の修正を加えておるのであります。最後に、車両の検査、整備及び登録に関する事項は、現在、道路運送法で規定しておりますが、今回の改正ではこれらを別個の単行法律案として、道路運送車両法案として提出されたのであります。

即ちこの道路運送車両法案についてその要旨を申上げますると、この法律案は最近の自動車の実情に鑑み、車両の保安を強化いたしますために、先ず車両の構造及び装置につき保安上必要な最低限度の基準を設けると共に、車両検査制度を整体充実し、且つ自動車使用者に車両の整備体制を自主的に確立させ、一方又自動車整備事業を認証して、その発達を図り、車両検査と相待つて自動車保安の確保とその整備について技術の向上を図ろうとするものであります。なお、この法案におきましては、従来の自動車の登録制度を整備拡充して、登録を自動車運行の要件とし、且つ登録に私法的効果をも持たせて対抗要件として、自動車の実態把握と盗難防止の徹底を図ることにいたしたのであります。

鉄道敷設法の一部を改正する法律

更に今回登録自動車を抵当権の目的になし得る制度を創設いたしましたのが、これが只今最後に申上げまする自動車抵当法案でございます。

この法案は、軽自動車並びに二輪の小型自動車を除いて、登録を受けた自動車を広く抵当権の目的となし得る途を開こうとするものでありまして、動産抵当の制度として全く画期的のものでございます。その目的といたしますところは、金融の円滑化を確保して、新車の代替を促進し、以て車両の保安度を高め、自動車輸送の健全な発達を図ろうとすることにあります。この自動車抵当制度の大要は、抵当権の目的たる自動車の同一性の確保については、前に申上げました道路運送車両法の登録制度によるものでありまして、この法案では、抵当権の公示、効力など、抵当権に関する事項を規定しております。即ち抵当権は当該登録原簿にその得喪変更を登録いたしまして対抗要件としており、抵当権の効力については、民法の規定中援用すべきものについては本法に相当の規定を置いておりますほか、質権設定の禁止など、特例を置いておるのであります。以上三法案の大要を申上げましたわけであります。

次に以上三法案のそれ〴〵の施行法案につきましては、これらのそれ〴〵の本法を施行いたしますために必要な経過措置、関係法令改廃並びに調整について規定したものであります。

以上がこの六つの厖大な法律案の要点でございました。

これらの六つの法律案は、何分にも厖大な法律案でありますので、三月三十日運輸委員会に予備審査として付託されましてから熱

心に審査を進め、道路運送法案及びその施行法案については地方行政委員会と連合委員会を、道路運送車両法案及びその施行法案並びに自動車抵当法案及びその施行法案については法務委員会と連合委員会を開き、本委員会においてはその意見を尊重しつつ審議を進めました。又道路運送法案及びその施行法案については五月二十二日公聴会を開催して広く関係者の意見を聴取いたしました。公聴会には各自動車事業者団体の役員、全国知事会代表及び全日本交通運輸労働組合協議会の役員が出席しましたが、その意見はいずれもおのおのの立場より法案を批判したものでありまして、結論はいずれも賛成意見でありました。

各委員会における質疑と公聴会における批判の主なるものを申上げますと、第一は、道路運送法施行の場合の行政事務の再配分の問題でありまして、シャウプ勧告に基き、道路行政とも関連し、中央官庁の権限を地方に配分し、国民の日常生活と直結さすべきであるというのでありまして、なお、この点については、運輸委員会と地方行政委員会との連合委員会において活潑な質疑が重ねられたのであります。その主なる事項は、自動車より分離した物件についての抵当権の追及力、債務者が任意に用途を廃止し登録の抹消をした場合の債権者保護、抵当物件となつている自動車に対する侵害行為の処罰等、主として容易に分離し容易に消耗する自動車のごときものについて、悪徳な債務者に対する配慮及び自動車抵当についての強制執行の方法が主なる事項でありました。これに対して政府委員よりは、公示技術の可能な限りにおいて物件を特定し、同一性を確保したのであり、罰則は刑法第二百六十二条により、又強制執行の等免許の基準によりなすべきもので、その結果、復数営業となり得ることもあるけれども、免許に際しては同種又は異種交通事業者間の調整も当然考慮に加うべき要素である旨の答弁があつたのであります。次は貨物自動車運送事業の事業区域に関する質問でありますが、自動車運送の発達に伴つて、この区域の定め方が妥当でないと実情に反するのでありますから、その取扱方について質疑がなされたのでありました。それについて政府委員は、事業区域は府県のごとき行政区画にこだわらずに、その自然の経済圏を尊重する旨の答弁がありました。次は道路運送審議会委員を現行程度に増員することの適否について質疑がなされたのでありますが、政府委員の答弁は、右委員は必ずしも府県代表という意味ではないのであつて、少数精鋭主義が適当であり、又予算の上から見ても増員の余地はないという答弁でありました。次に自動車抵当の点でありますが、これは新らしい動産抵当の制度を創設しようとするものでありますので、法務委員会との連合委員会において活潑な質疑が重ねられたのであります。その主なる事項は、自動車より分離した物件についての抵当権の追及力、債務者が任意に用途を廃止し登録の抹消をした場合の債権者保護、抵当物件となつている自動車に対する侵害行為の処罰等、主として容易に分離し容易に消耗する自動車のごときものについて、悪徳な債務者に対する配慮及び自動車抵当についての強制執行の方法が主なる事項でありました。これに対して政府委員よりは、公示技術の可能な限りにおいて物件を特定し、同一性を確保したのであり、罰則は刑法第二百六十二条により、又強制執行の

手続は最高裁判所の規則による旨一応答弁がありましたが、なお、この点については、委員会において法務委員会の伊藤理事より、前記各項目のほか、滌除につき特に十分に検討すべき旨の強い希望が述べられたのであります。その他、道路運送事業につきまして、特定市区内のバス路線の免許等について首長の意見を徴する点、運賃定額制及び現払制の実施の能否、運賃原価に織込むべき適正利潤、従業員の資格制限、自家用車の使用等、各項目に亘り、各委員より質問がありましたが、それらの質疑応答は速記録を御覧願いたいと思います。

以上を以て質疑を打切り、討論に入りましたところ、菊川委員、小酒井委員、岡田委員及び高木委員より、それ〴〵飛躍的な発展の過程にある道路運送に関する行政の迅速なる確立と自動車抵当制度の創設は適切なる措置として賛成の旨、意見の開陳があり、特に菊川、岡田両委員より、これらの法律の実施に当つては、地方行政委員会及び法務委員会における意見を尊重して過誤なきよう努めるべき旨の強き希望が述べられたのであります。かくて討論を終結して採決に入りましたところ、全会一致を以てこの六つの法律案については衆議院送付案の通り可決すべきものと決定せられた次第でございます。

右御報告申上げます。（拍手）

◎審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律

（昭和二六、五、三一、法一六三）

一、提案理由（五月十五日）

○政府委員（井上清一君）　只今議題となりました審議会等の整理案の提案理由を御説明申上げます。

政府におきましては、行政機構の簡素化の一環といたしまして、各種の審議会を整理する方針の下に、審議会の権限、緊要性等について検討いたしました結果、総理府設置法に関係する審議会につきましては、身体障害者製作品購買審議会を廃止し、従来閣議決定で内閣に設置されておりました失業対策審議会を法制化することといたしました。身体障害者製作品購買審議会は、身体障害者福祉法に基きまして、身体障害者の製作品の購買の事務について調査審議する審議会でありますが、身体障害者の福祉に関する事項の調査審議のための機関といたしましては、別に同じく身体障害者福祉法に基く中央身体障害者福祉審議会が厚生省の附属機関として設置されてたりますので、この際行政機構簡素化の見地から、身体障害者製作品購買審議会の権限を中央身体障害者福祉審議会の権限に含め、身体障害者製作品購買審議会を廃止することといたした次第でありま

す。なお身体障害者福祉法の関係文につきましては、別途改正案を御審議願うことにいたしております。

次に、失業対策審議会は、昭和二十四年三月、当時の急迫した失業事情に対処するために失業対策関係会議に替えて急ぎ設置したものでありますが、我が国の失業問題の解決は、その根本対策たる雇用量の増大という見地から、財政、金融、産業、貿易等、各分野にわたる総合的施策を樹立する必要があるばかりでなく、失業者の救済対策につきましても、一般社会保障的各種政策との総合的な調整を必要とする状況にありますので、これらの事項につき調査審議の任に当るべき本審議会は、今後当分の間存置することが是非とも必要であると認め、この際行政組織に関する原則に基き、その設置につき法律的根拠を与えようとするものであります。

何とぞ速かに御審議の上御賛成あらんことをお願い申上げます。

二、参議院内閣委員長報告（五月二十一日）

○河井彌八君　只今議題に供せられました日程第三から日程第十四までの各法律案の内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。先ずこの各案につきまして全体に共通することを申上げまして、それから日程第三から日程第十二までの法律案につきまして順次簡単にその内容と経過を申述べるつもりであります。而して更に第十三及び第十四の日程に掲げてありますものはそれ〴〵続いて説明を申上げるつもりであります。

これらの共通の点について申上げますれば、これらの法律案、特に日程第三より十二までの十件の法律案は、いずれも総理府を初めといたしまして各省庁等の各行政機関に置かれております審議会の整理を主としたものであります。そこで、その整理に関する問題を報告いたします。内閣委員会におきましては、今日まで行政機構の整備に関して調査の歩を進めて参つたのでありまして、審議会等の整理ということをその調査項目の一つとして重きを置いて参つたものであります。審議会、協議会等につきましては、国家行政組織法第八条によりまして、これらの審議会又は協議会を府省庁等の行政機関に特に必要があつて置く場合には、必ず法律で以て規定しなければならないという明文があるのであります。然るに従来この法律の明文がありますにかかわらず、政府が法律の手によらずして、或いは閣議決定であるとか或いは省議決定であるとかいう形を以ちまして、審議会又は協議会を置いておるものが次々と現われておるのであります。その数のごときも最近三十ばかりあるということになつております。内閣委員会におきましては、かねてこの政府の措置を行政組織法の観点から誠に遺憾であるということに考えておりまして、そしてこれらの法律に基かない審議会、協議会をば速かに整備すべきことを政府に要望いたしたのであります。去る三月二十九日の内閣委員会におきましては、廣川国務大臣は、従来閣議決定等の形で設置されておる審議会等は法律の規定に抵触するものであるから、これらのものは速かに整理をする。而して将来内外の情勢に基いて審議会を設けなければならないような事態が生じたる場合には、而もそれが国会の閉会中であるような場合であつても、単なる閣議決定のような形ではこれを作らない。必ず立法手続によつて設置するという方針を言明いたしたのであります。内閣委員会は一応この言明によりまして政府の意の存するところを了承いたしたのであります。又他方におきましては、本年一月総司令部から政府に対して審議会の整備に関する指令がありましたので、政府におきましてはこれに基いて本年二月十六日に審議会等の設立基準等に関して閣議決定をいたしたのであります。この閣議決定のうちで只今議題となつておりまする法律案に関係する部分を一応ここに御報告申上げて置くことが必要であると考えまするので、これを申述べます。

その第一の項目といたしましては、審議会等の設置に関するものでありまして、審議会、審査会、いろ〳〵名称はあるのでありますが、これらのものは、これが附置せられる行政機関の所掌事務に関して一般的政策、方針等について、当該行政官庁の職員のみからは得られない参考的乃至勧告的な意見を聴取するために置かれるものとするのであります。従つて審議会等は原則といたしましては個々の特定の事項について審議することができない。又審議会等を設ける場合は法律によらなければならない。これが第一の項目であります。第二の項目といたしましては、審議会の委員に関するものでありまして、特に委員の任期に関するものであります。即ち経済関係審議会等の委員の任期は原則として六カ月を超えない期間といたし、そうして必要によつては更に一回を限つて更新することができるものとするのであります。第三の項目は審議会の運営に関するものでありまして、経済関係審議会等の勧告、意見、或いは助言は、政府を公的に拘束する効果を持つものではない。又経済関係審議会等は個々の特定事項について審議してはならない。こういう運営に関するものであります。第四の項目といたしましては、現在あるところの審議会をどう措置するかというものでありまして、これらの現存の各種審議会等につきましては、行政簡素化及び経費節減の見地から大幅にこれを縮減すると共に、只今申述べた基準に従つて所要の改組を行うということになるのであります。それは今期の国会に提出するということになつておるのであります。かような閣議決定に基きまして、本年三月二十七日の閣議において、現存の審議会二百三十六、この中に法律の規定に基かないものが三十ある。これを個々別々にそれ〴〵検討いたしました結果、整理することに決定いたしたものが七十あるのであります。そこで只今議題となつております法律案十件につきましては、この閣議決定の趣旨に基きまして各行政機関に置かれておるところの審議会を整理せんとするものであります。

そこで只今の日程の順序に従いまして、各法律案について最も簡単にその内容を説明申上げるつもりであります。

第一は審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律案、この法律案は只今説明申上げました審議会等の整理基準に基きまして、従来総理府に設置されておつたところの身体障害者製作

品購買審議会をば廃止し、又従来閣議決定で内閣に設置されておつた失業対策審議会をば法制化することといたしたのであります。身体障害者製作品購買審議会は、身体障害者福祉法に基いて、身体障害者の製作品の購買の事務について調査審議する審議会でありますけれども、身体障害者の福祉に関する事項の調査審議のための機会といたしましては、別に同じく身体障害者福祉法に基く中央身体障害者福祉審議会が厚生省の附属機関として設置されておりまするので、この際、行政機構簡素化の見地から、身体障害者製作品購買審議会の権限を中央身体障害者福祉審議会の権限に含ましめて、そうしてこれを廃止することといたしたのであります。又、失業対策審議会は、昭和二十四年三月に、その当時の急迫した失業事情に対処するために、失業対策閣僚会議に代えて急いで設置したものであります。我が国の失業問題の解決は、その根本対策たる雇用量の増大という見地から、財政、金融、産業、貿易等、各分野に亘る総合的施策を樹立する必要があるばかりでなく、失業者の救済対策につきましても一般社会保障的各種政策との総合的な調整を必要とする状況にありまするので、これらの事項について調査審議の任に当るべき本審議会は、今後当分の間存置することがどうしても必要であると認めましたので、その設置につきましては行政組織法の第八条に基きまして法律的根拠を与えようとするものであります。

次に、審議会の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律案について申上げます。本案の内容を簡単に申上げますれば、第一点は審議会等の整理に関するものでありまして、農林本省において農林金融改善特別融通損失審査会、中央農業調整審議会、中央農地委員会議及び作況報告審議会を廃止いたして、又林野庁関係におきまして社寺保管林処分審査会を本年十月一日から廃止せんとするものであります。第二点は、農事改良実験所及び農業機械指導所を廃止せんとするものでありまして、農事改良実験所の廃止につきましては、すでに昨年来試験研究機関の整理統合に伴う既定の計画によるものであります。それで今回農事改良実験所の一部の事務を国立の地域農業試験場に移し、残余の事務をば都道府県農業試験場に移管するものでありまして、又農業機械指導所の廃止は専ら機構の簡素化と経費節約の見地からするものであります。第三点は輸出品検査所の統合でありまして、従来輸出食料品検査所と輸出農林水産物検査所の二本建になつて運営されて参つたのでありまするが、今回これを統合して、輸出品検査を総合統一せんとするものであります。第四点は林野庁内の内部部門の所掌事務の整理でありまして、昨年薪炭の政府買上げを廃止いたしましてから以来、本年三月一ぱいを以てその清算事務も大かた終了を見るに至りましたので、庁内部門の所掌事務の必要な調整を行わんとするものであります。第五点は公団の解散等に伴う関係規定の整理でありまして、昨年七月には肥料配給公団が解散せられ、本年三月一ぱいを以て食糧配給公団及び油糧砂糖配給公団が解散となり、すでに清算段階にありまするので、この際、公団に関する関係規定を削除せんとするものであります。その他漁港審議会の委員の任期を三年から二年に短縮する等の規定もあるのであります。

次に日程の第五の審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律案について申上げます。第一点は、建設省設置法の一部を改正いたしまして、土木審議会を廃止し、測量審議会は明年三月三十一日限りで廃止せんとするものであります。第二点は、建設業法の一部を改正いたして、建設審議会の権限を整理し、且つ委員の任期四年を短縮して六カ月といたし、委員は引続いて二回以上再任されることができないこととといたしたのであります。第三点は、建築士法の一部を改正して、建築士審議会の委員の任期三年を二年に短縮したこと等であります。なお附則を以ちまして、現に建設業審議会の委員である者に対する委員の任期計算につきましては、この法律施行の日から起算することとしておるのであります。

次に経済安定本部関係の法律について申述べます。この内容を要約して申上げまするると、経済安定本部設置法並びに企業再建整備法、金融機関再建整備法及び企業再建整備法の一部を改正する法律の一部を改正して、経済安定本部の附属機関として置かれておるところの審議会のうちで、経済再建整備審議会、国民食糧及び栄養対策審議会並びに河川総合開発調査協議会を廃止して、一方新たに物価庁の附属機関として米価審議会を設けることとしたのであります。米価審議会は、従来単に閣議決定に基いて運営せられて参つておるのでありまするが、今回これを法制化いたしまして、国家行政組織法に基く審議会として存置しようとするのであります。この審議会は、物価庁長官及び農林大臣の諮問に応じて、米価その他主要食糧の価格決定の基本事項を調査審議することを目的とするものであります。なお各種公団が本年三月一ぱいを以て全面的に廃止せられたことに伴いまして、経済安定本部設置法及び国家行政組織法の一部を改正せんとするものであります。

次に国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案について申述べます。この法律案の要点は、審議会等の整理基準に従いまして、従来総理府に置かれておつた世論調査審議会が従来持つておりました一般的決定機関たる性格を改めようとするものであります。即ち国立世論調査所が昭和二十四年六月に総理府の附属機関として置かれて参りましてから今日に至るまで、世論調査審議会は、調査研究の方針、調査の実施計画及び調査の結果の発表方法等について決定権を持つており、なお且つその決定権は調査所の一般事業方針及び調査所の分野にも及んでいたのでありまするが、今回の改正によりまして、その権限を諮問的なものにするということに改めたのであります。そうして、これによつて調査研究の独立性を保障いたしまして、その固有の機能を強く発揮させようという目的に出ているものであります。

次に審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案について申述べます。この整理は、やはり前に申述べました原則、基準に従いまして、従来地方自治庁に置かれておつた地方自治委員会議の委員に二年の任期を設けんとするものであります。即ち地方自治委員会議は、地方自治庁設置法第七条の規定に基いて

地方自治庁に設けられている諮問機関でありまして、全国知事会、全国市長会、全国町村会、都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会がおの〳〵その代表者として推薦した者六名並びに学識経験者二名を加えて、内閣総理大臣が任命した八人の委員から構成されておるのであります。委員の任期につきましては従来別段の定めがなかつたのでありますが、これを一般的に任期のない審議会の委員に任期を付するという政府の方針に基きまして、且つ又地方自治委員会議の性格、権限、委員の選出方法などを勘案いたしまするとと共に、他の審議会の委員の任期との関係を考慮いたしまして、二年の任期を付するということにしたのであります。なお現に在任中の委員の任期につきましては、この法律施行の日から起算するのが適当であると考えられますので、これに関する所要の措置をとつたのであります。

次に審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案について申上げます。第一点は、医師歯科医師実地修練審議会、日本医療団清算監理協議会及び地方食品衛生調査会を廃止することになつた点であります。第二点は、薬事審議会が委員会のごとき性格のものとして一定の行政的権限を持つていたのをば今回改めまして、純然たる諮問機関にいたす点であります。最後に第三点は、審議会の委員数並びに任期等について適宜減少或いは短縮するために、厚生省設置法その他関係法律について所要の改正を行うことにしたのであります。その関係法律と申しまするのは、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律、昭和二十五年の法律第四十七号でありますが、これらにつきまして所要の改正をするのであります。

次に日程第十にありまする審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案であります。先ず審議会等の廃止につきましては、特別融通損失審査会、産業設備営団損失審査会、国民更生金庫損失審査会、復興金融審議会、地方特定契約審査会、財産審査会及び財産調査会は、この法律の施行の日から廃止することになつております。又社寺境内地処分中央審査会及び社寺境内地処分地方審査会は昭和二十六年度末限りで廃止することになつておるのであります。次に廃止しないものにつきましても、専売事業審議会の委員の任期を三年から二年に短縮し、又資産再評価審議会の委員の定数を四十人以内から三十人以内に減少し、更に財政制度審議会、資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の委員の任期を新たに二年と定めたのであります。

次に通商産業省設置法等の一部を改正する法律案について申述べます。これには三つの点があるのでありまして、第一点は通商産業省設置法の改正についての規定であり、第二点は工業技術庁設置法の改正についての規定でありまして、第三点は鉱山保安法を初め六つの法令について審議会に関する部分の改正規定であります。第一の通商産業省設置法の改正に関しましては、本省、資源庁、工業技術庁及び特許庁に置かれておる審議会等について整理統合を行なつたほか、従来通商企業局において所掌しておつた特需関係の事務を通商振興局に移管すると同時に、すでに清算段階に入つておる貿易公団及び産業復興公団について、国家行政組織法上の機関としての機能を失つておりますとの見地から、これらの公団に関する根拠規定を削除するの措置を規定しておるのであります。次に第二点の工業技術庁設置法の改正においては、工業技術運営審議会を工業技術協議会に統合したのであります。第三点の鉱山保安法を初め六つの法令の改正につきましては、鉱山保安法及び工業標準化法の改正においては、委員の任期又は定数についての改正であり、又臨時鉄くず資源回収法、輸出信用保険法、商品取引所法及び連合国人工業所有権戦後措置令の改正につきましては、審議会の所掌事務等について整備をいたすと同時に、関係条文の整理を行なつたのであります。なお、このほか本則における法令改正に伴いまして、国家行政組織法の改正及び商品取引所法に関する経過規定を必要といたすので、附則においてこれらに関して規定をしたのであります。なお電気事業主任技術者検定審議会に関する規定がこれまでは省令によつて設けられておつたのでありまするが、これを立法化して、ここに改正として現われておるのでありますが、電気自動車充電技術者資格検定審議会となすことに関しましては、いろ〳〵異論がありましたけれども、結局原案を認めることといたしたのであります。

次に運輸省設置法の一部を改正する法律案につきまして、これについて改正点が二つあるのであります。第一点は先の臨時物資需給調整法の改正に伴う整理であります。即ち従来臨時物資需給調整法に基く臨時の権限といたしまして、物資の輸送命令及びこれに伴う工事の施行に関する命令をなし得ることとなつておつたのでありますが、今回この法律の改正によつてこの権限規定が削除せられましたので、これに伴つて運輸省の権限及び所掌事務の規定中、当該条文を整理いたす必要が生じたのであります。第二点は審議会の整理に関する事項でありますが、先に政府において存続することと決定した造船業合理化審議会及び廃止することと決定したホテル審議会について、国家行政組織法第八条の規定に基いて、附属機関の規定中前者即ち造船業合理化審議会を追加し、後者即ちホテル審議会を削除する必要が生じたのでありまして、この改正を行なつておるのであります。

以上説明を申上げましたが、これらの法律案十件につきましては、委員会は三度開会いたしまして、各法律案について慎重に審議いたしたのであります。その結果明らかになりましたことは、政府が今回各種審議会等の整理を断行いたしました結果、七十の審議会が廃止となりましたが、又政府職員の数の異動につきましては、これら何ら増減がないのであります。なお経費の関係におきましては、これから次に二つの法律案について報告申上げますが、即ち特別調達庁設置法の一部を改正する法律と、それから外務省設置法の一部を改正する法律とを引つくるめまして、そうして全体予算上は、これらの整理によりまして、およそ千五百万円、年額千五百万円の節約となるということであります。結

局内閣委員会といたしましては、審議会等の行政機構を簡素化すると共に、従来ややもすれば乱脈に流れんとした審議会の濫設、これをば、この際、国家行政組織法第八条の明文によつて整備するという、この政府の意のあるところを諒といたしたのであります。

討論に入りまして、各委員はことごとくことに賛成いたしましたが、併し政府は折角この整理を実行しようとしておる以上は、今後もどうかその趣意を十分に徹底して厳守してもらいたいということ、特に最近総理大臣の諮問機関でありますか、名義はつきりいたしません、又名前もくつ付けておらんようでありますが、法制上の整理のために有力者の一つの何と申しますか審議会のごときものができておるということなどもありまするので、それらの性格につきまして相当鋭い質問を各方面からいたしたのでありますが、これはこの法律とは全く違つた自由なものであるという意味の説明を得たのであります。併しこういうことによつて、この国家行政組織法の第八条の精神が崩れて行くということは甚だよろしくないという考えを以て、そういう意見が出たのでありますが、全会一致を以て可決すべきものと議決せられたのであります。

次に日程第十三に掲げてありまする特別調達庁設置法の一部を改正する法律案について報告をいたします。

本案につきましては委員会を開くこと二回、一昨日全会一致を以て可決すべきものと議決いたしたのであります。この本案に規定してあります改正点が四つあります。第一は、連合国軍に対する施設その他不動産の提供、その使用を解除せられた財産の管理、返還並びにこれらの業務に附帯する補償及び求償等、以上申しましたごとき、いわゆる不動産業務が講和を控えて極めて重要となつて参りましたのに鑑みまして、このような業務に関する機構を一段と強化いたしたことであります。即ち従来不動産業務と連合国軍に対する労務者提供の業務を併せて所掌しておりました労務管財部を、労務部と管財部に分割いたし、そしてこの新設の管理部においては、不動産業務のほかに、広く調達に伴う補償、求償並びに解除物件の処理に関する事務を掌ることにしておるのであります。第二の点は、従来、工事、役務及び需品の調達に関する契約、技術、促進及び監督の事務を分掌しておつた契約部をば、技術監督部と統合いたしまして業務部を新設いたしたのであります。そしてこれで以て事務の的確と迅速を期すると共に、機構の簡素化を図つた点であります。この二つの点は内部部局の改正であります。次に第三点といたしましては、この巨額な終戦処理費の執行を担当する特別調達庁といたしましては、予算執行の適正であり且つ万全であることを期さなければなりません。これがために監察官を設けまして、業務の監督に関する事務を分掌せしむることとしたのであります。第四点といたしましては、本庁の附属機関である調達役務審議会、調達芸能審議会及び中央調達不動産審議会の三つの審議会のうちで、調達役務審議会と調達芸能審議会の両審議会を統合して、行政機構簡素化の趣旨に副うことにいたした点であります。これが本改正案の概要であります。委員会におきましては、この案について質疑応答を重ねました結果、只今申しましたこの特別調達庁の現状においては適切なるものと認めたのでありまして、一昨日の委員会におきまして討論を省略して採決いたしまして、全会一致を以て可決すべきものと議決したのであります。

最後に外務省設置法の一部を改正する法律案について報告をいたします。

この法律案につきましては、外務委員会と連合委員会を一回、内閣委員会を二回開きまして慎重に審議を重ねまして、一昨日全会一致を以て可決すべきものと議決したのであります。主なる改正の点を説明いたしますれば、第一には外務省に新たに国際経済局を設置すること、第二には外務省の地方支分部局として従来置かれておつた京都連絡調整事務局を廃止すること、第三には従来連絡調整事務局に置かれておつた地方連絡協議会を廃止すること、この三点であります。

第一に、外務省に新たに国際経済局を設置する理由につきましては、日本政府在外事務所はすでに十七カ所に開設せられておるのでありまするが、このほかにラングーン、リマ、メキシコ、ワシントン、オタワ、ロンドン、ジヤカルタ、スラバヤ等の開設が目下進捗中であります。リマ以下七カ所の新設については、この次の第十五の日程に日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案として委員長報告があるのでありまするが、更に引続いてその他の国にも在外事務所が開設せられる見込であるのであります。従つてこれに対応する外務省の経済関係事務は今後ますます複雑となり、且つこれらは最も早く充実する必要があるということになつておるのであります。そういう説明であります。一方、関税及び貿易の一般協定への加入、平和条約、講和条約成立後の通商航海条約の締結、国際経済機構及び条約への加入等のための諸準備をなす必要が非常に急速に増大しておるのであります。これらの事態に対処するために、現在の政務局経済第一課及び経済第二課と、なお別に新たに二課を増設いたしまして、合せて四つの課からなるところの国際経済局を設置せんとするのであります。新設される国際経済局の所管事務は、現在政務局の所掌事務とされておるもののうちで経済関係のものでありまして、特に従来の外務省の権限に変更を加えるものではなく、又他省の権限との関係におきましても問題を生ずることがないという説明であります。なお、国際経済局の定員につきましては、予算その他の関係上、当分の間従来の外務省の定員内で賄うことといたし、京都連絡調整事務局の廃止による剰員及び他局部からの人員の移し替えをいたすことによりまして、この事務に支障を招くことのないようにするという説明であります。第二に、京都連絡調整事務局の廃止の理由といたしましては、現在十二カ所に連絡調整事務局が設置されてあるのでありますが、この中で京都連絡調整事務局は、従来主として現地駐屯部隊との連絡事務の処理に当つておりましたが、行政機構の簡素化の趣旨に基きましてこれを廃止し、その所掌事務を近畿連絡調整事務局に引継ぐこととせんとするものであります。第三に地方連絡協議会の廃止についてでありますが、こ

審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律

た。第四に、目下この最近できるであろうところの日本政府在外事務所の開設に伴いまして、その事務所の要員に充てるため行政機関職員定員法を改正して、本省の定員を八十名増加することとしたのでありますが、これらの在外事務所の増設に伴う経費は、これらの在外事務所の増設を見越しまして大蔵省に保留されているところの予備費二十億円の中から支出されることになるのでありまして、別に改めて予算的の措置をとらないということが明瞭となつたのであります。かような経過を辿りまして、一昨日の委員会におきましては、これらの機構改正は現在の事情の下においては止むを得ないものと認めまして、討論を省略して、全会一致を以て可決すべきものと議決いたした次第であります。

これを以て報告を終ります。（拍手）

三、衆議院内閣委員長報告（五月二十五日）

○江花靜君　ただいま議題となりました審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律案以下の諸法案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず審議会等の整理のための設置法の一部を改正する諸法案について、一括して申し上げます。政府は、各省庁等に設置されております各種の審議会、協議会等がその数二百三十を越え、しかも中にはその権限が当該行政機関を拘束するものすらある実情にかんがみ、行政機構簡素化のため、必要欠くべからざるもの以外は廃止統合することとし、中央関係のもの六十三、地方関係のもの七、計七十の審議会等を廃止するとともに、存続せしめるものについては、行政責任の明確を期するため、その性格を、原則としてそれが付置される行政機関の一般的諮問機関とすること、その他委員について、その定数を減少するとともに、その任期を短縮すること等の方針を決定したのであります。これらの諸法案は、いずれも右の方針に基く審議会等の整理、改組並びにこれに伴う関係法令の改正をおおむねその内容とするものでありますが、経済、運輸関係の省、本部等に関する法案におきましては、審議会等の整理のほかに、臨時物資需給調整法の改正または公団の廃止に伴う関係規定の整理がそれぞれ行われておるのであります。

以下、その概要について申し上げますならば、総理府関係においては、廃止せられるもの一、新たに法律で定められるもの一となつており、世論調査審議会については、その権限が一部改められ、地方自治委員会議については、新たに委員の任期が定められたのであります。

大蔵省関係においては、廃止せられるもの七、二十六年度末限り廃止せられるもの二、改組せられるもの七となつております。

厚生省関係においては、廃止せられるもの一、統合せられるもの二、改組せられるもの五となつておりますほか、従来の薬事審議会も改組せられて、新たに薬事審議会並びに薬剤師試験審議会が設置せられ、さらに付属機関として新たに国立精神衛生研究所が設置せられることとなつております。

審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律

農林省関係においては、廃止せられるもの五、改組せられるもの二となつておりますほか、農業改良実験所並びに農業機械指導所が廃止せられ、輸出品検査所が統合せられ、さらに林野庁内部部局における所掌事務の整理が行われております。

通商産業省関係においては、廃止統合せられるもの十三、新たに法律で定められるもの九、改組せられるもの六となつておりますが、このほかに特需関係事務を通商企業局から通商振興局へ移管、石炭の生産その他石炭鉱業に関する東京通産局の所管事務の一部変更等の措置が講ぜられております。

運輸省関係においては、廃止せられるもの一、新たに法律で定められるもの一となつております。

建設省関係においては、廃止せられるもの一、二十六年度末限り廃止せられるもの一、改組せられるもの二となつております。

経済安定本部関係においては、廃止せられるもの三、新たに法律で定められるもの一となつております。

次に特別調達庁におきましては、二審議会を統合して一つとなすほか、内部部局の改組を含んでおりまして、不動産関係の業務が、講和を控え、きわめて重要となりましたので、従来の労務管財部を労務部と管理部に分割いたし、また事務の的確迅速を期するため、契約部と技術監督部を統合して業務部とすると同時に、監察事務強化のため官房に監察官を置くこととしたのであります。

次に外務省につきましては、新たに国際経済局を設置すること、

京都連絡調整事務局を廃止すること及び地方連絡協議会を廃止することの三点を内容とするものであります。外務省に新たに国際経済局を設置せんとするのは、日本政府在外事務所が、既設の十七箇所のほかに、目下リマ初め七箇所に新設されることになつており、さらに引続きその他の国にも開設される見込でありますので、これに対する経済関係の事務が増加するのと、講和条約成立後の通商航海条約の締結、国際経済機構及び条約への加入等のための準備をなす必要性が増大しましたので、現在の政務局より経済関係事項を分離して国際経済局を設置し、これに対処しようとするものであります。

これらの諸法案は、予備審査のため、五月十二、十四、十五日の三回にわたつて本委員会に付託、五月二十一日あらためて付託され、それ〴〵政府の説明を聞き、質疑を行つたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいのであります。

かくて、五月二十四日質疑を終え、討論を省略して採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎特別調達庁設置法の一部を改正する法律

(昭和二六、五、三一、法一六四)

一、提案理由(五月十七日)

○政府委員(根道廣吉君) 特別調達庁設置法の一部を改正する法律案の概要を御説明申上げます。

内部部局につきましては、第一に連合国軍に対する施設その他不動産の提供、その使用を解除されました財産の管理、返還並びにこれらの業務に附帯する補償及び求償等、いわゆる不動産業務が講和を控えまして極めて重要と相成りましたことに鑑みまして、本業務に関する機構を一段と強化いたしたのであります。即ち、従来不動産業務と連合国軍に対する労務者提供の業務を併せて所掌いたしておりました労務管財部を労務部と管理部に分割いたしまして、新設の管理部におきましては、不動産業務のほか広く調達に伴う補償、求償並びに解除物件処理に関する事務を掌ることといたした次第であります。

第二に従来工事、役務及び需品の調達に関する契約、技術、促進及び監督の事務を分掌いたしておりました契約部及び技術監督部を統合いたしまして業務部を新設いたします。そうして事務、業務の的確迅速を期すると共に機構の簡素化を図つた次第でございます。

次に厖大なる終戦処理費の執行を担当する特別調達庁といたしまして、予算執行の適正に万全を期するために監察事務を一段と強化いたしたいと存じまして、監察官を設けて庁務の監査に関する事務を掌理せしめることといたしました。

次に本庁の附属機関につきましては、従来の調達役務審議会、調達芸能審議会及び中央調達不動産審議会の三審議会のうち、調達役務及び芸能調達の両審議会を簡素化して統合いたしまして、行政機構簡素化の趣旨に副うことといたした次第でございます。本法案の概要は以上御説明申上げました通りであります。よろしく御審議のほどをお願い申上げます。

二、参議院内閣委員長報告(五月二十一日)

(審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院内閣委員長報告(五月二十五日)

(審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎審議会等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律

(昭和二六、五、三一、法一六五)

一、提案理由(五月十八日)

○国務大臣(天野貞祐君) 只今議題となりました審議会等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

先般政府は行政の簡素化、経費の節約、行政機関の自主性確立等の見地から、審議会等の設立基準等に関する方針を決定し、審議会等の整理改組を行うことになりました。文部省においてはこの方針に則つて通信教育審議会ほか五審議会についてその委員数を減少し、或いはその任期を短縮する等の措置を講じて参りましたが、更に今般教科書出版資格審査会を廃止することとし、ここにこの法律案を提出いたした次第であります。

教科書出版資格審査会は、昭和二十四年文部省設置法及び文部省著作教科書の出版権等に関する法律によつて文部省に置かれたものでありまして、文部大臣の諮問に応じ、文部省が著作の名義を有する教科書の出版権を取得しようとする者に対し、その資格を審査するために設けられたものであります。この審査会は審査員二十人以内で組織され、製紙、出版、印刷、発行供給関係者を主体とする学

審議会等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律

識経験者及び関係各省各庁のうちから任命され、出版権を取得しようとする者二十数社について審査し、教科書行政の民主化のため貢献するところが大でありました。然るところ、文部省著作教科書は、検定教科書を主とする新教科書制度の確立によつて逐次減少して参りましたので、この審査会の任務の大半は一応終了したものと認められるに至りました、そこで今般この審査会を廃止することにしたのであります。

教科書出版資格審査会の廃止につきましては、文部省設置法第二十四条第一項の表を改正いたしまして、教科書出版資格審査会の項を削り、又文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部を改正いたし、教科書出版資格審査会に関する規定を削り、又それに伴う条文の整理をすることにいたした次第であります。

以上が今回の審議会等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられんことをお願いいたします。

二、参議院内閣委員長報告（五月二十五日）

○河井彌八君　只今議題に供せられました両法律案の内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

この両案は、去る二十一日審議会等の整理のための十二案の委員長報告をいたした際に申述べました審議会等の整理の原則に従いまして提出せられ、その原則に従いまして、内閣委員会において可決すべきものと議決いたしたものであります。従いましてその原則的の説明はここにはいたすことを省略いたします。

先ず審議会等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律案について報告をいたします。

只今申した通りの審議会等の政府の整理方針に基きまして、これまで文部省に置かれております教科書出版資格審査会を廃止せんとするのであります。この法律案の内容は、教科書出版資格審査会の廃止をいたしまして、それに伴つて文部省設置法と文部省著作教科書の出版権等に関する法律の各一部を改正いたしまして、そうして、この二つの法律の規定中、教科書出版資格審査会に関する部分を削つて、これに伴う条文を整理しようとするのであります。教科書出版資格審査会は、昭和二十四年に文部省設置法及び文部省著作教科書の出版権等に関する法律によつて文部省に置かれたものであります。それは、文部大臣の諮問に応じて、文部省が著作の名義を有する教科書、即ちいわゆる国定教科書の出版権を取得しようとする者に対して、その資格を審査するために設けられたものであります。この審査会は審査員二十人以内で組織されることになつておりまして、その審査員は製紙、出版、印刷、発行供給関係者等を主体とする学識経験者及び関係各省各庁職員の中から任命せられておるものであります。従来この審査会は、出版権を取得しようとする者二十数社について審査をいたし、教科書行政の民主化のために多大の貢献をいたして参つたのであります。然るところ文部省著作教科書即ちいわゆる国定教科書は、検定教科書を主とする新教科書制度の確立によりまして逐次減少して参つたのであります。内閣委員会は、二回委員会を開きまして、この法律案の審査に当つたのであります。そして政府委員との間に質疑応答を重ねましたのでありますが、その結果明らかになつたことを申述べます。従来、教科書は、文部省が著作の名義を持つておる教科書、即ち国定教科書が指導的の地位を占めておつたのであるが、文部当局におきましては、この国定教科書を中心とする方針は、教育を民主的に進めて行くという建前の上から、漸次検定教科書中心の方向に切換えて行くべきであるという見解を持ちまして、それで今日では教科書は大体検定のものが大部分であります。国定のものは僅かに数種に過ぎないという状態になつておるということが明らかになつたのであります。なお、本案に関連いたしまして重要な二三の点が明らかになつたのであります。即ちその一つは、教科書が新学年に入つても所によつては十分に出廻つて来ない、新学年に入つて二カ月経つてもまだ入手することができないような学童もあるという事実があつたが、その原因は、教科書は今日国定のものから検定のものに中心が移つて、それがために当該年度の検定教科書の需要量が発行所に十分に連絡が取れずに、正確にはわからないためである。その点は文部省におきましても地方教育委員会においも責任があると思うけれども、今後は文部省としても十分に注意して、教科書の出廻りが円滑に行くように努力するということであります。第二点といたしましては、出版用紙割当制度がこのたび停止せられてしまつたのでありますが、教科書用紙が不足することはないか、従つて又その教科書の価格が騰貴して、延いては学童の父兄の負担を加重する懸念がないかという点についてであります。文部当局といたしましては、通商産業省或いは関係官庁或いは業者と十分連絡をとつて、それらの用紙の確保についてすでに了解ができており、又割当制の停止によつて教科書は約二割くらい値上げすることになるのであろう、そうしてこれも通商産業省、物価庁等とこの値上りについて対策を交渉中であるから、適当な解決が付くであろうという御意見であります。第三の点といたしましては、学童に対し教科書の無償給与、無償に支給する問題に関連いたしまして、現在第一年生の学童に対して漸く無償支給を行なつておる状況であつて、文部当局といたしましては、これは誠に不十分で遺憾であるというので、将来、即ち二十七年度以降においては義務教育の全学年を通じて、教科書は勿論、学用品についても無償支給するように努力するという点であるのであります。

かような事柄につきまして、委員諸君は熱心な審議をいたしまして、その結果、内閣委員会といたしましては、今日の現状に鑑みまして、もはや教科書出版資格審査会を存置する必要がないと認むることになつたのであります。かようにいたして、討論を省略し、本案の採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決した次第であります。

次に審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律案について報告をいたします。

この法律案は、やはり先に申しました審議会等の政府の整理方針に基いて政府から提出したものでありまして、労働省に置かれてありますところの労働教育審議会を廃止せんとするものであります。従つてその審議会の委員定員二十八名、任期一年というものが削除せられるのであります。この改正は公布の日から施行するということになつておるのであります。政府がこれを廃止せんとする理由は、あえて労働教育そのものの意義を軽視するというのではなくて、ただ戦後五年の経験を積んだ労働運動及び労使関係の現段階におきましては、必ずしもこの審議会の形に因われる必要はない。何か必要がある場合には、その場合に応じて随時労働関係者の意見を聞くという弾力性ある方式によつたほうが、却つてよく目的を達するであろうということを政府が認めまして、この際この審議会の一般整理方針に基いてこれを廃止することにしたのであるという趣意であります。

内閣委員会は三回に亘つて委員会を開きまして、政府との間に熱心な質疑応答を交わしたのであります。その主な点を申上げて置きます。第一には、労働教育のためにどれほどの予算が計上されておるか、又労働教育審議会の過去の業績はどういう状況であるかという質問でありました。この点に対しましては、政府が労働教育のために予算に計上しておる額は年間四千四百万円であつて、これらの予算は主として労働教育に関する資料を作成し、これを労働関係者に配付するために使用せられたのであります。なお、そのほか労働教育のための各種の催し物等にも使用したのであります。が併し補助金的にはこれを使用いたしたことはないということであります。次に労働教育審議会の一年間の予算はどうかと言えば、これを十五万六千余円ということであります。又過去の業績といたしましては、労働者側の部会を開くこと三十七回、使用者側の部会を開くこと十五回、そうしてこの審議会に付議せられた件数は、労働者関係の案件が百二十九件、使用者側の案件が四十七件であつたという説明であります。第二点といたしましては、この審議会は政府の説明のごとくに従来多大の業績を残して来たものである。これを不必要とする理由はどこにあるかという質問に対しまして、この審議会は当初総司令部の示唆に基いて設けられたものであつて、当時我が国には労働組合が混沌たる状態にあつて、まとまりが付かなかつたときであつたから、政府の手において労働教育を行う必要を感ぜられて来たから、こういうものが設けられたのだ。然るに今日においては日本労働組合総評議会が労働者団体の中心となり、又日本経営者団体連盟が経営者側の主体となつて、それ〴〵各種労働問題の研究処理に当つておるのであるから、労資関係の教育は、今日では、これら民間団体の手で自主的、民主的に運営されて行くほうが適当であると思われる。この年度の当初においては一年間の予算を計上したのであつて、なお、一年間引続いてこの審議会の活動を維持して行くつもりであつたけれども、今般政府の方針として審議会等を整理するということになつたのであるし、そうして且つ又、労資双方の

民間人の意見を聞く機関は、労働省においてほかにも一二あるのであるから、審議会を廃止してもあえて差支ないと認めた次第であるという政府の説明でありました。第三点といたしましては、今日大企業においては労働教育も相当徹底しておる。労資双方は対等の地位で交渉する段階に達しておるのであるけれども、労働條件の劣つております中小企業においては労働組合もまだ組織ができていないままに放置せられておる状態であるから、特に労働組合の精神に即した教育を徹底せしめる必要がこの方面において痛感せられるのである。殊に労働者保護の基本法であるところの労働基準法については、中小企業関係の労資双方において理解が欠けており、この基準法をば産業全般に徹底して励行することが日本の産業の健全なる発達を促すゆえんであると思われる。この審議会がこういう使命を果すためには最も有力な機関と認められなければならぬのに、これを廃止することによつて、これらの点に大いなる遺憾なことが起るのではないかという質問があつたのであります。これに対しまして、中小企業においては、労資双方を教育することによつてその振興をもたらすという見地から、労働教育の必要を痛感し、政府も又その点に努力を払い、或いは労働学校とか、或いは短期講習とか等におきまして、労働基準法等の普及徹底を図ると同時に、末端の基準監督官、労政事務所と連絡をもつて、指導に当つておるのである。併し先に説明したように、現状においては、あえてこの審議会によらずとも、政府は十分所期の目的を達することができるという自信を持つておるということを述べました。なお中小企業においては、地方の日経連、即ち日本経営者団体連盟傘下の団体と、地方総評、即ち日本労働組合総評議会の手で、自主的にこの労働教育の普及徹底を行わせたい考えである。中小企業において労働教育の必要な点は政府も全く同感であるから、労働当局としては、本委員会においてこの点に重点が置かれておる趣きを速かに地方へ伝達するように取計らう考えであるという説明であつたのであります。なお、第四点といたしましては、この審議会は労働者の文化的教育をも行うものであつて、これが労働文化向上のために相当有意義な仕事であると思うが、この審議会が廃止せられた場合に、これらの文化的教育は如何なる方法によつて行なつて行く方針であるかという質問が出たのであります。これに対しまして、労働文化の向上を図ることの必要については政府も全く同感であつて、この問題は今後、使用者、労働者、学識経験者等の手によつて運営して行きたい考えを持つておる。例えば労働者の体育大会のごときは、今年は総評と労働省との双方の話合いで行い、将来は総評が主体となつて行うように取計らつて行く考えであつて、このような労働者の文化教育の問題は、官庁よりも、むしろ民間人の手によつて自主的に運営せられて行くほうが適当であると思う。従つて、この審議会が廃止せられても、この労働者の文化教育の点は毫も懸念すべきものはないという政府の説明でありました。大体主要な質疑応答はかような点であります。

討論に入りましたところが、上條委員から、大企業においては労働組合も組織せられておつて、労働教育も政府の支援がなくても自主的に行なつて行ける。併しまとまつた労働組合の組織もなく、労

働問題に関する理解も乏しい今日のこの中小企業においては、その労資双方に対して十分な労働教育をなす必要が痛感せられる。従つて現に労働省におかれておるこの審議会を今後も活用して、そうして労働教育のために計上せられてあるところの予算、即ち四千四百万円の額を最も有効に運用せられることが必要である。要するに現在の我が国の労働状態では、この審議会を今後も存置しておく必要があると信ずるが故に、この法律案に対しては反対であるということを発言せられたのであります。これに引続きまして郡委員から、政府はこの審議会がなくても労働教育については今後も最善の努力を尽す旨の決意を明らかにしておる以上は、この審議会整理に関するこの現政府の方針に基いて、この際、この審議会を廃止しても差支えないと信ずると言つて、本案に賛成する旨の発言があつたのであります。

かくて討論を終りまして採決いたしましたところ、これは多数を以て本案を可決すべきものと議決いたした次第であります。これを以て報告を終ります。（拍手）

三、衆議院内閣委員長報告（五月二十六日）

○青木正君　ただいま議題となりました両法案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

両法案の内容は、過日御報告申し上げました審議会等の整理のための省、本部等設置法の一部を改正する諸法案と同様に、政府の方針に基き審議会等を整理するものでありまして、文部省関係におきましては教科書出版資格審査会を、労働省関係におきましては労働教育審議会をそれ〴〵廃止することとして、関係法令に所要の改正を行わんとするものであります。

両法案は、予備審査のため、五月十五日、本委員会に付託、五月二十五日あらためて付託され、それ〴〵政府の説明を聴取し、慎重審査の後、五月二十六日、討論省略、採決の結果、多数をもつていずれも原案の通り可決いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎家畜伝染病予防法

（昭和二六、五、三一、法一六六）（衆）

一、提案理由（五月十五日）

○原田雪松君　ただいま議題と相なりました家畜伝染病予防法案に関しまして、農林委員会を代表して趣旨弁明を行いたいと存じます。

農林委員会におきましては、かねて現行の家畜伝染病予防法の全面的改正に関しまして特に小委員会を設置し、各派より委員をあげ、不肖私がその小委員長として、二箇月にわたり熱心に内容の検討並びに予算折衝に当つて参りましたが、ようやく結論を得て、ここに上程の運びとなり、御審議を願うことと相なつた次第でございます。以下、法案の内容につきまして大要を御説明申し上げます。

現行の家畜伝染病予防法は、今日まで数次の改正を経ているのでありますが、特に終戦後における社会経済情勢の急激かつ根本的な変化と、悪疫の恐るべき蔓延とによりまして、現行法に対する弥縫的な一部改正をもつてしては、もはや家畜防疫の徹底を期することはきわめて至難な事態と相なりましたので、この際一日も早くこれを全部改正し、もつて畜産の振興に貢献いたしたいと存ずるものであります。

改正点は多々ありますが、時間の関係もありまして、最も重要と思われる若干の点についてのみ説明いたしまするとと、まず最近の事態にかんがみ、対象家畜を拡張し、また法定伝染病に牛の流行性感冒、出血性敗血症、ニューカッスル病を加えたことであります。次に家畜移動証明の規定を緩和いたしまして、都道府県の区域を、防疫成績の向上に伴い都道府県以上の区域に広げ得る道を開き、またすべての獣医師が健康証明書を発行し得ることにいたしました。次に殺処分に対する手当金につきまして、適正な損失補償を行う観点から、その最高金額及び交付金の率を合理的な線に引上げました。なかんずく、馬の伝染性貧血症、牛の結核については、大幅の改訂を行いました。その他随所に重要な改正を行つておりまするが、詳細は法律案についてごらんを願いたいと存じます。

なお本案の施行に要する経費であります。現行法の規定に基く経費として、昭和二十六年度予算に二億一千六百万円の計上を見ておりまするが、新法の制定に伴いまして、約一億六千万円の追加を要することとなりました。この点、財政当局の御了解を得ております

二、参議院農林委員長報告（五月二十五日）

○羽生三七君　只今議題となりました家畜伝染病予防法案の農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

家畜伝染病予防法は大正十一年初めて制定せられ、その後累次の改正を経、特に昭和二十三年に相当大幅な改正が加えられて今日に至つているのであります。而してその間、新憲法の下、獣医、畜産及び公衆衛生その他各般の事項に亘つて行政上諸種の変革が行われ、且つ又畜産事情、特に家畜衛生事情の変化及び獣医学術の進歩に伴い、現状に即応して家畜防疫の徹底を期するため、現行法の全面的改正を行わんとするのが本法律案提案の趣旨であります。

而して改正の要点はおおむね次のようであります。即ち第一は、現行法において明文を欠いておりました法律の目的を明らかにするために、その目的を、寄生虫病を含む家畜の伝染性疾病の発生を予防し、蔓延を防止することによつて畜産の振興を図るものと規定し、第二は、最近における疾病の発生状況に鑑み、且つ又獣医学の進歩に伴つて、法定伝染病の種類及び該当する家畜の種類を追加改廃し、第三は、家畜飼養の実態に徴して手当金の交付等、特定の場合

ので、今後善処されることと信じます。この法律案の運用により、悪疫の蔓延を防止することができましたあかつきには、当然殺処分手当の引下げをも考慮すべきものと存ずる次第であります。

以上をもつて御報告を終ります。何とぞ御賛成を得たいと存じます。（拍手）

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

を除いては、一般に家畜及び物品等の管理者をしてこの法律における直接の義務者とし、第四は、伝染性疾病の発生予防を強化するため関係規定を整備すると共に、消毒の実施並びに斃獣取扱場及び家畜集合施設に対する制限の規定を新たに加え、第五は、家畜の移動証明制度について、現行法においては窮屈に過ぎる嫌いがありますので、これを改善して、家畜防疫の実効を失わない限り規定を緩和することとなし、第六は、家畜の伝染病の蔓延防止について現行の諸規定を現状に即するように改正し、特に省令で定められた牛馬の所有者は、結核病又は馬の伝染性貧血について都道府県知事が毎年少くとも一回実施することになつている検査を受けなければならないこととなし、第七は、獣医学の進歩と獣医師の技能の向上に対応して、家畜の防疫に関して極力獣医師を活用することとなし、第八は、最近における輸出入検疫の重要性に鑑み、輸出入検疫に関する規定を整備強化して輸出入検疫制度の確立に努め、第九は、国の都道府県に対する監督並びに協力に関する規定を設け、両者の関係を明確にして総合的な防疫体制の樹立を企図し、第十は、規定に従つて屠殺又は焼却その他の処分を受けた家畜又は物品の所有者に国から交付する手当金につきまして、適正な損失補償を行う観点から、交付率及び交付額の最高限度を改訂する等であります。

委員会におきましては、提案者及び政府当局に対し、家畜伝染病、特に馬の伝染性貧血の防疫対策、家畜疫病の検診技術の改善、家畜防疫員の性格及び機能、輸出入検疫の国際関係に及ぼす影響、家畜の伝染性疫病の発生予防及び蔓延防止措置の実施による家畜の所有者の負担増大とこれが軽減の対策、手当金の額の決定基準及び管理者の負担増大とこれが軽減の対策、手当金の額の決定基準及び家畜価格の変動に伴うこれが適正化、必要経費予算確保の実現性、地方公共団体における必要経費負担限度及び不足補塡対策、罰則規定の適否等に関して質疑が行われ、慎重な審議が遂げられたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ることを御了承願いたいのであります。

かくて質疑を終り、討論に入り、片柳委員から、本法施行に必要な経費予算を確保すること、家畜伝染病、特に馬の伝染性貧血の防疫対策を確立し、なお必要な血清は努めて国で製造供給すること、及び輸出入検疫に当り国際関係に対し慎重な考慮を払うべきこと等の要望を付して賛成があり、続いて採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第でございます。

以上御報告申上げます。

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

（昭和二六、五、三一、法一六七（衆））

一、提案理由（五月九日）

○押谷委員　ただいま議題になりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現在執行吏につきましては、一般公務員の場合と同様に、昭和二十五年十二月三十一日以前に退職した者に対しては、六千三百七円ベースに基く恩給が支給されておりますが、一般公務員につきましては、今国会に別途提案されております恩給法の一部を改正する法律案によりまして、この種の者に対しても、昭和二十六年一月分以降七千九百八十一円ベースに基く恩給が支給されることとなりますので、執行吏につきましても、これと歩調を合せ、昭和二十六年一月分以降同ベースに基き、恩給年額を、八万一千円を俸給年額とみなして算出した年額に改正する必要があるのであります。

次に、民事調停法案の提案要旨を申し上げます。

御承知の通り、調停制度は、民事上の紛争につき、公正な裁判所をして当事者間をあつせん、調停させ、当事者の互譲により、低廉、簡易、迅速に、条理にかない、実情に即した紛争の解決をはかろうとするものであります。現在調停には、借地借家調停、小作調停、商事調停、金銭債務臨時調停、鉱害調停、民事特別調停、家事調停など各種のものがありますが、これらに関する各法律は、大正十一年以来、いずれもそのときどきの需要に応じて逐次制定せられたものでありまして、かように類似した制度が多数ありますことは煩瑣に過ぎますので、本法案は、各種調停法規を整理統合いたし、かつ若干の改正を加え、調停手続に関する単行法を制定しようとするのであります。もつとも、家事調停はこの範囲から除外いたしました。

本案の内容を簡単に申し上げますと、

一、各種調停に通ずる一般規定と、数種の調停に関する特別規定

二、衆議院法務委員長報告（五月十七日）

○安倍俊吾君　ただいま議題と相なりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、提案者衆議院議員押谷富三君外二名及び民事調停法案、提案者衆議院議員鍛冶良作君外三名の二法案につきまして、提案の要旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在執行吏につきましては、一般公務員と同様に、昭和二十五年十二月三十一日以前に退職した者に対しては、六千三百七円ベースに基く恩給が支給されておりますが、一般公務員につきましては、今国会に別途提案されております恩給法の一部を改正する法律案によりまして、この種の者に対しても、昭和二十六年一月分以降七千九百八十一円ベースに基く恩給が支給されることとなりますので、執行吏につきましても、これと歩調を合わせ、昭和二十六年一月分以降同ベースに基き、恩給年額を、八万一千円を俸給年額とみなして算出した年額に改正する必要があるのであります。以上が本法案提出の要旨であります。

次に、民事調停法案の提案要旨を申し上げます。

御承知の通り、調停制度は、民事上の紛争につき、公正な裁判所をして当事者間をあつせん、調停させ、当事者の互譲により、低廉、簡易、迅速に、条理にかない、実情に即した紛争の解決をはかろうとするものであります。現在調停には、借地借家調停、小作調停、商事調停、金銭債務臨時調停、鉱害調停、民事特別調停、家事調停など各種のものがありますが、これらに関する各法律は、大正十一年以来、いずれもそのときどきの需要に応じて逐次制定せられたものでありまして、かように類似した制度が多数ありますことは煩瑣に過ぎますので、本法案は、各種調停法規を整理統合いたし、かつ若干の改正を加え、調停手続に関する単行法を制定しようとするのであります。もつとも、家事調停はこの範囲から除外いたしました。

本案の内容を簡単に申し上げますと、

一、各種調停に通ずる一般規定と、数種の調停に関する特別規定

とにわけ、その重要なものを法律で規定いたし、他は最高裁判所の規則の定めるところに委任し、運用上の便宜をはかつたこと。

二、調停は調停委員会で行うことを本則とし、調停委員会の調停に対する裁判所の認可の制度を廃止したこと。

三、裁判所だけでなく、調停委員会も、調停のため特に必要があるとき、調停前の措置として必要な事項を命じ得ることとしたこと。

四、いわゆる調停にかわる裁判は、異議の申立てによつてその効力を失うこととしたこと。

五、調停不成立の場合に、一定期間内に訴えの提起があれば、調停申立てのときに訴えの提起があつたものとみなす等、誠実な調停申立人を保護することとしたこと。

六、受訴裁判所は、事件について争点及び証拠の整理が完了した後は、当事者の合意がない限り、職権で事件を調停に付することができないこととしたこと。

七、商事事件及び鉱害事件については、仲裁判断の趣旨を取入れた規定を設けたこと。

等であります。

さて当委員会におきましては、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対しては、質疑を省略し、各党から賛成の討論があり、裁決の結果、原案通り全会一致をもつて可決いたしました。

次に民事調停法案に対しましては、質疑に入りましたところ、各派共同提案として次の修正意見が出たのであります。

すなわち第一点は、第十条第二項の調停申立ての手数料は、調停を求める事項の価額千円につき二十円を越えない範囲とあるのを十円に改めました。

第二点は、第十二条におきまして、「現状の変更又は物の処分の禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ずることができる。」といたし、かつこの命令は執行力を有しないという第二項を附加したものであります。

かくて、右修正案及び修正部分を除く原案につきまして採決いたしましたところ、それ〴〵全会一致をもつて可決された次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院法務委員長報告（五月二十五日）

○宮城タマヨ君　只今上程されました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会におきましての審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

裁判所の執行吏で昭和二十五年十二月三十一日以前に退職した者に対する恩給は、現在一般公務員の場合と同様に六千三百七円ベースに基いて算出して支給されているのでございます。ところが一般公務員につきましては、今国会に提案せられ、成立を見た恩給法の一部を改正する法律によりまして、昭和二十六年一月分以降七千九百八十一円ベースに基く恩給が支給されることとなりましたのでございます。で、執行吏に対しましても、これと同様に、昭和二十六年一月分以降七千九百八十一円ベースに基き算出した恩給を支給する必要があるというのでございます。本法案は以上の趣旨に基き訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律に所要の改正を加えるものでございます。

委員会におきましては慎重に審議いたしましたが、その詳細は速記録によつて御了承願うことといたします。討論省略の上、採決いたしました結果は、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしましたのでございます。

以上御報告申上げます。（拍手）

◎生活保護法の一部を改正する法律

（昭和二六、五、三一、法一六八）

一、提案理由（五月十八日）

（検疫法の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院厚生委員長報告（五月二十五日）

○青柳一郎君　ただいま議題となりました生活保護法の一部を改正する法律案、児童福祉法の一部を改正する法律案及び身体障害者福祉法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

生活保護法の一部を改正する法律

さきに今国会において制定せられました社会福祉事業法により、社会福祉に関する事務所の制度が創設せられたのでありましたが、この三法案は、いずれもこれに伴いまして既存諸機関との調整をはかるための措置を講ずるほか、それ〴〵若干の改正を行わんとするものであります。

その内容のおもなる点を申し上げますれば、まず生活保護法の一部を改正する法律案においては、第一は、現在市町村長が保護の実施機関となつておるのを、これを福祉事務所を管理する都道府県知事及び市町村長とすることであります。第二は、福祉事務所を設置しない町村長は、保護の実施機関が行う保護事務の執行を適切ならしめるために、緊急の場合これにかわつて保護を行い、また一定範囲の事項についてこれに協力すべき義務を規定することであります。第三は、現在は保護費等の支弁は市町村が行うものとされていますが、これを、保護を行う都道府県または市町村が行うものとすることであります。第四は、現在保護費等については国が八割、都道府県及び市町村がそれ〴〵一割を負担しておりますが、これを、保護費を支弁した都道府県または市町村がそれ〴〵二割を負担することといたしておるのであります。第五は、現在保護施設は都道府県、市町村以外は公益法人が設置し得ることになつておりますが、社会福祉事業法によつて社会福祉法人という特別法人がつくられることになりましたので、この社会福祉法人のみが保護施設を設置し得るようにいたしているのであります。

次に児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げますれ